

# 福生市地域防災計画 新旧対照表

## 第1編 総則

章	節	頁	現行	修正	理由
1	1	1	<b>1 計画の目的</b> この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福生市（以下「市」という。）に係る防災対策に関し、福生市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくものとする。	<b>1 計画の目的</b> この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福生市に係る防災対策に関し、福生市防災会議が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。	第2章 計画の基本方針に記載
1	1	1	<b>2 計画の位置づけ</b> この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。	<b>2 計画の位置付け</b> この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する福生市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。	語句の適正
1	1	1	<b>3 計画の修正</b> この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を市防災会議（事務局：福生市安全安心まちづくり課）に提出する。修正の手順については次のとおりである。 (1) 市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。 (2) 市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、地域防災計画修正原案を作成する。 (3) 防災会議は、地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。 (4) 防災会議は地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。	<b>3 計画の修正</b> この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を福生市防災会議（事務局：福生市防災危機管理課）に提出する。修正の手順については次のとおりである。 (1) 福生市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。 (2) 福生市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、福生市地域防災計画修正原案を作成する。 (3) 福生市防災会議は、福生市地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。 (4) 福生市防災会議は福生市地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。	語句の適正
1	1	1	<b>4 計画の習熟</b> 各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた防災訓練等を実施し、本計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。	<b>4 計画の習熟</b> 各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた防災訓練等を実施し、この計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。	語句の適正
1	1	1	<b>5 計画の構成</b> 本計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他災害対策計画」及び「資料編」から構成する。	<b>5 計画の構成</b> この計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他災害対策計画」及び「資料編」から構成する。	語句の適正
1	1	1		<b>6 活動体制の経過措置</b> この計画の活動体制については、令和6年4月1日時点の福生市の組織に基づいたものとし、同日前においては、その時点のこれに対応する部署が所掌するものとする。	令和6年4月1日付けの福生市組織改正への対応
1	2	2	<b>1 都市の概要</b> <b>(2) 人口・世帯の動向</b> 福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和30年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃からはほぼ横ばいとなり、平成20年頃からやや減少傾向になっている。平成30年11月1日の総人口は58,403人（住民基本台帳及び外国人登録）で、世帯数は30,596世帯、1世帯当たりの人員は1.91人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、平成30年では約2.4倍となっている。	<b>1 都市の概要</b> <b>(2) 人口・世帯の動向</b> 福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和30年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃からはほぼ横ばいとなり、平成20年頃頃からやや減少傾向になっている。令和6年1月1日の総人口は56,512人（住民基本台帳）で、世帯数は31,022世帯、1世帯当たりの人員は1.82人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、令和6年では約2.84倍となっている。	最新データへの更新
1	2	2	<b>(3) 都市構造</b> 市街地は福生駅を中心として市の全域に広がる。市街化区域の約8割が住居系用途で占められ、特に、第1種低層住居専用地域の割合が最も多く、市街化区域全体の約44%を占めている。主要幹線道路は、国道16号、奥多摩・新奥多摩街道、五日市街道の3本が走っている。このうち、国道16号、	<b>(3) 都市構造</b> 市街地は福生駅を中心として市の全域に広がる。市街化区域の約8割が住居系用途で占められ、特に、第1種低層住居専用地域の割合が最も多く、市街化区域全体の約44%を占めている。主要幹線道路は、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道、五日市街道の4本が走っている。このうち、国道16号、	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由
			奥多摩・新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で一般都道5路線及び市道が走っている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。	奥多摩街道、新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で都道5路線及び市道が走っている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。	
1	2	2	<b>2 自然条件</b> <b>(1) 地形・地質</b> 市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に存在する。本地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。 地質構成は第三系の加住礫層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘礫層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なる。下位段丘面では礫層上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿いの沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。	<b>2 自然条件</b> <b>(1) 地形・地質</b> 市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に存在する。この地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。 地質構成は第三系の加住れき層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘れき層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なる。下位段丘面ではれき層上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿いの沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。	語句の適正
1	2	2	<b>(2) 気象</b> 福生市近辺の年平均気温は14.4℃前後（ <u>気象観測メッシュ気候値〈気象庁〉30年間観測値</u> ）で都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1600mm程度である。本市での観測値（福生市本町5番地：福生市庁舎屋上）としては、平成29年11月1日～平成30年10月31日の1年間の降水量は1326.5mm、降水量が最も多かった9月の月降水量は425mm、1日最大雨量は79.5mm（9月30日）であった。 <b>【段丘区分と地質断面の概略図】</b> <図略>	<b>(2) 気象</b> 福生市近辺の年平均気温は14.3℃前後（ <u>青梅観測点 30年間値の平均</u> ）で都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1,563mm（ <u>青梅観測点 30年間値の平均</u> ）である。 <b>【段丘区分と地質断面の概略図】</b> <図略>	最新データへの更新
1	3	3	<b>1 地震災害の可能性</b> <b>(1) 関東地方の地震の状況</b> <略> また、200～300年間隔で発生する関東大地震クラス（ <u>1923年</u> 、マグニチュード(以下「M」と表記)7.9)の地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生することが知られており、こうしたタイプの地震の切迫性が指摘されている。（※今後30年以内での関東地域でのM6.8以上の地震発生確率は50～60%程度：地震調査研究推進本部） 福生市に近い立川断層帯（長さ約33km）は、市の北部2km程度に北西－南東方向に延びており、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（ <u>平成29年3月3日</u> ）によれば、立川断層帯の平均活動間隔は1万年～1万5千年程度、今後30年以内の地震発生確率は0.5－2.0%としているが、平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなっている可能性があるとしている。 <b>【立川断層帯】</b> <図略>	<b>1 地震災害の可能性</b> <b>(1) 関東地方の地震の状況</b> <略> また、200～300年間隔で発生する関東大地震クラス（ <u>大正12年</u> 、マグニチュード(以下「M」と表記)7.9)の地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生することが知られており、こうしたタイプの地震の切迫性が指摘されている。（※今後30年以内での関東地域でのM6.8以上の地震発生確率は70%程度：地震調査研究推進本部） 福生市に近い立川断層帯（長さ約33km）は、市の北部2km程度に北西－南東方向に延びており、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（ <u>令和5年1月13日</u> ）によれば、立川断層帯の平均活動間隔は1万年～1万5,000年程度、今後30年以内の地震発生確率は0.5－2.0%としているが、平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなっている可能性があるとしている。 <b>【立川断層帯】</b> <図略>	語句の適正
1	3	4	<b>(2) 東京都の被害想定の見直し</b> <u>平成23年3月11日に、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった東日本大震災が発生した。この震災により、震源から遠く離れた都内においても液状化や多くの帰宅困難者が発生するなどの被害が発生したことから、東京都では東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震などへの備えを講じていくため、「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年5月）を、国による被害想定</u> <u>の検討に先駆けて見直し、平成24年4月「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u> <u>この見直しは、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実際に即した被害想定として、従来の首都直下地震を再検証するとともに活断層で発生する「立川断層帯地震」及び海溝型の「元禄型関東地震」も追加され、福生市の地震による被害想定が大きく変更となった。</u> <u>さらに、M9クラスの巨大地震の被害像を示すため、発生確率が高いと懸念される東海地震、南海地震、南海地震を包括する南海トラフを震源域とした「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月）を公表した。</u>	削除	東京都地震被害想定の見直し
1	3	4	<b>(3) 地震災害の履歴</b> 福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震においては、震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。	<b>(2) 地震災害の履歴</b> 福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（ <u>東日本大震災</u> ）においては、震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由																																				
1	3	4	<p><b>【地震災害の履歴】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>地震名</th> <th>被害の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1923年(大正12年)9月1日</td> <td>関東大地震(関東大震災)</td> <td>西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)</td> </tr> <tr> <td>2011年(平成23年)3月11日</td> <td>東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)</td> <td>東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地震名	被害の概要	1923年(大正12年)9月1日	関東大地震(関東大震災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)	2011年(平成23年)3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)	<p><b>【地震災害の履歴】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>地震名</th> <th>被害等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大正12年9月1日</td> <td>大正関東地震(関東大震災)</td> <td>西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月11日</td> <td>東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)</td> <td>東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地震名	被害等の概要	大正12年9月1日	大正関東地震(関東大震災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)	平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)	語句の適正																		
年月日	地震名	被害の概要																																							
1923年(大正12年)9月1日	関東大地震(関東大震災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)																																							
2011年(平成23年)3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)																																							
年月日	地震名	被害等の概要																																							
大正12年9月1日	大正関東地震(関東大震災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたにとどまっている(多摩川誌) ※福生市での被害の記述はなし(福生市史)																																							
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度4を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入れ要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施(総避難者数126人、ピークは平成23年3月12日午前4時の92人、12日午前7時まで開設)																																							
1	3	5	<p><b>(4) 地震による被害の可能性</b></p> <p>福生市は台地など良好な地盤がほとんどを占め、多摩川沿いの低地においても軟弱層厚が薄いことから、多摩川下流の沖積平野等に比べ地震動の増幅は小さい。しかし、震源距離が近い大規模地震が発生した場合は、地盤の性質に<b>関</b>わらず強震動となり大きな被害を受ける。こうしたケースとしては、関東地方南部のいずれかにおいて発生が懸念されるプレート境界・プレート内の浅い地震及び発生頻度は極めて低いものの直近にある立川断層帯での地震等が挙げられる。</p> <p>福生市での被害としては、①地震動による建物等の倒壊、②低地部での地盤の液状化による被害、③盛土部等での地割れの形成に伴う被害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部については、<b>礫</b>分が多い<b>砂礫</b>質の土質であり液状化の危険性が特に高いとはいえない。しかし、旧河道を埋土した箇所、盛土した箇所地下水位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化や地割れに伴う被害を受ける危険がある。</p>	<p><b>(3) 地震による被害の可能性</b></p> <p>福生市は台地など良好な地盤がほとんどを占め、多摩川沿いの低地においても軟弱層厚が薄いことから、多摩川下流の沖積平野等に比べ地震動の増幅は小さい。しかし、震源距離が近い大規模地震が発生した場合は、地盤の性質に<b>か</b>かわらず強震動となり大きな被害を受ける。こうしたケースとしては、関東地方南部のいずれかにおいて発生が懸念されるプレート境界・プレート内の浅い地震及び発生頻度は極めて低いものの直近にある立川断層帯での地震等が挙げられる。</p> <p>福生市での被害としては、①地震動による建物等の倒壊、②低地部での地盤の液状化による被害、③盛土部等での地割れの形成に伴う被害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部については、<b>れ</b>き分が多い<b>砂れき</b>質の土質であり液状化の危険性が特に高いとはいえない。しかし、旧河道を埋土した箇所、盛土した箇所地下水位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化や地割れに伴う被害を受ける危険がある。</p>	語句の適正																																				
1	3	5	<p><b>2 風水害の可能性</b></p> <p><b>(1) 降雨状況</b></p> <p>福生市周辺の降雨状況については、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所(アメダス)のデータから計算すると、1時間降水量が30mmを超える降雨の再現期間は2年程度に1回、50mmを超える降雨は5年程度に1回、80mmを超える降雨は30年程度に1回と推計される。</p>	<p><b>2 風水害の可能性</b></p> <p><b>(1) 降雨状況</b></p> <p>福生市周辺の降雨状況については、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所(アメダス)の<b>最近10年間の日降雨量</b>データによると、1時間降水量が30mmを超えた日は20日、50mmを超えた日は2日、80mmを超えた日は1日であった。</p>	最新データへの更新																																				
1	3	5	<p><b>(2) 風水害の履歴</b></p> <p>福生市における近年の水害・土砂災害の既往の災害は、次のとおりである。</p> <p><b>【風水害の履歴】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>要因</th> <th>福生市での被害及び気象概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1983年(昭和58年)8月17日</td> <td>台風5・6号</td> <td>台風5・6号による大雨。 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>1988年(昭和63年)8月12日</td> <td>大雨</td> <td>大雨による石垣の崩壊が福生市福生574-3、4で発生。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)</td> </tr> <tr> <td>1991年(平成3年)8月21日</td> <td>大雨</td> <td>大雨で多摩川増水。 福生南公園、多摩川中央公園冠水。(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>1991年(平成3年)9月19日</td> <td>大雨</td> <td>大雨で多摩川増水。 多摩川中央公園冠水。(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>2001年(平成13年)9月11日</td> <td>台風15号</td> <td>福生南公園、多摩川中央公園冠水。 小河内観測所の総雨量649mm。</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	要因	福生市での被害及び気象概況	1983年(昭和58年)8月17日	台風5・6号	台風5・6号による大雨。 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)	1988年(昭和63年)8月12日	大雨	大雨による石垣の崩壊が福生市福生574-3、4で発生。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)	1991年(平成3年)8月21日	大雨	大雨で多摩川増水。 福生南公園、多摩川中央公園冠水。(災害記録)	1991年(平成3年)9月19日	大雨	大雨で多摩川増水。 多摩川中央公園冠水。(災害記録)	2001年(平成13年)9月11日	台風15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水。 小河内観測所の総雨量649mm。	<p><b>(2) 風水害の履歴</b></p> <p>福生市における近年の水害・土砂災害の既往の災害は、次のとおりである。</p> <p><b>なお、被害には、雨水排水施設の詰まり等が原因で発生する床下・床上浸水等は、含まない。</b></p> <p><b>【風水害の履歴】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>要因</th> <th>被害等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和58年8月17日</td> <td>台風第5・6号</td> <td>台風第5・6号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>昭和63年8月12日</td> <td>大雨</td> <td>大雨による石垣の崩壊が<b>大字</b>福生574番地3、4で発生した。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)</td> </tr> <tr> <td>平成3年8月21日</td> <td>大雨</td> <td>大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>平成3年9月19日</td> <td>大雨</td> <td>大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水(災害記録)</td> </tr> <tr> <td>平成13年9月11日</td> <td>台風第15号</td> <td>福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	要因	被害等の概要	昭和58年8月17日	台風第5・6号	台風第5・6号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)	昭和63年8月12日	大雨	大雨による石垣の崩壊が <b>大字</b> 福生574番地3、4で発生した。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)	平成3年8月21日	大雨	大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)	平成3年9月19日	大雨	大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水(災害記録)	平成13年9月11日	台風第15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm	語句の適正 履歴の追加
年月日	要因	福生市での被害及び気象概況																																							
1983年(昭和58年)8月17日	台風5・6号	台風5・6号による大雨。 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)																																							
1988年(昭和63年)8月12日	大雨	大雨による石垣の崩壊が福生市福生574-3、4で発生。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)																																							
1991年(平成3年)8月21日	大雨	大雨で多摩川増水。 福生南公園、多摩川中央公園冠水。(災害記録)																																							
1991年(平成3年)9月19日	大雨	大雨で多摩川増水。 多摩川中央公園冠水。(災害記録)																																							
2001年(平成13年)9月11日	台風15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水。 小河内観測所の総雨量649mm。																																							
年月日	要因	被害等の概要																																							
昭和58年8月17日	台風第5・6号	台風第5・6号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)																																							
昭和63年8月12日	大雨	大雨による石垣の崩壊が <b>大字</b> 福生574番地3、4で発生した。(災害記録 昭和63年崖崩れ関係)																																							
平成3年8月21日	大雨	大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)																																							
平成3年9月19日	大雨	大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水(災害記録)																																							
平成13年9月11日	台風第15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm																																							

章	節	頁	現行	修正	理由																																							
			<table border="1"> <tr> <td>2002年(平成14年)10月1日</td> <td>台風21号</td> <td>降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水。(京浜河川事務所出水情報)</td> </tr> <tr> <td>2003年(平成15年)8月8日～9日</td> <td>台風10号</td> <td>中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等。</td> </tr> <tr> <td>2007年(平成19年)9月7日</td> <td>台風9号</td> <td>台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の南公園及び中央公園が被災した。</td> </tr> <tr> <td>2008年(平成20年)8月28日</td> <td>大雨</td> <td>多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測。ポンプ故障のため床下浸水1件、店舗1件が浸水、落雷により火災警報器の誤作動が1件。</td> </tr> <tr> <td>2016年(平成28年)8月22日</td> <td>台風9号</td> <td>午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測。その影響により床上浸水2件、床下浸水3件、公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。</td> </tr> <tr> <td>2018年(平成30年)9月30日</td> <td>台風24号</td> <td>八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。</td> </tr> </table>	2002年(平成14年)10月1日	台風21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水。(京浜河川事務所出水情報)	2003年(平成15年)8月8日～9日	台風10号	中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等。	2007年(平成19年)9月7日	台風9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の南公園及び中央公園が被災した。	2008年(平成20年)8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測。ポンプ故障のため床下浸水1件、店舗1件が浸水、落雷により火災警報器の誤作動が1件。	2016年(平成28年)8月22日	台風9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測。その影響により床上浸水2件、床下浸水3件、公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。	2018年(平成30年)9月30日	台風24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。	<table border="1"> <tr> <td>平成14年10月1日</td> <td>台風第21号</td> <td>降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水(京浜河川事務所出水情報)</td> </tr> <tr> <td>平成15年8月8日～9日</td> <td>台風第10号</td> <td>多摩川中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月7日</td> <td>台風第9号</td> <td>台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。</td> </tr> <tr> <td>平成20年8月28日</td> <td>大雨</td> <td>多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測した。床下浸水1件、落雷により火災警報器の誤作動が1件</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月22日</td> <td>台風第9号</td> <td>午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測した。公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。</td> </tr> <tr> <td>平成30年9月30日</td> <td>台風第24号</td> <td>八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測した。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月11日～12日</td> <td>台風第19号</td> <td>静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園地区全域3,493世帯、6,814人に避難指示を発令し、最大1,571人が避難所に避難した。</td> </tr> </table>	平成14年10月1日	台風第21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水(京浜河川事務所出水情報)	平成15年8月8日～9日	台風第10号	多摩川中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等	平成19年9月7日	台風第9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。	平成20年8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測した。床下浸水1件、落雷により火災警報器の誤作動が1件	平成28年8月22日	台風第9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測した。公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。	平成30年9月30日	台風第24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測した。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。	令和元年10月11日～12日	台風第19号	静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園地区全域3,493世帯、6,814人に避難指示を発令し、最大1,571人が避難所に避難した。	
2002年(平成14年)10月1日	台風21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水。(京浜河川事務所出水情報)																																										
2003年(平成15年)8月8日～9日	台風10号	中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等。																																										
2007年(平成19年)9月7日	台風9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の南公園及び中央公園が被災した。																																										
2008年(平成20年)8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測。ポンプ故障のため床下浸水1件、店舗1件が浸水、落雷により火災警報器の誤作動が1件。																																										
2016年(平成28年)8月22日	台風9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測。その影響により床上浸水2件、床下浸水3件、公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。																																										
2018年(平成30年)9月30日	台風24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。																																										
平成14年10月1日	台風第21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2カ所で敷地内冠水(京浜河川事務所出水情報)																																										
平成15年8月8日～9日	台風第10号	多摩川中央公園等の立ち木に被害、第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等																																										
平成19年9月7日	台風第9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。																																										
平成20年8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測した。床下浸水1件、落雷により火災警報器の誤作動が1件																																										
平成28年8月22日	台風第9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測した。公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。																																										
平成30年9月30日	台風第24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測した。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。																																										
令和元年10月11日～12日	台風第19号	静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園地区全域3,493世帯、6,814人に避難指示を発令し、最大1,571人が避難所に避難した。																																										
1	3	6	<p>(3) 風水害(土砂災害)の可能性</p> <p>ア 多摩川の氾濫</p> <p>福生市では、小河内ダム(昭和32年竣工)の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年以降には外水氾濫は発生していない。しかし、数十～百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいえず、洪水となることも考えられる。特に、多摩川沿いの低地部で、陸橋より下流側(福生南公園一帯)は、堤防が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。</p> <p>〈略〉</p> <p>ウ 段丘崖のがけ崩れ</p> <p>土砂災害については、段丘崖のがけ崩れが挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。がけ崩れは、総雨量がおおむね100mmを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急激に崩れるため崖下は致命的な被害を受けやすい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急であるとともに、豪雨時には加住礫層上位の滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。</p>	<p>(3) 風水害(土砂災害)の可能性</p> <p>ア 多摩川の氾濫</p> <p>福生市では、小河内ダム(昭和32年しゅん工)の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年以降には外水氾濫は発生していない。しかし、数十～百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいえず、洪水となることも考えられる。特に、多摩川沿いの低地部で、陸橋より下流側(福生南公園一帯)は、堤防が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。</p> <p>〈略〉</p> <p>ウ 段丘崖の崖崩れ</p> <p>土砂災害については、段丘崖の崖崩れが挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。崖崩れは、総雨量がおおむね100mmを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急激に崩れるため崖下は致命的な被害を受けやすい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急であるとともに、豪雨時には加住れき層上位の滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。</p>	語句の適正																																							
1	4	7	<p>1 地震に関する被害想定</p> <p>「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月東京都)及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」(平成25年5月東京都)では、福生市の被害を次のように想定している。</p>	<p>1 地震に関する被害想定</p> <p>「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月東京都防災会議)及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」(平成25年5月東京都防災会議)では、福生市の被害を次のように想定している。</p>	東京都地震被害想定の見直し																																							
1	4	7	<p>(1) 首都直下地震等による被害想定概要</p> <p>ア 前提条件</p> <p>(ア) 想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>多摩直下地震</td> <td>元禄型関東地震</td> <td>立川断層帯地震</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td>東京湾北部</td> <td>東京都多摩地域</td> <td>神奈川県西部</td> <td>東京都多摩地域</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容				種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震	震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域	<p>(1) 首都直下地震等による被害想定概要</p> <p>ア 前提条件</p> <p>(ア) 想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>都心南部直下地震</td> <td>多摩東部直下地震</td> <td>大正関東地震</td> <td>立川断層帯地震</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td colspan="4">M7.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">M8クラス</td> <td colspan="2">M7.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容				種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震	規模	M7.3					M8クラス		M7.4		東京都地震被害想定の見直し				
項目	内容																																											
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震																																								
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域																																								
項目	内容																																											
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震																																								
規模	M7.3																																											
	M8クラス		M7.4																																									

章	節	頁	現行				修正				理由																								
			規模	M7.3	M8.2	M7.4	発生確率	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)	今後30年以内0～6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内0.5～2%																									
			震源深さ	20km～35km	0km～30km	2km～20km																													
1	4	7	(イ) 気象条件等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>時刻</th> <th>風</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冬</td> <td>朝5時</td> <td rowspan="3">4m/s 8m/s</td> <td>a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による<b>圧</b>死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</td> </tr> <tr> <td>昼12時</td> <td>a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝5時と比較して少ない。</b></td> </tr> <tr> <td>夕18時</td> <td>a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため<b>多数の人が滞留</b> c ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</td> </tr> </tbody> </table>				季節	時刻	風	想定される被害	冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による <b>圧</b> 死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。	昼12時	a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝5時と比較して少ない。</b>	夕18時	a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため <b>多数の人が滞留</b> c ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。	(イ) 気象条件等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th>時刻</th> <th>風</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冬</td> <td>朝5時</td> <td rowspan="3">4m/s 8m/s</td> <td>a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</td> </tr> <tr> <td>昼12時</td> <td>a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<b>看板等の</b>落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</b> <b>c 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</b></td> </tr> <tr> <td>夕18時</td> <td>a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため<b>滞留者が多数存在する。</b> c ビル倒壊や<b>看板等の</b>落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</td> </tr> </tbody> </table>				季節	時刻	風	想定される被害	冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。	昼12時	a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、 <b>看板等の</b> 落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</b> <b>c 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</b>	夕18時	a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため <b>滞留者が多数存在する。</b> c ビル倒壊や <b>看板等の</b> 落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。	東京都地震被害想定 の更新
季節	時刻	風	想定される被害																																
冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による <b>圧</b> 死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。																																
	昼12時		a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝5時と比較して少ない。</b>																																
	夕18時		a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため <b>多数の人が滞留</b> c ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。																																
季節	時刻	風	想定される被害																																
冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。																																
	昼12時		a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、 <b>看板等の</b> 落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <b>b 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</b> <b>c 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</b>																																
	夕18時		a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため <b>滞留者が多数存在する。</b> c ビル倒壊や <b>看板等の</b> 落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。																																
1	4	7	イ <b>想定結果の概要</b> 福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、多摩東部直下地震で6強、大正関東地震で6強、立川断層帯地震で7が想定された。 液状化危険度は、多摩川と玉川上水に <b>はさまれた</b> 土地で「低い」、その他の土地では、「極めて低い」と想定された。 <u>(ア) 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。</u> <u>(イ) 建物被害</u> <u>東京湾北部地震、多摩直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。</u> <u>元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。</u> <u>立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。</u> <u>(ウ) 死亡はゆれを原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。</u> <u>(エ) 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。</u> <u>ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送道路の渋滞も発生する。</u> <u>(オ) ライフラインは、東京湾北部地震及び多摩直下地震では、区部東部に被害が多い。</u> <u>元禄型関東地震では、区部南部や多摩南部に被害が多い。</u> <u>立川断層帯地震では、震源域を中心に被害が多い。</u> <u>(カ) 避難者は、東京湾北部地震が最大となり、約339万人の避難者が発生する。</u> <u>(キ) 鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。</u> <u>(ク) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。</u> <u>(ケ) 津波被害は、東京湾北部地震及び元禄型関東地震のいずれの地震においても、河川及び海岸の堤防を越えるような津波高はなく、福生市においては想定しない。</u>				イ <b>地震動・液状化</b> 福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、多摩東部直下地震で6強、大正関東地震で6強、立川断層帯地震で7が想定された。 液状化危険度は、多摩川と玉川上水に <b>挟まれた</b> 土地で「低い」、その他の土地では、「極めて低い」と想定された。				東京都地震被害想定 の見直し																								

章	節	頁	現行	修正	理由																				
1	4	7	<p>ウ <a href="#">福生市における被害想定</a></p> <p><b>【福生市の被害想定的前提】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>59,796 人</td> </tr> <tr> <td>昼間人口(人)</td> <td>52,442 人</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td>15,106 棟</td> </tr> <tr> <td>  木造</td> <td>11,631 棟</td> </tr> <tr> <td>  非木造</td> <td>3,475 棟</td> </tr> </table>	夜間人口(人)	59,796 人	昼間人口(人)	52,442 人	建物棟数	15,106 棟	木造	11,631 棟	非木造	3,475 棟	<p>ウ <a href="#">人的・物的被害</a></p> <p><a href="#">福生市で想定された被害は、次のとおりである。</a></p> <p><b>【福生市の被害想定的前提】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>56,414 人</td> </tr> <tr> <td>昼間人口(人)</td> <td>52,564 人</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td>14,927 棟</td> </tr> <tr> <td>  木造</td> <td>11,683 棟</td> </tr> <tr> <td>  非木造</td> <td>3,244 棟</td> </tr> </table>	夜間人口(人)	56,414 人	昼間人口(人)	52,564 人	建物棟数	14,927 棟	木造	11,683 棟	非木造	3,244 棟	東京都地震被害想定の見直し
夜間人口(人)	59,796 人																								
昼間人口(人)	52,442 人																								
建物棟数	15,106 棟																								
木造	11,631 棟																								
非木造	3,475 棟																								
夜間人口(人)	56,414 人																								
昼間人口(人)	52,564 人																								
建物棟数	14,927 棟																								
木造	11,683 棟																								
非木造	3,244 棟																								
1	4	9	(ア) <a href="#">東京湾北部地震</a> 〈表略〉	(ア) <a href="#">都心南部直下地震</a> 〈表略〉 差し替え	東京都地震被害想定の見直し																				
1	4	10	(イ) <a href="#">多摩直下地震</a> 〈表略〉	(イ) <a href="#">多摩東部直下地震</a> 〈表略〉 差し替え	東京都地震被害想定の見直し																				
1	4	11	(ウ) <a href="#">元禄型関東地震</a> 〈表略〉	(ウ) <a href="#">大正関東地震</a> 〈表略〉 差し替え	東京都地震被害想定の見直し																				
1	4	12	(エ) 立川断層帯地震 〈表略〉	(エ) 立川断層帯地震 〈表略〉 差し替え	東京都地震被害想定の見直し																				
1	4	13	<p><b>2 水害に関する被害想定</b></p> <p>国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（多摩川流域2日間の総雨量588mm）による多摩川の「洪水浸水想定区域図」（平成28年5月30日）を作成・公表している。これによると本市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園1丁目付近では最大5m～10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。</p> <p>なお、平成30年現在は福生市で5箇所が重要水防箇所として指定されている。</p> <p>〈略〉</p>	<p><b>2 水害に関する被害想定</b></p> <p><a href="#">(1) 外水氾濫</a></p> <p>国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨（多摩川流域2日間の総雨量588mm）による多摩川の「洪水浸水想定区域図」（平成28年5月30日）を作成・公表している。これによると福生市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園2丁目付近では最大5m～10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。</p> <p>なお、令和5年現在は福生市で9か所が重要水防箇所として指定されている。</p> <p>〈略〉</p>	語句の適正 最新データへの更新																				
1	4	14	<p><b>【被害予想】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難人口・世帯数</td> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>瓦礫発生量</td> <td>44,584 トン</td> <td>浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害	備考	避難人口・世帯数	〈略〉	〈略〉	瓦礫発生量	44,584 トン	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。	<p><b>【被害予想】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難人口 世帯数</td> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>がれき発生量</td> <td>44,584 t</td> <td>浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害	備考	避難人口 世帯数	〈略〉	〈略〉	がれき発生量	44,584 t	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。	語句の適正		
項目	被害	備考																							
避難人口・世帯数	〈略〉	〈略〉																							
瓦礫発生量	44,584 トン	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。																							
項目	被害	備考																							
避難人口 世帯数	〈略〉	〈略〉																							
がれき発生量	44,584 t	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。																							
1	4	14	〈新規〉	<p><a href="#">(2) 内水氾濫</a></p> <p>福生市は、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm/h、総雨量690mm/d）により、下水道管等が雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域等をまとめ、「福生市内水浸水想定区域図」を作成している。</p> <p><b>【福生市内水浸水想定区域図】</b></p> <p>〈図略〉</p>	想定を追加																				
1	4	15	<p><b>3 土砂災害の危険箇所</b></p> <p>東京都建設局は<a href="#">土砂災害防止法</a>に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定している。本市では、「土砂災害特別警戒区域」14箇所及び「土砂災害警戒区域」17箇所箇所である。</p>	<p><b>3 土砂災害の危険箇所</b></p> <p>東京都建設局は<a href="#">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）</a>に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定している。福生市では、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所箇所である。</p>	語句の適正																				
1	4	15	<p><b>4 雪害</b></p> <p>平成26年2月、関東・甲信越・東北地方を中心に記録的な降雪を観測した「平成26年豪雪」により、日本各地で多くの人的・物的被害をもたらされた。</p> <p>本市内においても60cmの積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市機能における大雪に対する脆弱性が明らかとなった。</p> <p>そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。</p>	<p><b>4 雪害</b></p> <p>平成26年2月、関東・甲信越・東北地方を中心に記録的な降雪を観測した「平成26年豪雪」により、日本各地で多くの人的・物的被害をもたらされた。</p> <p>福生市内においても60cmの積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市機能における大雪に対する脆弱性が明らかとなった。</p> <p>そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。</p>	語句の適正																				

章	節	頁	現行	修正	理由												
1	4	16	<p><b>5 原子力災害</b></p> <p>(1) 目的等</p> <p>市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、<u>本市</u>及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、<u>本市</u>は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 原子力災害</b></p> <p>(1) 目的等</p> <p>市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針 (<u>平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会制定</u>) に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、<u>福生市</u>及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、<u>福生市</u>は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正												
1	4	16	<p>(2) <b>東京都における協議の対象となる原子力事業所</b></p> <p>東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県川崎市にある 1 施設のみである。</p> <p><u>株式会社東芝 原子力技術研究所</u></p> <table border="1"> <tr> <td>所在地等</td> <td>神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4 番 1 号</u></td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td><u>名 称：株式会社東芝</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉施設等</td> <td>東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設</td> </tr> </table> <p>出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」(<u>平成 24</u> 年修正)</p>	所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4 番 1 号</u>	事業者名	<u>名 称：株式会社東芝</u>	原子炉施設等	東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設	<p>(2) <b>東京都における協議の対象となる原子力事業所</b></p> <p>東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県川崎市にある 1 施設のみである。</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地等</td> <td>神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u></td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>東芝 <u>エネルギーシステムズ株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉施設等</td> <td>東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設</td> </tr> </table> <p>出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」(<u>令和 3</u> 年修正)</p>	所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u>	事業者名	東芝 <u>エネルギーシステムズ株式会社</u>	原子炉施設等	東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設	社名の変更
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4 番 1 号</u>																
事業者名	<u>名 称：株式会社東芝</u>																
原子炉施設等	東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設																
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u>																
事業者名	東芝 <u>エネルギーシステムズ株式会社</u>																
原子炉施設等	東芝臨界実験装置 (N C A : Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設																
1	4	16	<p><b>6 火山災害</b></p> <p><u>本市</u>近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、噴石、火砕流、泥流による直接的な火山災害を引き起こす火山はないが、富士山において宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>6 火山災害</b></p> <p><u>福生市</u>近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、噴石、火砕流、泥流による直接的な火山災害を引き起こす火山はないが、富士山において宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正												
1	4	17	<p><b>7 大規模事故災害</b></p> <p><u>本市</u>においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、<u>本市</u>に関わる大規模事故として次の災害を計画の対象とする。</p> <p>(1) <b>危険物事故</b></p> <p>危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生</p> <p>※<u>本市</u>には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は<u>無い</u>が、小規模な施設であっても、事故が発生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) <b>道路・橋梁災害</b></p> <p>車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生</p> <p>(4) <b>NBC災害</b></p> <p><u>Nuclear (核物質)、Biological (生物剤)、Chemical (化学剤)</u> が使用される災害・事故の発生</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>7 大規模事故災害</b></p> <p><u>福生市</u>においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、<u>福生市</u>に関わる大規模事故として次の災害を計画の対象とする。</p> <p>(1) <b>危険物事故</b></p> <p>危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生</p> <p>※<u>福生市</u>には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は<u>ない</u>が、小規模な施設であっても、事故が発生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) <b>道路・橋りょう災害</b></p> <p>車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生</p> <p>(4) <b>CBRNE災害</b></p> <p><u>Chemical (化学剤)、Biological (生物剤)、Radiological (放射性物質)、Nuclear (核物質)、Explosive (爆弾)</u> が使用される災害・事故の発生</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正 東京都意見												
2	1	18	<p><b>第 1 節 計画の方針</b></p> <p><u>本市</u>では、都市化の進行に伴い、複合的な都市災害の危険性が増加している。このため、<u>本市</u>及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民や事業者の連携を強化するなどにより、様々な災害に対処する防災<b>体制</b>を確立する。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のような大規模かつ広範囲での被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられることから、市民・事業者等の相互協力の「自助」、「共助」による被害の発生・拡大防止など自主防災力の向上を促す。さらに中期的に、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地等の安全性確保など災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>なお、<u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災対策や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点</u>を取り入れた防災<b>体制</b>を確立する必要がある。</p>	<p><b>第 1 節 計画の方針</b></p> <p><u>福生市</u>では、都市化の進行に伴い、複合的な都市災害の危険性が増加している。このため、<u>福生市</u>及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民や事業者の連携を強化するなどにより、様々な災害に対処する防災<b>態勢</b>を確立する。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のような大規模かつ広範囲での被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられることから、市民・事業者等の相互協力の「自助」、「共助」による被害の発生・拡大防止など自主防災力の向上を促す。さらに中期的に、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地等の安全性確保など災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>なお、<u>被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、女性及び子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者への配慮</u>を取り入れた防災<b>態勢</b>を確立する必要がある。</p>	語句の適正 多様性への対応の追加												

章	節	頁	現行	修正	理由																			
2	1	18	<p><b>1 基本目標</b> ～ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ～ 市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災<b>体制</b>の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。</p>	<p><b>1 基本目標</b> ～ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ～ 市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災<b>態勢</b>の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。</p>	語句の適正																			
2	1	18	<p><b>2 防災施策の大綱</b> 〈略〉 <b>(2) 災害に強いまちづくりの推進</b> 市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進する。 <b>(3) 災害に備えたシステムづくり</b> 市をはじめ関係機関は、防災に係る<b>組織体制の整備</b>・充実を図るとともに、災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備<b>体制</b>及び参集<b>体制</b>を災害規模に応じて整備する。 <b>(4) 災害への適切な対応</b></p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>地域防災計画と防災<b>体制</b>の充実</td> <td>この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災<b>体制</b>の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	地域防災計画と防災 <b>体制</b> の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災 <b>体制</b> の確立を図る。	〈略〉	〈略〉	<p><b>2 防災施策の大綱</b> 〈略〉 <b>(2) 災害に強いまちづくりの推進</b> <b>福生市</b>をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進する。 <b>(3) 災害に備えたシステムづくり</b> <b>福生市</b>をはじめ関係機関は、防災に係る<b>平時からの取組</b>の充実を図るとともに、災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備及び参集<b>に関する計画</b>を災害規模に応じて整備する。 <b>(4) 災害への適切な対応</b></p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>地域防災計画と防災<b>態勢</b>の充実</td> <td>この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災<b>態勢</b>の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	地域防災計画と防災 <b>態勢</b> の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災 <b>態勢</b> の確立を図る。	〈略〉	〈略〉	語句の適正							
〈略〉	〈略〉																							
地域防災計画と防災 <b>体制</b> の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災 <b>体制</b> の確立を図る。																							
〈略〉	〈略〉																							
〈略〉	〈略〉																							
地域防災計画と防災 <b>態勢</b> の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災 <b>態勢</b> の確立を図る。																							
〈略〉	〈略〉																							
2	1	19	<p><b>3 防災施策の重点</b> <b>本</b>計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。 <b>(1) 自主防災組織体制の強化</b> <b>(2) 各防災関係機関・事業所等との連携<b>体制</b>の強化</b> (<b>防災対策協議会等の確立</b>) <b>(3) 防災行政無線の<b>デジタル化</b>による災害情報の入手・伝達の強化</b> 〈略〉 <b>(8) 災害時の協定締結などによる、応援・協力<b>体制</b>と広域的な連携<b>体制</b>の強化</b></p>	<p><b>3 防災施策の重点</b> <b>こ</b>の計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。 <b>(1) 自主防災組織体制の強化</b> <b>(2) 各防災関係機関・事業所等との連携<b>態勢</b>の強化</b> <b>(3) 防災行政無線の<b>他の情報伝達手段の多重化</b>による災害情報の入手・伝達の強化</b> 〈略〉 <b>(8) 災害<b>協力</b>協定の締結などによる、応援・協力<b>態勢</b>と広域的な連携<b>態勢</b>の強化</b></p>	記載内容の適正																			
2	2	19	<p><b>第2節 減災目標</b> 東京都は、東京都地域防災計画 (<b>平成19年修正版</b>) の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災だけではなく生活や活動を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として再度目標を定めている。また、この目標は、10年以内に達成するとしている。 市は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、3つの視点のもと、<b>具体的な減災目標を定め</b>、市民、事業者、関係機関と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指す。</p>	<p><b>第2節 減災目標</b> 東京都は、東京都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災だけではなく生活や活動を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として再度目標を定め、さらに、令和5年修正版において令和12年度までに達成すべき減災目標を定めている。 <b>福生市</b>は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、<b>減災目標を定めるとともに、3つの視点と分野横断的な視点のそれぞれについて目標とすべき指標を定め</b>、市民、事業者、関係機関と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指す。 <b>これらの指標は、次のとおりである。</b></p>	東京都地域防災計画との整合																			
2	2	19	<p><b>対策の視点1 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり</b> <b>〈減災目標〉</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>(1) 死者を約6割減少させる。</b></td> </tr> <tr> <td><b>(2) 避難者を約4割減少させる。</b></td> </tr> <tr> <td><b>(3) 建築物の全壊棟数を約6割減少させる。</b></td> </tr> </table> <p>※東京都による立川断層帯地震の想定被害 (福生市の最大値) 死者90人、避難者約23,000人、建物の全壊・焼失棟数約2,800棟</p> <p><b>〈目標を達成するための市の主な対策〉</b> <b>ア 建築物等の耐震化の促進</b> <b>(ア) 耐震診断・耐震改修事業等により平成32年度末までに住宅の耐震化率を95%以上にする。</b></p>	<b>(1) 死者を約6割減少させる。</b>	<b>(2) 避難者を約4割減少させる。</b>	<b>(3) 建築物の全壊棟数を約6割減少させる。</b>	<p><b>〈指標〉</b> <b>視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進</b></p> <table border="1"> <tr> <th>指標となる項目</th> <th>令和12年度の目標</th> </tr> <tr> <td>出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置)</td> <td>感震ブレーカー設置率 25%</td> </tr> <tr> <td>初期消火対策実施率 (消火器設置)</td> <td>消火器保有率 60%</td> </tr> <tr> <td>家具類の転倒・落下・移動防止対策</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>自助の備えを講じている住民の割合</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p><b>視点2：住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化</b></p> <table border="1"> <tr> <th>指標となる項目</th> <th>令和12年度の目標</th> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進</td> <td>・特定沿道 総合到達率 100% (令和7年度) ・一般沿道 耐震化率 90% (令和7年度)</td> </tr> <tr> <td>福生市事業継続計画 (BCP) の見直し</td> <td>福生市事業継続計画 (BCP) の定期的見直し</td> </tr> </table>	指標となる項目	令和12年度の目標	出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置)	感震ブレーカー設置率 25%	初期消火対策実施率 (消火器設置)	消火器保有率 60%	家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%	自助の備えを講じている住民の割合	100%	指標となる項目	令和12年度の目標	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 100% (令和7年度) ・一般沿道 耐震化率 90% (令和7年度)	福生市事業継続計画 (BCP) の見直し	福生市事業継続計画 (BCP) の定期的見直し	東京都地域防災計画及び市事業計画との整合
<b>(1) 死者を約6割減少させる。</b>																								
<b>(2) 避難者を約4割減少させる。</b>																								
<b>(3) 建築物の全壊棟数を約6割減少させる。</b>																								
指標となる項目	令和12年度の目標																							
出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置)	感震ブレーカー設置率 25%																							
初期消火対策実施率 (消火器設置)	消火器保有率 60%																							
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%																							
自助の備えを講じている住民の割合	100%																							
指標となる項目	令和12年度の目標																							
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 100% (令和7年度) ・一般沿道 耐震化率 90% (令和7年度)																							
福生市事業継続計画 (BCP) の見直し	福生市事業継続計画 (BCP) の定期的見直し																							



章	節	頁	現行	修正	理由																														
			<p>(イ) <u>緊急輸送路等地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する。</u></p> <p>(ウ) <u>耐震改修促進税制の周知</u></p> <p>(エ) <u>リフォームに合わせた耐震改修の誘導</u></p> <p>(オ) <u>耐震化に係る相談体制の整備</u></p> <p>(カ) <u>安価で信頼できる耐震化工法・装置の普及</u></p> <p>イ <u>防災市街地の整備</u></p> <p>(ア) <u>住宅・建築物の不燃化を推進</u></p> <p>(イ) <u>幹線道路沿道建築物の不燃化、公共施設の緑化等を図り、延焼遮断帯を形成</u></p> <p>ウ <u>緑・オープンスペースの整備</u></p> <p>(ア) <u>公園・緑地、広場等を整備し防災拠点や延焼遮断帯に活用</u></p> <p>(イ) <u>道路・街路樹の整備、玉川上水等を活用して延焼遮断機能の向上</u></p> <p>エ <u>消防力の充実・強化</u></p> <p>(ア) <u>消防団の体制強化を図り、資機材・装備の計画的な更新</u></p> <p>(イ) <u>防火水槽の計画的整備、河川・用水、プール、雨水貯水槽等を活用した消防水利の整備</u></p> <p>オ <u>地域防災力の向上</u></p> <p>(ア) <u>東京防災隣組活動の推進</u></p> <p>(イ) <u>市民の防災意識を向上し、自主防災組織の強化・充実</u></p> <p>(ウ) <u>市民・事業所等の出火防止と火災対応力の向上</u></p> <p>a <u>事業所の防災計画の作成を推進し、防災訓練の実施、事業所相互や市民組織との連携を図り、火災対応力を強化</u></p> <p>b <u>消防署と協力して、住宅用火災警報器の設置促進</u></p> <p>カ <u>家具類の転倒防止</u></p> <p>(ア) <u>家具転倒・落下・移動防止器具の設置促進</u></p> <p>(イ) <u>家具転倒・落下・移動防止器具の効果的な設置方法の普及</u></p> <p>キ <u>ブロック塀等の倒壊防止</u></p> <p>(ア) <u>生け垣設置等補助事業の普及</u></p> <p>(イ) <u>塀の技術基準についての周知</u></p> <p>ク <u>その他</u></p> <p>(ア) <u>救出・救護体制の整備</u></p> <p>(イ) <u>土砂災害対策の実施</u></p> <p>(ウ) <u>応急危険度判定の迅速な実施</u></p> <p>(エ) <u>エレベーターの効率的な復旧</u></p> <p>(オ) <u>自立・分散型電源の導入による多様なエネルギー確保の促進</u></p> <p>(カ) <u>ボランティアコーディネーターの計画的養成 等</u></p> <p><b>対策の視点2 市民の命を守る危機管理の体制づくり</b></p> <p><b>&lt; 減災目標 &gt;</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) <u>中枢機能を支える機関（市、病院等）の機能停止を回避する。</u></p> <p>(2) <u>企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者約1万人の安全を確保する。</u></p> </div> <p><b>&lt; 目標を達成するための市の主な対策 &gt;</b></p> <p><b>【中枢機能の維持対策】</b></p> <p>ア <u>福生市の災害対応・行政機能の発揮・継続</u></p> <p>(ア) <u>市庁舎における情報連絡・広報機能の維持対策</u></p> <p>(イ) <u>多様な情報連絡ツール等の整備について検討</u></p> <p>イ <u>医療機能の維持</u></p> <p>(ア) <u>医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等との連携の強化</u></p> <p>(イ) <u>災害拠点病院である公立福生病院の機能維持・強化</u></p> <p>(ウ) <u>災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築</u></p>	<table border="1"> <tr> <td><u>市の受援応援態勢の充実強化</u></td> <td><u>福生市受援計画の策定</u></td> </tr> <tr> <td><u>一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合</u></td> <td><u>70%</u></td> </tr> <tr> <td><u>一時滞在施設の確保</u></td> <td><u>想定する帰宅困難者の収容率 90%</u></td> </tr> </table> <p><b>視点3：全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標となる項目</th> <th>令和12年度の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>つながる通信の確保</u></td> <td><u>全ての避難所において通信環境を確保</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難所環境の向上</u></td> <td><u>全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時トイレの確保</u></td> <td><u>災害時トイレ空白エリア解消</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>分野横断的な視点：ハード対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標となる項目</th> <th>令和12年度の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進</u></td> <td><u>・特定沿道 総合到達率 100%（令和7年度）</u> <u>・一般沿道 耐震化率 90%（令和7年度）</u></td> </tr> <tr> <td><u>住宅の耐震化</u></td> <td><u>・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度）</u> <u>・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（令和7年度）</u></td> </tr> <tr> <td><u>整備地域の不燃化</u></td> <td><u>全整備地域の不燃領域率 70%達成</u></td> </tr> <tr> <td><u>特定整備路線の整備</u></td> <td><u>全線整備（令和7年度末）</u></td> </tr> <tr> <td><u>無電柱化の推進</u></td> <td><u>第一次緊急輸送道路 50%の完了（令和6年度まで）</u></td> </tr> <tr> <td><u>水道管路の耐震継手化</u></td> <td><u>断水率が高いと想定される地域の解消（令和10年度まで）</u></td> </tr> <tr> <td><u>下水道管路の耐震化推進</u></td> <td><u>・耐震化等を実施した施設の割合 93%（令和7年度）</u> <u>・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%（令和7年度）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>&lt;減災目標の達成に向けた取組&gt;</b></p> <p>福生市は、「第2編 地震災害対策計画 第1部 災害予防計画」における各事業及び「福生市国土強靱化地域計画」等に基づき、減災目標の達成に向けた取組を実施する。</p>	<u>市の受援応援態勢の充実強化</u>	<u>福生市受援計画の策定</u>	<u>一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合</u>	<u>70%</u>	<u>一時滞在施設の確保</u>	<u>想定する帰宅困難者の収容率 90%</u>	指標となる項目	令和12年度の目標	<u>つながる通信の確保</u>	<u>全ての避難所において通信環境を確保</u>	<u>避難所環境の向上</u>	<u>全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保</u>	<u>災害時トイレの確保</u>	<u>災害時トイレ空白エリア解消</u>	指標となる項目	令和12年度の目標	<u>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進</u>	<u>・特定沿道 総合到達率 100%（令和7年度）</u> <u>・一般沿道 耐震化率 90%（令和7年度）</u>	<u>住宅の耐震化</u>	<u>・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度）</u> <u>・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（令和7年度）</u>	<u>整備地域の不燃化</u>	<u>全整備地域の不燃領域率 70%達成</u>	<u>特定整備路線の整備</u>	<u>全線整備（令和7年度末）</u>	<u>無電柱化の推進</u>	<u>第一次緊急輸送道路 50%の完了（令和6年度まで）</u>	<u>水道管路の耐震継手化</u>	<u>断水率が高いと想定される地域の解消（令和10年度まで）</u>	<u>下水道管路の耐震化推進</u>	<u>・耐震化等を実施した施設の割合 93%（令和7年度）</u> <u>・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%（令和7年度）</u>	
<u>市の受援応援態勢の充実強化</u>	<u>福生市受援計画の策定</u>																																		
<u>一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合</u>	<u>70%</u>																																		
<u>一時滞在施設の確保</u>	<u>想定する帰宅困難者の収容率 90%</u>																																		
指標となる項目	令和12年度の目標																																		
<u>つながる通信の確保</u>	<u>全ての避難所において通信環境を確保</u>																																		
<u>避難所環境の向上</u>	<u>全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保</u>																																		
<u>災害時トイレの確保</u>	<u>災害時トイレ空白エリア解消</u>																																		
指標となる項目	令和12年度の目標																																		
<u>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進</u>	<u>・特定沿道 総合到達率 100%（令和7年度）</u> <u>・一般沿道 耐震化率 90%（令和7年度）</u>																																		
<u>住宅の耐震化</u>	<u>・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度）</u> <u>・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減（令和7年度）</u>																																		
<u>整備地域の不燃化</u>	<u>全整備地域の不燃領域率 70%達成</u>																																		
<u>特定整備路線の整備</u>	<u>全線整備（令和7年度末）</u>																																		
<u>無電柱化の推進</u>	<u>第一次緊急輸送道路 50%の完了（令和6年度まで）</u>																																		
<u>水道管路の耐震継手化</u>	<u>断水率が高いと想定される地域の解消（令和10年度まで）</u>																																		
<u>下水道管路の耐震化推進</u>	<u>・耐震化等を実施した施設の割合 93%（令和7年度）</u> <u>・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93%（令和7年度）</u>																																		

章	節	頁	現行	修正	理由																												
			<p><u>ウ 広域応援部隊等との連携強化</u>  <u>自衛隊や広域応援部隊との連携を強化し、受入れ態勢を整備</u></p> <p><u>エ 非常時のための備蓄の充実</u>  <b>【帰宅困難者の安全確保対策】</b></p> <p><u>ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく対策の周知</u>  <u>(ア) 一斉帰宅抑制の基本方針の周知</u>  <u>(イ) 事業所における3日分の備蓄確保の取組推進</u></p> <p><u>イ 帰宅困難者に対する支援</u>  <u>(ア) 駅前滞留者等のための一時滞在施設の確保・開設・運営</u>  <u>(イ) 徒歩帰宅者支援要領の検討(情報の提供・飲料水の提供・誘導等)</u>  <u>(ウ) 東京都と連携し帰宅困難者のための代替輸送手段等の確保・誘導</u>  <u>(エ) 帰宅困難者に対する情報の提供・飲料水等の提供等</u></p> <p><b>対策の視点3 被災者の生活を支え、福生市を早期に再生する仕組みづくり</b>  <b>&lt; 減災目標 &gt;</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1) ライフラインを早期に(東京都は60日以内に95%以上)回復する。</u>  <u>(東京都の目標:電力7日 通信14日 上下水道30日 ガス60日)</u></p> <p><u>(2) 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えとともに、ライフラインの回復と合わせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。</u></p> </div> <p><b>&lt; 目標を達成するための市の主な対策 &gt;</b></p> <p><u>ア ライフライン施設の耐震化の推進及び応急復旧活動体制の整備</u>  <u>(ア) ライフライン事業者は、各施設の耐震化等を進め、被災後の復旧体制を整備</u>  <u>(イ) 下水道施設の耐震化の促進</u>  <u>(ウ) ライフラインの復旧拠点を迅速に確保</u></p> <p><u>イ 被災住宅の応急危険度判定の迅速な実施</u>  <u>(ア) 被災住宅の応急危険度判定を早期に完了</u>  <u>(イ) 応急危険度判定員の登録促進</u></p> <p><u>ウ リ災証明業務の迅速化</u></p> <p><u>エ 避難所の確保と管理・運営体制の充実</u></p> <p><u>オ エレベーターの効率的な復旧</u>  <u>東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して、地震発生時に全ての住宅・建築物の機能回復を早期に行うため1ビル1台のみ復旧させて最低限の縦動線を確保していく「1ビル1台復旧ルール」の普及を徹底</u></p> <p><u>カ 仮設住宅確保のための検討実施</u></p>																														
2	3	20	<p><b>第3節 市・関係機関の業務の大綱</b></p> <p><b>1 市及び関係機関の役割と位置づけ</b></p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>防災の<b>第一次責任を有する地方公共団体</b>として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>東京都の機関</td> <td>自ら防災活動を実施し、<b>本市</b>及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</td> <td>平素から災害予防<b>体制</b>の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。</td> </tr> </table>	福生市	防災の <b>第一次責任を有する地方公共団体</b> として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。	<略>	<略>	東京都の機関	自ら防災活動を実施し、 <b>本市</b> 及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防 <b>体制</b> の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。	<p><b>第3節 福生市・関係機関の業務の大綱</b></p> <p><b>1 福生市及び関係機関の役割と位置付け</b></p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>防災の<b>地域における第一次的防災機関</b>として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>東京都の機関</td> <td>自ら防災活動を実施し、<b>福生市</b>及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</td> <td>平素から災害予防<b>態勢</b>の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。</td> </tr> </table>	福生市	防災の <b>地域における第一次的防災機関</b> として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。	<略>	<略>	東京都の機関	自ら防災活動を実施し、 <b>福生市</b> 及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防 <b>態勢</b> の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。	<p>語句の適正</p>
福生市	防災の <b>第一次責任を有する地方公共団体</b> として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。																																
<略>	<略>																																
東京都の機関	自ら防災活動を実施し、 <b>本市</b> 及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。																																
<略>	<略>																																
<略>	<略>																																
<略>	<略>																																
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防 <b>体制</b> の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。																																
福生市	防災の <b>地域における第一次的防災機関</b> として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。																																
<略>	<略>																																
東京都の機関	自ら防災活動を実施し、 <b>福生市</b> 及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。																																
<略>	<略>																																
<略>	<略>																																
<略>	<略>																																
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防 <b>態勢</b> の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。																																

章	節	頁	現行	修正	理由												
2	3	21	<p><b>2 市民・事業所の役割</b> (1) 市民の役割 〈略〉</p> <table border="1"> <tr> <td>個人の役割</td> <td>ア 食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の役割</td> <td>ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる防災体制の確立を図る。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> </table> <p>〈略〉</p>	個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる防災体制の確立を図る。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	<p><b>2 市民・事業所の役割</b> (1) 市民の役割 〈略〉</p> <table border="1"> <tr> <td>個人の役割</td> <td>ア 食料等の備蓄や建物の補強・<a href="#">出火防止対策</a>、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ <a href="#">福生市</a>及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の役割</td> <td>ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる<a href="#">自主防災組織</a>体制の確立を図る。 イ <a href="#">福生市</a>及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> </table> <p>〈略〉</p>	個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強・ <a href="#">出火防止対策</a> 、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ <a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる <a href="#">自主防災組織</a> 体制の確立を図る。 イ <a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	語句の適正				
個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる防災体制の確立を図る。 イ 市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強・ <a href="#">出火防止対策</a> 、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ <a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる <a href="#">自主防災組織</a> 体制の確立を図る。 イ <a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
2	3	21	<p><b>(2) 事業所の役割</b> 事業所は、従業員や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、<a href="#">体制の整備</a>や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。</p> <table border="1"> <tr> <td>従業員、利用者等の安全確保</td> <td>防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災<a href="#">体制</a>の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td>地域への貢献</td> <td>事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。</td> </tr> <tr> <td>応急対策活動への協力</td> <td>市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> </table>	従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <a href="#">体制</a> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。	地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。	応急対策活動への協力	市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	<p><b>(2) 事業所の役割</b> 事業所は、従業員や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、<a href="#">組織的な防災対策の推進</a>や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。</p> <table border="1"> <tr> <td>従業員、利用者等の安全確保</td> <td>防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災<a href="#">対策</a>の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td>地域への貢献</td> <td>事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。</td> </tr> <tr> <td>応急対策活動への協力</td> <td><a href="#">福生市</a>及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。</td> </tr> </table>	従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <a href="#">対策</a> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。	地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。	応急対策活動への協力	<a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。	語句の適正
従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <a href="#">体制</a> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。																
地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。																
応急対策活動への協力	市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災 <a href="#">対策</a> の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。																
地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。																
応急対策活動への協力	<a href="#">福生市</a> 及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。																
2	3	21	<p><b>3 市及び関係機関の業務の大綱</b> (1) 福生市</p> <table border="1"> <tr> <td>災害予防対策</td> <td>ア 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> その他、<a href="#">市の</a>地域の災害予防対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策</td> <td>ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水、<a href="#">保健衛生</a>等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 その他、<a href="#">市の</a>地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>災害復旧対策</td> <td>ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。</td> </tr> </table>	災害予防対策	ア 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> その他、 <a href="#">市の</a> 地域の災害予防対策に関すること。	災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水、 <a href="#">保健衛生</a> 等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 その他、 <a href="#">市の</a> 地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。	災害復旧対策	ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。	<p><b>3 市及び関係機関の業務の大綱</b> (1) 福生市</p> <table border="1"> <tr> <td>災害予防対策</td> <td>ア <a href="#">福生市</a>防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> <a href="#">過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</a> <a href="#">ケ</a> その他、地域の災害予防対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>災害応急対策</td> <td>ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 <a href="#">コ</a> <a href="#">外出者の支援に関すること。</a> <a href="#">サ</a> <a href="#">医療、防疫及び保健衛生に関すること。</a> <a href="#">シ</a> その他、地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。</td> </tr> </table>	災害予防対策	ア <a href="#">福生市</a> 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> <a href="#">過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</a> <a href="#">ケ</a> その他、地域の災害予防対策に関すること。	災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 <a href="#">コ</a> <a href="#">外出者の支援に関すること。</a> <a href="#">サ</a> <a href="#">医療、防疫及び保健衛生に関すること。</a> <a href="#">シ</a> その他、地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。	東京都地域防災計画との整合		
災害予防対策	ア 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> その他、 <a href="#">市の</a> 地域の災害予防対策に関すること。																
災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水、 <a href="#">保健衛生</a> 等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 その他、 <a href="#">市の</a> 地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。																
災害復旧対策	ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。																
災害予防対策	ア <a href="#">福生市</a> 防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 <a href="#">ク</a> <a href="#">過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</a> <a href="#">ケ</a> その他、地域の災害予防対策に関すること。																
災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水等の応急措置に関すること。 キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 <a href="#">コ</a> <a href="#">外出者の支援に関すること。</a> <a href="#">サ</a> <a href="#">医療、防疫及び保健衛生に関すること。</a> <a href="#">シ</a> その他、地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。																

章	節	頁	現行	修正	理由																														
			オ その他 <u>の</u> 災害復旧事業に関する <u>こと</u> 。	災害復旧・復興対策 ア 公共土木施設の復旧整備に関する <u>こと</u> 。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関する <u>こと</u> 。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関する <u>こと</u> 。 エ 下水道施設の復旧整備に関する <u>こと</u> 。 オ その他災害復旧事業に関する <u>こと</u> 。 カ <u>災害復興に関する<u>こと</u></u> 。																															
2	3	22	(3) 東京都の機関 <table border="1"> <tr> <td>総務局 総合防災部</td> <td>ア <u>災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>東京都が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>区市町村の災害対策事務の指導連絡に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>その他、東京都が行うべき災害予防、災害応急対策等に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>ア <u>高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>ごみ及びし尿の処理に係る広域連絡に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>災害廃棄物の処理に係る調整に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>その他、環境に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>福祉保健局</td> <td>ア <u>医療及び防疫に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、難病患者等の救護、安全確保及び支援に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>避難者の移送及び避難所の設営に関する<u>こと</u></u>。 オ <u>遺体の検案及びこれに必要な措置に関する<u>こと</u></u>。 カ <u>義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱に関する<u>こと</u></u>。 キ <u>その他、保健衛生、救助及び保護に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>西多摩建設事務所</td> <td>ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する<u>こと</u>。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 福生消防署</td> <td>ア <u>水害・火災及びその他災害の救助・救急情報に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>水害・火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する<u>こと</u></u>。 オ <u>市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する<u>こと</u></u>。 カ <u>応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>西多摩保健所</td> <td>ア 防疫その他保健衛生に関する<u>こと</u>。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>警視庁 福生警察署</td> <td>ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する<u>こと</u>。 イ <u>交通規制に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u>。 オ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u>。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td>ア 応急給水に関する<u>こと</u>。 イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>下水道局</td> <td>ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関する<u>こと</u>。 イ 仮設トイレ等のし尿の処理に関する<u>こと</u>。</td> </tr> </table>	総務局 総合防災部	ア <u>災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>東京都が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>区市町村の災害対策事務の指導連絡に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他、東京都が行うべき災害予防、災害応急対策等に関する<u>こと</u></u> 。	環境局	ア <u>高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>ごみ及びし尿の処理に係る広域連絡に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>災害廃棄物の処理に係る調整に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他、環境に関する<u>こと</u></u> 。	福祉保健局	ア <u>医療及び防疫に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、難病患者等の救護、安全確保及び支援に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>避難者の移送及び避難所の設営に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>遺体の検案及びこれに必要な措置に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱に関する<u>こと</u></u> 。 キ <u>その他、保健衛生、救助及び保護に関する<u>こと</u></u> 。	西多摩建設事務所	ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する <u>こと</u> 。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する <u>こと</u> 。	東京消防庁 福生消防署	ア <u>水害・火災及びその他災害の救助・救急情報に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>水害・火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する<u>こと</u></u> 。	西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関する <u>こと</u> 。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する <u>こと</u> 。	警視庁 福生警察署	ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する <u>こと</u> 。 イ <u>交通規制に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u> 。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する <u>こと</u> 。	水道局	ア 応急給水に関する <u>こと</u> 。 イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関する <u>こと</u> 。	下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関する <u>こと</u> 。 イ 仮設トイレ等のし尿の処理に関する <u>こと</u> 。	(3) 東京都の機関 <table border="1"> <tr> <td>東京都</td> <td>ア <u>東京都防災会議に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>防災に係る組織及び施設に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>災害情報の収集及び伝達に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>自衛隊に対する災害派遣の要請に関する<u>こと</u></u>。 オ <u>政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する<u>こと</u></u>。 カ <u>警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する<u>こと</u></u>。 キ <u>緊急輸送の確保に関する<u>こと</u></u>。 ク <u>被災者の救出及び避難誘導に関する<u>こと</u></u>。 ケ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u>。 コ <u>消防及び水防に関する<u>こと</u></u>。 サ <u>医療、防疫及び保健衛生に関する<u>こと</u></u>。 シ <u>外出者の支援に関する<u>こと</u></u>。 ス <u>応急給水に関する<u>こと</u></u>。 セ <u>救助物資の備蓄及び調達に関する<u>こと</u></u>。 ソ <u>被災した児童及び生徒の応急教育に関する<u>こと</u></u>。 タ <u>区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する<u>こと</u></u>。 チ <u>公共施設の応急復旧に関する<u>こと</u></u>。 ツ <u>災害復興に関する<u>こと</u></u>。 テ <u>区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する<u>こと</u></u>。 ト <u>防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する<u>こと</u></u>。 ナ <u>事業所防災に関する<u>こと</u></u>。 ニ <u>防災教育及び防災訓練に関する<u>こと</u></u>。 ヌ <u>その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>西多摩建設事務所</td> <td>ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する<u>こと</u>。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 福生消防署</td> <td>ア <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する<u>こと</u></u>。 イ <u>救急及び救助に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>危険物等の措置に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>その他消防に関する<u>こと</u></u>。</td> </tr> <tr> <td>西多摩保健所</td> <td>ア 防疫その他保健衛生に関する<u>こと</u>。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>警視庁 福生警察署</td> <td>ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する<u>こと</u>。 イ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u>。 ウ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u>。 エ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u>。 オ <u>緊急通行車両確認標章の交付に関する<u>こと</u></u>。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する<u>こと</u>。</td> </tr> <tr> <td>水道局</td> <td>ア 応急給水に関する<u>こと</u>。</td> </tr> </table>	東京都	ア <u>東京都防災会議に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>防災に係る組織及び施設に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>災害情報の収集及び伝達に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>自衛隊に対する災害派遣の要請に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する<u>こと</u></u> 。 キ <u>緊急輸送の確保に関する<u>こと</u></u> 。 ク <u>被災者の救出及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 ケ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u> 。 コ <u>消防及び水防に関する<u>こと</u></u> 。 サ <u>医療、防疫及び保健衛生に関する<u>こと</u></u> 。 シ <u>外出者の支援に関する<u>こと</u></u> 。 ス <u>応急給水に関する<u>こと</u></u> 。 セ <u>救助物資の備蓄及び調達に関する<u>こと</u></u> 。 ソ <u>被災した児童及び生徒の応急教育に関する<u>こと</u></u> 。 タ <u>区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する<u>こと</u></u> 。 チ <u>公共施設の応急復旧に関する<u>こと</u></u> 。 ツ <u>災害復興に関する<u>こと</u></u> 。 テ <u>区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する<u>こと</u></u> 。 ト <u>防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する<u>こと</u></u> 。 ナ <u>事業所防災に関する<u>こと</u></u> 。 ニ <u>防災教育及び防災訓練に関する<u>こと</u></u> 。 ヌ <u>その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関する<u>こと</u></u> 。	西多摩建設事務所	ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する <u>こと</u> 。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する <u>こと</u> 。	東京消防庁 福生消防署	ア <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>救急及び救助に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>危険物等の措置に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他消防に関する<u>こと</u></u> 。	西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関する <u>こと</u> 。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する <u>こと</u> 。	警視庁 福生警察署	ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する <u>こと</u> 。 イ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>緊急通行車両確認標章の交付に関する<u>こと</u></u> 。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する <u>こと</u> 。	水道局	ア 応急給水に関する <u>こと</u> 。	東京都地域防災計画との整合
総務局 総合防災部	ア <u>災害予防、災害応急対策等の通信情報対策に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>東京都が実施する災害予防、災害応急対策等業務の連絡調整に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>区市町村の災害対策事務の指導連絡に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他、東京都が行うべき災害予防、災害応急対策等に関する<u>こと</u></u> 。																																		
環境局	ア <u>高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>ごみ及びし尿の処理に係る広域連絡に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>災害廃棄物の処理に係る調整に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他、環境に関する<u>こと</u></u> 。																																		
福祉保健局	ア <u>医療及び防疫に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、難病患者等の救護、安全確保及び支援に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>避難者の移送及び避難所の設営に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>遺体の検案及びこれに必要な措置に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱に関する<u>こと</u></u> 。 キ <u>その他、保健衛生、救助及び保護に関する<u>こと</u></u> 。																																		
西多摩建設事務所	ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する <u>こと</u> 。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する <u>こと</u> 。																																		
東京消防庁 福生消防署	ア <u>水害・火災及びその他災害の救助・救急情報に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>水害・火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する<u>こと</u></u> 。																																		
西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関する <u>こと</u> 。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する <u>こと</u> 。																																		
警視庁 福生警察署	ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する <u>こと</u> 。 イ <u>交通規制に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u> 。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する <u>こと</u> 。																																		
水道局	ア 応急給水に関する <u>こと</u> 。 イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関する <u>こと</u> 。																																		
下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関する <u>こと</u> 。 イ 仮設トイレ等のし尿の処理に関する <u>こと</u> 。																																		
東京都	ア <u>東京都防災会議に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>防災に係る組織及び施設に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>災害情報の収集及び伝達に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>自衛隊に対する災害派遣の要請に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する<u>こと</u></u> 。 カ <u>警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する<u>こと</u></u> 。 キ <u>緊急輸送の確保に関する<u>こと</u></u> 。 ク <u>被災者の救出及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 ケ <u>人命の救助及び救急に関する<u>こと</u></u> 。 コ <u>消防及び水防に関する<u>こと</u></u> 。 サ <u>医療、防疫及び保健衛生に関する<u>こと</u></u> 。 シ <u>外出者の支援に関する<u>こと</u></u> 。 ス <u>応急給水に関する<u>こと</u></u> 。 セ <u>救助物資の備蓄及び調達に関する<u>こと</u></u> 。 ソ <u>被災した児童及び生徒の応急教育に関する<u>こと</u></u> 。 タ <u>区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する<u>こと</u></u> 。 チ <u>公共施設の応急復旧に関する<u>こと</u></u> 。 ツ <u>災害復興に関する<u>こと</u></u> 。 テ <u>区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する<u>こと</u></u> 。 ト <u>防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する<u>こと</u></u> 。 ナ <u>事業所防災に関する<u>こと</u></u> 。 ニ <u>防災教育及び防災訓練に関する<u>こと</u></u> 。 ヌ <u>その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関する<u>こと</u></u> 。																																		
西多摩建設事務所	ア 所管する道路、橋梁、河川の防災対策及び復旧対策に関する <u>こと</u> 。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する <u>こと</u> 。																																		
東京消防庁 福生消防署	ア <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する<u>こと</u></u> 。 イ <u>救急及び救助に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>危険物等の措置に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>その他消防に関する<u>こと</u></u> 。																																		
西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関する <u>こと</u> 。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関する <u>こと</u> 。																																		
警視庁 福生警察署	ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する <u>こと</u> 。 イ <u>被災者の救出救助及び避難誘導に関する<u>こと</u></u> 。 ウ <u>行方不明者の捜索及び調査に関する<u>こと</u></u> 。 エ <u>遺体の調査等及び検視に関する<u>こと</u></u> 。 オ <u>緊急通行車両確認標章の交付に関する<u>こと</u></u> 。 カ 公共の安全と秩序の維持に関する <u>こと</u> 。																																		
水道局	ア 応急給水に関する <u>こと</u> 。																																		

章	節	頁	現行	修正	理由																														
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>下水道局</td> <td>ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。 イ 仮設トイレ等のし尿の<u>受入れ及び処理</u>に関すること。</td> </tr> </table>		イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。	下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。 イ 仮設トイレ等のし尿の <u>受入れ及び処理</u> に関すること。																											
	イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。																																		
下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。 イ 仮設トイレ等のし尿の <u>受入れ及び処理</u> に関すること。																																		
2	3	23	<p>(5) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>関東農政局 東京地域センター</td> <td><u>農政事務所が所管する防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td><u>災害時におけるテックフォース及び情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局 京浜河川事務所</td> <td>ア <u>災害時における多摩川の河川管理施設等の保全に関すること。</u> イ <u>多摩川の雨量、水位、流量等資料収集に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川上流出張所</td> <td>ウ <u>多摩川管内区域の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> エ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局 相武国道事務所</td> <td>ア <u>災害時における国道16号の保全、安全通行確保に関すること。</u> イ <u>国道16号の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> ウ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td> </tr> </table>	関東農政局 東京地域センター	<u>農政事務所が所管する防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	関東東北産業保安 監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。	関東地方整備局	<u>災害時におけるテックフォース及び情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。</u>	関東地方整備局 京浜河川事務所	ア <u>災害時における多摩川の河川管理施設等の保全に関すること。</u> イ <u>多摩川の雨量、水位、流量等資料収集に関すること。</u>	多摩川上流出張所	ウ <u>多摩川管内区域の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> エ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	関東地方整備局 相武国道事務所	ア <u>災害時における国道16号の保全、安全通行確保に関すること。</u> イ <u>国道16号の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> ウ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	<p>(5) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>ア <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> イ <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> ウ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。</u> エ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> オ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東財務局</td> <td>ア <u>地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</u> イ <u>国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>ア <u>被害情報の収集及び伝達に関すること。</u> イ <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>東京労働局</td> <td>ア <u>産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。</u> イ <u>雇用対策に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</u> イ <u>応急用食料・物資の支援に関すること。</u> ウ <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること。</u> エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</u> オ <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</u> カ <u>病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。</u> キ <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</u> ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</u> ケ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</u> コ <u>被害農業者に対する金融対策に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td><u>災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>ア <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> イ <u>商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> ウ <u>被災中小企業の振興に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部</td> <td>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>ア <u>防災上必要な教育及び訓練に関すること。</u> イ <u>通信施設等の整備に関すること。</u> ウ <u>公共施設等の整備に関すること。</u> エ <u>災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</u> オ <u>官庁施設の災害予防措置に関すること。</u> カ <u>豪雪害の予防に関すること。</u> キ <u>災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</u> ク <u>水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</u> ケ <u>建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</u></td> </tr> </table>	関東総合通信局	ア <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> イ <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> ウ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。</u> エ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> オ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	関東財務局	ア <u>地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</u> イ <u>国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。</u>	関東信越厚生局	ア <u>被害情報の収集及び伝達に関すること。</u> イ <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u>	東京労働局	ア <u>産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。</u> イ <u>雇用対策に関すること。</u>	関東農政局	ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</u> イ <u>応急用食料・物資の支援に関すること。</u> ウ <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること。</u> エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</u> オ <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</u> カ <u>病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。</u> キ <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</u> ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</u> ケ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</u> コ <u>被害農業者に対する金融対策に関すること。</u>	関東森林管理局	<u>災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</u>	関東経済産業局	ア <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> イ <u>商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> ウ <u>被災中小企業の振興に関すること。</u>	関東東北産業保安 監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。	関東地方整備局	ア <u>防災上必要な教育及び訓練に関すること。</u> イ <u>通信施設等の整備に関すること。</u> ウ <u>公共施設等の整備に関すること。</u> エ <u>災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</u> オ <u>官庁施設の災害予防措置に関すること。</u> カ <u>豪雪害の予防に関すること。</u> キ <u>災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</u> ク <u>水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</u> ケ <u>建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</u>	東京都地域防災計画との整合
関東農政局 東京地域センター	<u>農政事務所が所管する防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																		
関東東北産業保安 監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。																																		
関東地方整備局	<u>災害時におけるテックフォース及び情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。</u>																																		
関東地方整備局 京浜河川事務所	ア <u>災害時における多摩川の河川管理施設等の保全に関すること。</u> イ <u>多摩川の雨量、水位、流量等資料収集に関すること。</u>																																		
多摩川上流出張所	ウ <u>多摩川管内区域の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> エ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																		
関東地方整備局 相武国道事務所	ア <u>災害時における国道16号の保全、安全通行確保に関すること。</u> イ <u>国道16号の被害調査と災害応急・復旧工事の実施に関すること。</u> ウ <u>その他防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																		
関東総合通信局	ア <u>非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> イ <u>災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> ウ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。</u> エ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> オ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>																																		
関東財務局	ア <u>地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</u> イ <u>国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。</u>																																		
関東信越厚生局	ア <u>被害情報の収集及び伝達に関すること。</u> イ <u>関係機関との連絡調整に関すること。</u>																																		
東京労働局	ア <u>産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。</u> イ <u>雇用対策に関すること。</u>																																		
関東農政局	ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</u> イ <u>応急用食料・物資の支援に関すること。</u> ウ <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること。</u> エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</u> オ <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</u> カ <u>病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。</u> キ <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</u> ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</u> ケ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</u> コ <u>被害農業者に対する金融対策に関すること。</u>																																		
関東森林管理局	<u>災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</u>																																		
関東経済産業局	ア <u>生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> イ <u>商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> ウ <u>被災中小企業の振興に関すること。</u>																																		
関東東北産業保安 監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。																																		
関東地方整備局	ア <u>防災上必要な教育及び訓練に関すること。</u> イ <u>通信施設等の整備に関すること。</u> ウ <u>公共施設等の整備に関すること。</u> エ <u>災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。</u> オ <u>官庁施設の災害予防措置に関すること。</u> カ <u>豪雪害の予防に関すること。</u> キ <u>災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。</u> ク <u>水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</u> ケ <u>建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。</u>																																		

章	節	頁	現行	修正	理由
				<p>コ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。</p> <p>サ 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>シ 災害発生が予測される時又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>関東運輸局</p> <p>ア 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。</p> <p>イ 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。</p> <p>東京航空局 (東京空港事務所)</p> <p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p> <p>関東地方測量部</p> <p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p> <p>ウ 地殻変動の監視に関すること。</p> <p>東京管区气象台</p> <p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>関東地方環境事務所</p> <p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。</p> <p>北関東防衛局</p> <p>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p>	
2	3	25	<p>(6) 指定公共機関</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>ア 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。</p> <p>イ 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関すること。</p> <p>ウ 地方公共団体又は郵便局が収集した被災者の避難所開設状況等の情報の相互提供に関すること。</p> <p>エ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。</p> <p>日本貨物鉄道株式会社</p> <p>災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。</p> <p>東日本電信電話株式会社</p> <p>ア 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。</p> <p>イ 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>ア 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p>	<p>(6) 指定公共機関</p> <p>日赤東京都支部</p> <p>ア 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・遺体の処理を含む。）の実施に関すること。</p> <p>イ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。</p> <p>ウ こころのケア活動に関すること。</p> <p>エ 赤十字ボランティアの活動に関すること。</p> <p>オ 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。</p> <p>カ 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。</p> <p>キ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。</p> <p>ク 災害救援物資の支給に関すること。</p> <p>ケ 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。</p> <p>コ 外国人の安否調査に関すること。</p> <p>サ 遺体の検案協力に関すること。</p> <p>シ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>日本放送協会</p> <p>ア 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること。</p>	東京都地域防災計画との整合

章	節	頁	現行	修正	理由
			<p>株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社</p> <p>ア 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 イ 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p> <p>KDDI株式会社</p> <p>ア 重要通信の確保に関すること。 イ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</p> <p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること。</p> <p>東京電力パワーグリッド株式会社</p> <p>ア 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 イ 電力需給に関すること。</p>	<p>イ 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 ウ 放送施設の保全に関すること。</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>ア 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 イ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 ウ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</p> <p>日本貨物鉄道株式会社</p> <p>災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。</p> <p>東日本電信電話株式会社</p> <p>ア 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 イ 重要通信の確保に関すること。 ウ 気象予警報の伝達に関すること。 エ 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 オ 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>ア 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 イ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p> <p>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</p> <p>ア 重要通信の確保に関すること。 イ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</p> <p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること。</p> <p>東京電力グループ各社</p> <p>ア 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 イ 電力需給に関すること。</p>	
2	3	26	<p>(7) 指定地方公共機関</p> <p>一般社団法人東京都トラック協会(多摩支部)</p> <p>ア 緊急輸送体制の整備に関すること。 イ 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 復旧資材等の輸送協力に関すること。 エ その他防災に係る事務又は業務に関すること。</p> <p>公益社団法人東京都医師会</p> <p>ア 医療に関すること。 イ 防疫の協力に関すること。</p> <p>公益社団法人東京都歯科医師会</p> <p>歯科医療活動に関すること</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(7) 指定地方公共機関</p> <p>一般社団法人東京都トラック協会(多摩支部)</p> <p>災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</p> <p>公益社団法人東京都医師会</p> <p>ア 医療に関すること。 イ 防疫の協力に関すること。 ウ 遺体の検案の協力に関すること。</p> <p>公益社団法人東京都歯科医師会</p> <p>歯科医療活動に関すること。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	東京都地域防災計画との整合

章	節	頁	現行	修正	理由																																										
			<table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>一般社団法人 東京バス協会</td><td>バスによる輸送の確保に関すること。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。	<略>	<略>	<table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>民間放送機関</td><td><u>ア 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。</u> <u>イ 放送施設の保全に関すること。</u></td></tr> <tr><td>一般社団法人 東京バス協会</td><td>バスによる輸送の確保に関すること。</td></tr> <tr><td>一般社団法人東京 ハイヤー・タクシ ー協会</td><td><u>ア タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。</u> <u>イ 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。</u></td></tr> <tr><td>一般社団法人東京 都個人タクシー協 会</td><td><u>タクシーによる輸送の確保に関すること。</u></td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	民間放送機関	<u>ア 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。</u> <u>イ 放送施設の保全に関すること。</u>	一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。	一般社団法人東京 ハイヤー・タクシ ー協会	<u>ア タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。</u> <u>イ 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。</u>	一般社団法人東京 都個人タクシー協 会	<u>タクシーによる輸送の確保に関すること。</u>	<略>	<略>																					
<略>	<略>																																														
<略>	<略>																																														
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。																																														
<略>	<略>																																														
<略>	<略>																																														
<略>	<略>																																														
民間放送機関	<u>ア 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。</u> <u>イ 放送施設の保全に関すること。</u>																																														
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。																																														
一般社団法人東京 ハイヤー・タクシ ー協会	<u>ア タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。</u> <u>イ 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。</u>																																														
一般社団法人東京 都個人タクシー協 会	<u>タクシーによる輸送の確保に関すること。</u>																																														
<略>	<略>																																														
2	3	27	<p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">公共的団体</td><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>福生市商工会</td><td>ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他、<u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会</td><td>ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること ウ その他防災に係る事務又は業務に関すること。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	公共的団体	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他、 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	<略>	<略>	<略>	<略>	社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること ウ その他防災に係る事務又は業務に関すること。	<略>	<略>	<略>	<略>	<p>(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">公共的団体</td><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>福生市商工会</td><td>ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他<u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会</td><td>ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること。 ウ その他<u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u></td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	公共的団体	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	<略>	<略>	<略>	<略>	社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること。 ウ その他 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
公共的団体	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他、 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること ウ その他防災に係る事務又は業務に関すること。																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
公共的団体	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関すること。 イ その他 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													
	社会福祉法人 福生市社会福祉協 議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関すること。 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関すること。 ウ その他 <u>防災に係る事務又は業務に関すること。</u>																																													
	<略>	<略>																																													
	<略>	<略>																																													



福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害予防計画

章	節	頁	現行	修正	理由
1	1	29	<p><b>第1節 防災知識の普及</b></p> <p>[総務部、教育部、生活環境部]</p> <p>《基本方針》 市民が、平常時から災害に対する備えを心<del>が</del><u>け</u>、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災意識・知識の普及啓発に努める。</p>	<p><b>第1節 防災知識の普及</b></p> <p>[総務部、教育部、生活環境部]</p> <p>《基本方針》 市民が、平常時から災害に対する備えを心<del>が</del><u>掛</u>け、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災意識・知識の普及啓発に努める。</p>	語句の適正
1	1	29	<p><b>1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発</b></p> <p>市は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、<u>性別による</u>視点の違いに配慮し、<u>女性</u>の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>特に、3日分（推奨1週間以上）の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、安否確認手段、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通じて家庭での予防安全対策について普及・啓発を行う。</p> <p>また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。</p>	<p><b>1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発</b></p> <p><u>福生市</u>は、大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等の防災パンフレット配布、防災展の開催、ホームページや講習会等によって、災害・防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。防災知識の普及等を推進する際には、<u>女性及び子供、性的マイノリティ、国籍のほか、要配慮者</u>の視点の違いに配慮し、<u>多様な主体</u>の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>特に、<u>住宅の耐震化・出火防止対策</u>、3日分（推奨1週間以上）の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、安否確認手段、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策等を通じて家庭での予防安全対策について普及・啓発を行う。</p> <p>また、自主防災組織や市民団体等を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。</p>	語句の適正 多様性への対応の追加
1	1	30	<p><b>2 学校教育・社会教育における防災教育</b></p> <p>市は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート～災害と安全～」や立川防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。</p>	<p><b>2 学校教育・社会教育における防災教育</b></p> <p><u>福生市</u>は、防災の手引を作成するとともに東京都教育委員会発行の「防災ノート～災害と安全～」や立川防災館を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。また、社会教育活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。</p>	語句の適正
1	1	30	<p><b>3 事業所における防災知識の普及</b></p> <p>市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。</p> <p>また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業の事業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するBCP (Business Continuity Plan) の策定を推進するよう働き<del>か</del><u>け</u>る。</p>	<p><b>3 事業所における防災知識の普及</b></p> <p><u>福生市</u>は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、帰宅困難者対策を含む事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。</p> <p>また、事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に市内の経済を支える重要な企業の事業活動を早期に復旧するため、事業者団体等を通じて、事業者が災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成する<u>事業継続計画</u> (BCP (Business Continuity Plan)) の策定を推進するよう働き<del>か</del><u>掛</u>ける。</p>	語句の適正
1	2	30	<p><b>第2節 自助による市民の防災力向上</b></p> <p>《基本方針》 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心<del>が</del><u>け</u>けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求められる。</p> <p>市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 水（目安として1日<u>一人3リットル</u>）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備</p> <p>7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</p> <p><u>8</u> 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</p> <p><u>9</u> 町会・自治会等が行う、地域の相互協力<u>体制</u>の構築への協力</p> <p><u>10</u> 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</p> <p><u>11</u> 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</p>	<p><b>第2節 自助による市民の防災力向上</b></p> <p>《基本方針》 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心<del>が</del><u>掛</u>けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、発災時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所<u>又は避難所</u>で自ら活動する、あるいは、行政等が行っている防災活動に協力するなど、防災への自助意識を高めることが求められる。</p> <p>市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 水（目安として1日<u>1人3ℓ</u>）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備</p> <p>7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</p> <p><u>8 地震時のマイ・タイムライン（防災行動計画）の作成</u></p> <p><u>9</u> 市や自主防災組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</p> <p><u>10</u> 町会・自治会等が行う、地域の相互協力<u>態勢</u>の構築への協力</p> <p><u>11</u> 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</p> <p><u>12</u> 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</p>	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由																										
1	3	31	<p><b>第3節 自主防災組織による共助の推進</b></p> <p>〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕</p> <p>《基本方針》 市民及び事業所による自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割を<b>ふ</b>まえ、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災体制の整備に努める。</p>	<p><b>第3節 自主防災組織等による共助の推進</b></p> <p>〔総務部、生活環境部、教育部、福生消防署〕</p> <p>《基本方針》 市民及び事業所による自主的な防災活動が、人命救助や被害の拡大の防止に果たす役割を<b>踏</b>まえ、防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の醸成など、地域における自主防災<b>組織</b>体制の整備に努める。</p>	語句の適正																										
1	3	31	<p><b>1 自主防災組織等への支援</b></p> <p>市及び消防署は、地域住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>技術的指導</td> <td>自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。</td> </tr> <tr> <td>防災マップ・災害マニュアル作成の支援</td> <td>地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動<b>体制</b>を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の整備助成等</td> <td>自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。</td> </tr> <tr> <td><u>東京防災隣組制度の活用</u></td> <td><u>東京都が推進する「東京防災隣組制度」を活用し、自主防災組織の活動を支援する。</u></td> </tr> <tr> <td>福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援</td> <td>大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。</td> </tr> <tr> <td>地区防災計画の作成</td> <td>地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において<b>本</b>計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を<b>本</b>計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。</td> </tr> </table>	技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。	防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動 <b>体制</b> を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。	資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。	<u>東京防災隣組制度の活用</u>	<u>東京都が推進する「東京防災隣組制度」を活用し、自主防災組織の活動を支援する。</u>	福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。	地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において <b>本</b> 計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を <b>本</b> 計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。	<p><b>1 自主防災組織等への支援</b></p> <p><u>自主防災組織は、共助の観点から、防災訓練等により地域における自主防災力の向上に努める。</u> <u>福生市及び福生消防署は、地域住民による自主防災組織が行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>自主防災力の向上</u></td> <td><u>自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>技術的指導</td> <td>自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。</td> </tr> <tr> <td>防災マップ・災害マニュアル作成の支援</td> <td>地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動<b>態勢</b>を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の整備助成等</td> <td>自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。</td> </tr> <tr> <td>福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援</td> <td>大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。</td> </tr> <tr> <td>地区防災計画の作成</td> <td>地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において<b>この</b>計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を<b>この</b>計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。</td> </tr> <tr> <td><u>避難所運営連絡会の活動</u></td> <td><u>地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げて、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行う。</u></td> </tr> </table>	<u>自主防災力の向上</u>	<u>自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u>	技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。	防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動 <b>態勢</b> を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。	資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。	福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。	地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において <b>この</b> 計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を <b>この</b> 計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。	<u>避難所運営連絡会の活動</u>	<u>地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げて、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行う。</u>	市事業との整合
技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。																														
防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動 <b>体制</b> を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。																														
資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。																														
<u>東京防災隣組制度の活用</u>	<u>東京都が推進する「東京防災隣組制度」を活用し、自主防災組織の活動を支援する。</u>																														
福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。																														
地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において <b>本</b> 計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を <b>本</b> 計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。																														
<u>自主防災力の向上</u>	<u>自主防災組織は、地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。なお、避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u>																														
技術的指導	自主防災組織のリーダー講習会等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行う。 防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。																														
防災マップ・災害マニュアル作成の支援	地区内危険箇所、避難ルート・避難場所、消防水利・機器などの状況を市民が調べ、共有化する防災マップづくりを支援する。 発災初期期の自主防災組織による活動 <b>態勢</b> を強化するため、災害マニュアルの作成を支援する。																														
資機材の整備助成等	自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。																														
福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動支援	大規模災害における自助・共助の地域防災力の強化と人的被害の軽減等を図るため、消防団OBにより結成された「福生市災害活動応援隊」の活動を支援する。																														
地区防災計画の作成	地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において <b>この</b> 計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を <b>この</b> 計画に定める。必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。																														
<u>避難所運営連絡会の活動</u>	<u>地域の自主防災組織、学校関係者、市職員等で避難所運営連絡会を立ち上げて、避難所運営マニュアルを作成し、定期的に避難所運営について検討を行う。</u>																														
1	3	31	<p><b>2 事業所による自主防災<b>体制</b>の整備</b></p> <p>事業所は、従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災<b>体制</b>の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>安全確保対策</td> <td>社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認<b>体制</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td><u>地域の防災活動への協力</u></td> <td>組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認 <b>体制</b> を整備する。	<u>地域の防災活動への協力</u>	組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。	<p><b>2 事業所による自主防災<b>態勢</b>の整備</b></p> <p>事業所は、従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の<b>自主的な</b>防災<b>態勢</b>の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>安全確保対策</td> <td>社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認<b>態勢</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td><u>防災訓練及び地域との協力</u></td> <td><u>事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。</u></td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認 <b>態勢</b> を整備する。	<u>防災訓練及び地域との協力</u>	<u>事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。</u>	市事業との整合										
<略>	<略>																														
<略>	<略>																														
安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認 <b>体制</b> を整備する。																														
<u>地域の防災活動への協力</u>	組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。																														
<略>	<略>																														
<略>	<略>																														
安全確保対策	社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認 <b>態勢</b> を整備する。																														
<u>防災訓練及び地域との協力</u>	<u>事業所ごとに定例的な防災訓練を推進するとともに、組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を進める。</u>																														

章	節	頁	現行	修正	理由																								
1	3	32	<p><b>3 防災訓練への参加</b>  <u>市民及び事業所は、防災訓練を実施し自主防災力の向上に努める</u></p> <table border="1"> <tr> <td>市民</td> <td> <u>地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。</u>  <u>避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u> </td> </tr> <tr> <td>事業所 (学校を含む)</td> <td> <u>事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。</u>  <u>避難所に指定されている学校は、各地域で実施する防災訓練等に参加するよう努める。</u> </td> </tr> </table>	市民	<u>地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。</u> <u>避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u>	事業所 (学校を含む)	<u>事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。</u> <u>避難所に指定されている学校は、各地域で実施する防災訓練等に参加するよう努める。</u>	削除	市事業との整合																				
市民	<u>地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救出・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。</u> <u>避難訓練の実施に際しては、障害者、高齢者、幼児、病弱者等の保護に配慮した訓練を実施する。</u>																												
事業所 (学校を含む)	<u>事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。</u> <u>避難所に指定されている学校は、各地域で実施する防災訓練等に参加するよう努める。</u>																												
1	4	32	<p><b>第4節 各主体の連携</b>  &lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>役 割 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる<b>体制</b>を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア</td> <td>災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、市及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	主 体	役 割 等	市	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	事業者	災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる <b>体制</b> を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。	ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、市及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。	<p><b>第4節 各主体の連携</b>  &lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主 体</th> <th>役 割 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">福生市</a></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる<b>態勢</b>を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>ボランティア</td> <td>災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、<a href="#">福生市</a>及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。  <u>また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援、活動調整を行う組織）は、その経験や専門性を活かし、行政組織、ボランティア等との連携態勢の構築を図る。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	主 体	役 割 等	<a href="#">福生市</a>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	事業者	災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる <b>態勢</b> を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。	ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、 <a href="#">福生市</a> 及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 <u>また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援、活動調整を行う組織）は、その経験や専門性を活かし、行政組織、ボランティア等との連携態勢の構築を図る。</u>	語句の適正 防災基本計画の修正
主 体	役 割 等																												
市	<略>																												
<略>	<略>																												
<略>	<略>																												
事業者	災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる <b>体制</b> を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。																												
ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、市及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。																												
主 体	役 割 等																												
<a href="#">福生市</a>	<略>																												
<略>	<略>																												
<略>	<略>																												
事業者	災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる <b>態勢</b> を整備するよう努めるとともに、負傷者の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。																												
ボランティア	災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、 <a href="#">福生市</a> 及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。 <u>また、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援、活動調整を行う組織）は、その経験や専門性を活かし、行政組織、ボランティア等との連携態勢の構築を図る。</u>																												
1	5	32	<p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b>  〔総務部、福祉保健部〕</p> <p>《基本方針》  市及び関係機関は、乳幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の安全確保のため、社会福祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援<b>体制</b>づくりを推進する。</p>	<p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b>  〔総務部、<a href="#">生活環境部</a>、福祉保健部〕</p> <p>《基本方針》  <a href="#">福生市</a>及び関係機関は、乳幼児、障害者、病人、寝たきり者、高齢者、妊産婦、外国人などの要配慮者の安全確保のため、社会福祉施設・民間福祉団体・NPO・社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援<b>態勢</b>づくりを推進する。</p>	語句の適正																								
1	5	33	<p><b>1 社会福祉施設等における対策</b>  社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために防災<b>体制</b>を構築する。</p> <table border="1"> <tr> <td>防災マニュアルの策定</td> <td>災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。</td> </tr> <tr> <td><b>避難確保計画の作成及び訓練の実施</b></td> <td><u>地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td>円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>施設等の安全対策</td> <td>スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や<b>付属</b>する危険物を常時点検する。</td> </tr> </table>	防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。	<b>避難確保計画の作成及び訓練の実施</b>	<u>地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u>	防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。	施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <b>付属</b> する危険物を常時点検する。	<p><b>1 社会福祉施設等における対策</b>  社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために防災<b>対策</b>を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>防災マニュアルの策定</td> <td>災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td>円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>施設等の安全対策</td> <td>スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や<b>付属</b>する危険物を常時点検する。</td> </tr> <tr> <td>地域社会との連携</td> <td>社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など<b>避難態勢</b>づくりを推進する。</td> </tr> </table>	防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。	防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。	施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <b>付属</b> する危険物を常時点検する。	地域社会との連携	社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など <b>避難態勢</b> づくりを推進する。	語句の適正 記載箇所の変更								
防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。																												
<b>避難確保計画の作成及び訓練の実施</b>	<u>地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。</u>																												
防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。																												
施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <b>付属</b> する危険物を常時点検する。																												
防災マニュアルの策定	災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。																												
防災訓練の実施	円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。																												
施設等の安全対策	スプリンクラーの設置や消防機関と直結する火災通報装置、避難路となるバルコニー等を含むバリアフリー対策を進めるとともに、施設や <b>付属</b> する危険物を常時点検する。																												
地域社会との連携	社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など <b>避難態勢</b> づくりを推進する。																												

章	節	頁	現行	修正	理由																																								
			<p>地域社会との連携</p> <p>社会福祉施設の入居者は避難が困難である者が多く、避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。このため地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など<b>体制</b>づくりを推進する。</p>																																										
1	5	33	<p><b>2 要配慮者対策</b></p> <p>〈略〉</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者の名簿作成</td> <td>災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。<u>なお、「福生市災害時要援護者登録制度」に基づく登録者は、本名簿に移行する。</u> <u>(1) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿を提供する避難支援関係者及び情報漏えい措置</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新</u> 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成</td> <td>東京都「災害時<b>要援護者</b>への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部<b>情報・調査部</b>への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ<b>体制</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td><u>避難支援プラン(個別計画)の策定</u></td> <td>避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの「<u>避難支援プラン</u>」を策定する。</td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及・啓発</td> <td>〈略〉 東京都「災害時<b>要援護者</b>への災害対策推進のための指針」 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>地域における救出・救護<b>体制</b>の充実</td> <td>自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援<b>体制</b>を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力<b>体制</b>づくり」を進める。</td> </tr> <tr> <td><u>情報連絡手段の整備</u></td> <td><u>災害時に情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>医療救護の配慮</td> <td>要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその<b>あり方</b>等の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	避難行動要支援者の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 <u>なお、「福生市災害時要援護者登録制度」に基づく登録者は、本名簿に移行する。</u> <u>(1) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿を提供する避難支援関係者及び情報漏えい措置</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新</u> 〈略〉	避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時 <b>要援護者</b> への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部 <b>情報・調査部</b> への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ <b>体制</b> を整備する。	<u>避難支援プラン(個別計画)の策定</u>	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの「 <u>避難支援プラン</u> 」を策定する。	防災知識の普及・啓発	〈略〉 東京都「災害時 <b>要援護者</b> への災害対策推進のための指針」 〈略〉	地域における救出・救護 <b>体制</b> の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援 <b>体制</b> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力 <b>体制</b> づくり」を進める。	<u>情報連絡手段の整備</u>	<u>災害時に情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。</u>	〈略〉	〈略〉	医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその <b>あり方</b> 等の検討を行う。	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	<p><b>2 要配慮者対策</b></p> <p>〈略〉</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者の名簿作成</td> <td>災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 <u>(1) 避難支援等関係者となる者</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新に関する事項</u> 〈略〉 <u>(5) 情報漏えいの防止措置</u> 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成</td> <td>東京都「災害時<b>要配慮者</b>への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て、<u>避難支援等関係者の安全確保措置に関する事項を含む避難行動要支援者支援マニュアル</u>を作成する。また、災害時には災害対策本部<b>要配慮者対策班</b>への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ<b>態勢</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td>個別<b>避難</b>計画の策定</td> <td>避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの<b>個別避難計画</b>を策定する。 <u>また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難することを検討する。</u> <u>また、要支援者には、避難支援を保証するものではないこと、避難支援等関係者が法的な責任・義務を負うものではないことの周知に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及・啓発</td> <td>〈略〉 東京都「災害時<b>要配慮者</b>への災害対策推進のための指針」 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>地域における救出・救護<b>態勢</b>の充実</td> <td>自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援<b>態勢</b>を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力<b>態勢</b>づくり」を進める。</td> </tr> <tr> <td><u>避難情報の通知又は警告の配慮</u></td> <td><u>市長は警戒レベル3「高齢者等避難」発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。また、その伝達に当たっては防災行政無線(戸別受信機を含む。)や広報車による情報伝達に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>医療救護の配慮</td> <td>要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその<b>在り方</b>等の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	避難行動要支援者の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 <u>(1) 避難支援等関係者となる者</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新に関する事項</u> 〈略〉 <u>(5) 情報漏えいの防止措置</u> 〈略〉	避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時 <b>要配慮者</b> への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て、 <u>避難支援等関係者の安全確保措置に関する事項を含む避難行動要支援者支援マニュアル</u> を作成する。また、災害時には災害対策本部 <b>要配慮者対策班</b> への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ <b>態勢</b> を整備する。	個別 <b>避難</b> 計画の策定	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの <b>個別避難計画</b> を策定する。 <u>また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難することを検討する。</u> <u>また、要支援者には、避難支援を保証するものではないこと、避難支援等関係者が法的な責任・義務を負うものではないことの周知に努める。</u>	防災知識の普及・啓発	〈略〉 東京都「災害時 <b>要配慮者</b> への災害対策推進のための指針」 〈略〉	地域における救出・救護 <b>態勢</b> の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援 <b>態勢</b> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力 <b>態勢</b> づくり」を進める。	<u>避難情報の通知又は警告の配慮</u>	<u>市長は警戒レベル3「高齢者等避難」発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。また、その伝達に当たっては防災行政無線(戸別受信機を含む。)や広報車による情報伝達に努める。</u>	〈略〉	〈略〉	医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその <b>在り方</b> 等の検討を行う。	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	市事業との整合 東京都意見
避難行動要支援者の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 <u>なお、「福生市災害時要援護者登録制度」に基づく登録者は、本名簿に移行する。</u> <u>(1) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿を提供する避難支援関係者及び情報漏えい措置</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新</u> 〈略〉																																												
避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時 <b>要援護者</b> への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て支援マニュアルを作成する。また、災害時には災害対策本部 <b>情報・調査部</b> への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ <b>体制</b> を整備する。																																												
<u>避難支援プラン(個別計画)の策定</u>	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの「 <u>避難支援プラン</u> 」を策定する。																																												
防災知識の普及・啓発	〈略〉 東京都「災害時 <b>要援護者</b> への災害対策推進のための指針」 〈略〉																																												
地域における救出・救護 <b>体制</b> の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援 <b>体制</b> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力 <b>体制</b> づくり」を進める。																																												
<u>情報連絡手段の整備</u>	<u>災害時に情報入手が困難な聴覚障害者等へ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。</u>																																												
〈略〉	〈略〉																																												
医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその <b>あり方</b> 等の検討を行う。																																												
〈略〉	〈略〉																																												
〈略〉	〈略〉																																												
避難行動要支援者の名簿作成	災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について名簿を作成し、個人情報保護に配慮して地域の自主防災組織、関係機関・団体と共有する。 <u>(1) 避難支援等関係者となる者</u> 〈略〉 <u>(2) 名簿に掲載する者の範囲</u> 〈略〉 <u>(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法</u> 〈略〉 <u>(4) 名簿の更新に関する事項</u> 〈略〉 <u>(5) 情報漏えいの防止措置</u> 〈略〉																																												
避難行動要支援者支援マニュアル(全体計画)の作成	東京都「災害時 <b>要配慮者</b> への災害対策推進のための指針」、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、関係各課は関係機関、自主防災組織、本人・家族・ボランティア団体等の参画を得て、 <u>避難支援等関係者の安全確保措置に関する事項を含む避難行動要支援者支援マニュアル</u> を作成する。また、災害時には災害対策本部 <b>要配慮者対策班</b> への情報の一元化を図り、各対応部の活動へつなぐ <b>態勢</b> を整備する。																																												
個別 <b>避難</b> 計画の策定	避難行動要支援者を把握し、要支援者一人ひとりの <b>個別避難計画</b> を策定する。 <u>また、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を福祉避難所の指定を行う等、避難時に当該施設へ直接避難することを検討する。</u> <u>また、要支援者には、避難支援を保証するものではないこと、避難支援等関係者が法的な責任・義務を負うものではないことの周知に努める。</u>																																												
防災知識の普及・啓発	〈略〉 東京都「災害時 <b>要配慮者</b> への災害対策推進のための指針」 〈略〉																																												
地域における救出・救護 <b>態勢</b> の充実	自主防災組織等において、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、その支援 <b>態勢</b> を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。また、福生消防署と連携し、「地域協力 <b>態勢</b> づくり」を進める。																																												
<u>避難情報の通知又は警告の配慮</u>	<u>市長は警戒レベル3「高齢者等避難」発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。また、その伝達に当たっては防災行政無線(戸別受信機を含む。)や広報車による情報伝達に努める。</u>																																												
〈略〉	〈略〉																																												
医療救護の配慮	要配慮者へ配慮した医療救護に関し、事前にその <b>在り方</b> 等の検討を行う。																																												
〈略〉	〈略〉																																												
〈略〉	〈略〉																																												
1	5	34	<p><b>3 外国人等への対策</b></p> <p>前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。市は、これらの人々に対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>防災情報の提供・</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	防災情報の提供・	〈略〉	防災知識の普及	〈略〉	<p><b>3 外国人等への対策</b></p> <p>前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられる。<b>福生市</b>は、これらの人々に対して、安心して行動できるような環境づくりに努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>防災情報の提供・</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>防災知識の普及</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	防災情報の提供・	〈略〉	防災知識の普及	〈略〉	語句の適正																																
防災情報の提供・	〈略〉																																												
防災知識の普及	〈略〉																																												
防災情報の提供・	〈略〉																																												
防災知識の普及	〈略〉																																												

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<table border="1"> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>地域社会との連携</td><td>地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>		<略>	地域社会との連携	地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。		<略>	<table border="1"> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>地域社会との連携</td><td>地域での支援態勢づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>		<略>	地域社会との連携	地域での支援態勢づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。		<略>					
	<略>																				
地域社会との連携	地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。																				
	<略>																				
	<略>																				
地域社会との連携	地域での支援態勢づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。																				
	<略>																				
1	6	35	<p><b>第6節 ボランティア活動環境の整備</b> 〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会〕</p> <p>《基本方針》 東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と相互に連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、ボランティアやNPOが適切に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p>	<p><b>第6節 ボランティア活動環境の整備</b> 〔福生消防署、総務部、生活環境部、福祉保健部、福生市社会福祉協議会〕</p> <p>《基本方針》 東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と相互に連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携態勢を構築し、ボランティアやNPOが適切に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p>	語句の適正																
1	6	35	<p><b>1 受入れ体制の整備</b> 市は、福生市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの受入れ体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr><td>受入れ窓口の整備</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>連携体制の整備</td><td>東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	受入れ窓口の整備	<略>	連携体制の整備	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<p><b>1 受入態勢の整備</b> 福生市は、福生市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアの受入態勢を整備する。</p> <table border="1"> <tr><td>受入窓口の整備</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>連携の推進</td><td>東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要請・受入れに係る連携を推進する。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	受入窓口の整備	<略>	連携の推進	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要請・受入れに係る連携を推進する。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
受入れ窓口の整備	<略>																				
連携体制の整備	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
受入窓口の整備	<略>																				
連携の推進	東京都災害ボランティアセンターや東京都社会福祉協議会と、迅速な派遣要請・受入れに係る連携を推進する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
1	6	35	<p><b>2 事前登録の推進、活動支援体制の整備</b> 市は、東京都、東京都社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携のもとに、ボランティアの事前登録に努めるとともに、活動支援体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>東京消防庁災害時支援ボランティア（福生消防ボランティア）</td><td>地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する福生消防ボランティアの協力を得るため事前に登録した福生消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、次の支援活動を実施する。 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) 消防署内での後方支援活動 (7) その他、必要な支援活動  平常時には次の活動を実施する。</td></tr> </table>	<略>	<略>	東京消防庁災害時支援ボランティア（福生消防ボランティア）	地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する福生消防ボランティアの協力を得るため事前に登録した福生消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、次の支援活動を実施する。 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) 消防署内での後方支援活動 (7) その他、必要な支援活動  平常時には次の活動を実施する。	<p><b>2 事前登録の推進、活動支援態勢の整備</b> 福生市は、東京都、東京都社会福祉協議会、福生消防署、福生市社会福祉協議会等との連携の下に、ボランティアの事前登録に努めるとともに、活動支援態勢を整備する。</p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>東京消防庁災害時支援ボランティア</td><td>地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施  平常時には次の活動を実施する。</td></tr> </table>	<略>	<略>	東京消防庁災害時支援ボランティア	地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施  平常時には次の活動を実施する。	語句の適正 福生消防署意見								
<略>	<略>																				
東京消防庁災害時支援ボランティア（福生消防ボランティア）	地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する福生消防ボランティアの協力を得るため事前に登録した福生消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、次の支援活動を実施する。 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) 消防署内での後方支援活動 (7) その他、必要な支援活動  平常時には次の活動を実施する。																				
<略>	<略>																				
東京消防庁災害時支援ボランティア	地震時等における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有する東京消防庁災害時支援ボランティアの協力を得るため事前に登録した東京消防庁災害時支援ボランティアの受入態勢を確立するとともに、育成指導を図る。  登録資格者 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術を有する者  災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施  平常時には次の活動を実施する。																				

章	節	頁	現行	修正	理由												
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、<u>「震災時消防活動支援特別講習」</u>への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動</td> </tr> <tr> <td>市内災害ボランティア体制の構築</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>活動支援体制の整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>		(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、 <u>「震災時消防活動支援特別講習」</u> への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動	市内災害ボランティア体制の構築	<略>	活動支援体制の整備	<略>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動</td> </tr> <tr> <td>市内災害ボランティアネットワークの構築</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動に係る環境整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>		(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動	市内災害ボランティアネットワークの構築	<略>	ボランティア活動に係る環境整備	<略>	
	(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、 <u>「震災時消防活動支援特別講習」</u> への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動																
市内災害ボランティア体制の構築	<略>																
活動支援体制の整備	<略>																
	(1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動																
市内災害ボランティアネットワークの構築	<略>																
ボランティア活動に係る環境整備	<略>																
1	6	36	<b>3 人材の育成</b> 市は、東京都等の関係機関と連携して、災害ボランティアの取組 <u>み</u> について周知を図り、リーダー等の人材育成を促進する。 <table border="1"> <tr> <td>人材の育成</td> <td>&lt;略&gt; 東京都防災ボランティア育成制度及び東京消防庁災害時ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	人材の育成	<略> 東京都防災ボランティア育成制度及び東京消防庁災害時ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。	<略>	<略>	<b>3 人材の育成</b> <u>福生</u> 市は、東京都等の関係機関と連携して、災害ボランティアの取組について周知を図り、リーダー等の人材育成を促進する。 <table border="1"> <tr> <td>人材の育成</td> <td>&lt;略&gt; 東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時<u>支援</u>ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	人材の育成	<略> 東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時 <u>支援</u> ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。	<略>	<略>	語句の適正				
人材の育成	<略> 東京都防災ボランティア育成制度及び東京消防庁災害時ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。																
<略>	<略>																
人材の育成	<略> 東京都防災ボランティア制度及び東京消防庁災害時 <u>支援</u> ボランティア制度の活用等、東京都との事前調整を行う。																
<略>	<略>																
1	7	36	<b>第7節 事業継続計画の実効性の確保</b> <p style="text-align: right;">〔総務部、各部〕</p> 《基本方針》 被災からの復旧・復興を迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するため、市は事業継続計画（BCP）について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓等に基づき見直しを図る。	<b>第7節 事業継続計画の実効性の確保</b> <p style="text-align: right;">〔総務部、各部〕</p> 《基本方針》 被災からの復旧・復興を迅速に実現し、市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するため、 <u>福生</u> 市は事業継続計画（BCP）について、訓練等を通じて実効性を確認し、把握した問題点や教訓等に基づき見直しを図る。	語句の適正												
1	7	37	<b>1 BCPの役割</b> <略> 事業継続の取組 <u>み</u> は、次の特徴を持っている。 <略>	<b>1 BCPの役割</b> <略> 事業継続の取組は、次の特徴を持っている。 <略>	語句の適正												
1	7	37	<b>2 市政のBCP等の見直し</b> 市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画を見直し、 <u>迅速な復旧体制を構築する。</u>	<b>2 市政のBCP等の見直し</b> <u>福生</u> 市は、災害時に市の各部課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画（BCP）の <u>不断の見直しを行う。</u>	語句の適正												
2	1	38	<b>第1節 都市の防災機能の強化</b> <p style="text-align: right;">〔総務部、都市建設部、関係機関〕</p> 《基本方針》 市をはじめ関係機関は、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	<b>第1節 都市の防災機能の強化</b> <p style="text-align: right;">〔<u>企画財政部</u>、総務部、<u>生活環境部</u>、都市建設部、関係機関〕</p> 《基本方針》 <u>福生</u> 市をはじめ関係機関は、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設や公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。	組織名等の変更 語句の適正												
2	1	38	<b>1 防災市街地の整備</b> 市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的配置による都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。 <table border="1"> <tr> <td>防災機能を高める都市施設配置</td> <td><u>本</u>市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を<u>めざした</u>施設配置に努める。 <u>都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域や準防火地域の指定を拡大する。</u></td> </tr> </table>	防災機能を高める都市施設配置	<u>本</u> 市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を <u>めざした</u> 施設配置に努める。 <u>都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域や準防火地域の指定を拡大する。</u>	<b>1 防災市街地の整備</b> <u>福生</u> 市は、都市計画マスタープランや緑の基本計画等に基づいて、市街地の不燃化や公園・道路等の効果的配置による都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。 <table border="1"> <tr> <td>防災機能を高める都市施設配置</td> <td><u>福生</u>市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を<u>目指した</u>施設配置に努める。</td> </tr> <tr> <td>市街地の再開発</td> <td><u>福生</u>駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。</td> </tr> </table>	防災機能を高める都市施設配置	<u>福生</u> 市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を <u>目指した</u> 施設配置に努める。	市街地の再開発	<u>福生</u> 駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。	語句の適正 市事業との整合						
防災機能を高める都市施設配置	<u>本</u> 市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を <u>めざした</u> 施設配置に努める。 <u>都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域や準防火地域の指定を拡大する。</u>																
防災機能を高める都市施設配置	<u>福生</u> 市では土地区画整理事業による面整備が行われた市街地が多いが、既成市街地の一部では木造家屋の密集と細街路が目立ち延焼の危険性の高い地域もある。このため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路、鉄道、玉川上水、公園、学校等で構成される延焼遮断帯で囲む防災生活圏の形成を <u>目指した</u> 施設配置に努める。																
市街地の再開発	<u>福生</u> 駅西口地区市街地再開発により、耐震化・不燃化等を確保した避難所等の防災拠点となる施設、安全な避難を確保する道路等を整備する。																

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<table border="1"> <tr> <td>市街地の不燃化の促進</td> <td>道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点等に対する緊急輸送道路を指定し、確保する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。	緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点等に対する緊急輸送道路を指定し、確保する。	<略>	<略>	<table border="1"> <tr> <td>市街地の不燃化の促進</td> <td>道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道路を緊急輸送道路として指定し、確保する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。	緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道路を緊急輸送道路として指定し、確保する。	<略>	<略>					
市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。																				
緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点等に対する緊急輸送道路を指定し、確保する。																				
<略>	<略>																				
市街地の不燃化の促進	道路等の都市基盤施設が整わないまま次第に市街化された地域については、地区計画制度等により地区整備の方針を策定し、建築物の用途・形態の制限や生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等に努める。																				
緊急輸送道路の確保	国及び東京都指定の緊急輸送道路に接続していない災害対策活動の拠点と指定済みの緊急輸送道路とを結ぶ道路、既に指定済みの緊急輸送道路を連結する道路を緊急輸送道路として指定し、確保する。																				
<略>	<略>																				
2	1	38	<b>2 防災空間の確保、防災機能の整備</b> 市及び関係機関は、公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確保を図るとともに、防災機能の整備を進める。 <略>	<b>2 防災空間の確保、防災機能の強化</b> <b>福生市</b> 及び関係機関は、公園・緑地、道路、河川等オープンスペースの効果的整備に努め、防災空間の確保を図るとともに、防災機能の整備を進める。 <略>	語句の適正																
2	1	39	<b>3 土木構造物の耐震対策</b> 市及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>道路施設</td> <td>&lt;略&gt; 一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>駅舎、橋梁、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	道路施設	<略> 一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。	鉄道施設	駅舎、橋梁、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<b>3 土木構造物の耐震対策</b> <b>福生市</b> 及び関係機関は、土木構造物ごとに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>道路施設</td> <td>&lt;略&gt; 一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>駅舎、橋りょう、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	道路施設	<略> 一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。	鉄道施設	駅舎、橋りょう、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
道路施設	<略> 一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。																				
鉄道施設	駅舎、橋梁、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
道路施設	<略> 一般橋りょう、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。																				
鉄道施設	駅舎、橋りょう、高架部、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
2	1	39	<b>4 ライフライン施設の安全化</b> 上・下水道、電力、ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害による被害を防止するため、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための防災体制を整備する。	<b>4 ライフライン施設の安全化</b> 上・下水道、電力、ガス、通信、ごみ・し尿処理などのライフライン等に関わる事業者は、各種災害による被害を防止するため、施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速な応急復旧を行うための防災態勢を整備する。	語句の適正																
2	1	40	<b>(2) 下水道</b> <table border="1"> <tr> <td>下水道施設の耐震化</td> <td>管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。</td> </tr> </table>	下水道施設の耐震化	管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。	<b>(2) 下水道</b> <table border="1"> <tr> <td>下水道施設の耐震化</td> <td>管きよについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。</td> </tr> </table>	下水道施設の耐震化	管きよについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。	語句の適正												
下水道施設の耐震化	管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。																				
下水道施設の耐震化	管きよについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。																				
2	1	40	<b>(4) ガス供給施設</b> <table border="1"> <tr> <td>ガス供給施設の耐震性等の確保</td> <td>供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<b>(4) ガス供給施設</b> <table border="1"> <tr> <td>ガス供給施設の耐震性等の確保</td> <td>供給所等のガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正				
ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
ガス供給施設の耐震性等の確保	供給所等のガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図るとともに、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等の使用に努める。特に、低圧導管には可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
2	1	40	<b>(6) 共同溝・電線共同溝の整備</b> 市は、二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架梯障害の排除等、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を検討する。	<b>(6) 共同溝・電線共同溝の整備</b> <b>福生市</b> は、二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、はしご車架てい障害の排除等、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を検討する。	語句の適正																
2	1	40	<b>(7) 多様なエネルギー確保の推進</b> 市は、応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する。	<b>(7) 多様なエネルギー確保の推進</b> <b>福生市</b> は、応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する。	語句の適正																
2	2	40	<b>第2節 建築物等の安全対策の推進</b> [都市建設部、教育部、各施設所管部、福生消防署、東京都、関係機関]	<b>第2節 建築物等の安全対策の推進</b> [企画財政部、都市建設部、教育部、各施設所管部、福生消防署、東京都、関係機関]	組織名等の変更 語句の適正																

章	節	頁	現行	修正	理由																		
			<p>《基本方針》</p> <p>市、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。</p>	<p>《基本方針》</p> <p><a href="#">福生市</a>、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。</p>																			
2	2	41	<p><b>1 建築物等の耐震対策</b></p> <p>市、東京都及び関係機関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>公共建築物の耐震化</td> <td> <p>「<a href="#">福生市耐震改修促進計画</a>」（平成28年3月）に基づき、平成32年度までに耐震化率100%を達成する。</p> <p><b>設備等の耐震対策</b></p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p> </td> </tr> <tr> <td>民間建築物等の耐震化</td> <td> <p>「福生市耐震改修促進計画」に基づき、平成32年度までに耐震化率95%以上を達成するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p><b>ブロック塀等の所有者に対して安全点検と倒壊防止策、フェンスへの転換や改善指導に努めるとともに、生け垣助成の周知を図る。</b></p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>特定緊急輸送道路沿道建築物</td> <td>特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、平成37年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組みを促進する。</td> </tr> </table>	公共建築物の耐震化	<p>「<a href="#">福生市耐震改修促進計画</a>」（平成28年3月）に基づき、平成32年度までに耐震化率100%を達成する。</p> <p><b>設備等の耐震対策</b></p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p>	民間建築物等の耐震化	<p>「福生市耐震改修促進計画」に基づき、平成32年度までに耐震化率95%以上を達成するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p><b>ブロック塀等の所有者に対して安全点検と倒壊防止策、フェンスへの転換や改善指導に努めるとともに、生け垣助成の周知を図る。</b></p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p>	<略>	<略>	特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、平成37年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組みを促進する。	<p><b>1 建築物等の耐震対策</b></p> <p><a href="#">福生市</a>、東京都及び関係機関は、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後の建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>公共建築物の耐震化</td> <td> <p>公共施設の耐震化率は、おおむね100%を達成しており、今後は、非構造部材の耐震化等を進める。</p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p> </td> </tr> <tr> <td>民間建築物等の耐震化</td> <td> <p>「福生市耐震改修促進計画」(令和4年3月)に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目標として耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>特定緊急輸送道路沿道建築物</td> <td>特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、令和7年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組を促進する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の耐震化</td> <td>市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。</td> </tr> </table>	公共建築物の耐震化	<p>公共施設の耐震化率は、おおむね100%を達成しており、今後は、非構造部材の耐震化等を進める。</p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p>	民間建築物等の耐震化	<p>「福生市耐震改修促進計画」(令和4年3月)に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目標として耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p>	<略>	<略>	特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、令和7年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組を促進する。	ブロック塀等の耐震化	市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。	市事業との整合
公共建築物の耐震化	<p>「<a href="#">福生市耐震改修促進計画</a>」（平成28年3月）に基づき、平成32年度までに耐震化率100%を達成する。</p> <p><b>設備等の耐震対策</b></p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p>																						
民間建築物等の耐震化	<p>「福生市耐震改修促進計画」に基づき、平成32年度までに耐震化率95%以上を達成するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p><b>ブロック塀等の所有者に対して安全点検と倒壊防止策、フェンスへの転換や改善指導に努めるとともに、生け垣助成の周知を図る。</b></p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p>																						
<略>	<略>																						
特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、平成37年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組みを促進する。																						
公共建築物の耐震化	<p>公共施設の耐震化率は、おおむね100%を達成しており、今後は、非構造部材の耐震化等を進める。</p> <p>(1) 天井の落下防止対策</p> <p>(2) 機器や備品の転倒防止やガラスの飛散防止</p> <p>(3) エネルギー源の多重化と自己電源・自己水源の確保</p>																						
民間建築物等の耐震化	<p>「福生市耐震改修促進計画」(令和4年3月)に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を支援するとともに周知を図る。また、耐震改修工法等の事例を収集し、市民に周知する。</p> <p>不特定多数の人々が利用する民間特定建築物（一定規模以上の病院・診療所、幼稚園・保育園等）についても、令和7年度末までに耐震化率95%を目標として耐震化促進のための支援策を検討する。</p> <p>家具の固定・ガラスの飛散防止対策を促進するため、家具転倒防止装置の支給や市民意識の啓発により、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置を促進する。</p>																						
<略>	<略>																						
特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物について、令和7年度末までに耐震化率100%を目標として、東京都と連携して所有者に対する取組を促進する。																						
ブロック塀等の耐震化	市内の住家と避難所を結ぶ全ての道路を避難路として位置付けるとともに、避難路のブロック塀等の耐震化促進を図るため支援を推進する。																						
2	2	41	<p><b>2 建築物等の防火・安全対策</b></p> <p>市及び東京都は、建築基準法等に基づく指導・助言及び消防法に基づく立入検査等を行い建築物などの安全対策を推進する。また、不特定多数の人々が利用する建築物等のバリアフリー対策を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業所防災体制の強化</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>特殊建築物、建築設備の安全確保</td> <td> <p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備体制の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p> <p>定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	<略>	<略>	事業所防災体制の強化	<略>	特殊建築物、建築設備の安全確保	<p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備体制の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p> <p>定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。</p>	<略>	<略>	<p><b>2 建築物等の防火・安全対策</b></p> <p><a href="#">福生市</a>及び東京都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく指導・助言及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく立入検査等を行い建築物などの安全対策を推進する。また、不特定多数の人々が利用する建築物等のバリアフリー対策を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業所防災力の強化</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>特殊建築物、建築設備の安全確保</td> <td> <p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p> </td> </tr> </table>	<略>	<略>	事業所防災力の強化	<略>	特殊建築物、建築設備の安全確保	<p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p>	語句の適正				
<略>	<略>																						
事業所防災体制の強化	<略>																						
特殊建築物、建築設備の安全確保	<p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備体制の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p> <p>定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防火管理及び消防用設備等の機能保持・適正管理等に関する規制と指導を行う。</p>																						
<略>	<略>																						
<略>	<略>																						
事業所防災力の強化	<略>																						
特殊建築物、建築設備の安全確保	<p>不特定多数の人々が入り出す特殊建築物（建築基準法第12条第1項）及び同条第2項に規定する建築設備については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。</p> <p>火災報知器、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修、警備態勢の充実を指導する。</p> <p>地震対策を含めた自主防火管理体制の確立・強化を指導するとともに、防火管理研修会、防火講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。</p>																						



章	節	頁	現行	修正	理由												
			<table border="1"> <tr> <td>屋外広告物等の落下防止</td> <td>落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の<u>もと</u>に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。</td> </tr> <tr> <td>エレベーターの早期復旧体制の整備</td> <td>東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。</td> </tr> </table>	屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の <u>もと</u> に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。	エレベーターの早期復旧体制の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。	<table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>屋外広告物等の落下防止</td> <td>落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の<u>下</u>に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。</td> </tr> <tr> <td>エレベーターの早期復旧態勢の整備</td> <td>東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 <u>福生市</u>の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。</td> </tr> <tr> <td><u>空家対策の促進</u></td> <td><u>空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」(令和3年3月)に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。</u></td> </tr> </table>	<略>	<略>	屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の <u>下</u> に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。	エレベーターの早期復旧態勢の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 <u>福生市</u> の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。	<u>空家対策の促進</u>	<u>空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」(令和3年3月)に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。</u>	
屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の <u>もと</u> に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。																
エレベーターの早期復旧体制の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 市の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。																
<略>	<略>																
屋外広告物等の落下防止	落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携の <u>下</u> に、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。また、自動販売機等の転倒防止策について指導する。																
エレベーターの早期復旧態勢の整備	東京都及び一般社団法人日本エレベーター協会等と協力して「1ビル1台復旧」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。 <u>福生市</u> の施設へのエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。																
<u>空家対策の促進</u>	<u>空家の倒壊による被害を防止するため、「福生市空家等対策計画」(令和3年3月)に基づき、適正管理の促進、管理不全な空家等の除却等の促進を進める。</u>																
2	2	42	<b>3 文化財の保護対策</b> 市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況の <u>もと</u> に文化財を維持管理するよう努める。 <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>予防体制</u>の確立</td> <td>自衛消防<u>体制</u>の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、<u>予防体制</u>の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>消防用設備の整備、保存施設等の充実</td> <td>消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備<u>体制</u>の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<u>予防体制</u> の確立	自衛消防 <u>体制</u> の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、 <u>予防体制</u> の確立を図る。	消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備 <u>体制</u> の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。	<b>3 文化財の保護対策</b> <u>福生市</u> 及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況の <u>下</u> に文化財を維持管理するよう努める。 <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>文化財の保全態勢</u>の確立</td> <td>自衛消防<u>態勢</u>の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、<u>文化財の保全態勢</u>の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td>消防用設備の整備、保存施設等の充実</td> <td>消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備<u>態勢</u>の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<u>文化財の保全態勢</u> の確立	自衛消防 <u>態勢</u> の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、 <u>文化財の保全態勢</u> の確立を図る。	消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備 <u>態勢</u> の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。	語句の適正
<略>	<略>																
<u>予防体制</u> の確立	自衛消防 <u>体制</u> の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、 <u>予防体制</u> の確立を図る。																
消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備 <u>体制</u> の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。																
<略>	<略>																
<u>文化財の保全態勢</u> の確立	自衛消防 <u>態勢</u> の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、 <u>文化財の保全態勢</u> の確立を図る。																
消防用設備の整備、保存施設等の充実	消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備 <u>態勢</u> の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。																
2	3	42	<b>第3節 地盤災害予防対策の推進</b> 〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕 《基本方針》 市・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。	<b>第3節 地盤災害予防対策の推進</b> 〔 <u>企画財政部</u> 、総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕 《基本方針》 <u>福生市</u> ・東京都及び関係機関は、地盤の液状化等による被害の軽減を図る。	語句の適正												
2	3	42	<b>1 地盤災害の防止対策</b> 本市においては液状化の危険性が高い地域はないが、旧河川等を埋土した箇所や盛土などで地盤条件が変わる境界があり、強震動を受けた場合、建築物・土木構造物・地下埋設物等の被害の可能性がある。このため、市は、 <u>微地形条件・地下水位等の把握に努め</u> 、重要施設については液状化の判定、対策工法を採用し施設の安全化を図る。	<b>1 地盤災害の防止対策</b> <u>福生市</u> においては液状化の危険性が高い地域はないが、旧河川等を埋土した箇所や盛土などで地盤条件が変わる境界があり、強震動を受けた場合、建築物・土木構造物・地下埋設物等の被害の可能性がある。このため、 <u>福生市</u> は、重要施設については液状化の判定、対策工法を採用し施設の安全化を図る。	語句の適正												
2	4	43	<b>第4節 出火防止対策の推進</b> 〔福生消防署、総務部、東京都〕 《基本方針》 福生消防署及び市等は、火災の発生及び拡大を防止するため、消防関係法令に基づく規制や指導、立入検査を行うとともに、市民に対する防火等に関する知識の啓蒙や防災行動力を高めるための訓練を推進する。	<b>第4節 出火防止対策の推進</b> 〔福生消防署、総務部、東京都〕 《基本方針》 福生消防署及び <u>福生市</u> 等は、火災の発生及び拡大を防止するため、消防関係法令に基づく規制や指導、立入検査を行うとともに、市民に対する防火等に関する知識の啓蒙や防災行動力を高めるための訓練を推進する。	語句の適正												
2	4	43	<b>2 石油等危険物施設の安全化</b> 石油等危険物施設については、地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏えいや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障をきたすことから、福生消防署は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努め流出事故等の未然防止を図る。 <table border="1"> <tr> <td>(1) <u>建物及び施設等の耐震性強化の指導</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>自主保安管理体制の充実</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>防災資機材の整備増強</u></td> </tr> <tr> <td>(4) <u>立入検査の強化</u></td> </tr> </table>	(1) <u>建物及び施設等の耐震性強化の指導</u>	(2) <u>自主保安管理体制の充実</u>	(3) <u>防災資機材の整備増強</u>	(4) <u>立入検査の強化</u>	<b>2 石油等危険物施設の安全化</b> 石油等危険物施設については、地震動等によりその施設が損傷し、危険物の飛散・漏えいや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障をきたすことから、福生消防署は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努め流出事故等の未然防止を図る。 <table border="1"> <tr> <td>(1) <u>事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>石油等危険物施設の安全化</u></td> </tr> </table>	(1) <u>事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導</u>	(2) <u>石油等危険物施設の安全化</u>	語句の適正 福生消防署意見						
(1) <u>建物及び施設等の耐震性強化の指導</u>																	
(2) <u>自主保安管理体制の充実</u>																	
(3) <u>防災資機材の整備増強</u>																	
(4) <u>立入検査の強化</u>																	
(1) <u>事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導</u>																	
(2) <u>石油等危険物施設の安全化</u>																	

章	節	頁	現行	修正	理由																
2	4	43	<p><b>3 高圧ガス等施設の安全化</b></p> <p>高圧ガス等施設については、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障をきたすことから、東京都は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の未然防止を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>建物及び施設等の耐震性強化の指導</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>自主防災体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>防災資機材の整備促進</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>立入検査の強化</td> </tr> </table>	(1)	建物及び施設等の耐震性強化の指導	(2)	自主防災体制の整備	(3)	防災資機材の整備促進	(4)	立入検査の強化	<p><b>3 高圧ガス等施設の安全化</b></p> <p>高圧ガス等施設については、地震動等によりその施設が損傷し、ガス漏れや火災・爆発等によって広範囲に被害を及ぼすおそれがあり、また、幹線道路沿い等の場合は市民の避難行動等に支障を来すことから、東京都は、次の対策を推進し、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いに努めガス漏れ事故等の未然防止を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>建物及び施設等の耐震性強化の指導</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>自主防災態勢の整備</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>防災資機材の整備促進</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>立入検査の強化</td> </tr> </table>	(1)	建物及び施設等の耐震性強化の指導	(2)	自主防災態勢の整備	(3)	防災資機材の整備促進	(4)	立入検査の強化	語句の適正
(1)	建物及び施設等の耐震性強化の指導																				
(2)	自主防災体制の整備																				
(3)	防災資機材の整備促進																				
(4)	立入検査の強化																				
(1)	建物及び施設等の耐震性強化の指導																				
(2)	自主防災態勢の整備																				
(3)	防災資機材の整備促進																				
(4)	立入検査の強化																				
2	4	43	<p><b>4 化学薬品・電気設備等の安全化</b></p> <p>化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管適正化について次のような指導を推進する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、電気設備等の安全化については、火災予防条例に定める位置、構造及び管理に関する基準に基づき、出火防止等の安全対策の推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導し、信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。</p>	<p><b>4 化学薬品・電気設備等の安全化</b></p> <p>化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対して、東京都は、個別的、具体的な安全対策を指導し、保管適正化について次のような指導を推進する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、電気設備等の安全化については、火災予防条例（<a href="#">昭和37年東京都条例第65号</a>）に定める位置、構造及び管理に関する基準に基づき、出火防止等の安全対策の推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導し、信頼性の高い安全装置（感震コンセント等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具の普及について徹底を図る。</p>	語句の適正																
2	4	44	<p><b>5 火薬類保管施設の安全化</b></p> <p>福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図る。</p>	<p><b>5 火薬類保管施設の安全化</b></p> <p>福生市内には、大規模な火薬類を扱う施設はないが、小規模のところがあり、東京都は、火薬類取締法（<a href="#">昭和25年法律第149号</a>）に基づき、火薬類の販売、貯蔵、消費の各段階における指導を実施するとともに、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図る。</p>	語句の適正																
2	4	44	<p><b>6 出火防止のための査察指導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業所防災計画の作成指導</td> <td>各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。	<p><b>6 出火防止のための査察指導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>事業所防災計画の作成指導</td> <td>各事業所に対して、東京都震災対策条例（<a href="#">平成12年条例第202号</a>）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例（ <a href="#">平成12年条例第202号</a> ）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。	語句の適正				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
事業所防災計画の作成指導	各事業所に対して、東京都震災対策条例（ <a href="#">平成12年条例第202号</a> ）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。																				
3	1	46	<p><b>第1節 防災活動組織の整備</b></p> <p style="text-align: right;">〔総務部、各部、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。</p>	<p><b>第1節 防災活動組織の整備</b></p> <p style="text-align: right;">〔総務部、各部、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p><a href="#">福生市</a>及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員計画及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災態勢の確立に努める。</p>	語句の適正																
3	1	46	<p><b>1 活動組織の整備・充実</b></p> <p>市は、<a href="#">地域防災計画</a>に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>職員の配備基準</td> <td>災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外における動員体制</td> <td><a href="#">市災害等緊急対策会議等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話（災害時優先電話：発信）等を携帯させる。</a> <a href="#">災害応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各部において現地情報収集担当職員を指名し、その役割の周知徹底を図る。</a></td> </tr> </table>	職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。	勤務時間外における動員体制	<a href="#">市災害等緊急対策会議等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話（災害時優先電話：発信）等を携帯させる。</a> <a href="#">災害応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各部において現地情報収集担当職員を指名し、その役割の周知徹底を図る。</a>	<p><b>1 活動組織の整備・充実</b></p> <p><a href="#">福生市</a>は、<a href="#">この計画</a>に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を的確に実施できるよう職員の配備態勢・勤務時間外における参集ルール<sup>ル</sup>の整備を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>職員の配備基準</td> <td>災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。</td> </tr> <tr> <td>勤務時間外における参集ルール</td> <td>緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる態勢を整備する。 迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。</td> </tr> </table>	職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。	勤務時間外における参集ルール	緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる態勢を整備する。 迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。	語句の適正 市事業との整合								
職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。																				
勤務時間外における動員体制	<a href="#">市災害等緊急対策会議等の主要防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話（災害時優先電話：発信）等を携帯させる。</a> <a href="#">災害応急対策を早期に実施できる体制を整えるため、各部において現地情報収集担当職員を指名し、その役割の周知徹底を図る。</a>																				
職員の配備基準	災害種別、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、組織改正等を踏まえた配備基準の見直しを適宜実施する。																				
勤務時間外における参集ルール	緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる態勢を整備する。 迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。																				

章	節	頁	現行	修正	理由																		
			<p>緊急招集に備え、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、速やかに連絡が取れる体制を整備する。</p> <p>迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。</p> <p>被災直後から避難所における初動対応を迅速に行うため、主として市内に居住する職員を中心に参集体制を整備する。</p>	<p>被災直後から避難所における初動対応を迅速に行うため、主として市内及び周辺自治体に居住する職員を中心に参集態勢を整備する。</p>																			
3	1	46	<p><b>2 行動マニュアルの作成</b></p> <p>市は、災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>各部ごとの行動マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。</td> </tr> <tr> <td>マニュアルの修正</td> <td>地域防災計画の改定、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。</td> </tr> </table>	マニュアルの作成	各部ごとの行動マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	マニュアルの修正	地域防災計画の改定、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	<p><b>2 行動マニュアルの作成</b></p> <p>福生市は、災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、各種行動マニュアルを整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。</td> </tr> <tr> <td>マニュアルの修正</td> <td>福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。</td> </tr> </table>	マニュアルの作成	災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	マニュアルの修正	福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	語句の適正										
マニュアルの作成	各部ごとの行動マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。																						
マニュアルの修正	地域防災計画の改定、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。																						
マニュアルの作成	災害対策業務ごとのマニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難・避難所運営マニュアル、自主防災組織マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。																						
マニュアルの修正	福生市地域防災計画の修正、組織改正等により、随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。																						
3	1	46	<p><b>3 防災拠点機能等の充実</b></p> <p>市は、災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災拠点機能等の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">防災拠点施設等の整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害対策用備蓄及び資機材の点検</td> <td>防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。</td> </tr> </table>	防災拠点施設等の整備	<略>	<略>	<略>	<略>	地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。	<略>	災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。	<p><b>3 防災拠点機能等の充実</b></p> <p>福生市は、災害発生時に速やかに災害応急活動態勢を取れるよう、防災拠点機能等の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">防災拠点施設等の整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害対策用備蓄及び資機材の点検</td> <td>防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。</td> </tr> </table>	防災拠点施設等の整備	<略>	<略>	<略>	<略>	地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。	<略>	災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。	語句の適正
防災拠点施設等の整備	<略>																						
	<略>																						
	<略>																						
	<略>																						
	地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡体制を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。																						
	<略>																						
災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。																						
防災拠点施設等の整備	<略>																						
	<略>																						
	<略>																						
	<略>																						
	地域の防災拠点となる各施設及び小・中学校と災害対策本部との連絡態勢を整備し、災害時の地域連絡拠点としての充実を図る。																						
	<略>																						
災害対策用備蓄及び資機材の点検	防災用倉庫等を整備し、飲料水・食料、燃料等を備蓄するとともに、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う。																						
3	1	47	<p><b>4 関係機関等との連携体制の整備</b></p> <p>市は、関係機関との連携体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">関係機関・民間団体等との連携体制</td> <td>関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。</td> </tr> <tr> <td>自衛隊との連携体制</td> <td>自衛隊との連絡体制の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携体制の整備に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。	<略>	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。	自衛隊との連携体制	自衛隊との連絡体制の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携体制の整備に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。	<略>	<略>	<p><b>4 関係機関等との連携の推進</b></p> <p>福生市は、関係機関との連携体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">関係機関・民間団体等との連携体制</td> <td>関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と福生市との協力関係を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施のため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。</td> </tr> <tr> <td>自衛隊との連携</td> <td>自衛隊との連絡態勢の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携の推進に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と福生市との協力関係を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。	<略>	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施のため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。	自衛隊との連携	自衛隊との連絡態勢の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携の推進に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。	<略>	<略>	語句の適正		
関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。																						
	<略>																						
	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。																						
自衛隊との連携体制	自衛隊との連絡体制の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携体制の整備に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。																						
<略>	<略>																						
関係機関・民間団体等との連携体制	関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と福生市との協力関係を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練に努める。																						
	<略>																						
	災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施のため、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度を積極的に活用し役割分担を明確化するなど、調整に努める。																						
自衛隊との連携	自衛隊との連絡態勢の強化や派遣の要請手続きの迅速化など、連携の推進に努めるとともに、ヘリポートや活動拠点を確保する。																						
<略>	<略>																						
3	1	47	<p><b>5 防災訓練の実施</b></p> <p>市は、地域防災計画等の習熟、関係機関との連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目</p>	<p><b>5 防災訓練の実施</b></p> <p>福生市は、この計画等の習熟、関係機関との連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的と</p>	語句の適正 市事業との整合																		

章	節	頁	現行	修正	理由																														
			<p>的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>自主防災訓練</td> <td>防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に<u>あ</u>った防災訓練を促進する。</td> </tr> <tr> <td>非常登庁訓練</td> <td><u>効果的</u>に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>あ</u> った防災訓練を促進する。	非常登庁訓練	<u>効果的</u> に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。	<p>して、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>自主防災訓練</td> <td>防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に<u>合</u>った防災訓練を促進する。</td> </tr> <tr> <td>非常登庁訓練</td> <td><u>迅速</u>に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消防訓練</td> <td>災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>図上訓練</u></td> <td><u>災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。</u></td> </tr> </table>	<略>	<略>	自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>合</u> った防災訓練を促進する。	非常登庁訓練	<u>迅速</u> に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。	<u>図上訓練</u>	<u>災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。</u>	
<略>	<略>																																		
自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>あ</u> った防災訓練を促進する。																																		
非常登庁訓練	<u>効果的</u> に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。																																		
<略>	<略>																																		
<略>	<略>																																		
<略>	<略>																																		
消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。																																		
<略>	<略>																																		
自主防災訓練	防災意識の高揚を目的に、自主防災組織を中心として、地域の実情に <u>合</u> った防災訓練を促進する。																																		
非常登庁訓練	<u>迅速</u> に災害応急対策に着手する態勢を確立することを目的とし、職員の非常登庁訓練を実施する。																																		
<略>	<略>																																		
<略>	<略>																																		
<略>	<略>																																		
消防訓練	災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、福生消防署と連携し、消防団の非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。																																		
<u>図上訓練</u>	<u>災害発生を想定して地図上に危険箇所、避難ルート、避難場所等を記入しながら対策を検討する図上訓練を実施する。</u>																																		
3	1	48	<p><b>6 人材の育成</b> 市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>6 人材の育成</b> <u>福生</u>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。 &lt;略&gt;</p>	語句の適正																														
3	1	48	<p><b>7 防災に関する調査研究の推進</b> 市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害想定等の調査研究</td> <td>市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災<u>体制</u>等について調査研究を継続的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害復興のまちづくりの研究</td> <td>地震災害や大規模市街地火災によって、<u>木造密集市街地等</u>が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の<u>あり方</u>、整備手法、土地利用計画などについて<u>市民とともに</u>検討を推進する。</td> </tr> </table>	被害想定等の調査研究	市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>体制</u> 等について調査研究を継続的に実施する。	災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、 <u>木造密集市街地等</u> が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の <u>あり方</u> 、整備手法、土地利用計画などについて <u>市民とともに</u> 検討を推進する。	<p><b>7 防災に関する調査研究の推進</b> <u>福生</u>市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害想定等の調査研究</td> <td><u>福生</u>市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災<u>対策</u>等について調査研究を継続的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害復興のまちづくりの研究</td> <td>地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の<u>在り方</u>、整備手法、土地利用計画などについて検討を推進する。</td> </tr> </table>	被害想定等の調査研究	<u>福生</u> 市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>対策</u> 等について調査研究を継続的に実施する。	災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の <u>在り方</u> 、整備手法、土地利用計画などについて検討を推進する。	語句の適正																						
被害想定等の調査研究	市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>体制</u> 等について調査研究を継続的に実施する。																																		
災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、 <u>木造密集市街地等</u> が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の <u>あり方</u> 、整備手法、土地利用計画などについて <u>市民とともに</u> 検討を推進する。																																		
被害想定等の調査研究	<u>福生</u> 市は、総合的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災 <u>対策</u> 等について調査研究を継続的に実施する。																																		
災害復興のまちづくりの研究	地震災害や大規模市街地火災によって、市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地等の整備の <u>在り方</u> 、整備手法、土地利用計画などについて検討を推進する。																																		
3	2	48	<p><b>第2節 情報収集伝達<u>体制</u>の整備</b> 〔企画財政部、総務部、東京都、関係機関〕 《基本方針》 市、東京都及び関係機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達<u>体制</u>の確立に努める。</p>	<p><b>第2節 情報収集伝達<u>態勢</u>の整備</b> 〔企画財政部、総務部、<u>都市建設部</u>、東京都、関係機関〕 《基本方針》 <u>福生</u>市、東京都及び関係機関は、気象・地震情報や水防情報を把握し、迅速に対応するため、情報収集システムの整備・充実に努める。また、災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達<u>態勢</u>の確立に努める。</p>	語句の適正																														
3	2	48	<p><b>1 情報収集システムの整備・充実</b> 市は、気象・地震情報等の<u>収集体制</u>の充実に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>気象・地震情報収集システム</td> <td>平常時から防災に係る気象・地震情報収集<u>体制</u>の充実に努めるとともに、<u>情報伝達体制の整備を図る</u>。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システムの<u>強化を進める</u>。</td> </tr> </table>	気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>体制</u> の充実に努めるとともに、 <u>情報伝達体制の整備を図る</u> 。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システムの <u>強化を進める</u> 。	<p><b>1 情報収集システムの整備・充実</b> <u>福生</u>市は、気象・地震情報等の<u>情報収集システム</u>の充実に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>気象・地震情報収集システム</td> <td>平常時から防災に係る気象・地震情報収集<u>システム</u>の充実に努めるとともに、<u>操作方法の習熟に努める</u>。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、<u>気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する</u>。</td> </tr> </table>	気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>システム</u> の充実に努めるとともに、 <u>操作方法の習熟に努める</u> 。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、 <u>気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する</u> 。	語句の適正																										
気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>体制</u> の充実に努めるとともに、 <u>情報伝達体制の整備を図る</u> 。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システムの <u>強化を進める</u> 。																																		
気象・地震情報収集システム	平常時から防災に係る気象・地震情報収集 <u>システム</u> の充実に努めるとともに、 <u>操作方法の習熟に努める</u> 。また、民間気象情報サービスシステム等による気象情報収集システム等の導入も検討し、 <u>気象・地震情報を利用しやすい形で迅速に収集する手段を模索する</u> 。																																		
3	2	48	<p><b>2 通信手段の整備</b> 市は、災害発生時の<u>情報連絡体制</u>を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理の徹底を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>通信手段の多様化</td> <td>防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、<u>衛星携帯電話、無線電話</u>等の整備充実に努め、非常時の<u>連絡体制</u>を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、 <u>衛星携帯電話、無線電話</u> 等の整備充実に努め、非常時の <u>連絡体制</u> を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。	<p><b>2 通信手段の整備</b> <u>福生</u>市は、災害発生時の<u>通信</u>を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに管理の徹底を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>通信手段の多様化</td> <td>防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、<u>防災行政無線（移動系）</u>等の整備充実に努め、非常時の<u>通信</u>を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、 <u>防災行政無線（移動系）</u> 等の整備充実に努め、非常時の <u>通信</u> を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。	語句の適正 市事業との整合																						
<略>	<略>																																		
通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、 <u>衛星携帯電話、無線電話</u> 等の整備充実に努め、非常時の <u>連絡体制</u> を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。																																		
<略>	<略>																																		
通信手段の多様化	防災拠点同士の専用回線、災害時優先電話、 <u>防災行政無線（移動系）</u> 等の整備充実に努め、非常時の <u>通信</u> を強化するとともに、情報収集の機動力の向上に努める。																																		

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<table border="1"> <tr> <td>東京都防災行政無線等の活用</td> <td>災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線の運用強化</td> <td>防災行政無線のデジタル化に伴う双方向同時送受信の確保、聴覚障害者への文字情報の伝達、複数の相手へのデータ送信の実施など運用の強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>駅前文字表示盤の運用強化</td> <td>福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用できるように運用を強化する。</td> </tr> <tr> <td>市内アマチュア無線との連携</td> <td>福生アマチュア無線クラブ等との協力体制を整備し、災害発生時に必要な非常通信を確保の協力を依頼する。</td> </tr> </table>	東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム	市防災行政無線の運用強化	防災行政無線のデジタル化に伴う双方向同時送受信の確保、聴覚障害者への文字情報の伝達、複数の相手へのデータ送信の実施など運用の強化を図る。	駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用できるように運用を強化する。	市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等との協力体制を整備し、災害発生時に必要な非常通信を確保の協力を依頼する。	<table border="1"> <tr> <td>東京都防災行政無線等の活用</td> <td>災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム</td> </tr> <tr> <td>福生市防災行政無線(固定系)の運用強化</td> <td>防災行政無線(固定系)の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報をSNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、FAX等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。</td> </tr> <tr> <td>駅前文字表示盤の運用強化</td> <td>福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。</td> </tr> <tr> <td>市内アマチュア無線との連携</td> <td>福生アマチュア無線クラブ等と連携し、災害発生時に必要な非常通信を確保を依頼する。</td> </tr> </table>	東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム	福生市防災行政無線(固定系)の運用強化	防災行政無線(固定系)の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報をSNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、FAX等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。	駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。	市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等と連携し、災害発生時に必要な非常通信を確保を依頼する。	
東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム																				
市防災行政無線の運用強化	防災行政無線のデジタル化に伴う双方向同時送受信の確保、聴覚障害者への文字情報の伝達、複数の相手へのデータ送信の実施など運用の強化を図る。																				
駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用できるように運用を強化する。																				
市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等との協力体制を整備し、災害発生時に必要な非常通信を確保の協力を依頼する。																				
東京都防災行政無線等の活用	災害時における連絡・広域的被害把握のため東京都防災行政無線等の運用を習熟する。 (1) 東京都防災行政無線：東京都への被害情報伝達、各機関との連絡 (2) 東京都災害情報システム：各種気象情報、区市町村等の被害・措置等に関する情報、地図情報等 (3) 画像通信システム(東京都)：災害現場の状況把握、地震被害判読システム																				
福生市防災行政無線(固定系)の運用強化	防災行政無線(固定系)の音達エリアの改善のほか、福生市が発信する情報をSNS、福生市公式アプリ、ふっさ情報メール、FAX等の媒体へ一斉送信する機能の導入について検討する。																				
駅前文字表示盤の運用強化	福生駅、牛浜駅、拝島駅周辺の文字表示盤を市民及び帰宅困難者への情報伝達拠点として活用する。																				
市内アマチュア無線との連携	福生アマチュア無線クラブ等と連携し、災害発生時に必要な非常通信を確保を依頼する。																				
3	2	49	<p><b>3 災害広報体制の整備</b> 市は、的確に市民への情報伝達ができるよう災害広報体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>市民への情報提供体制</td> <td>CATVによる情報提供を行うほか、市ホームページ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 &lt;略&gt; あんまちツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による市民への情報伝達手段の多様化を図る。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害時の広聴体制の整備</td> <td>市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>報道機関等との連携体制の整備</td> <td>新聞社及び放送機関との連携体制を整備する。</td> </tr> </table>	市民への情報提供体制	CATVによる情報提供を行うほか、市ホームページ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 <略> あんまちツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による市民への情報伝達手段の多様化を図る。	<略>	<略>	災害時の広聴体制の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。	報道機関等との連携体制の整備	新聞社及び放送機関との連携体制を整備する。	<p><b>3 災害広報態勢の整備</b> 福生市は、的確に市民への情報伝達ができるよう災害広報態勢の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>市民への情報提供態勢</td> <td>ケーブルテレビによる情報提供を行うほか、福生市ホームページ、福生市公式アプリ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 &lt;略&gt; SNSによる市民への情報伝達手段の多様化を図る。 携帯電話各社が運用する緊急速報メール等により、緊急地震速報、市の災害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害時の広聴態勢の整備</td> <td>市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴態勢の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>報道機関等との連携</td> <td>新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。</td> </tr> </table>	市民への情報提供態勢	ケーブルテレビによる情報提供を行うほか、福生市ホームページ、福生市公式アプリ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 <略> SNSによる市民への情報伝達手段の多様化を図る。 携帯電話各社が運用する緊急速報メール等により、緊急地震速報、市の災害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。	<略>	<略>	災害時の広聴態勢の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴態勢の整備に努める。	報道機関等との連携	新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。	<p>語句の適正 市事業との整合</p>
市民への情報提供体制	CATVによる情報提供を行うほか、市ホームページ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 <略> あんまちツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による市民への情報伝達手段の多様化を図る。																				
<略>	<略>																				
災害時の広聴体制の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。																				
報道機関等との連携体制の整備	新聞社及び放送機関との連携体制を整備する。																				
市民への情報提供態勢	ケーブルテレビによる情報提供を行うほか、福生市ホームページ、福生市公式アプリ、ふっさ情報メールによる情報提供を検討する。 <略> SNSによる市民への情報伝達手段の多様化を図る。 携帯電話各社が運用する緊急速報メール等により、緊急地震速報、市の災害・避難情報を確認できることについて、周知を図る。																				
<略>	<略>																				
災害時の広聴態勢の整備	市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴態勢の整備に努める。																				
報道機関等との連携	新聞社及び放送機関との協力関係を構築する。																				
3	2	49	<p><b>4 災害情報共有化の推進</b> 市は、災害情報を各部で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、地図情報システムの構築を検討する。</p>	<p><b>4 災害情報共有化の推進</b> 福生市は、災害情報を各部で共有することによって、災害応急・復旧対策を迅速に実施できるよう、東京都災害情報システム(DIS)等の地図情報システムを活用する。</p>	<p>語句の適正</p>																
3	3	49	<p><b>第3節 消防・救助・救急体制の整備</b> 〔福生消防署、総務部、消防団〕</p> <p>《基本方針》 福生消防署及び市は、災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため、被害の態様に即した各種災害に対応する消防計画を樹立し、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等消防体制の充実を図る。</p>	<p><b>第3節 消防・救助・救急態勢の整備</b> 〔福生消防署、総務部、消防団〕</p> <p>《基本方針》 福生消防署及び福生市は、災害時においても迅速な消火・救助・救急活動を実施するため消防計画を樹立し、組織と施設の整備拡充を図り、初動措置、情報収集、消火、救助・救急等の防災活動の強化を図る。</p>	<p>語句の適正</p>																
3	3	50	<p><b>1 市民、事業所の初期消火体制の強化</b> 市民及び事業所は、自助、共助の考え方により、発災時における初期消火体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>市民の防災行動力の向上</td> <td>発災直後から段階的に体験できるような訓練を推進し、避難行動要支援者支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>事業所の自主防災体制の強化</td> <td>事業所に対し、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図り、事業所相互間の協力体制や市民組織等との連携を強めるとともに保有資器材を整備して地域との協力体制づくりを推進する。</td> </tr> <tr> <td>初期消火用資器材の普及</td> <td>消火器、エアゾール式簡易消火具のほか三角バケツ、住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。</td> </tr> </table>	市民の防災行動力の向上	発災直後から段階的に体験できるような訓練を推進し、避難行動要支援者支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。	事業所の自主防災体制の強化	事業所に対し、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図り、事業所相互間の協力体制や市民組織等との連携を強めるとともに保有資器材を整備して地域との協力体制づくりを推進する。	初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか三角バケツ、住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。	<p><b>1 市民、事業所の初期消火態勢の強化</b> 市民及び事業所は、自助、共助の考え方により、発災時における初期消火態勢の強化を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>市民の防災行動力の向上</td> <td>発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>事業所の自主防災態勢の強化</td> <td>保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた自主防災力体制の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強める。</td> </tr> <tr> <td>初期消火用資器材の普及</td> <td>消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。</td> </tr> </table>	市民の防災行動力の向上	発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。	事業所の自主防災態勢の強化	保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた自主防災力体制の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強める。	初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。	<p>語句の適正 市事業との整合</p>				
市民の防災行動力の向上	発災直後から段階的に体験できるような訓練を推進し、避難行動要支援者支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。																				
事業所の自主防災体制の強化	事業所に対し、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図り、事業所相互間の協力体制や市民組織等との連携を強めるとともに保有資器材を整備して地域との協力体制づくりを推進する。																				
初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか三角バケツ、住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。																				
市民の防災行動力の向上	発災後の時間経過に沿った体験型の訓練を推進し、初期消火や避難誘導等を含めた地域ぐるみの自主防災力の向上を図る。																				
事業所の自主防災態勢の強化	保有資器材を拡充の促進、防災計画作成の推進、各種の訓練や指導等を通じた自主防災力体制の強化を図り、事業所間相互の協力や市民組織等との連携を強める。																				
初期消火用資器材の普及	消火器、エアゾール式簡易消火具のほか住宅用火災警報器、住宅用スプリンクラー等の普及に努める。																				

章	節	頁	現行	修正	理由																												
3	3	50	<p><b>2 消防力の充実</b> 東京消防庁（福生消防署）及び市は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>消防団<b>体制</b>の強化</td> <td>リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協力事業所の拡充に努める。</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	消防団 <b>体制</b> の強化	リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。		〈略〉		〈略〉		〈略〉		協力事業所の拡充に努める。	<p><b>2 消防力の充実</b> 東京消防庁（福生消防署）及び<b>福生市</b>は、大規模火災などに備えて、次の施策により消防力の充実に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>消防団の強化</td> <td>リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、<b>女性消防団員の確保・育成</b>、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>福生市消防団</b>協力事業所の拡充に努める。</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	消防団の強化	リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、 <b>女性消防団員の確保・育成</b> 、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。		〈略〉		〈略〉		〈略〉		<b>福生市消防団</b> 協力事業所の拡充に努める。	語句の適正 市事業との整合
〈略〉	〈略〉																																
〈略〉	〈略〉																																
消防団 <b>体制</b> の強化	リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。																																
	〈略〉																																
	〈略〉																																
	〈略〉																																
	協力事業所の拡充に努める。																																
〈略〉	〈略〉																																
〈略〉	〈略〉																																
消防団の強化	リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、 <b>女性消防団員の確保・育成</b> 、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。																																
	〈略〉																																
	〈略〉																																
	〈略〉																																
	<b>福生市消防団</b> 協力事業所の拡充に努める。																																
3	3	50	<p><b>3 救助・救急<b>体制</b>の充実</b> 東京消防庁（福生消防署）及び市は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急<b>体制</b>の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>救助<b>体制</b>の強化</td> <td>消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用器材を増強配置する<b>他</b>、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用器材の取扱い等を指導する。</td> </tr> <tr> <td>救命措置の普及</td> <td>各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺<b>蘇生</b>・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。</td> </tr> </table>	救助 <b>体制</b> の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用器材を増強配置する <b>他</b> 、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用器材の取扱い等を指導する。	救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺 <b>蘇生</b> ・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。	<p><b>3 救助・救急<b>態勢</b>の充実</b> 東京消防庁（福生消防署）及び<b>福生市</b>は、消防団員や市民への指導を通じて、救助・救急<b>態勢</b>の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>救助<b>態勢</b>の強化</td> <td>消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用<b>資</b>器材を増強配置する<b>ほか</b>、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用<b>資</b>器材の取扱い等を指導する。</td> </tr> <tr> <td>救命措置の普及</td> <td>各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺<b>そせい</b>・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。</td> </tr> </table>	救助 <b>態勢</b> の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用 <b>資</b> 器材を増強配置する <b>ほか</b> 、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用 <b>資</b> 器材の取扱い等を指導する。	救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺 <b>そせい</b> ・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。	語句の適正																				
救助 <b>体制</b> の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用器材を増強配置する <b>他</b> 、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用器材の取扱い等を指導する。																																
救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺 <b>蘇生</b> ・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。																																
救助 <b>態勢</b> の強化	消防署の救急隊の配置をはじめ、倒壊家屋からの救助対策として、救助用 <b>資</b> 器材を増強配置する <b>ほか</b> 、市民指導に当たる消防団員に対して救助技術及び救助用 <b>資</b> 器材の取扱い等を指導する。																																
救命措置の普及	各防災関係機関職員をはじめ、市民に対して心肺 <b>そせい</b> ・応急救護技術を普及する。 AED（自動体外式除細動器）機器の配備を推進し、救命事象の多発に備える。																																
3	3	51	<p><b>4 広域応援<b>体制</b>の充実</b> 東京消防庁は、大火災等の災害に対処するため、消防組織法第39条に基づき、消防相互応援協定締結の消防機関との連携<b>体制</b>を強化するほか、受入<b>れ体制</b>の整備に努める。</p>	<p><b>4 広域応援<b>態勢</b>の充実</b> 東京消防庁は、大火災等の災害に対処するため、消防組織法（<b>昭和22年法律第226号</b>）第39条に基づき、消防相互応援協定締結の消防機関との連携<b>態勢</b>を強化するほか、受入<b>態勢</b>の整備に努める。</p>	語句の適正																												
3	4	51	<p><b>第4節 応急医療<b>体制</b>の整備</b> 〔福祉保健部、西多摩保健所〕 《基本方針》 市及び東京都は、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達<b>体制</b>、医療<b>救護班</b>の<b>整備</b>、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療<b>体制</b>を整備する</p>	<p><b>第4節 応急医療<b>態勢</b>の整備</b> 〔<b>総務部</b>、福祉保健部、西多摩保健所〕 《基本方針》 <b>福生市</b>及び東京都は、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達<b>手段の確保</b>、医療<b>チーム</b>の<b>組織</b>、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療<b>態勢</b>を整備する。</p>	語句の適正																												
3	4	51	<p><b>1 応急医療<b>体制</b>の整備・拡充</b> 市は、医療機関と協力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合にも適切な医療が実施できるよう、医療救護<b>体制</b>を平常時から整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>災害医療情報の収集伝達<b>体制</b>の整備</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡<b>体制</b>の構築</td> <td>福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡<b>体制</b>を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合<b>病院</b>）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡<b>体制</b>を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携<b>体制</b>等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療<b>救護班</b>等との連絡<b>体制</b>を構築する。</td> </tr> </table>	災害医療情報の収集伝達 <b>体制</b> の整備	〈略〉	災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡 <b>体制</b> の構築	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡 <b>体制</b> を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合 <b>病院</b> ）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡 <b>体制</b> を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携 <b>体制</b> 等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療 <b>救護班</b> 等との連絡 <b>体制</b> を構築する。	<p><b>1 応急医療<b>態勢</b>の整備・拡充</b> <b>福生市</b>は、医療機関と協力し、多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合にも適切な医療が実施できるよう、医療救護<b>態勢</b>を平常時から整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>災害医療情報の収集伝達<b>手段の確保</b></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡<b>態勢</b>の構築</td> <td>福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡<b>態勢</b>を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合<b>医療センター</b>）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡<b>態勢</b>を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携<b>態勢</b>等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療<b>チーム</b>等との<b>情報連絡体制</b>を構築する。</td> </tr> </table>	災害医療情報の収集伝達 <b>手段の確保</b>	〈略〉	災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡 <b>態勢</b> の構築	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡 <b>態勢</b> を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合 <b>医療センター</b> ）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡 <b>態勢</b> を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携 <b>態勢</b> 等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療 <b>チーム</b> 等との <b>情報連絡体制</b> を構築する。	語句の適正																				
災害医療情報の収集伝達 <b>体制</b> の整備	〈略〉																																
災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡 <b>体制</b> の構築	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡 <b>体制</b> を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合 <b>病院</b> ）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡 <b>体制</b> を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携 <b>体制</b> 等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療 <b>救護班</b> 等との連絡 <b>体制</b> を構築する。																																
災害医療情報の収集伝達 <b>手段の確保</b>	〈略〉																																
災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡 <b>態勢</b> の構築	福生市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターを設置するとともに、情報連絡 <b>態勢</b> を構築する。 地域災害拠点中核病院（青梅市立総合 <b>医療センター</b> ）に東京都が設置する二次保健医療圏医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーター等との情報連絡 <b>態勢</b> を構築する。 東京都地域災害医療コーディネーターが招集する西多摩地域災害医療連携会議に出席し、情報共有や災害医療に係る具体的な方策、医療連携 <b>態勢</b> 等について検討し、構築する。 市内医療機関及び医療 <b>チーム</b> 等との <b>情報連絡体制</b> を構築する。																																

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<table border="1"> <tr> <td>医師会との協力体制の強化</td> <td>西多摩医師会等との協力体制を強化するなど、確実な応急医療体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td>医療救護班の整備</td> <td>西多摩医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。</td> </tr> <tr> <td>医療救護所の設置</td> <td>医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら救護所に医療救護所が設置可能な体制を整える。</td> </tr> <tr> <td>医療救護活動拠点の設置</td> <td>急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療救護活動拠点の設置体制を構築する。</td> </tr> </table>	医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力体制を強化するなど、確実な応急医療体制を整備する。	医療救護班の整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。	医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら救護所に医療救護所が設置可能な体制を整える。	医療救護活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療救護活動拠点の設置体制を構築する。	<table border="1"> <tr> <td>医師会との協力体制の強化</td> <td>西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療態勢を整備する。</td> </tr> <tr> <td>医療チームの整備</td> <td>西多摩医師会等の協力を得て、医療チームの編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。</td> </tr> <tr> <td>医療救護所の設置</td> <td>医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら医療救護所が設置可能な態勢を整える。</td> </tr> <tr> <td>医療活動拠点の設置</td> <td>急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態勢を構築する。</td> </tr> </table>	医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療態勢を整備する。	医療チームの整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療チームの編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。	医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら医療救護所が設置可能な態勢を整える。	医療活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態勢を構築する。	
医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力体制を強化するなど、確実な応急医療体制を整備する。																				
医療救護班の整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。																				
医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら救護所に医療救護所が設置可能な体制を整える。																				
医療救護活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療救護活動拠点の設置体制を構築する。																				
医師会との協力体制の強化	西多摩医師会等との協力を強化するなど、確実な応急医療態勢を整備する。																				
医療チームの整備	西多摩医師会等の協力を得て、医療チームの編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について事前協議を推進する。																				
医療救護所の設置	医療救護所設置予定場所を事前に調査し、災害の発生・拡大の状況をみながら医療救護所が設置可能な態勢を整える。																				
医療活動拠点の設置	急性期以降に、福生市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護に関する情報交換や必要な活動について検討を行う福生市医療活動拠点が設置可能な態勢を構築する。																				
3	4	51	<p><b>2 後方医療体制の充実</b></p> <p>市は、東京都災害拠点病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>搬送体制の整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携の推進</td> <td>医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請の円滑化を確保するため、協力病院、西多摩医師会等と連携した医療体制づくりを推進する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	搬送体制の整備	<略>	地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請の円滑化を確保するため、協力病院、西多摩医師会等と連携した医療体制づくりを推進する。	<p><b>2 後方医療態勢の充実</b></p> <p>福生市は、東京都災害拠点病院となっている公立福生病院と連携し、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療態勢の充実を努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>搬送態勢の整備</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携の推進</td> <td>医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請への対応を円滑に実施するため、協力病院、西多摩医師会等と連携し、後方医療態勢を強化する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	搬送態勢の整備	<略>	地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請への対応を円滑に実施するため、協力病院、西多摩医師会等と連携し、後方医療態勢を強化する。	語句の適正				
<略>	<略>																				
搬送体制の整備	<略>																				
地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請の円滑化を確保するため、協力病院、西多摩医師会等と連携した医療体制づくりを推進する。																				
<略>	<略>																				
搬送態勢の整備	<略>																				
地域医療連携の推進	医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請への対応を円滑に実施するため、協力病院、西多摩医師会等と連携し、後方医療態勢を強化する。																				
3	4	52	<p><b>3 医薬品等の確保体制の整備</b></p> <p>市は、薬剤師会等と連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療用資器材の確保体制の整備</td> <td>緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保供給体制の整備</td> <td>医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	医療用資器材の確保体制の整備	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達体制の整備を図る。	医薬品等の確保供給体制の整備	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。		<略>	<p><b>3 医薬品等の確保の推進</b></p> <p>福生市は、薬剤師会等と連携して、災害時に使用する医薬品・医療用資器材等の確保を推進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療用資器材の確保</td> <td>緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保</td> <td>医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	医療用資器材の確保	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。	医薬品等の確保	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。		<略>	語句の適正				
医療用資器材の確保体制の整備	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達体制の整備を図る。																				
医薬品等の確保供給体制の整備	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。																				
	<略>																				
医療用資器材の確保	緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について備蓄を推進する（目安として発災から3日分）。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者等の関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。																				
医薬品等の確保	医療品等の備蓄を推進するとともに、福生市薬剤師会や関連業者との協力関係を構築する。また、備蓄の在り方についての検討を進める。																				
	<略>																				
3	4	52	<p><b>4 防疫体制の整備</b></p> <p>市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護体制の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>防疫用資器材の備蓄体制の整備</td> <td>災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。</td> </tr> <tr> <td>動物救護体制の整備</td> <td>東京都及び関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。</td> </tr> </table>	防疫用資器材の備蓄体制の整備	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。	動物救護体制の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。	<p><b>4 防疫態勢の整備</b></p> <p>福生市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>防疫用資器材の備蓄の推進</td> <td>災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。</td> </tr> <tr> <td>動物救護態勢の整備</td> <td>東京都及び関係団体等と連携した動物救護態勢を確立する。</td> </tr> </table>	防疫用資器材の備蓄の推進	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。	動物救護態勢の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護態勢を確立する。	語句の適正								
防疫用資器材の備蓄体制の整備	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。																				
動物救護体制の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。																				
防疫用資器材の備蓄の推進	災害時に必要となる防疫用資器材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定する。																				
動物救護態勢の整備	東京都及び関係団体等と連携した動物救護態勢を確立する。																				
3	4	52	<p><b>5 遺体の取扱い</b></p> <p>市は、遺体の収容に関し、関係機関と連携して条件整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 遺体の取扱い</b></p> <p>福生市は、遺体の収容に関し、関係機関と連携して条件整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正																
3	5	52	<p><b>第5節 避難体制の確立</b></p> <p style="text-align: center;">〔総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>市は、災害時の安全な避難を行うため、避難誘導体制の整備を進めるとともに、避難場所、避難所の選定・避難所機能の充実を図る。</p>	<p><b>第5節 避難態勢の確立</b></p> <p style="text-align: center;">〔総務部、福祉保健部、都市建設部、教育委員会〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>福生市は、災害時の安全な避難を行うため、避難誘導態勢の整備を進めるとともに、避難場所、避難所の選定・避難所機能の充実を図る。</p>	語句の適正																
3	5	52	<p><b>1 避難誘導体制の整備</b></p> <p>市は、市民の避難誘導が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>案内標識等の設置</td> <td>指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。</td> </tr> </table>	案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。	<p><b>1 避難誘導態勢の整備</b></p> <p>福生市は、市民の避難誘導が迅速かつ的確に実施できるよう避難誘導態勢を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>案内標識等の設置</td> <td>指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。</td> </tr> </table>	案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。	語句の適正												
案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。																				
案内標識等の設置	指定緊急避難場所（一時避難場所、広域避難場所）、指定避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応する避難場所であるかを明示するよう努める。																				

章	節	頁	現行	修正	理由																				
			<table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者の避難誘導体制の整備</td> <td>高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等の協力体制づくりを推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制について、自主防災組織、消防署、社会福祉協議会、民生委員等と協議を推進する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	避難行動要支援者の避難誘導体制の整備	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等の協力体制づくりを推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制について、自主防災組織、消防署、社会福祉協議会、民生委員等と協議を推進する。	<略>	<略>	<table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者の避難誘導態勢の整備</td> <td>高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等による避難誘導の取組を推進する。 避難行動要支援者の避難支援態勢について、自主防災組織、福生消防署、福生市社会福祉協議会、福生市民生委員等と協議を推進する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	避難行動要支援者の避難誘導態勢の整備	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等による避難誘導の取組を推進する。 避難行動要支援者の避難支援態勢について、自主防災組織、福生消防署、福生市社会福祉協議会、福生市民生委員等と協議を推進する。	<略>	<略>													
避難行動要支援者の避難誘導体制の整備	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等の協力体制づくりを推進する。 避難行動要支援者の避難支援体制について、自主防災組織、消防署、社会福祉協議会、民生委員等と協議を推進する。																								
<略>	<略>																								
避難行動要支援者の避難誘導態勢の整備	高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう、自主防災組織等による避難誘導の取組を推進する。 避難行動要支援者の避難支援態勢について、自主防災組織、福生消防署、福生市社会福祉協議会、福生市民生委員等と協議を推進する。																								
<略>	<略>																								
3	5	53	<p><b>2 避難場所、避難所の指定</b> 市は、市の公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。</p> <table border="1"> <tr> <td>一時集合場所の選定</td> <td>一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。</td> </tr> <tr> <td>緊急避難場所の指定</td> <td>災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。  (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難所の指定</td> <td><u>住宅の損壊・焼失等による被災者をはじめ、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者を収容するために一定基準に適合する施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険を考慮する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>二次避難所（福祉避難所）の確保</td> <td>災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。	緊急避難場所の指定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。  (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。	避難所の指定	<u>住宅の損壊・焼失等による被災者をはじめ、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者を収容するために一定基準に適合する施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険を考慮する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。	二次避難所（福祉避難所）の確保	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。	<略>	<略>	<p><b>2 緊急避難場所、避難所の指定</b> 福生市は、市の公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所等に指定し、市民の安全な避難を確保する。</p> <table border="1"> <tr> <td>一時集合場所の選定</td> <td>一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。</td> </tr> <tr> <td>緊急避難場所の指定</td> <td>災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 <u>また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。</u> (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難所の指定</td> <td><u>避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所（二次避難所）の確保</td> <td>災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。 <u>指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示する。</u> <u>また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアのための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。	緊急避難場所の指定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 <u>また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。</u> (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。	避難所の指定	<u>避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。	福祉避難所（二次避難所）の確保	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。 <u>指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示する。</u> <u>また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアのための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。</u>	<略>	<略>	語句の適正 避難所・避難場所の定義等の明確化
一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。																								
緊急避難場所の指定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。  (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。																								
避難所の指定	<u>住宅の損壊・焼失等による被災者をはじめ、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者を収容するために一定基準に適合する施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険を考慮する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。																								
二次避難所（福祉避難所）の確保	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。																								
<略>	<略>																								
一時集合場所の選定	一時避難場所に至る前に近隣の避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として自主防災組織など地域で協議しながら選定する。																								
緊急避難場所の指定	災害時の円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、一定の基準に適合する施設又は場所、災害の種別ごとに指定する。次の避難場所がこれに該当する。 (1) 一時避難場所 震災時の一時的な避難場所として、学校校庭、公園等の広場を指定する。 <u>また、風水害・土砂災害の発生が懸念される場合の避難者収容のため、施設を指定する。指定に当たっては、地域的な特性や過去の教訓、風水害・土砂災害等の災害危険性を考慮する。</u> (2) 広域避難場所 周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮し、市民の生命を守るため大規模な公園等を指定する。																								
避難所の指定	<u>避難者を必要な間滞在させ、又は自宅が被災し居住が困難となった被災者を一時的に滞在させるため、公共施設等を指定する。</u> 避難所施設は耐震・耐火、鉄筋構造の公共施設とし、避難者2人当たり3.3㎡以上のスペースを確保できるものとする。																								
福祉避難所（二次避難所）の確保	災害時における高齢者等の一時受入れを推進するため、社会福祉施設との協定の締結を推進する。 <u>指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示する。</u> <u>また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、医学的ケアのための電源、居室の確保等、機能の強化等に努める。</u>																								
<略>	<略>																								
3	5	53	<p><b>3 避難所体制・避難所の充実</b> 市は、避難所での生活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営ができる体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">避難所の管理 避難所の管理</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	避難所の管理 避難所の管理	<略>	<略>	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。	<略>	<p><b>3 避難所の管理・機能強化</b> 福生市は、避難所での生活に備えて、避難所環境の整備や避難者による自主的な運営態勢を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">避難所の管理</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営態勢等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>避難所機能の</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	避難所の管理	<略>	<略>	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営態勢等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。	<略>	避難所機能の	<略>	語句の適正								
避難所の管理 避難所の管理	<略>																								
	<略>																								
	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。																								
	<略>																								
避難所の管理	<略>																								
	<略>																								
	避難所等において、ボランティアを円滑に受け入れられるようニーズを把握し、福生市社会福祉協議会との連携を図る。 避難所に指定されている小学校及び中学校については、管理者及び教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営態勢等について協議し、災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。																								
	<略>																								
避難所機能の	<略>																								



章	節	頁	現行	修正	理由																												
			<table border="1"> <tr><td>避難所機能の整備</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>避難所施設へのスロープ、手摺り等の整備などバリアフリー化を図る。</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	避難所機能の整備	<略>		<略>		<略>		避難所施設へのスロープ、手摺り等の整備などバリアフリー化を図る。		<略>		<略>		<略>	<table border="1"> <tr><td>強化</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリアフリー化を図る。</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td></td><td>要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。</td></tr> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	強化	<略>		<略>		避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリアフリー化を図る。		<略>		<略>		要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。		<略>	
避難所機能の整備	<略>																																
	<略>																																
	<略>																																
	避難所施設へのスロープ、手摺り等の整備などバリアフリー化を図る。																																
	<略>																																
	<略>																																
	<略>																																
強化	<略>																																
	<略>																																
	避難所施設へのスロープ、手すり等の整備などバリアフリー化を図る。																																
	<略>																																
	<略>																																
	要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。																																
	<略>																																
3	5	54	<p><b>4 応急仮設住宅等対策</b></p> <p>市は、被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>建設候補地の事前選定</td> <td>都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、<u>一戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>以上の面積を確保できる</u>場所とする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>民間賃貸住宅の確保</td> <td>民間賃貸住宅の空き室を確保し、応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、 <u>一戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>以上の面積を確保できる</u> 場所とする。	<略>	<略>	民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。	<略>	<略>	<p><b>4 応急仮設住宅等対策</b></p> <p><u>福生市</u>は、被災者の生活復旧が迅速に行われるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を確保するなど、住宅対策を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>建設候補地の事前選定</td> <td>都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、<u>国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じた</u>場所とする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>民間賃貸住宅の確保</td> <td>民間賃貸住宅の空き室を確保し、<u>賃貸型</u>応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、 <u>国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じた</u> 場所とする。	<略>	<略>	民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、 <u>賃貸型</u> 応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。	<略>	<略>	語句の適正（災害救助法の改正）												
建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、 <u>一戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>以上の面積を確保できる</u> 場所とする。																																
<略>	<略>																																
民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。																																
<略>	<略>																																
建設候補地の事前選定	都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。選定に当たっては、 <u>国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じた</u> 場所とする。																																
<略>	<略>																																
民間賃貸住宅の確保	民間賃貸住宅の空き室を確保し、 <u>賃貸型</u> 応急住宅としての活用を図るため、方法の検討、協定の締結等に努める。																																
<略>	<略>																																
3	6	54	<p><b>第6節 緊急物資の供給体制の整備、防災用資機材の調達</b></p> <p style="text-align: right;">〔総務部〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>市は、災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。</p>	<p><b>第6節 緊急物資の供給体制の整備、防災用資機材の調達</b></p> <p style="text-align: right;">〔総務部〕</p> <p>《基本方針》</p> <p><u>福生市</u>は、災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、その確保態勢を整備する。また、防災用資機材の整備充実を図るとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。</p>	語句の適正																												
3	6	55	<p><b>1 給水体制の整備</b></p> <p>市は、断水時に飲料水を供給できるよう、搬送体制や資機材の備蓄等の給水体制を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>応急給水拠点等の整備・充実</td> <td>災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m<sup>3</sup>）及び福生武蔵野台浄水所（2,540 m<sup>3</sup>）からの搬送体制を整備する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m <sup>3</sup> ）及び福生武蔵野台浄水所（2,540 m <sup>3</sup> ）からの搬送体制を整備する。		被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。	<略>	<略>	<p><b>1 給水態勢の整備</b></p> <p><u>福生市</u>は、断水時に飲料水を供給できるよう、搬送態勢や資機材の備蓄等の給水態勢を整備する。</p> <table border="1"> <tr> <td>応急給水拠点等の整備・充実</td> <td>災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m<sup>3</sup>）及び福生武蔵野台給水所（2,540 m<sup>3</sup>）からの搬送態勢を整備する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する態勢の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から直結して給水が可能な応急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及び給水態勢を整備する。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m <sup>3</sup> ）及び福生武蔵野台給水所（2,540 m <sup>3</sup> ）からの搬送態勢を整備する。		被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する態勢の整備を図る。		<u>東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から直結して給水が可能な応急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及び給水態勢を整備する。</u>	<略>	<略>	語句の適正														
応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m <sup>3</sup> ）及び福生武蔵野台浄水所（2,540 m <sup>3</sup> ）からの搬送体制を整備する。																																
	被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。																																
<略>	<略>																																
応急給水拠点等の整備・充実	災害初期において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園 1,500 m <sup>3</sup> ）及び福生武蔵野台給水所（2,540 m <sup>3</sup> ）からの搬送態勢を整備する。																																
	被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する態勢の整備を図る。																																
	<u>東京都水道局により指定避難所17箇所に配水管から直結して給水が可能な応急給水栓が整備されており、当該設備の維持管理及び給水態勢を整備する。</u>																																
<略>	<略>																																
3	6	55	<p><b>2 食料及び生活必需品の供給体制の整備</b></p> <p>市は、食料及び生活必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【食料、主な生活必需品の備蓄・調達基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必需物資</th> <th>推計方法</th> <th>必要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難生活者数<sup>*1</sup>×3食×3日</td> <td>135,792 食</td> </tr> <tr> <td>調整粉乳</td> <td>避難乳幼児数<sup>*2</sup>×135g<sup>*3</sup>×3日</td> <td>79,380 g</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>避難乳幼児数×2本</td> <td>392 本</td> </tr> <tr> <td>組立てトイレ</td> <td>避難生活者数×1台/75人</td> <td>202 台</td> </tr> </tbody> </table>	必需物資	推計方法	必要量	食料	避難生活者数 <sup>*1</sup> ×3食×3日	135,792 食	調整粉乳	避難乳幼児数 <sup>*2</sup> ×135g <sup>*3</sup> ×3日	79,380 g	哺乳瓶	避難乳幼児数×2本	392 本	組立てトイレ	避難生活者数×1台/75人	202 台	<p><b>2 食料及び生活必需品の供給態勢の整備</b></p> <p><u>福生市</u>は、食料及び生活必需品を供給できるよう、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給態勢を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【食料、主な生活必需品の備蓄・調達基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必需物資</th> <th>推計方法</th> <th>必要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>避難所避難者数<sup>*1</sup>×1.2<sup>*2</sup>×3食×3日</td> <td>105,732 食</td> </tr> <tr> <td>調整粉乳</td> <td>避難乳幼児数<sup>*2</sup>×1.2<sup>*2</sup>×乳幼児人口比率<sup>*3</sup>×135g<sup>*4</sup>×3日</td> <td>53,795 g</td> </tr> </tbody> </table>	必需物資	推計方法	必要量	食料	避難所避難者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×3食×3日	105,732 食	調整粉乳	避難乳幼児数 <sup>*2</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> ×135g <sup>*4</sup> ×3日	53,795 g	東京都地震被害想定の見直しによる被害量に準拠した必要量への変更 東京都意見				
必需物資	推計方法	必要量																															
食料	避難生活者数 <sup>*1</sup> ×3食×3日	135,792 食																															
調整粉乳	避難乳幼児数 <sup>*2</sup> ×135g <sup>*3</sup> ×3日	79,380 g																															
哺乳瓶	避難乳幼児数×2本	392 本																															
組立てトイレ	避難生活者数×1台/75人	202 台																															
必需物資	推計方法	必要量																															
食料	避難所避難者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×3食×3日	105,732 食																															
調整粉乳	避難乳幼児数 <sup>*2</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> ×135g <sup>*4</sup> ×3日	53,795 g																															

章	節	頁	現行	修正	理由						
			<p>帰宅困難者数<sup>*1</sup>×1台/75人</p> <p>142台</p> <p>*1：避難者 23,213 人のうち、<u>疎開者</u>を除いた 15,088 人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」平成 24 年 4 月 東京都）</p> <p>*2：<u>避難生活者数に人口に対する</u>乳幼児（2歳未満）比率（住民基本台帳平成 30 年 11 月 1 日現在）<u>を乗じて算出</u></p> <p>*3：<u>月齢</u>6 か月程度の乳幼児 1 日当たりの平均量</p> <p>*4：帰宅困難者数 10,596 人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」平成 24 年 4 月 東京都）</p>	<table border="1"> <tr> <td>使い捨て哺乳ボ トル</td> <td>避難所避難者数<sup>*1</sup>×1.2<sup>*2</sup>×乳幼児人口比率<sup>*3</sup>×5回 *5×3日</td> <td>1,991 本</td> </tr> <tr> <td>災害用トイレ</td> <td>避難生活者数<sup>*1</sup>×1台/約50人<sup>*7</sup> 帰宅困難者数<sup>*6</sup>×1台/約50人<sup>*7</sup></td> <td>196 台 75 台</td> </tr> </table> <p>*1：避難者 11,517 人のうち、<u>避難所外避難者</u>を除いた 9,789 人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和 4 年 5 月 東京都による手法）</p> <p>*2：<u>避難所避難者以外からの需要を考慮するための指数</u>（阪神・淡路大震災における被害実績による。）</p> <p>*3：乳幼児（2歳未満）比率（住民基本台帳令和 6 年 1 月 1 日現在）</p> <p>*4：<u>生後</u>6 か月程度の乳幼児 1 日当たりの平均量</p> <p>*5：<u>生後 3 か月から 1 年程度の乳児 1 日当たりの平均的なミルク授乳回数</u></p> <p>*6：帰宅困難者数 3,755 人（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」令和 4 年 5 月 東京都）</p> <p>*7：<u>災害時のトイレの個数（目安）</u>（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和 4 年 4 月内閣府）</p>	使い捨て哺乳ボ トル	避難所避難者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> ×5回 *5×3日	1,991 本	災害用トイレ	避難生活者数 <sup>*1</sup> ×1台/約50人 <sup>*7</sup> 帰宅困難者数 <sup>*6</sup> ×1台/約50人 <sup>*7</sup>	196 台 75 台	
使い捨て哺乳ボ トル	避難所避難者数 <sup>*1</sup> ×1.2 <sup>*2</sup> ×乳幼児人口比率 <sup>*3</sup> ×5回 *5×3日	1,991 本									
災害用トイレ	避難生活者数 <sup>*1</sup> ×1台/約50人 <sup>*7</sup> 帰宅困難者数 <sup>*6</sup> ×1台/約50人 <sup>*7</sup>	196 台 75 台									
3	6	56	<p><b>3 市民備蓄の推進</b></p> <p>市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。 〈略〉</p>	<p><b>3 市民備蓄の推進</b></p> <p><u>福生</u>市は、市民及び事業所が自助として備蓄を行うよう周知する。 〈略〉</p>	語句の適正						
3	7	56	<p><b>第 7 節 帰宅困難者対策の推進</b></p> <p>〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が予想される。このため、市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、帰宅困難者対策協議会等を設置して対応策を検討し、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。</p>	<p><b>第 7 節 帰宅困難者対策の推進</b></p> <p>〔企画財政部、総務部、各施設所管部、各事業所〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルなど市内において混乱が予想される。このため、<u>福生</u>市は、平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、帰宅困難者対策協議会等を設置して対応策を検討し、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する。</p>	語句の適正						
3	7	56	<p><b>1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底</b></p> <p>市は、東京都と連携し、ホームページ、パンフレット配布、講習会の実施等により、条例の周知徹底を促進する。 〈略〉</p>	<p><b>1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知徹底</b></p> <p><u>福生</u>市は、東京都と連携し、ホームページ、パンフレット配布、講習会の実施等により、条例の周知徹底を促進する。 〈略〉</p>	語句の適正						
3	7	56	<p><b>2 帰宅困難者対策協議会（又は駅前滞留者対策協議会）の設置</b></p> <p>J R の各駅及び関係機関等は、<u>帰宅困難者対策協議会（又は駅前滞留者対策協議会）</u>を設置し、<u>対応策について検討・協議するとともに、災害発生時には、その対応に当たる。</u></p> <p><b>【帰宅困難者対策協議会の主な所掌事項】</b></p> <p>〈略〉</p> <p><u>帰宅困難者対策協議会</u>では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。</p>	<p><b>2 駅前滞留者対策協議会の設置</b></p> <p><u>東京都、福生市、福生警察署、福生消防署、J R 東日本各駅及び駅周辺事業者</u>等は、駅前滞留者対策協議会を設置し、<u>災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。</u></p> <p><b>【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】</b></p> <p>〈略〉</p> <p><u>駅前滞留者対策協議会</u>では、首都直下地震発生時の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は次のとおりである。</p>	語句の適正						
3	7	57	<p><b>【地域の行動ルール】</b></p> <p>(1) 組織は組織で対応する（自助） 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・<u>顧客</u>・学生等に対応する。</p> <p>(2) 地域が連携して対応する（共助） 協議会等が中心となって、<u>組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。</u></p> <p>(3) 公的機関は地域をサポートする（公助）</p>	<p><b>【地域の行動ルール】</b></p> <p>(1) 組織は組織で対応する（自助） 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・<u>来所者</u>・学生等に対応する。</p> <p>(2) 地域が連携して対応する（共助） 協議会等が中心となって、<u>地域の事業者等が連携し取組を行う。</u></p> <p>(3) 公的機関は地域をサポートする（公助） <u>市が中心となって、東京都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。</u></p>	東京都地域防災計画との整合						
3	7	57	<p><b>3 情報通信基盤の強化</b></p> <p>市は、通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる<u>体制</u>を整備するとともに、情報提供ツールの周知を図る。</p>	<p><b>3 情報通信態勢の強化</b></p> <p><u>福生</u>市は、通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる<u>態勢</u>を整備するとともに、情報提供ツールの周知を図る。</p>	語句の適正						
3	7	57	<p><b>4 一時滞在施設の確保</b></p> <p>市は、市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して協力を働き<u>かけ</u>、指定管理者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締結するよう努める。</p>	<p><b>4 一時滞在施設の確保</b></p> <p><u>福生</u>市は、市が所管する施設を一時滞在施設として指定・周知するとともに、指定管理者や事業者に対して協力を働き<u>掛け</u>、指定管理者や事業者との間で、一時滞在施設の開設・運営又は施設の提供に関する協定を締結するよう努める。</p>	語句の適正						

章	節	頁	現行	修正	理由																																
3	7	57	<p><b>5 徒歩帰宅支援策の強化</b></p> <p>市は、東京都と連携し、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。</p> <p>※災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を<u>受ける</u>ステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。</p> <p>災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。</p> <p>ただし、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。</p>	<p><b>5 徒歩帰宅支援策の強化</b></p> <p><u>福生</u>市は、東京都と連携し、災害時帰宅支援ステーション※の拡充を図り、市民・事業者に周知する。</p> <p>※災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を<u>受ける</u>ステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。</p> <p>災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報で知り得た通行可能な道路等の情報提供である。</p> <p>ただし、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。</p>	語句の適正																																
3	8	57	<p><b>第8節 ライフライン応急復旧<b>体制</b>の整備</b></p> <p style="text-align: right;">〔都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>関係機関は、災害が発生した場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災<b>体制</b>の整備に努める。</p>	<p><b>第8節 ライフライン応急復旧<b>態勢</b>の整備</b></p> <p style="text-align: right;">〔都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>関係機関は、災害が発生した場合の二次災害の防止をはじめ、応急復旧を迅速に実施するため防災<b>態勢</b>の整備に努める。</p>	語句の適正																																
3	8	57	<p><b>1 上水道</b></p> <p>東京都は、上水道の応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力<b>体制</b>を構築するなど防災<b>体制</b>の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">応急復旧<b>体制</b>の強化</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策用資機材の整備点検</td> <td>応急復旧用資機材の調達<b>体制</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 首都中枢機関等への供給に<b>かかわる</b>路線の復旧に係る配管材料は、<u>すべて</u>都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、都が保有する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給<b>体制</b>を確保する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、都が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">協力<b>体制</b>の整備</td> <td>災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力<b>体制</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td>都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援<b>体制</b>を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧<b>体制</b>の強化・充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力<b>態勢</b>を整備する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。</td> </tr> </table>	応急復旧 <b>体制</b> の強化	<略>		<略>		<略>	災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材の調達 <b>体制</b> を整備する。	(1) 首都中枢機関等への供給に <b>かかわる</b> 路線の復旧に係る配管材料は、 <u>すべて</u> 都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、都が保有する。	(2) 都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給 <b>体制</b> を確保する。		(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、都が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。	協力 <b>体制</b> の整備	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力 <b>体制</b> を整備する。	都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <b>体制</b> を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧 <b>体制</b> の強化・充実に努める。	復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力 <b>態勢</b> を整備する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。	<p><b>1 上水道</b></p> <p>東京都は、上水道の応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力<b>関係</b>を構築するなど防災<b>態勢</b>の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">応急復旧<b>態勢</b>の強化</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策用資機材の整備点検</td> <td>応急復旧用資機材の調達<b>態勢</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 首都中枢機関等への供給に<b>関わる</b>路線の復旧に係る配管材料は、<u>全て東京</u>都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、<u>東京都</u>が保有する。</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>東京都</u>保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給<b>態勢</b>を確保する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、<u>東京都</u>が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">協力<b>関係</b>の構築</td> <td>災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力<b>関係の構築</b>を整備する。</td> </tr> <tr> <td>都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援<b>態勢</b>を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧<b>態勢</b>の強化・充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力<b>関係を構築</b>する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。</td> </tr> </table>	応急復旧 <b>態勢</b> の強化	<略>		<略>		<略>	災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材の調達 <b>態勢</b> を整備する。	(1) 首都中枢機関等への供給に <b>関わる</b> 路線の復旧に係る配管材料は、 <u>全て東京</u> 都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、 <u>東京都</u> が保有する。	(2) <u>東京都</u> 保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給 <b>態勢</b> を確保する。		(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、 <u>東京都</u> が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。	協力 <b>関係</b> の構築	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力 <b>関係の構築</b> を整備する。	都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <b>態勢</b> を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧 <b>態勢</b> の強化・充実に努める。	復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力 <b>関係を構築</b> する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。	語句の適正
応急復旧 <b>体制</b> の強化	<略>																																				
	<略>																																				
	<略>																																				
災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材の調達 <b>体制</b> を整備する。																																				
	(1) 首都中枢機関等への供給に <b>かかわる</b> 路線の復旧に係る配管材料は、 <u>すべて</u> 都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、都が保有する。																																				
	(2) 都保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給 <b>体制</b> を確保する。																																				
	(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、都が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。																																				
協力 <b>体制</b> の整備	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力 <b>体制</b> を整備する。																																				
	都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <b>体制</b> を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧 <b>体制</b> の強化・充実に努める。																																				
	復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力 <b>態勢</b> を整備する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。																																				
応急復旧 <b>態勢</b> の強化	<略>																																				
	<略>																																				
	<略>																																				
災害対策用資機材の整備点検	応急復旧用資機材の調達 <b>態勢</b> を整備する。																																				
	(1) 首都中枢機関等への供給に <b>関わる</b> 路線の復旧に係る配管材料は、 <u>全て東京</u> 都が保有する。また、それ以外の路線（重要路線及び一般路線）の復旧に係る配管材料のうち、発災後おおむね10日以内に必要な材料については、 <u>東京都</u> が保有する。																																				
	(2) <u>東京都</u> 保有材料は、被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給 <b>態勢</b> を確保する。																																				
	(3) 復旧活動に必要な配管材料は、迅速・確実に確保する観点から、 <u>東京都</u> が保有又は調達して、復旧従事業者に支給する方式（支給材方式）で行うこととする。																																				
協力 <b>関係</b> の構築	災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力 <b>関係の構築</b> を整備する。																																				
	都県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援 <b>態勢</b> を確保する。また、平常時から区市町村と連携した応急復旧 <b>態勢</b> の強化・充実に努める。																																				
	復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力 <b>関係を構築</b> する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式(技術力等審査方式)を採用することにより、復旧従事者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。																																				
3	8	58	<p><b>2 下水道</b></p> <p>市は、下水道施設の耐震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力<b>体制</b>を構築するなど防災<b>体制</b>の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">施設の耐震化及びマンホール浮上抑制対策</td> <td><u>避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部を耐震化する。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。</td> </tr> </table>	施設の耐震化及びマンホール浮上抑制対策	<u>避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部を耐震化する。</u>		発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。	<p><b>2 下水道</b></p> <p><u>福生</u>市は、下水道施設の耐震化を行うとともに、応急復旧が迅速に行われるよう資機材の整備や協力<b>関係</b>を構築するなど防災<b>態勢</b>の整備に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">マンホール浮上抑制対策</td> <td>発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧<b>態勢</b>の強化</td> <td>被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。</td> </tr> </table>	マンホール浮上抑制対策	発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。	応急復旧 <b>態勢</b> の強化	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。	語句の適正																								
施設の耐震化及びマンホール浮上抑制対策	<u>避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部を耐震化する。</u>																																				
	発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。																																				
マンホール浮上抑制対策	発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。																																				
応急復旧 <b>態勢</b> の強化	被害状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。																																				

章	節	頁	現行	修正	理由
			<p>被災状況の迅速な把握及び応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。</p> <p>下水道事業継続計画（BCP）や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の整備により、災害時の施設管理体制を確保する。</p> <p>し尿処理のための資機材や車両、乗入ルートの確保など、下水道施設の機能が停止した際の体制を整備する。</p> <p>災害対策用資機材の整備点検 応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図る。</p> <p>協力量体制の整備 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力量体制を整備する。</p> <p>東京都と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。</p>	<p>下水道事業継続計画（BCP）や応急復旧マニュアルの整備、施設管理図書の整備により、災害時の施設管理態勢を確保する。</p> <p>し尿処理のための資機材や車両、乗入ルートの確保など、下水道施設の機能が停止した際の態勢を整備する。</p> <p>災害対策用資機材の整備点検 応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検を図る。</p> <p>協力量関係の構築 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力量関係を構築する。</p> <p>東京都と協力して広域的な支援態勢の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請態勢を推進する。</p>	
3	8	58	<p><b>3 電力</b> 東京電力パワーグリッドは、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するよう体制を整備する。</p> <p>被災状況を迅速に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt; &lt;略&gt;</p> <p>災害復旧用資機材の整備点検 資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。</p> <p>協力量体制の整備 災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力量体制を整備する。</p>	<p><b>3 電力</b> 東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するよう態勢を整備する。</p> <p>被災状況を迅速に把握する態勢やシステムの整備、対策要員の動員計画の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との連携態勢の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt; &lt;略&gt;</p> <p>災害復旧用資機材の整備点検 資機材の確保、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。</p> <p>協力量関係の構築 災害復旧資機材を確保するため、関係機関等の協力量関係を構築を整備する。</p>	語句の適正
3	8	59	<p><b>4 ガス</b> 武陽ガスは、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう体制を整備する。</p> <p>&lt;略&gt; &lt;略&gt;</p> <p>応急復旧体制の強化 応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備を図る。</p> <p>災害復旧用資機材の整備点検 資機材及び代替燃料の確保体制の整備とともに、消火・防火設備の充実を推進する。</p> <p>協力量体制の整備 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制づくりを推進する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援体制を整備する。</p>	<p><b>4 ガス</b> 武陽ガス株式会社は、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。</p> <p>&lt;略&gt; &lt;略&gt;</p> <p>応急復旧態勢の強化 応急措置判断支援システムの開発・導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員計画や連絡態勢の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力量関係の構築を図る。</p> <p>災害復旧用資機材の整備点検 資機材及び代替燃料の確保とともに、消火・防火設備の充実を推進する。</p> <p>協力量態勢の整備 「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る態勢づくりを推進する。また、東京都高圧ガス地域防災協議会の相互応援態勢を整備する。</p>	語句の適正
3	8	69	<p><b>5 電気通信</b> 通信事業者は、災害時における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速な応急復旧が実施されるよう体制を整備する。</p> <p>大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備を図る。</p>	<p><b>5 電気通信</b> 通信事業者は、災害時における通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速な応急復旧が実施されるよう態勢を整備する。</p> <p>大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、応急復旧作業や応急復旧用資機材の確保に係る態勢を確立する。</p> <p>災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から福生市との協力量関係を構築する。</p>	語句の適正

章	節	頁	現行	修正	理由												
			<table border="1"> <tr> <td>災害復旧用資機材の整備点検</td> <td>平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。</td> </tr> <tr> <td>協力体制の整備</td> <td>グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。</td> </tr> </table>	災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。	協力体制の整備	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。	<table border="1"> <tr> <td>災害復旧用資機材の整備点検</td> <td>平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。</td> </tr> <tr> <td>協力関係の構築</td> <td>グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力関係を構築する。</td> </tr> </table>	災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。	協力関係の構築	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力関係を構築する。					
災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。																
協力体制の整備	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。																
災害復旧用資機材の整備点検	平常時から復旧用資機材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。																
協力関係の構築	グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力関係を構築する。																
3	8	60	<b>6 市民への広報</b> <略> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td>災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	通信施設	災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。	<b>6 市民への広報</b> <略> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td>災害時の通信ふくそう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。</td> </tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	通信施設	災害時の通信ふくそう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。	語句の適正
<略>	<略>																
<略>	<略>																
通信施設	災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。																
<略>	<略>																
<略>	<略>																
通信施設	災害時の通信ふくそう緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、災害時伝言ダイヤルの利用等、災害時の電話利用における注意事項について平常時から広報する。																
3	9	60	<b>第9節 <u>ごみ・がれき処理体制の整備</u></b> 【生活環境部、東京都】 《基本方針》 大規模地震や風水害の発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、市及び東京都は、処理施設の防災対策を実施するとともに、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。	<b>第9節 <u>環境・衛生対策の推進</u></b> 【生活環境部、東京都】 《基本方針》 大規模地震や風水害の発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、 <u>福生市</u> 及び東京都は、処理施設の防災対策を実施するとともに、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理態勢の整備を推進する。 <u>また、防疫上の観点から、動物救護体制の整備に努める。</u>	語句の適正 東京都意見												
3	9	60	<b>1 処理体制</b> 市は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、ごみ・がれき処理が東京たま広域資源循環組合及び西多摩衛生組合の処理能力を超える場合、並びに処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。東京都は、技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。	<b>1 処理態勢</b> <u>福生市</u> は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急対策を定めるとともに、ごみ・がれき処理が東京たま広域資源循環組合及び西多摩衛生組合の処理能力を超える場合、並びに処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び関係団体等と調整し、災害時の相互協力態勢を整備する。東京都は、技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援態勢の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。	語句の適正												
3	9	61	<b>2 災害時応急体制の整備</b> 西多摩衛生組合は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置に努める。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">緊急出動体制の整備</td> <td>一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。</td> </tr> <tr> <td>収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。</td> </tr> <tr> <td>ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。</td> </tr> </table>	緊急出動体制の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。	<b>2 災害時応急態勢の整備</b> 西多摩衛生組合は、ごみ・がれき処理に係る災害時応急態勢を整備するため、次の措置に努める。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">災害時応急態勢の整備</td> <td>一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。</td> </tr> <tr> <td>収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。</td> </tr> <tr> <td>ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。</td> </tr> </table>	災害時応急態勢の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。	語句の適正				
緊急出動体制の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。																
	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。																
	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。																
災害時応急態勢の整備	一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。																
	収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。																
	ごみ・がれきの収集・処理に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。																
3	9	60	<b>3 ごみ処理</b> 市は、災害発生時のごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや資機材に対する備えを検証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理体制を構築する。	<b>3 ごみ処理</b> <u>福生市</u> は、災害発生時のごみを処理するため、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、マンパワーや資機材に対する備えを検証する。また、東京都と協力して処理機能の確保など処理態勢を構築する。	語句の適正												
3	9	60	<b>4 がれき処理</b> 市は、災害時のがれきを処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処理体制を整備する。 <略>	<b>4 がれき処理</b> <u>福生市</u> は、災害時のがれきを処理するため、がれき処理マニュアルに基づき、東京都と協力して迅速な処理態勢を整備する。 <略>	語句の適正												
3	9	61	新規	<b>5 災害用トイレ</b> <u>福生市は、災害用トイレを確保するとともに、災害トイレの知識の普及啓発に努める。</u> <table border="1"> <tr> <td>災害用トイレの確保</td> <td>           (1) <u>避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。</u>            (2) <u>仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</u>            (3) <u>要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。</u>            (4) <u>強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</u>            (5) <u>仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</u> </td> </tr> </table>	災害用トイレの確保	(1) <u>避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。</u> (2) <u>仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</u> (3) <u>要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。</u> (4) <u>強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</u> (5) <u>仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</u>	記載箇所の変更										
災害用トイレの確保	(1) <u>避難者50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。</u> (2) <u>仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。</u> (3) <u>要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。</u> (4) <u>強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</u> (5) <u>仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</u>																

章	節	頁	現行	修正	理由						
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。</td> </tr> <tr> <td>災害用トイレの普及啓発</td> <td>(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。</td> </tr> </table>		(6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。	災害用トイレの普及啓発	(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。			
	(6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水のくみ置き等により生活用水を確保する。										
災害用トイレの普及啓発	(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。										
3	9	61	また、東京都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制等を確保する。	6 し尿の収集・運搬 福生市は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。	トイレに関する考え方の追加						
3	9	61		7 防疫態勢等の整備 福生市は、東京都及び関係団体等と連携して防疫用資器材の備蓄や動物救護態勢の整備に努める。  <table border="1"> <tr> <td>防疫用資器材の備蓄の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物救護態勢の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペットの飼養に関する普及啓発</td> <td>災害時の動物の適正な飼養のため、ペットのための避難用品、所有者明示、しつけや健康管理等、災害の備えについて飼い主への普及啓発を実施する。</td> </tr> </table>	防疫用資器材の備蓄の推進		動物救護態勢の整備		ペットの飼養に関する普及啓発	災害時の動物の適正な飼養のため、ペットのための避難用品、所有者明示、しつけや健康管理等、災害の備えについて飼い主への普及啓発を実施する。	東京都意見
防疫用資器材の備蓄の推進											
動物救護態勢の整備											
ペットの飼養に関する普及啓発	災害時の動物の適正な飼養のため、ペットのための避難用品、所有者明示、しつけや健康管理等、災害の備えについて飼い主への普及啓発を実施する。										
3	10	61	第10節 生活再建のための支援体制の整備 〔総務部、市民部、生活環境部、福祉保健部、福生消防署、各事業所〕 《基本方針》 災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、東京都、市及び福生消防署により、迅速な被害調査とり災証明の発行手続きの実施、義援金の募集と迅速・適切な配分、災害用トイレの確保とし尿の処理、避難所における生活用水の確保、ごみ・がれきの処理など、被災者の生活再建のための支援体制を整備する。	第10節 生活再建のための支援態勢の整備 〔総務部、市民部、福祉保健部、都市建設部、福生消防署、各事業所〕 《基本方針》 災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期再建を図るため、国、東京都、福生市及び福生消防署により、迅速な被害調査と、り災証明書発行の実施、義援金の募集と迅速・適切な配分など、被災者の生活再建のための支援態勢を整備する。	語句の適正						
3	10	61	1 迅速なり災証明の発行 市は、住家被害認定調査や、り災証明発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提とした調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施する。	1 迅速なり災証明書の発行 福生市は、住家被害認定調査や、り災証明書発行に活用する「被災者生活再建支援システム」の使用を前提とした調査手法や、り災証明事務手続に関する職員研修を実施する。	語句の適正						
3	10	62	2 義援金の募集・配分手続 市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について必要な手続きを明確にする。	2 義援金の募集・配分手続 福生市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について必要な手続きを明確にする。	語句の適正						
3	10	62	3 災害用トイレ 市は、災害用トイレを確保するとともに、災害トイレの知識に関して普及啓発に努める。  <table border="1"> <tr> <td>災害用トイレの確保</td> <td>(1) 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 (6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水の汲み置き等により生活用水を確保する。</td> </tr> <tr> <td>災害用トイレの普及啓発</td> <td>(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。</td> </tr> </table>	災害用トイレの確保	(1) 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 (6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水の汲み置き等により生活用水を確保する。	災害用トイレの普及啓発	(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。	削除	記載箇所の変更		
災害用トイレの確保	(1) 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。 (2) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。 (3) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮する。 (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 (5) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 (6) 事業所及び各家庭は、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄とともに、水の汲み置き等により生活用水を確保する。										
災害用トイレの普及啓発	(1) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 (2) 災害用トイレを使用した訓練を実施する。										
3	10	62	4 し尿の収集・運搬	削除	記載箇所の変更						

章	節	頁	現行	修正	理由
			<u>市は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車や乗り入れルート等を確保する。また、東京都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制等を確保する。</u>		
3	10	62	<b>5 災害救助法の適用</b> 災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる <b>体制</b> を整備する。	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる <b>態勢</b> を整備する。	語句の適正
3	10	62	<b>6 激甚災害指定手続き等</b> 大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続 <b>き</b> 等に関して十分に理解し、迅速に対応できる <b>体制</b> を整備する。	<b>4 激甚災害指定手続き等</b> 大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる <b>態勢</b> を整備する。	語句の適正
3	10	62	<b>7 復興に備えた事前措置</b>	<b>5 復興に備えた事前措置</b>	項目番号の変更

福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第2部 応急・復旧計画

章 節	頁	現行	修正	理由															
1	63	<新規>	<b>第1章 災害対策のながれ</b> <u>地震が発生した場合、市、消防・警察をはじめとする関係機関、市民、事業所は、時間の経過に伴い、次の対策を行うことを想定する。</u> <u>&lt;図&gt;挿入</u>	地震発生から対策の対応時期が理解できるように記載															
2	65	<b>第1章 活動体制</b> <u>震災後の即時対応期</u> （発災後おおむね72時間以内）においては、市民の生命・財産及び安全の確保のために市民、事業所、防災関係機関の連携・協力の上、地域の総力をもって災害応急対策を実施する。 <u>即時対応期</u> の活動がおおむね終了し、避難の長期化への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（発災後おおむね72時間以降）を <u>復旧対応期とする。</u> <u>また、都市・生活復興計画の目標を「被災を繰り返さない、環境と共生した都市の形成」とし、早期の本格的な生活再建に向けた都市復興の準備をはじめめる。</u> <u>&lt;図略&gt;</u>	<b>第2章 活動体制</b> <u>初動</u> （発災後おおむね72時間以内）においては、市民の生命・財産及び安全の確保のために市民、事業所、防災関係機関の連携・協力の上、地域の総力をもって災害応急対策を実施する。 <u>初動</u> の活動がおおむね終了し、避難の長期化への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（発災後おおむね72時間以降）に <u>復旧対応を行う。</u> <u>&lt;図略&gt; 削除</u>	語句の適正															
2	1	65	<b>1 組織動員</b> 地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、福生市災害対策本部条例（昭和39年11月2日条例第42号。以下「災害本部条例」という。）及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱（平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。）の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。 <b>【活動体制の流れ】</b> <u>&lt;図略&gt;</u> ※自動配備：本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する（参集場所：市役所本庁舎）。 ※災害対策組織の設置場所：緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置するが、もくせい会館（代替順位第1位）、その他公共施設（代替順位第2位）を代替施設とする。 <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr> <tr><td>福生市役所</td><td>福生市本町5番地</td></tr> <tr><td>もくせい会館</td><td>福生市本町18番地</td></tr> </table>	施設名	所在地	福生市役所	福生市本町5番地	もくせい会館	福生市本町18番地	<b>1 組織動員</b> 地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、福生市災害対策本部条例（昭和39年条例第42号。以下「災害本部条例」という。）及び同施行規則、福生市災害等緊急対策会議設置要綱（平成13年11月16日決定。以下「設置要綱」という。）の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。 <u>&lt;図略&gt; 修正</u> ※自動配備：本人及び家族の安全を確認した上、参集命令がなくても自動的に速やかに参集する（参集場所：市役所本庁舎）。 ※災害対策組織の設置場所：緊急対策会議及び災害対策本部の設置場所は、市役所第1棟2階に設置するが、もくせい会館（代替順位第1位）、その他公共施設（代替順位第2位）を代替施設とする。 <table border="1"> <tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr> <tr><td>福生市役所</td><td>福生市本町5</td></tr> <tr><td>もくせい会館</td><td>福生市本町18</td></tr> </table>	施設名	所在地	福生市役所	福生市本町5	もくせい会館	福生市本町18	語句の適正		
施設名	所在地																		
福生市役所	福生市本町5番地																		
もくせい会館	福生市本町18番地																		
施設名	所在地																		
福生市役所	福生市本町5																		
もくせい会館	福生市本町18																		
2	1	65	<b>2 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、 <u>設置要綱又は災害本部条例</u> に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1"> <tr><td rowspan="2">(1) 緊急対策会議の設置</td><td>ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合</td></tr> <tr><td>イ 副市長が必要と認め<u>たとき</u></td></tr> <tr><td rowspan="3">(2) 災害対策本部の設置</td><td>ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合</td></tr> <tr><td>イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合</td></tr> <tr><td>ウ 市長が必要と認め<u>たとき</u></td></tr> </table>	(1) 緊急対策会議の設置	ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合	イ 副市長が必要と認め <u>たとき</u>	(2) 災害対策本部の設置	ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合	イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合	ウ 市長が必要と認め <u>たとき</u>	<b>2 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、 <u>災害本部条例又は設置要綱</u> に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1"> <tr><td rowspan="2">(1) 緊急対策会議の設置</td><td>ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合</td></tr> <tr><td>イ 副市長が必要と認め<u>る場合</u></td></tr> <tr><td rowspan="3">(2) 災害対策本部の設置</td><td>ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合</td></tr> <tr><td>イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合</td></tr> <tr><td>ウ 市長が必要と認め<u>る場合</u></td></tr> </table>	(1) 緊急対策会議の設置	ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合	イ 副市長が必要と認め <u>る場合</u>	(2) 災害対策本部の設置	ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合	イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合	ウ 市長が必要と認め <u>る場合</u>	語句の適正
(1) 緊急対策会議の設置	ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合																		
	イ 副市長が必要と認め <u>たとき</u>																		
(2) 災害対策本部の設置	ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合																		
	イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合																		
	ウ 市長が必要と認め <u>たとき</u>																		
(1) 緊急対策会議の設置	ア 福生市内に震度5弱の地震が発生した場合																		
	イ 副市長が必要と認め <u>る場合</u>																		
(2) 災害対策本部の設置	ア 福生市内に震度5強以上の地震が発生した場合																		
	イ 緊急対策会議では対応できない状況の場合																		
	ウ 市長が必要と認め <u>る場合</u>																		
2	1	66	<b>3 非常配備態勢の発令基準・参集基準</b> 福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢（自動決定）とする。（休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合も同様。） <u>&lt;略&gt;</u> <b>【配備体制】</b> <table border="1"> <tr><th>非常配備態勢</th><th>発令基準</th><th>参集方法</th><th>配備要員</th><th>災害対策組織名</th><th>配備態勢・災害対策組織決定</th></tr> </table>	非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	配備態勢・災害対策組織決定	<b>3 非常配備態勢の発令基準・参集基準</b> 福生市内の震度階に応じ、次の非常配備態勢（自動決定）とする。（休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合も同様） <u>&lt;略&gt;</u> <table border="1"> <tr><th>非常配備態勢</th><th>発令基準</th><th>参集方法</th><th>配備要員</th><th>災害対策組織名</th><th>非常配備態勢発令・災害対策組織設置</th></tr> </table>	非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	非常配備態勢発令・災害対策組織設置	組織名等の変更		
非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	配備態勢・災害対策組織決定														
非常配備態勢	発令基準	参集方法	配備要員	災害対策組織名	非常配備態勢発令・災害対策組織設置														



章	節	頁	現行				修正				理由					
			緊急対策 会議態勢	震度5弱の地 震が発生	自動 参集	会議部：副市長、教 育長、各部長秘書広 報課長、 <u>安全安心ま ちづくり課長、まち づくり計画課長、都 市建設部主幹、道路 下水道課長、施設公 園課長、消防団長</u> 対応班： <u>災害対策本 部の全班長（全課 長）、安全安心まち づくり課、都市建設 部職員</u>	緊急対 策会議	自動 <u>配備</u> ・自動設置		緊急対策 会議態 勢	震度5弱の地 震が発生	自動 参集	会議部：副市長、教 育長、各部長 <u>相当 職、企画財政部主幹 （公共施設担当）、</u> 秘書広報課長、 <u>防災 危機管理課長</u> 、消防 団長 対応班： <u>各課長相当 職、防災危機管理課</u>	緊急対 策会議	自動 <u>発令</u> ・自動設置	副市長の判断 <u>情報連絡網による参集 指示</u>
			第一非常 配備態勢	震度5強の地 震が発生	自動 参集	災害対策本部の各班 50%の出動 <u>1. 市内在住職員</u> <u>2. あきる野市、羽村 市、昭島市、立川 市及び瑞穂町に居 住する職員</u> <u>3. 青梅市、武蔵村山 市、八王子市及び 日の出町に居住す る職員</u>	災害対 策本部	自動 <u>配備</u> ・自動設置		第一非常 配備態 勢	震度5強の地 震が発生	自動 参集	災害対策本部の各班 50%の出動 <u>・市内在住職員</u> <u>・あきる野市、羽村 市、昭島市、立川 市、瑞穂町、青梅 市、武蔵村山市、 八王子市及び日の 出町に居住する職 員</u>	災害対 策本部	自動 <u>発令</u> ・自動設置	<u>市長の判断</u> 情報連絡網による参集 指示
			第二非常 配備態勢	<略>	<略>	<略>		自動 <u>配備</u> ・自動設置		第二非常 配備態 勢	<略>	<略>	<略>		自動 <u>発令</u> ・自動設置	<u>市長の判断</u> 情報連絡網による参集 指示
2	1	66	4 非常配備態勢の部及び班編成 非常配備態勢の組織は、次のとおりである。 <u>【非常配備態勢の組織】</u>				4 非常配備態勢の部及び班編成 非常配備態勢の組織は、次のとおりである。				組織名等の変更					
			震度4の場 合	副市長の判断で 緊急対策会議を 設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策会議に会議部と緊急対応班を置く。</li> <li>会議部は、副市長、教育長、各部長秘書広報課長、<u>安全安心ま ちづくり課長、まちづくり計画課長、都市建設部主幹、道路下 水道課長、施設公園課長</u>及び消防団長とする。</li> <li>緊急対応班は、災害対策本部の部制とする。なお、震災状況に 応じて弾力的に運用する。</li> <li><u>総務部安全安心まちづくり課</u>は、気象庁が発表する地震情報、 東京都災害情報システムによる東京都多摩西部地域の震度をた えず収集し、災害が発生するおそれのある場合は、市長及び副 市長に報告する。</li> </ul>	震度4の場 合	副市長の判断で 緊急対策会議を 設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策会議に会議部と緊急対応班を置く。</li> <li>会議部は、副市長、教育長、各部長<u>相当職、企画財政部主幹（公 共施設担当）、</u>秘書広報課長、<u>防災危機管理課長</u>及び消防団長と する。</li> <li>緊急対応班は、災害対策本部の部制とする。なお、震災状況に応 じて弾力的に運用する。</li> <li><u>防災危機管理課</u>は、気象庁が発表する地震情報、東京都災害情報 システムによる東京都多摩西部地域の震度をたえず収集し、災害 が発生するおそれのある場合は、市長及び副市長に報告する。</li> </ul>	震度5弱の 場合	緊急対策会議を 自動設置する	震度5弱の 場合	緊急対策会議を 自動設置する	震度5強以 上の場合	災害対策本部を 自動設置する	災害対策本部 <u>長室</u> と災害対応部を置く。	
			震度5弱の 場合	緊急対策会議を 自動設置する		震度5強以 上の場合	災害対策本部を 自動設置する		災害対策本部と <u>7つの</u> 災害対応部を置く。	※災害対応部の部長及び班長・リーダーが不在の場合は、当該組織の <u>参集者のうち</u> 上位者がその任に 当たる。						
			震度5強以 上の場合	災害対策本部を 自動設置する		※災害対応部の部長及び班長・リーダーが不在の場合は、当該組織の <u>参集者のうち</u> 上位者がその任に 当たる。										
2	2	67	1 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。 <u>【災害対策本部の組織】</u>				1 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は、次のとおりである。				災害対策本部の構 成、役割分担の見直 し					

章	節	頁	現行		修正			理由
			災害対策本部	災害対策本部長室	災害対応部	担 当 課		
			本部長 (市長)	本部長・副本部長 本部長(議会事務局 局長、企画財政部 長、総務部長、市 民部長、生活環境 部長、福祉保健部 長、子ども家庭部 長、都市建設部 長、都市建設部参 事、会計管理者、 教育委員会事務局 教育部長、教育委 員会事務局参事、 企画財政部主幹 (基地・渉外担 当)、秘書広報課 長、安全安心まち づくり課長、まち づくり計画課長、 都市建設部主幹、 道路下水道課長、 施設公園課長、選 挙管理委員会事務 局長、監査委員事 務局長及び消防団 長)	本部管理部	議会事務局、企画調整課、財政課、行政管理課、秘書広報課、総務課、安全安心まちづくり課、職員課、契約管財課、会計課	本部長 (市長)	調整部 ◎議会事務局長 調整班 議会事務局
		避難所対応部			収納課、保険年金課、社会福祉課、子ども育成課、子ども家庭支援課、教育総務課(教育総務係)、教育指導課、教育支援課、学校給食課(即時対応期)、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館、小中学校(市職員)	◎企画財政部長 財政班 企画調整課		
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)	救急・福祉対応部	障害福祉課、介護福祉課、健康課	副本部長 (副市長) (教育長)	◎企画財政部長 秘書広報班 秘書広報課
		物資・輸送・環境部			シティセールス推進課、環境課、協働推進課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局	◎企画財政部長 情報班 情報政策課		
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)	給食・給水対応部	まちづくり計画課(計画グループ及び用地グループ)、道路下水道課、施設公園課(施設公園グループ)、学校給食課、学校給食センター	◎総務部長 職員班 職員課	◎総務部長 防災班 総務課、防災危機管理課、契約管財課
		情報・調査部			情報システム課、総合窓口課、課税課、施設公園課(建築グループ)、教育総務課(学校施設係)、まちづくり計画課(住宅グループ)	◎総務部長 出納班 会計課		
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)	消防部	消防団	◎生活環境部長 建築班 公共施設マネジメント課、まちづくり計画課	◎市民部長 市民相談班 総合窓口課、保険年金課
						課税課、収納課		
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎生活環境部長 物資班 シティセールス推進課、環境政策課、協働推進課	◎生活環境部長 廃棄物対策班 ごみ減量対策課
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎子ども家庭部参事 医療救護班 健康課、こども家庭センター課	◎子ども家庭部参事 要配慮者対策班 要配慮者対策課
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎都市建設部長 給水班 【再掲】まちづくり計画課	◎都市建設部長 復旧班 道路下水道課
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎都市建設部長 避難所統括班 教育総務課、教育指導課	◎都市建設部長 避難所統括班 【再掲】企画調整課、【再掲】財政課、子ども政策課、子ども育成課、【再掲】会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事 避難所対応班	◎教育部長 給食班 【再掲】学務課
			副本部長 (副市長) (教育長)	副本部長(副市長、 教育長)			◎消防団長 消防班 消防団	◎消防団長 消防班 消防団
			(略)					

章 節	頁	現行	修正	理由	
2	2	68	<p><b>2 各部・各班の職務・分掌事務</b></p> <p>※1つの任務を複数の課で行う場合には、<u>平常時の</u>それぞれの課長がリーダーとなり活動する。</p> <p>※<u>部班長会議</u>：必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部班長会議を設ける。</p> <p>※<u>各班の班長は、次長、課長又は係長を充てる。</u></p>	<p><b>2 各部・各班の職務・分掌事務</b></p> <p><u>(1) 各部・各班の運営</u></p> <p>1つの任務を複数の課で行う場合には、それぞれの課長がリーダーとなり活動する。</p> <p><u>また、</u>必要に応じ、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため部長会議を設ける。</p>	語句の適正
2	2	68	新規	<p><u>(2) 避難所運営職員の配置</u></p> <p><u>避難所の運営支援に関しては、避難所部が主となって当たることとするが、人員の不足があるときは全職員（応援職員等を含める。）をもって人員の調整を行う。</u></p> <p><u>(3) 専門性を生かした職員の配置</u></p> <p><u>災害対策業務に活用できる資格（保健師等）又は技能を有する職員は、その旨を職員班に申告することとする。</u></p> <p><u>職員班は、班の人員の多寡や各職員が有する資格又は技能等を勘案し、災害対策業務全体の効率化のため、柔軟に職員配置を行う。</u></p> <p><u>なお、各班は、専門性を持った職員の応援を職員班に要請できる。</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p>	職員配置に関する新たな方針の追加
2	2	68	<p><u>(1) 本部管理部</u></p> <p><u>主な職務：情報収集、広報、記録、出納、災害対策本部事務</u></p> <p><u>本部管理部長：総務部長、副部長：議会事務局、企画財政部長、会計管理者</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※財政課は、適宜、防災班の応援に当たる。</u></p> <p><u>※その他の課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(2) 避難所対応部</u></p> <p><u>主な職務：避難所の開設・運営</u></p> <p><u>避難所対応部長：教育委員会事務局教育部長、副部長：子ども家庭部長、教育委員会事務局参事</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(3) 救急・福祉対応部</u></p> <p><u>主な職務：医療支援、人命救助、要配慮者への支援、被災者の健康管理、遺体の収容・安置、市内の衛生状態の確保及び防疫</u></p> <p><u>救急・福祉対応部長：福祉保健部長、副部長：健康課長</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(4) 物資・輸送・環境部</u></p> <p><u>主な職務：緊急物資の搬送、輸送道路の確保</u></p> <p><u>物資・輸送・環境部長：生活環境部長、副部長：シティセールス推進課長</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(5) 給食・給水対応部</u></p> <p><u>主な職務：食料・飲料水の確保・供給、下水道等の被害状況の把握</u></p> <p><u>給水対応部長：都市建設部長、副部長：都市建設部参事、まちづくり計画課長</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(6) 情報・調査部</u></p> <p><u>主な職務：市民の安否情報の収集、応急危険度判定の実施、被害状況の集約</u></p> <p><u>情報・調査部長：市民部長、副部長：総合窓口課長</u></p> <p><u>&lt;表略&gt;</u></p> <p><u>※各課は、状況により部内の人員不足等の班の応援に当たる。</u></p> <p><u>(7) 消防部</u></p> <p><u>消防部長：消防団長、副部長：副団長</u></p>	削除	災害対策本部の構成、役割分担の見直し

章 節	頁	現 行	修 正	理 由													
		<p>&lt;表略&gt;</p> <p>※警戒区域等の危険地域からの退避については主に消防部が担い、避難所等への誘導については主に避難所対応部が担う。</p> <p>【部・班の分掌事務における共通事項】</p> <p>&lt;表略&gt;</p>															
2	2	70	<p><b>3 地震直後の活動</b></p> <p>震災直後においては、おおまかな被害状況を把握し、市の対応だけでは困難な場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。</p>	<p><b>3 地震直後の活動</b></p> <p>地震直後においては、おおまかな被害状況を把握し、市の対応だけでは困難な場合、応援要請を行う。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施する。</p>	語句の適正												
2	2	70	<p><b>(1) 組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 (30分程度)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>勤務時間内 (市役所開庁時) の行動</td> <td> <p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災係に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p> </td> </tr> <tr> <td>勤務時間外の行動</td> <td> <p>参集者は、地域の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p> </td> </tr> </table>	勤務時間内 (市役所開庁時) の行動	<p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災係に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p>	勤務時間外の行動	<p>参集者は、地域の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p>	<table border="1"> <tr> <td>勤務時間内 (市役所開庁時) の行動</td> <td> <p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災<b>危機管理課</b>に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p> </td> </tr> <tr> <td>勤務時間外の行動</td> <td> <p>参集者は、地域の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p> </td> </tr> </table>	勤務時間内 (市役所開庁時) の行動	<p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災<b>危機管理課</b>に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p>	勤務時間外の行動	<p>参集者は、地域の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p>	組織名等の変更				
勤務時間内 (市役所開庁時) の行動	<p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災係に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p>																
勤務時間外の行動	<p>参集者は、地域の被害状況を<b>本部管理部</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p>																
勤務時間内 (市役所開庁時) の行動	<p>ア 市役所庁舎内及び市の施設内にいる市民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。)</p> <p>イ 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。</p> <p>ウ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。(災害対策本部設置前は防災<b>危機管理課</b>に報告)</p> <p>エ 非常電源、無線機能の確認及び障害がある場合の対処を行う。</p> <p>オ 災害対策本部が設置されたとき、市役所正面玄関に「福生市災害対策本部」の表示を掲出する。</p>																
勤務時間外の行動	<p>参集者は、地域の被害状況を<b>防災班</b>に報告する。</p> <p>※その他は勤務時間内の対応と同じ。</p>																
2	2	70	<p><b>(2) 初動活動のめやす</b></p> <table border="1"> <tr> <td>地震直後</td> <td>組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自動参集 (勤務時間外)、応援要請の判断</td> </tr> <tr> <td>3時間後まで</td> <td>被害情報の収集、市民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、要配慮者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制</td> </tr> <tr> <td>6時間後まで</td> <td>避難所の開設・運営、医療救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応</td> </tr> <tr> <td>12時間後まで</td> <td>後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動 (緊急)、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動</td> </tr> <tr> <td>24時間後まで</td> <td>災害救助法の適用、ライフライン施設の応急・復旧対策、公共施設の応急・復旧対策、救助・救急活動、医療活動</td> </tr> <tr> <td>72時間後まで</td> <td>帰宅困難者代替輸送の実施、応急給食・生活必需品の供給等、行方不明者の捜索、遺体の処理</td> </tr> </table> <p>&lt;図略&gt;</p>	地震直後	組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自動参集 (勤務時間外)、応援要請の判断	3時間後まで	被害情報の収集、市民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、要配慮者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制	6時間後まで	避難所の開設・運営、医療救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応	12時間後まで	後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動 (緊急)、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動	24時間後まで	災害救助法の適用、ライフライン施設の応急・復旧対策、公共施設の応急・復旧対策、救助・救急活動、医療活動	72時間後まで	帰宅困難者代替輸送の実施、応急給食・生活必需品の供給等、行方不明者の捜索、遺体の処理	削除	編の冒頭に地震時の主な災害対策の流れを示したことにより削除
地震直後	組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自動参集 (勤務時間外)、応援要請の判断																
3時間後まで	被害情報の収集、市民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、要配慮者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制																
6時間後まで	避難所の開設・運営、医療救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応																
12時間後まで	後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動 (緊急)、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動																
24時間後まで	災害救助法の適用、ライフライン施設の応急・復旧対策、公共施設の応急・復旧対策、救助・救急活動、医療活動																
72時間後まで	帰宅困難者代替輸送の実施、応急給食・生活必需品の供給等、行方不明者の捜索、遺体の処理																
2	3	70	<p><b>1 災害対策本部の廃止基準</b></p> <p>(1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。</p> <p>(2) 本部長が市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。</p> <p>(3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した<b>態勢</b>に移行する。</p>	<p><b>1 災害対策本部の廃止基準</b></p> <p>(1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。</p> <p>(2) 本部長が<b>福生</b>市の地域内において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合。</p> <p>(3) 調査の結果、市域内に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した<b>体制</b>に移行する。</p>	語句の適正												
2	3	70	<p><b>2 設置及び廃止の通知</b></p> <p>総務部長は、市防災行政無線及び電話等を用い、<b>本部管理部</b>防災班を通して、次に掲げる者のうち、必要と認める者に対し、本部の設置又は廃止を通知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 設置及び廃止の通知</b></p> <p><b>防災</b>部長は、市防災行政無線及び電話等を用い、防災班を通して、次に掲げる者のうち、必要と認める者に対し、<b>災害対策</b>本部の設置又は廃止を通知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	組織名等の変更												
2	3	71	<p><b>3 職務・権限の代行</b></p>	<p><b>3 職務・権限の代行</b></p>	語句の適正												

章 節	頁	現行	修正	理由																
		<p>(1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、<a href="#">福生市災害対策本部条例の規程</a>により副本部長が代行する。</p> <p>(2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議長（教育長）が代行する。</p> <p>(3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。</p>	<p>(1) 災害対策本部の本部長は市長が当たり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、災害本部条例の<a href="#">規定</a>により副本部長が代行する。</p> <p>(2) 緊急対策会議の議長は副市長が当たり、議長不在時、又は議長に事故があるときは、副議長（教育長）が代行する。</p> <p>(3) 各部長及び班長の代行は、あらかじめ指名されている者が当たる。</p>																	
2	3	71	4 各部の本部連絡員及び <b>態勢</b> 確立後の報告	4 各部の本部連絡員及び <b>体制</b> 確立後の報告	語句の適正															
		<p>(1) 災害対策本部の各部長は、本部連絡員を<b>定める</b>。</p> <p>(2) 本部連絡員は、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。</p> <p>(3) 各部が<b>態勢</b>の確立を完了したときは、直ちに<b>本部管理部</b>防災班に報告し、<b>本部管理部長</b>を通じ本部長に報告する。</p>	<p>(1) 災害対策本部の各部長は、本部連絡員を<b>指名する</b>。</p> <p>(2) 本部連絡員は、<a href="#">災害対策</a>本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。</p> <p>(3) 各部が<b>体制</b>の確立を完了したときは、直ちに防災班を通じ本部長に報告する。</p>																	
2	3	71	5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請	5 動員状況の報告及び各部・各班別の動員要請	組織名等の変更															
		<p>(1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を<b>本部管理部</b>職員班に報告し、職員班は<b>本部管理部長</b>を通じ、本部長に報告する。</p> <p>(2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。</p>	<p>(1) 各班長は参集した職員の氏名、時刻等を職員班に報告し、職員班は、本部長に報告する。</p> <p>(2) 災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずる場合、各部長は必要に応じ応援職員の要請を本部長に行う。</p>																	
2	3	71	新規	6 <a href="#">災害対策本部の運営</a> 本部の指揮は、本部長の指示の下、 <a href="#">防災班</a> がつかさどる。 また、調整班は、各部・各班との調整、 <a href="#">本部員会議の開催</a> 、 <a href="#">外部機関との調整等の災害対策本部運営に当たっての庶務</a> を行う。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し															
2	3	71	6 災害対策活動の維持 <a href="#">本部管理部</a> 職員班及び <b>復興企画班</b> は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処、及び他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の実施を図る。 <略>	7 災害対策活動の維持 職員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処、及び他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し															
3		72	第2章 情報の収集・伝達・広報 地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡 <b>体制</b> を確立する。 <図略>	第3章 情報の収集・伝達・広報 地震発生直後から、東京都及び関係機関との連携協力の下に、直ちに防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用し、災害情報、被害情報の把握及び応急対策の実施のための情報連絡 <b>態勢</b> を確立する。 <図略> <a href="#">削除</a>	語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 情報連絡<b>体制</b>の確立</td> <td><a href="#">本部管理部</a>防災班 <a href="#">情報・調査部</a>住民情報班 各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害情報の収集・伝達</td> <td><a href="#">本部管理部</a>防災班 各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td><a href="#">本部管理部</a>広報・広聴班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 情報連絡 <b>体制</b> の確立	<a href="#">本部管理部</a> 防災班 <a href="#">情報・調査部</a> 住民情報班 各部・各班	第2節 災害情報の収集・伝達	<a href="#">本部管理部</a> 防災班 各部・各班	第3節 広報・広聴	<a href="#">本部管理部</a> 広報・広聴班	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 情報連絡<b>態勢</b>の確立</td> <td>防災班 情報班 各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害情報の収集・伝達</td> <td>防災班 各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td><a href="#">秘書広報班</a>、<a href="#">市民相談班</a></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 情報連絡 <b>態勢</b> の確立	防災班 情報班 各部・各班	第2節 災害情報の収集・伝達	防災班 各部・各班	第3節 広報・広聴	<a href="#">秘書広報班</a> 、 <a href="#">市民相談班</a>	
活動項目	担当班																			
第1節 情報連絡 <b>体制</b> の確立	<a href="#">本部管理部</a> 防災班 <a href="#">情報・調査部</a> 住民情報班 各部・各班																			
第2節 災害情報の収集・伝達	<a href="#">本部管理部</a> 防災班 各部・各班																			
第3節 広報・広聴	<a href="#">本部管理部</a> 広報・広聴班																			
活動項目	活動を担う組織																			
第1節 情報連絡 <b>態勢</b> の確立	防災班 情報班 各部・各班																			
第2節 災害情報の収集・伝達	防災班 各部・各班																			
第3節 広報・広聴	<a href="#">秘書広報班</a> 、 <a href="#">市民相談班</a>																			
3	1	72	第1節 情報連絡 <b>態勢</b> 確立 1 情報の収集・連絡 <b>体制</b> <a href="#">情報・調査部</a> 住民情報班は、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できる系統を確保するため、情報通信機器の点検・復旧を行い、情報収集連絡 <b>体制</b> を確立する。 【情報連絡手段】	第1節 情報連絡 <b>態勢</b> 確立 1 情報の収集・連絡 <b>態勢</b> 情報班は、各部及び関係機関の間で迅速に伝達・報告できる系統を確保するため、情報通信機器の点検・復旧を行い、情報収集連絡 <b>態勢</b> を確立する。 【情報連絡手段】	語句の適正 対策の現状の反映															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡手段</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市防災行政無線（移動系）</td> <td><a href="#">各防災関係機関</a>、<a href="#">市の各機関</a>、警察署・消防署</td> </tr> <tr> <td><a href="#">市防災行政無線（同報系）</a></td> <td><a href="#">市民等</a>、<a href="#">避難所（アンサーバック機能）</a></td> </tr> </tbody> </table>	情報連絡手段	連絡先	市防災行政無線（移動系）	<a href="#">各防災関係機関</a> 、 <a href="#">市の各機関</a> 、警察署・消防署	<a href="#">市防災行政無線（同報系）</a>	<a href="#">市民等</a> 、 <a href="#">避難所（アンサーバック機能）</a>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡手段</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">福生市</a>防災行政無線（移動系）</td> <td><a href="#">市役所内各班</a>、<a href="#">福生市消防団</a>、<a href="#">避難所</a>、<a href="#">帰宅困難者一時滞在施設</a>、<a href="#">緊急医療救護所</a>、<a href="#">医療救護</a></td> </tr> </tbody> </table>	情報連絡手段	連絡先	<a href="#">福生市</a> 防災行政無線（移動系）	<a href="#">市役所内各班</a> 、 <a href="#">福生市消防団</a> 、 <a href="#">避難所</a> 、 <a href="#">帰宅困難者一時滞在施設</a> 、 <a href="#">緊急医療救護所</a> 、 <a href="#">医療救護</a>							
情報連絡手段	連絡先																			
市防災行政無線（移動系）	<a href="#">各防災関係機関</a> 、 <a href="#">市の各機関</a> 、警察署・消防署																			
<a href="#">市防災行政無線（同報系）</a>	<a href="#">市民等</a> 、 <a href="#">避難所（アンサーバック機能）</a>																			
情報連絡手段	連絡先																			
<a href="#">福生市</a> 防災行政無線（移動系）	<a href="#">市役所内各班</a> 、 <a href="#">福生市消防団</a> 、 <a href="#">避難所</a> 、 <a href="#">帰宅困難者一時滞在施設</a> 、 <a href="#">緊急医療救護所</a> 、 <a href="#">医療救護</a>																			

章	節	頁	現行	修正	理由																												
			<table border="1"> <tr> <td>庁内内線電話</td> <td>市役所内各班</td> </tr> <tr> <td><u>災害対策電話（PHS）</u></td> <td><u>小中学校、教育施設、教育委員会</u></td> </tr> <tr> <td>東京都防災行政無線、東京都災害情報システム</td> <td>東京都災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>電話、携帯電話、ファクシミリ</td> <td>各防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>ホームページ、<u>ツイッター</u>、情報メール等の通信手段</td> <td>各防災関係機関、市民等</td> </tr> <tr> <td><u>バイク</u>、自転車を用いた伝令</td> <td>各防災関係機関</td> </tr> <tr> <td><u>テレビ・ラジオ</u></td> <td><u>市民等</u></td> </tr> </table> <p>【情報収集系統】 〈図略〉</p> <p>【情報伝達系統】 〈図略〉</p>	庁内内線電話	市役所内各班	<u>災害対策電話（PHS）</u>	<u>小中学校、教育施設、教育委員会</u>	東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部	電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関	ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等	<u>バイク</u> 、自転車を用いた伝令	各防災関係機関	<u>テレビ・ラジオ</u>	<u>市民等</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>所、ボランティアセンター、福生警察署・福生消防署</u></td> </tr> <tr> <td>庁内内線電話</td> <td>市役所内各班</td> </tr> <tr> <td>東京都防災行政無線、東京都災害情報システム</td> <td>東京都災害対策本部</td> </tr> <tr> <td><u>モバイルルータによる総合行政ネットワーク（L GWAN）接続</u></td> <td><u>市役所内各班</u></td> </tr> <tr> <td>電話、携帯電話、ファクシミリ</td> <td>各防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>ホームページ、<u>SNS</u>、情報メール等の通信手段</td> <td>各防災関係機関、市民等</td> </tr> <tr> <td>自転車<u>等</u>を用いた伝令</td> <td>各防災関係機関</td> </tr> </table> <p>【情報収集系統】 〈図略〉 修正</p> <p>【情報伝達系統】 〈図略〉 修正</p>		<u>所、ボランティアセンター、福生警察署・福生消防署</u>	庁内内線電話	市役所内各班	東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部	<u>モバイルルータによる総合行政ネットワーク（L GWAN）接続</u>	<u>市役所内各班</u>	電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関	ホームページ、 <u>SNS</u> 、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等	自転車 <u>等</u> を用いた伝令	各防災関係機関	
庁内内線電話	市役所内各班																																
<u>災害対策電話（PHS）</u>	<u>小中学校、教育施設、教育委員会</u>																																
東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部																																
電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関																																
ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等																																
<u>バイク</u> 、自転車を用いた伝令	各防災関係機関																																
<u>テレビ・ラジオ</u>	<u>市民等</u>																																
	<u>所、ボランティアセンター、福生警察署・福生消防署</u>																																
庁内内線電話	市役所内各班																																
東京都防災行政無線、東京都災害情報システム	東京都災害対策本部																																
<u>モバイルルータによる総合行政ネットワーク（L GWAN）接続</u>	<u>市役所内各班</u>																																
電話、携帯電話、ファクシミリ	各防災関係機関																																
ホームページ、 <u>SNS</u> 、情報メール等の通信手段	各防災関係機関、市民等																																
自転車 <u>等</u> を用いた伝令	各防災関係機関																																
3	1	73	<p><b>2 通信の確保（障害発生時への対応）</b> 通信連絡を迅速に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、緊急通信体制を確保する。</p> <p>(1) 防災行政無線の通信統制 <u>本部管理部防災班</u>は、重要情報を優先し収集・伝達するため、必要に応じ市防災行政無線の通信統制を行う。（移動局相互の通話を禁止し、<u>市</u>本部との通話に限定する等）</p>	<p><b>2 通信の確保（障害発生時への対応）</b> 通信連絡を迅速に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、緊急通信を確保する。</p> <p>(1) 防災行政無線の通信統制 <u>情報班</u>は、重要情報を優先し収集・伝達するため、必要に応じ<u>福生市</u>防災行政無線の通信統制を行う。（移動局相互の通話を禁止し、<u>災害対策</u>本部との通話に限定する等）</p>	語句の適正																												
3	1	73	<p>(2) 電話の優先利用 緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、<u>輻輳</u>などにより利用が制限される場合、東日本電信電話株式会社等から指定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 なお、<u>本部管理部防災班</u>は、東日本電信電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。</p>	<p>(2) 電話の優先利用 緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話により通信を確保するが、<u>ふくそう</u>などにより利用が制限される場合、東日本電信電話株式会社等から指定を受けている災害時優先電話を利用し、通信連絡を行う。 なお、<u>情報班</u>は、東日本電信電話株式会社に避難所等に特設公衆電話の設置を要請する。</p>	語句の適正																												
3	1	73	<p>(3) 有線電話途絶時の措置 <u>本部管理部防災班</u>は、有線電話途絶のため、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。</p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>消防電話・警察電話等の利用</td> <td><u>他</u>に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署<u>又は福生警察署</u>に業務用専用回線の利用を要請する。</td> </tr> <tr> <td>非常無線通信の利用</td> <td>有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	消防電話・警察電話等の利用	<u>他</u> に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察署</u> に業務用専用回線の利用を要請する。	非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等	<p>(3) 有線電話途絶時の措置 <u>情報班</u>は、有線電話途絶のため、連絡に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。</p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>消防電話等の利用</td> <td><u>ほか</u>に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専用回線の利用を要請する。</td> </tr> <tr> <td>非常無線通信の利用</td> <td>有線電話が途絶し、かつ<u>防災行政無線</u>による通信が困難な場合、電波法<u>（昭和25年法律第131号）</u>第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	消防電話等の利用	<u>ほか</u> に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専用回線の利用を要請する。	非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ <u>防災行政無線</u> による通信が困難な場合、電波法 <u>（昭和25年法律第131号）</u> 第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等	語句の適正												
〈略〉	〈略〉																																
〈略〉	〈略〉																																
消防電話・警察電話等の利用	<u>他</u> に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署 <u>又は福生警察署</u> に業務用専用回線の利用を要請する。																																
非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等																																
〈略〉	〈略〉																																
〈略〉	〈略〉																																
消防電話等の利用	<u>ほか</u> に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、福生消防署に業務用専用回線の利用を要請する。																																
非常無線通信の利用	有線電話が途絶し、かつ <u>防災行政無線</u> による通信が困難な場合、電波法 <u>（昭和25年法律第131号）</u> 第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。 ア 関係機関（警視庁、鉄道会社）が保有する無線 イ 放送局の有する無線 ウ アマチュア無線等																																
3	2	74	<p><b>1 地震に関する情報収集</b> <u>本部管理部</u>防災班は、東京都災害情報システム（DIS）等を用いて、次の情報を収集する。<u>以下に示す情報と収集手段によって地震に関する情報を収集する。</u></p> <p>【地震に関する情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がな</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がな	<p><b>1 地震に関する情報収集</b> 防災班は、東京都災害情報システム（DIS）等を用いて、<u>地震に関する</u>次の情報を収集する。</p> <p>【地震に関する情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	語句の適正 記載箇所の変更										
種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。																															
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がな																															
種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報																															
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																															

章	節	頁	現行	修正	理由																																				
			<table border="1"> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>(津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>い)又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </table> <p><b>【南海トラフ地震に関連する情報】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</td> <td>・南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報(定例)</td> <td>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)南海トラフ沿いでM7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象</p>	震源・震度に関する情報	(津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	い)又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	・南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	南海トラフ地震に関連する情報(定例)	・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	<table border="1"> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</td> </tr> </table> <p>削除</p>	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	
震源・震度に関する情報	(津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	い)又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																							
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																							
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。																																							
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																							
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																							
情報名	情報発表条件																																								
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	・南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合																																								
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合																																								
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																							
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表																																							
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・M7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表																																							
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																							
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表																																							
3	2	75	<p><b>2 地震発生直後における被害の概況調査</b></p> <p>各部・各班は、地震発生後、応援要請の必要性等を判断するために、直ちに被害の概況調査を実施し、収集した情報は<b>本部管理部</b>防災班に集約する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【実施担当班と収集すべき概況情報】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本部管理部</td> <td>防災班 (1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認</td> </tr> <tr> <td>広報・広聴班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集</td> </tr> <tr> <td>職員班 市職員等の被災状況等の把握</td> </tr> <tr> <td>避難所対応部</td> <td>避難所班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	調査項目	本部管理部	防災班 (1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認	広報・広聴班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集	職員班 市職員等の被災状況等の把握	避難所対応部	避難所班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等	<p><b>2 地震発生直後における被害の概況調査</b></p> <p>各部・各班は、地震発生後、応援要請の必要性等を判断するために、直ちに被害の概況調査を実施し、収集した情報は防災班に集約する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【実施担当班と収集すべき概況情報】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災班</td> <td>(1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認</td> </tr> <tr> <td>秘書広報班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集</td> </tr> <tr> <td>職員班 市職員等の被災状況等の把握</td> </tr> <tr> <td>避難所班統括班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	調査項目	防災班	(1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認	秘書広報班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集	職員班 市職員等の被災状況等の把握	避難所班統括班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等	医療救護班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																			
担当部署	調査項目																																								
本部管理部	防災班 (1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認																																								
	広報・広聴班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集																																								
	職員班 市職員等の被災状況等の把握																																								
避難所対応部	避難所班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等																																								
担当部署	調査項目																																								
防災班	(1) 関係機関からの概括的な被害情報 (2) 現地調査員・参集職員からの現地の被害情報等、及び各部からの情報収集 (3) 東京都災害情報システムからの情報収集 (4) 市庁舎等施設・設備等の被害状況の点検・確認																																								
	秘書広報班 市民、自主防災組織、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集																																								
	職員班 市職員等の被災状況等の把握																																								
	避難所班統括班 市民の避難状況、避難所の開設状況、避難者の概数等																																								
医療救護班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等																																								

章	節	頁	現行	修正	理由																																																																																								
			<table border="1"> <tr> <td>救急・福祉 対応部</td> <td>庶務班</td> <td>市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住民福祉班</td> <td>市内福祉施設の被害状況、受入れ可能状況</td> </tr> <tr> <td>物資・輸送 ・環境部</td> <td>庶務班</td> <td>市内道路の被害状況等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資輸送班</td> <td>緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、住宅等の被害状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給食・給水 対応部</td> <td>給水班</td> <td>水道施設の被災状況・消防水利の確保状況等</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>給食施設の被害状況等</td> </tr> <tr> <td>施設班</td> <td>下水道施設等の被害状況等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報・調査部</td> <td>市民相談班</td> <td>行方不明者等の状況</td> </tr> <tr> <td>住民情報班</td> <td>死者、負傷者、避難者の概数等</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防班</td> <td>市内の出火や延焼火災の状況等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>学校等及び公共施設管理者</td> <td>施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等</td> </tr> </table> <p>【各防災関係機関等からの情報収集】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>情報収集項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>各防災関係機関</td> <td>(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他、各機関にて把握した情報等</td> </tr> </tbody> </table>	救急・福祉 対応部	庶務班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等		住民福祉班	市内福祉施設の被害状況、受入れ可能状況	物資・輸送 ・環境部	庶務班	市内道路の被害状況等		物資輸送班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、住宅等の被害状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等	給食・給水 対応部	給水班	水道施設の被災状況・消防水利の確保状況等	給食班	給食施設の被害状況等	施設班	下水道施設等の被害状況等	情報・調査部	市民相談班	行方不明者等の状況	住民情報班	死者、負傷者、避難者の概数等	消防部	消防班	市内の出火や延焼火災の状況等			学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等	機関名	情報収集項目	<略>	<略>	<略>	<略>	各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他、各機関にて把握した情報等	<table border="1"> <tr> <td>要配慮者対策班</td> <td>市内福祉施設の被害状況、受入可能状況</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等</td> </tr> <tr> <td>建築班</td> <td>住宅等の建物被害状況</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td>水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>給食機能の被害状況等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民相談班</td> <td>行方不明者等の状況</td> </tr> <tr> <td>死者、負傷者の概数等</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>市内の出火や延焼火災の状況等</td> </tr> <tr> <td>学校等及び公共施設管理者</td> <td>施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等</td> </tr> </table> <p>【各防災関係機関等からの情報収集】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>情報収集項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>各防災関係機関</td> <td>(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他各機関にて把握した情報等</td> </tr> </tbody> </table>	要配慮者対策班	市内福祉施設の被害状況、受入可能状況	復旧班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等	建築班	住宅等の建物被害状況	給水班	水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等	給食班	給食機能の被害状況等	市民相談班	行方不明者等の状況	死者、負傷者の概数等	消防班	市内の出火や延焼火災の状況等	学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等	機関名	情報収集項目	<略>	<略>	<略>	<略>	各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他各機関にて把握した情報等																									
救急・福祉 対応部	庶務班	市内医療機関の被害状況、負傷者等搬入状況、救出事案の状況等																																																																																											
	住民福祉班	市内福祉施設の被害状況、受入れ可能状況																																																																																											
物資・輸送 ・環境部	庶務班	市内道路の被害状況等																																																																																											
	物資輸送班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、住宅等の被害状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等																																																																																											
給食・給水 対応部	給水班	水道施設の被災状況・消防水利の確保状況等																																																																																											
	給食班	給食施設の被害状況等																																																																																											
	施設班	下水道施設等の被害状況等																																																																																											
情報・調査部	市民相談班	行方不明者等の状況																																																																																											
	住民情報班	死者、負傷者、避難者の概数等																																																																																											
消防部	消防班	市内の出火や延焼火災の状況等																																																																																											
		学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等																																																																																										
機関名	情報収集項目																																																																																												
<略>	<略>																																																																																												
<略>	<略>																																																																																												
各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他、各機関にて把握した情報等																																																																																												
要配慮者対策班	市内福祉施設の被害状況、受入可能状況																																																																																												
復旧班	緊急輸送道路・市内道路の被害状況及び事故・渋滞等の状況、急傾斜地等の災害危険のおそれのある地域等の状況等、下水道施設等の被害状況等																																																																																												
建築班	住宅等の建物被害状況																																																																																												
給水班	水道施設の被災状況・応急給水施設の確保状況等																																																																																												
給食班	給食機能の被害状況等																																																																																												
市民相談班	行方不明者等の状況																																																																																												
	死者、負傷者の概数等																																																																																												
消防班	市内の出火や延焼火災の状況等																																																																																												
学校等及び公共施設管理者	施設の被災状況、児童・生徒・利用者等の状況等																																																																																												
機関名	情報収集項目																																																																																												
<略>	<略>																																																																																												
<略>	<略>																																																																																												
各防災関係機関	(1) 各施設の建物被害の状況 (2) 各施設のライフラインの被害や対応状況 (3) 各機関における初動対応の状況 (4) その他各機関にて把握した情報等																																																																																												
3	2	75	<p>3 即時対応期以降の情報収集</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【実施担当班と収集すべき情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本部管理部</td> <td>東京都の情報</td> <td>東京都防災情報システムより入手できる情報</td> </tr> <tr> <td>近隣市町の状況</td> <td>近隣市町の被害状況等</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害</td> <td>電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者の状況</td> <td>市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況</td> </tr> <tr> <td>避難所対応部</td> <td>避難所班</td> <td>避難状況</td> <td>避難者数や避難所開設状況等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急・福祉 対応部</td> <td rowspan="2">庶務班</td> <td>医療施設の被害</td> <td>市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等</td> </tr> <tr> <td>火葬場等の被害</td> <td>瑞穂斎場など火葬場の被害状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物資・輸送 ・環境部</td> <td>庶務班</td> <td>交通機関の被害</td> <td>市内道路の被害、復旧状況、交通状況等</td> </tr> <tr> <td>物資輸送班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給食・給水 対応部</td> <td>給水班</td> <td rowspan="3">ライフラインの被害</td> <td>上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>給食施設の被害状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>施設班</td> <td>道路・下水道施設の被害、その支障、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報・調査部</td> <td>住民情報班</td> <td>避難状況</td> <td>避難者数</td> </tr> <tr> <td>市民相談班</td> <td>行方不明者の状況</td> <td>行方不明者数</td> </tr> <tr> <td>市内調査班</td> <td>人的被害</td> <td>死者数、負傷者数</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	調査項目	本部管理部	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等	帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況	避難所対応部	避難所班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等	救急・福祉 対応部	庶務班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況	物資・輸送 ・環境部	庶務班	交通機関の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等	物資輸送班			給食・給水 対応部	給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等	給食班	給食施設の被害状況、復旧状況等	施設班	道路・下水道施設の被害、その支障、復旧状況等	情報・調査部	住民情報班	避難状況	避難者数	市民相談班	行方不明者の状況	行方不明者数	市内調査班	人的被害	死者数、負傷者数	<p>3 被害情報収集</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【実施担当班と収集すべき情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災班</td> <td>東京都の情報</td> <td>東京都防災情報システムより入手できる情報</td> </tr> <tr> <td>近隣市町の状況</td> <td>近隣市町の被害状況等</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの被害</td> <td>電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者の状況</td> <td>市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況</td> </tr> <tr> <td>避難所統括班</td> <td>避難状況</td> <td>避難者数や避難所開設状況等</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>医療施設の被害</td> <td>市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等</td> </tr> <tr> <td>市民相談班</td> <td>火葬場等の被害</td> <td>瑞穂斎場など火葬場の被害状況</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>道路の被害</td> <td>市内道路の被害、復旧状況、交通状況等</td> </tr> <tr> <td>給水班</td> <td rowspan="3">ライフラインの被害</td> <td>上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td>給食機能の被害状況、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>下水道施設の被害、その支障、復旧状況等</td> </tr> <tr> <td>市民相談班</td> <td>人的被害、安否情報</td> <td>死者数、負傷者等の市民の安否情報</td> </tr> <tr> <td>建築班</td> <td>建物被害</td> <td>住家・非住家の被害数</td> </tr> <tr> <td>被害認定調査班</td> <td>施設被害</td> <td>公共施設被害の状況</td> </tr> <tr> <td>消防班</td> <td>火災関連の状況</td> <td>出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	調査項目	防災班	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等	帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況	避難所統括班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等	医療救護班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等	市民相談班	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況	復旧班	道路の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等	給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等	給食班	給食機能の被害状況、復旧状況等	復旧班	下水道施設の被害、その支障、復旧状況等	市民相談班	人的被害、安否情報	死者数、負傷者等の市民の安否情報	建築班	建物被害	住家・非住家の被害数	被害認定調査班	施設被害	公共施設被害の状況	消防班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
担当部署	調査項目																																																																																												
本部管理部	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報																																																																																											
	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等																																																																																											
	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等																																																																																											
	帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況																																																																																											
避難所対応部	避難所班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等																																																																																										
救急・福祉 対応部	庶務班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等																																																																																										
		火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況																																																																																										
物資・輸送 ・環境部	庶務班	交通機関の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等																																																																																										
	物資輸送班																																																																																												
給食・給水 対応部	給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等																																																																																										
	給食班		給食施設の被害状況、復旧状況等																																																																																										
	施設班		道路・下水道施設の被害、その支障、復旧状況等																																																																																										
情報・調査部	住民情報班	避難状況	避難者数																																																																																										
	市民相談班	行方不明者の状況	行方不明者数																																																																																										
	市内調査班	人的被害	死者数、負傷者数																																																																																										
担当部署	調査項目																																																																																												
防災班	東京都の情報	東京都防災情報システムより入手できる情報																																																																																											
	近隣市町の状況	近隣市町の被害状況等																																																																																											
	ライフラインの被害	電力施設の被害、停電状況、復旧状況等 ガス施設の被害、供給停止状況、復旧状況等 通信施設の被害、通信途絶状況、復旧状況等																																																																																											
	帰宅困難者の状況	市内各駅の滞留者の状況 一時滞在施設の状況																																																																																											
避難所統括班	避難状況	避難者数や避難所開設状況等																																																																																											
医療救護班	医療施設の被害	市内医療施設の被害、復旧状況、診療状況等																																																																																											
市民相談班	火葬場等の被害	瑞穂斎場など火葬場の被害状況																																																																																											
復旧班	道路の被害	市内道路の被害、復旧状況、交通状況等																																																																																											
給水班	ライフラインの被害	上水道施設の被害、断水状況、復旧状況等																																																																																											
給食班		給食機能の被害状況、復旧状況等																																																																																											
復旧班		下水道施設の被害、その支障、復旧状況等																																																																																											
市民相談班	人的被害、安否情報	死者数、負傷者等の市民の安否情報																																																																																											
建築班	建物被害	住家・非住家の被害数																																																																																											
被害認定調査班	施設被害	公共施設被害の状況																																																																																											
消防班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等																																																																																											



章 節	頁	現行				修正	理由
			(人的・物的)	建物被害	市内の住家・非住家の被害数		
			市内調査班 (施設)	施設被害	施設被害の状況		
		消 防 部	消 防 班	火災関連の状況	出火数、延焼火災の状況、焼失家屋数等		
3	2	76	4 情報の集約と報告 (1) 情報の集約と共有 情報の集約は、 <u>本部管理部</u> 防災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を図る。			4 情報の集約と報告 (1) 情報の集約と共有 情報の集約は、防災班で実施する。また、各部・各班については、情報の内容に応じて共有を図る。	語句の適正
3	2	76	(2) 東京都への報告 <u>本部管理部</u> 防災班は、東京都に対する被害状況等を東京都災害情報システム（D I S）に入力して報告する。ただし、D I Sによる報告ができない場合には、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告する。 <略>			(2) 東京都への報告 防災班は、東京都に対する被害状況等を東京都災害情報システム（D I S）に入力して報告する。ただし、D I Sによる報告ができない場合には、防災行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告する。 <略>	語句の適正
3	2	77	(3) 関係機関への情報提供 <u>本部管理部</u> 防災班は、市で入手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。			(3) 関係機関への情報提供 防災班は、 <u>福生</u> 市で入手・集約した情報を必要があると認めた機関等へ電話等によって提供する。	語句の適正
3	3	77	1 広報 (1) 即時対応期の広報内容 <u>本部管理部広報・広聴班</u> は、関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。 【広報の内容】			1 広報 (1) 即時対応期の広報内容 <u>秘書広報班</u> は、関係機関と協力の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。 【広報の内容】	組織名等の変更 語句の適正
			ア 地震発生直後の広報	地震に関する状況（震度・規模等） 火気使用厳禁（都市ガス漏えい等） 感電事故防止の呼びかけ 被害家屋からの野外待機等安全措置 余震警戒の呼びかけ	ア 地震発生直後の広報	地震に関する状況（震度・規模等） 火気使用厳禁（都市ガス漏えい等） 感電事故防止の呼びかけ 被害家屋からの野外待機等安全措置 余震警戒の呼びかけ	
			イ 緊急措置の広報	火災発生等二次災害発生状況 一時避難の呼びかけ 市民のとるべき措置の呼びかけ（ガス栓閉止、車両使用の自粛等） 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼びかけ	イ 緊急措置の広報	火災発生等二次災害発生状況 一時避難の呼びかけ 市民のとるべき措置の呼びかけ（ガス栓閉止、車両使用の自粛等） 自主防災組織の立ち上げ、初期消火・救出の呼びかけ	
			ウ 避難指示・救護に関する広報	避難情報及び避難方法 避難行動要支援者（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況	ウ 避難指示・救護に関する広報	避難情報及び避難方法 避難行動要支援者（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況	
			エ 被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊、延焼被害等の状況 警戒区域設定等情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況） 道路交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）	エ 被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊、延焼被害等の状況 警戒区域設定等情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況） 道路交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）	
			オ 支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 災害用伝言ダイヤルの利用 デマ情報の防止、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況	オ 支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 災害用伝言ダイヤルの利用 デマ情報の防止、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況	

章	節	頁	現行	修正	理由																				
			<p>ライフラインの途絶等被災状況 臨時休校の情報等 その他市民が必要としている情報</p>	<p>ライフラインの途絶等被災状況 臨時休校の情報等 その他市民が必要としている情報</p>																					
3	3	78	<p>(2) 復旧対応期の広報 <u>本部管理部広報・広聴班</u>は、市民へ随時、生活情報等を中心に広報を行う。</p> <p><b>主に市が実施する災害対策に関する情報</b>  ア 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）  イ 医療救護所に関すること  ウ 救援物資の配布に関すること  エ 給水・給食・入浴に関すること  オ 安否情報に関すること  カ 防疫・健康維持に関すること  キ 被災者相談窓口の設置に関すること。  ク 被災者に対する援助、助成に関すること  ケ その他市民生活に必要なこと</p> <p><b>ライフライン復旧情報等</b>  ア 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること  イ 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること  ウ 電話の復旧に関すること  エ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること</p>	<p>(2) 復旧対応期の広報 <u>秘書広報班</u>は、市民へ随時、生活情報等を中心に広報を行う。</p> <p><b>主に市が実施する災害対策に関する情報</b>  ア 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）<u>。</u>  イ 医療救護所に関すること<u>。</u>  ウ 救援物資の配布に関すること<u>。</u>  エ 給水・給食・入浴に関すること<u>。</u>  オ 安否情報に関すること<u>。</u>  カ 防疫・健康維持に関すること<u>。</u>  キ 被災者相談窓口の設置に関すること。  ク 被災者に対する援助、助成に関すること<u>。</u>  ケ その他市民生活に必要なこと<u>。</u></p> <p><b>ライフライン復旧情報等</b>  ア 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること<u>。</u>  イ 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること<u>。</u>  ウ 電話の復旧に関すること<u>。</u>  エ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること<u>。</u></p>	組織名等の変更																				
3	3	78	<p>(3) 広報手段 広報で活用する手段は、次のとおりである。 <b>【広報手段】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>その他広報手段</td> <td>ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>携帯電話等メール配信サービス</u>による情報提供を図る。</td> </tr> <tr> <td>避難所における広報</td> <td>避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。</td> </tr> <tr> <td>放送機関</td> <td>(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	その他広報手段	ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>携帯電話等メール配信サービス</u> による情報提供を図る。	避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。	放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照	<p>(3) 広報手段 広報で活用する手段は、次のとおりである。 <b>【広報手段】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>その他広報手段</td> <td>ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等</u>による情報提供を図る。</td> </tr> <tr> <td>避難所における広報</td> <td>避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。</td> </tr> <tr> <td>放送機関</td> <td>(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	その他広報手段	ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等</u> による情報提供を図る。	避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。	放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照	語句の適正
〈略〉	〈略〉																								
〈略〉	〈略〉																								
その他広報手段	ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>携帯電話等メール配信サービス</u> による情報提供を図る。																								
避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。																								
放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照																								
〈略〉	〈略〉																								
〈略〉	〈略〉																								
その他広報手段	ア 広報紙臨時版（かわら版）をできるだけ早期に発行し、各避難所、町会広報掲示板等に配布・掲示する。 イ ホームページによる情報提供を図る。 ウ <u>ふっさ情報メール、福生市公式アプリ等</u> による情報提供を図る。																								
避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。																								
放送機関	(5)報道機関への放送要請・情報発表等を参照																								
3	3	78	<p>(4) 要配慮者への広報 <u>本部管理部広報・広聴班</u>は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、<u>CATV</u>（文字放送や手話）、ファクシミリ、テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。</p>	<p>(4) 要配慮者への広報 <u>秘書広報班</u>は、要配慮者への広報として、防災行政無線文字表示機能、<u>ケーブルテレビ</u>（文字放送や手話）、ファクシミリ、テレフォンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。</p>	組織名等の変更 語句の適正																				
3	3	78	<p>(5) 報道機関への放送要請・情報発表等 <u>本部管理部広報・広聴班</u>は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して東京都・報道機関と連携して避難指示等の緊急情報を報道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その<u>つど</u>定時発表回数を定め、情報を提供する。 ア 避難指示等の報道要請 市及び各防災機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、東京都を通じて報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。 ※ 東京都との通信途絶など特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。 イ 災害情報の提供</p>	<p>(5) 報道機関への放送要請・情報発表等 <u>秘書広報班</u>は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して東京都・報道機関と連携して避難指示等の緊急情報を報道する。また、<u>福生市</u>において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その<u>都度</u>定時発表回数を定め、情報を提供する。 ア 避難指示等の報道要請 <u>福生市</u>及び各防災機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、<u>東京都と報道機関が締結している</u>「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、東京都を通じて報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。 ※ 東京都との通信途絶など特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。 イ 災害情報の提供</p>	組織名等の変更 語句の適正																				

章 節	頁	現行	修正	理由														
		<p>各部からの災害情報を、<a href="#">本部管理部広報・広聴班</a>で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。</p> <table border="1"> <tr> <td>市災害対策本部からの発表</td> <td><a href="#">本部管理部広報・広聴班</a>を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。</td> </tr> <tr> <td>情報提供の主な項目</td> <td>(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること</td> </tr> </table>	市災害対策本部からの発表	<a href="#">本部管理部広報・広聴班</a> を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。	情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること	<p>各部からの災害情報を、<a href="#">秘書広報班</a>で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。</p> <table border="1"> <tr> <td><a href="#">福生市</a>災害対策本部からの発表</td> <td><a href="#">秘書広報班</a>を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。</td> </tr> <tr> <td>情報提供の主な項目</td> <td>(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること。</td> </tr> </table>	<a href="#">福生市</a> 災害対策本部からの発表	<a href="#">秘書広報班</a> を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。	情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること。							
市災害対策本部からの発表	<a href="#">本部管理部広報・広聴班</a> を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。																	
情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること																	
<a href="#">福生市</a> 災害対策本部からの発表	<a href="#">秘書広報班</a> を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、あらかじめ定めた時間、場所において実施する。なお、災害対策本部長室での直接取材は受け付けない。																	
情報提供の主な項目	(ア) 災害発生の場所及び発生日時 (イ) 被害状況 (ウ) 応急対策の状況 (エ) 住民に対する避難指示等の状況 (オ) 市民に対する協力要請及び注意事項 (カ) 支援施策に関すること。																	
3	3	79	2 広聴 <a href="#">本部管理部広報・広聴班</a> は、災害による家や財産の滅失、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。	組織名等の変更														
3	3	79	(1) 市民相談窓口の開設 <a href="#">即時対応期には</a> 、被災者等から家族の安否の確認、緊急な要望事項に対して、その後の復旧対応期には、市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携した上、必要に応じて市役所等に市民相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。 <略>	語句の適正														
4		80	第3章 受援 市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに東京都及び他市町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。 <図略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援要請の判断と応援の受入れ</td> <td><a href="#">本部管理部復興企画班</a>、各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第2節 行政機関との相互応援協力</td> <td><a href="#">本部管理部復興企画班</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請</td> <td><a href="#">本部管理部復興企画班</a>、各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第4節 自衛隊に対する災害派遣要請</td> <td><a href="#">本部管理部復興企画班</a></td> </tr> <tr> <td>第5節 被災自治体への応援</td> <td><a href="#">本部管理部職員班</a></td> </tr> <tr> <td>第6節 在日米軍との相互支援</td> <td><a href="#">本部管理部防災班</a></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 応援要請の判断と応援の受入れ	<a href="#">本部管理部復興企画班</a> 、各部・各班	第2節 行政機関との相互応援協力	<a href="#">本部管理部復興企画班</a>	第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	<a href="#">本部管理部復興企画班</a> 、各部・各班	第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	<a href="#">本部管理部復興企画班</a>	第5節 被災自治体への応援	<a href="#">本部管理部職員班</a>	第6節 在日米軍との相互支援	<a href="#">本部管理部防災班</a>	
活動項目	担当班																	
第1節 応援要請の判断と応援の受入れ	<a href="#">本部管理部復興企画班</a> 、各部・各班																	
第2節 行政機関との相互応援協力	<a href="#">本部管理部復興企画班</a>																	
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	<a href="#">本部管理部復興企画班</a> 、各部・各班																	
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	<a href="#">本部管理部復興企画班</a>																	
第5節 被災自治体への応援	<a href="#">本部管理部職員班</a>																	
第6節 在日米軍との相互支援	<a href="#">本部管理部防災班</a>																	
			第4章 受援 市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに東京都及び他市町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入れ態勢を整備し、災害応急対策に万全を期する。 <図略> 削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援要請と応援の受入れ</td> <td><a href="#">防災班</a>、<a href="#">職員班</a>、各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第2節 行政機関との相互応援協力</td> <td><a href="#">防災班</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請</td> <td><a href="#">防災班</a>、各部・各班</td> </tr> <tr> <td>第4節 自衛隊に対する災害派遣要請</td> <td><a href="#">防災班</a>、<a href="#">職員班</a></td> </tr> <tr> <td>第5節 被災自治体への応援</td> <td><a href="#">職員班</a></td> </tr> <tr> <td>第6節 在日米軍との相互支援</td> <td><a href="#">防災班</a></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 応援要請と応援の受入れ	<a href="#">防災班</a> 、 <a href="#">職員班</a> 、各部・各班	第2節 行政機関との相互応援協力	<a href="#">防災班</a>	第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	<a href="#">防災班</a> 、各部・各班	第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	<a href="#">防災班</a> 、 <a href="#">職員班</a>	第5節 被災自治体への応援	<a href="#">職員班</a>	第6節 在日米軍との相互支援	<a href="#">防災班</a>	
活動項目	活動を担う組織																	
第1節 応援要請と応援の受入れ	<a href="#">防災班</a> 、 <a href="#">職員班</a> 、各部・各班																	
第2節 行政機関との相互応援協力	<a href="#">防災班</a>																	
第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請	<a href="#">防災班</a> 、各部・各班																	
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請	<a href="#">防災班</a> 、 <a href="#">職員班</a>																	
第5節 被災自治体への応援	<a href="#">職員班</a>																	
第6節 在日米軍との相互支援	<a href="#">防災班</a>																	
4	1	80	第1節 応援要請の判断と応援の受入れ															
4	1	80	1 応援要請の判断 本部長は、市内の被害概況、職員の参集状況・被害状況、各部・各班からの応援要請などを勘案し、応援要請の実施について判断する。	新たな受援対策の追加														
4	1	80	新規															
4	1	80	2 応援依頼のとりまとめ <a href="#">各部・各班は、東京都、他区市町村、各防災関係機関、自衛隊等の応援要請が必要と判断した場合は、本部管理部復興企画班に、必要となる人員及び活動計画を示して要請する。</a>	新たな受援対策の追加														
			第1節 応援要請と応援の受入れ 1 応援要請 (1) <a href="#">総合的な応援要請</a> 本部長は、市内の被害概況、職員の参集状況・被害状況、各部・各班からの応援要請などを勘案し、 <a href="#">東京都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊等への市を代表して行う総合的な応援要請の実施について判断する。応援要請は、防災班が行う。</a> (2) <a href="#">専門的な応援要請</a> 各班は、それぞれの応急・復旧活動の実施に当たり、 <a href="#">東京都各局、民間事業者・団体等の専門分野に関する応援要請の実施について判断し、応援要請を行う。</a> 2 受援の調整 <a href="#">各班は、外部への応援を担当する受援担当者を配置する。</a> <a href="#">職員班は、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。</a>															

章	節	頁	現行	修正	理由									
			<u>本部管理部復興企画班は、要請に基づき、本部長が必要と判断した場合は要請先を決定し、受援のための要請を行う。</u>											
4	1	80	<b>3 応援の受入れ</b> <b>(1) 作業計画の作成と準備</b> 各部・各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。また、作業に必要な資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解 <u>など</u> の準備を進める。 <u>本部管理部復興企画班</u> は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。	<b>3 応援の受入れ</b> <b>(1) 作業計画の作成と準備</b> 各部・各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。また、作業に必要な資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解、 <u>感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース等の確保等</u> の準備を進める。 <u>職員班</u> は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。	防災基本計画の修正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し									
4	1	80	<b>(2) 受入れ拠点の確保</b> <u>本部管理部復興企画班</u> は、応援要員の受入れ拠点を、原則、次のとおり確保する。 <略>	<b>(2) 受入れ拠点の確保</b> <u>職員班</u> は、応援要員の受入れ拠点を、原則、次のとおり確保する。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し									
4	1	81	<b>(3) 食料・資機材等の確保</b> 応援職員の食料・資機材等 <u>は</u> 、原則として応援側 <u>に確保を</u> 要請する。	<b>(3) 食料・資機材等の確保</b> <u>職員班は、</u> 応援職員の食料・資機材等 <u>について、</u> 原則として応援側 <u>で確保するよう</u> 要請する。	語句の適正									
4	1	81	<b>(4) 宿泊施設の確保</b> 宿泊施設 <u>は</u> 、原則として応援側 <u>に確保を</u> 要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。	<b>(4) 宿泊施設の確保</b> <u>職員班は、</u> 宿泊施設 <u>について、</u> 原則として応援側 <u>で確保するよう</u> 要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。	語句の適正									
4	2	81	<b>第2節 行政機関との相互応援協力</b> 東京都への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、 <u>本部管理部復興企画班</u> が窓口となり応援協力を求め、各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。 <略>	<b>第2節 行政機関との相互応援協力</b> 東京都への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、 <u>防災班</u> が窓口となり応援協力を求め、 <u>職員班</u> が各部・各班と連絡・調整の上、応援を受け入れる。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し									
4	2	81	<b>1 東京都への応援要請</b> 市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。また、本部長は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。 <u>本部管理部復興企画班</u> は、上記の要請については、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し後日文書により改めて処理する。 <略> <b>【連絡先】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"><u>東京都災害対策本部事務局</u></td> <td style="width: 33%;"><u>勤務時間内(直通)</u></td> <td style="width: 33%;"><u>03-5388-2455～8</u></td> </tr> <tr> <td><u>(東京都総務局総合防災部</u></td> <td><u>勤務時間外</u></td> <td><u>03-5388-2459</u></td> </tr> <tr> <td><u>防災対策課)</u></td> <td><u>東京都防災行政無線番号</u></td> <td><u>70221</u></td> </tr> </table>	<u>東京都災害対策本部事務局</u>	<u>勤務時間内(直通)</u>	<u>03-5388-2455～8</u>	<u>(東京都総務局総合防災部</u>	<u>勤務時間外</u>	<u>03-5388-2459</u>	<u>防災対策課)</u>	<u>東京都防災行政無線番号</u>	<u>70221</u>	<b>1 東京都への応援要請</b> <u>福生</u> 市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。また、本部長は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。 <u>防災班</u> は、上記の要請については、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話等により要請し、 <u>後日文書により</u> 改めて処理する。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
<u>東京都災害対策本部事務局</u>	<u>勤務時間内(直通)</u>	<u>03-5388-2455～8</u>												
<u>(東京都総務局総合防災部</u>	<u>勤務時間外</u>	<u>03-5388-2459</u>												
<u>防災対策課)</u>	<u>東京都防災行政無線番号</u>	<u>70221</u>												
4	2	81	<b>2 他の市町村への応援要請</b> <u>本部管理部復興企画班</u> は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連絡協議会で締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の市町村に <u>応援を</u> 要請する。	<b>2 他の市町村への応援要請</b> <u>防災班</u> は、多摩地区市町村で締結した「震災時等の相互応援に関する協定」及び新都市連絡協議会で締結した「災害時における相互応援協定」等の協定に基づき他の <u>区市町村</u> に <u>応援を</u> 要請する。 <u>また、災害対策基本法第67条の規定に基づきその他の区市町村に<u>応援を</u>求める。</u>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 記載の追加									
4	2	82	新規	<b>3 指定地方行政機関等への応援要請</b> <u>防災班は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。</u> <b>【指定地方行政機関等への応援要請の内容】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請</u></td> <td><u>災害対策基本法第29条</u></td> </tr> <tr> <td><u>指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん</u></td> <td><u>災害対策基本法第30条</u></td> </tr> <tr> <td><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣</u></td> <td><u>災害対策基本法第30条</u></td> </tr> </tbody> </table>	内容	根拠法令	<u>指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請</u>	<u>災害対策基本法第29条</u>	<u>指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん</u>	<u>災害対策基本法第30条</u>	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣</u>	<u>災害対策基本法第30条</u>	記載の追加	
内容	根拠法令													
<u>指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請</u>	<u>災害対策基本法第29条</u>													
<u>指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん</u>	<u>災害対策基本法第30条</u>													
<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣</u>	<u>災害対策基本法第30条</u>													
4	2	82	<b>3 撤収要請</b>	<b>4 撤収要請</b>	項目番号の変更									

章 節 頁	現行	修正	理由																
4 3 82	<b>第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請</b> 市は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。	<b>第3節 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請</b> <u>福生</u> 市は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
4 3 82	<b>1 指定公共機関・民間団体等への協力要請</b> <略> <b>【要請の方法】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>応援協力要請の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体</td> <td>必要な各部から<b>本部管理部復興企画班</b>を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施</td> </tr> <tr> <td>協定団体等</td> <td>担当部から直接協力要請の後、<b>本部管理部復興企画班</b>へ報告</td> </tr> </tbody> </table>	対象	応援協力要請の方法	指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から <b>本部管理部復興企画班</b> を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施	協定団体等	担当部から直接協力要請の後、 <b>本部管理部復興企画班</b> へ報告	<b>1 指定公共機関・民間団体等への協力要請</b> <略> <b>【要請の方法】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>応援協力要請の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体</td> <td>必要な各部から<b>防災班</b>を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施</td> </tr> <tr> <td>協定団体等</td> <td>担当部から直接協力要請の後、<b>防災班</b>へ報告</td> </tr> </tbody> </table>	対象	応援協力要請の方法	指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から <b>防災班</b> を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施	協定団体等	担当部から直接協力要請の後、 <b>防災班</b> へ報告	災害対策本部の構成、役割分担の見直し				
対象	応援協力要請の方法																		
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から <b>本部管理部復興企画班</b> を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施																		
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、 <b>本部管理部復興企画班</b> へ報告																		
対象	応援協力要請の方法																		
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から <b>防災班</b> を通じて要請 その後、連絡調整及び受入れを実施																		
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、 <b>防災班</b> へ報告																		
4 4 83	<b>1 災害派遣要請の手続</b> <b>本部管理部復興企画班</b> は、本部長の判断により、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして知事（総務局総合防災部）に派遣要請の要求を行い、福生警察署長にも通知する。 <略>	<b>1 災害派遣要請の手続</b> <b>防災班</b> は、本部長の判断により、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして知事（総務局総合防災部）に派遣要請の要求を行い、福生警察署長にも通知する。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
4 4 83	<b>2 緊急の場合の連絡先</b> <b>本部管理部復興企画班</b> は、通信の途絶等により知事へ要請できない場合には、その旨及び災害・被害の状況を関係部隊に直接通知し、速やかに知事に通知する。 <b>【自衛隊の連絡先】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部隊名等(駐屯地・基地名)</th> <th colspan="2">連絡責任者</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上自衛隊</td> <td> <b>第1師団司令部</b>            (練馬駐屯地)            (練馬区北町4-1-1)         </td> <td> <b>第3部長又は同部防衛班長</b>            03-3933-1161            内線238・239            東京都防災無線76611            FAX76601         </td> <td> <b>司令部当直長</b>            03-3933-1161            内線207・228            東京都防災無線76611            FAX76601         </td> </tr> <tr> <td> <b>第1施設大隊</b>            (朝霞駐屯地)            (練馬区大泉学園町)         </td> <td> <b>第3係主任</b>            048-460-1711            内線4830 FAX4882         </td> <td> <b>部隊当直司令</b>048-460-1711            内線4898         </td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td> <b>作戦システム運用隊</b>            (横田基地)            (福生市福生2552)         </td> <td> <b>隊本部企画部</b>            042-553-6611            内線2225            東京都防災無線86491            FAX86490         </td> <td> <b>隊本部企画部</b>            042-553-6611            内線2225            東京都防災無線86491            FAX86490         </td> </tr> </tbody> </table>	部隊名等(駐屯地・基地名)	連絡責任者		時間内	時間外	陸上自衛隊	<b>第1師団司令部</b> (練馬駐屯地) (練馬区北町4-1-1)	<b>第3部長又は同部防衛班長</b> 03-3933-1161 内線238・239 東京都防災無線76611 FAX76601	<b>司令部当直長</b> 03-3933-1161 内線207・228 東京都防災無線76611 FAX76601	<b>第1施設大隊</b> (朝霞駐屯地) (練馬区大泉学園町)	<b>第3係主任</b> 048-460-1711 内線4830 FAX4882	<b>部隊当直司令</b> 048-460-1711 内線4898	航空自衛隊	<b>作戦システム運用隊</b> (横田基地) (福生市福生2552)	<b>隊本部企画部</b> 042-553-6611 内線2225 東京都防災無線86491 FAX86490	<b>隊本部企画部</b> 042-553-6611 内線2225 東京都防災無線86491 FAX86490	<b>2 緊急の場合の連絡先</b> <b>防災班</b> は、通信の途絶等により知事へ要請できない場合には、その旨及び災害・被害の状況を関係部隊に直接通知し、速やかに知事に通知する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し  連絡先等は非公表とする。
部隊名等(駐屯地・基地名)	連絡責任者																		
	時間内	時間外																	
陸上自衛隊	<b>第1師団司令部</b> (練馬駐屯地) (練馬区北町4-1-1)	<b>第3部長又は同部防衛班長</b> 03-3933-1161 内線238・239 東京都防災無線76611 FAX76601	<b>司令部当直長</b> 03-3933-1161 内線207・228 東京都防災無線76611 FAX76601																
	<b>第1施設大隊</b> (朝霞駐屯地) (練馬区大泉学園町)	<b>第3係主任</b> 048-460-1711 内線4830 FAX4882	<b>部隊当直司令</b> 048-460-1711 内線4898																
航空自衛隊	<b>作戦システム運用隊</b> (横田基地) (福生市福生2552)	<b>隊本部企画部</b> 042-553-6611 内線2225 東京都防災無線86491 FAX86490	<b>隊本部企画部</b> 042-553-6611 内線2225 東京都防災無線86491 FAX86490																
4 4 83	<b>3 災害派遣部隊の受入れ体制</b> <b>本部管理部復興企画班</b> は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。 <略>	<b>3 災害派遣部隊の受入態勢</b> <b>職員班</b> は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
4 4 84	<b>4 活動内容</b> 自衛隊の救援活動は次の項目とする。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 被害状況の把握</td> <td>(7) 応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難の援助</td> <td>(8) 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>(3) <b>避難者</b>等の搜索援助</td> <td>(9) <b>被災者生活支援</b></td> </tr> <tr> <td>(4) 水防活動</td> <td>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫	(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送	(3) <b>避難者</b> 等の搜索援助	(9) <b>被災者生活支援</b>	(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	<b>4 活動内容</b> 自衛隊の救援活動は次の項目とする。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 被害状況の把握</td> <td>(7) 応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難の援助</td> <td>(8) 人員及び物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>(3) <b>遭難者</b>等の搜索援助</td> <td>(9) <b>給食、給水及び入浴支援</b></td> </tr> <tr> <td>(4) 水防活動</td> <td>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫	(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送	(3) <b>遭難者</b> 等の搜索援助	(9) <b>給食、給水及び入浴支援</b>	(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省防災業務計画との整合
(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫																		
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送																		
(3) <b>避難者</b> 等の搜索援助	(9) <b>被災者生活支援</b>																		
(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与																		
(1) 被害状況の把握	(7) 応急医療、救護及び防疫																		
(2) 避難の援助	(8) 人員及び物資の緊急輸送																		
(3) <b>遭難者</b> 等の搜索援助	(9) <b>給食、給水及び入浴支援</b>																		
(4) 水防活動	(10) 救援物資の無償貸付又は譲与																		

章	節	頁	現行	修正	理由														
			(5) 消防活動 (6) 道路又は水路の障害物除去	(5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開	(11) 危険物の保安及び除去 (12) その他臨機の措置等	(11) 危険物の保安及び除去 (12) その他													
4	4	84	<b>5 経費の負担</b> 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として市が負担する。 〈略〉 (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。	<b>5 経費の負担</b> 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として福生市が負担する。 〈略〉 (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた市とで協議する。			語句の適正												
4	5	84	<b>2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の検討</b> 派遣が決定した場合、職員課は派遣部隊を編成するとともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を併せて実施する。	<b>2 派遣部隊の編成と職員の勤務体制の検討</b> 派遣が決定した場合、職員班は派遣部隊を編成するとともに、派遣に伴う職員の勤務体制の検討を併せて実施する。			語句の適正												
4	6	84	<b>第6節 在日米軍との相互支援</b> 本部管理部防災班は、災害時に人命又は財産を保護するため、「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成25年12月)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。	<b>第6節 在日米軍との相互支援</b> 防災班は、災害時に人命又は財産を保護するため、「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成25年12月4日締結)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。			語句の適正												
5		85	<b>第4章 警備・交通対策</b> 〈略〉 〈図略〉 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">活動項目</th> <th style="width:50%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 警備</td> <td>福生警察署</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通対策</td> <td>福生警察署 物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班 本部管理部広報・広聴班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 警備	福生警察署	第2節 交通対策	福生警察署 物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班 本部管理部広報・広聴班	<b>第5章 警備・交通対策</b> 〈略〉 〈図略〉 削除 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">活動項目</th> <th style="width:50%;">活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 警備</td> <td>福生警察署</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通対策</td> <td>福生警察署 復旧班 秘書広報班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 警備	福生警察署	第2節 交通対策	福生警察署 復旧班 秘書広報班			災害対策本部の構成、役割分担の見直し
活動項目	担当班																		
第1節 警備	福生警察署																		
第2節 交通対策	福生警察署 物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班 本部管理部広報・広聴班																		
活動項目	活動を担う組織																		
第1節 警備	福生警察署																		
第2節 交通対策	福生警察署 復旧班 秘書広報班																		
5	1	85	<b>1 警備体制の確立</b>	<b>1 警備態勢の確立</b>			語句の適正												
5	2	85	<b>1 道路交通情報の把握</b> 物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班は、市内の道路の被害及び交通状況について、本部への情報収集のほかに、各防災関係機関との連携などにより把握する。	<b>1 道路交通情報の把握</b> 復旧班は、市内の道路の被害及び交通状況について、災害対策本部への情報収集のほかに、各防災関係機関との連携などにより把握する。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し												
5	2	85	<b>2 交通規制</b> (1) 交通規制の実施 ア 第2次交通規制(災害発生直後) 〈略〉 イ 第3次交通規制 〈略〉 (ア) 「緊急交通路」は、前記アの「緊急自動車専用路」を優先的に指定するとともに、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、代表的な31路線の中から指定されるが、市内では、五日市街道(国道16号重複区間を含む)、新奥多摩街道が指定される路線となっている。 〈略〉	<b>2 交通規制</b> (1) 交通規制の実施 ア 第1次交通規制(災害発生直後) 〈略〉 イ 第2次交通規制 〈略〉 (ア) 「緊急交通路」は、前記アの「緊急自動車専用路」を優先的に指定するとともに、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、代表的な31路線の中から指定されるが、福生市内では、五日市街道(国道16号重複区間を含む)、新奥多摩街道が指定される路線となっている。 〈略〉			語句の適正												
5	2	86	<b>(2) 緊急通行車両等の確認事務等</b> 福生警察署は、交通検問所等において、緊急通行車両(緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両)等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。	<b>(2) 緊急通行車両等の確認事務等</b> 福生警察署は、事前届出をしていない緊急通行車両(緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両)等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。			災害対策基本法の改正												
5	2	86	<b>(4) 広域応援の車両</b> 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により東京都公安委員会で標章の交付を受けることができる。	<b>(4) 広域応援の車両</b> 広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付又は事前交付を受ける。			災害対策基本法の改正												

章 節	頁	現 行	修 正	理 由																																	
5	2	86	(6) 緊急交通路等の実態把握 <u>物資・輸送・環境部物資輸送班</u> は、緊急交通路（五日市街道、新奥多摩街道）等の交通情報について、警察が行う視察等による情報収集及び福生消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により把握する。	(6) 緊急交通路等の実態把握 <u>復旧班</u> は、緊急交通路（五日市街道、新奥多摩街道）等の交通情報について、警察が行う視察等による情報収集及び福生消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により把握する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																																
5	2	87	(8) 広報活動 <u>本部管理部広報・広聴班</u> と警察署は連携して、交通規制の実施について広報する。警察署は、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。 <略>	(8) 広報活動 <u>秘書広報班</u> と <u>福生</u> 警察署は連携して、交通規制の実施について広報する。 <u>福生</u> 警察署は、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正																																
5	2	87	(9) 緊急物資輸送路線の指定 <u>物資・輸送・環境部物資輸送班は、避難、救助、消火等の初期活動が収束した段階で、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。</u>	削除	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																																
6		88	<b>第5章 緊急輸送対策</b> 災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する <u>他</u> 、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送 <u>体制</u> を <u>確保</u> する。 <図略> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 緊急輸送ネットワーク</td> <td><u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 緊急輸送道路の確保</td> <td><u>物資・輸送・環境部庶務班</u> <u>給食・給水対応部施設班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 車両輸送</td> <td><u>本部管理部</u>防災班 <u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 航空輸送</td> <td><u>本部管理部</u>防災班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 緊急輸送ネットワーク	<u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u>	第2節 緊急輸送道路の確保	<u>物資・輸送・環境部庶務班</u> <u>給食・給水対応部施設班</u>	第3節 車両輸送	<u>本部管理部</u> 防災班 <u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u>	第4節 航空輸送	<u>本部管理部</u> 防災班	<b>第6章 緊急輸送対策</b> 災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、 <u>福生</u> 市の所有する車両を活用する <u>ほか</u> 、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送を <u>実施</u> する。 <図略> 削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 緊急輸送ネットワーク</td> <td><u>物資班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 緊急輸送道路の確保</td> <td><u>復旧班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 車両輸送</td> <td>防災班 <u>物資班</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 航空輸送</td> <td>防災班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 緊急輸送ネットワーク	<u>物資班</u>	第2節 緊急輸送道路の確保	<u>復旧班</u>	第3節 車両輸送	防災班 <u>物資班</u>	第4節 航空輸送	防災班	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正												
活動項目	担当班																																				
第1節 緊急輸送ネットワーク	<u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u>																																				
第2節 緊急輸送道路の確保	<u>物資・輸送・環境部庶務班</u> <u>給食・給水対応部施設班</u>																																				
第3節 車両輸送	<u>本部管理部</u> 防災班 <u>物資・輸送・環境部庶務班、物資輸送班</u>																																				
第4節 航空輸送	<u>本部管理部</u> 防災班																																				
活動項目	活動を担う組織																																				
第1節 緊急輸送ネットワーク	<u>物資班</u>																																				
第2節 緊急輸送道路の確保	<u>復旧班</u>																																				
第3節 車両輸送	防災班 <u>物資班</u>																																				
第4節 航空輸送	防災班																																				
6	1	88	<b>1 基本的な考え方</b> 都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、 <u>第1次</u> （区市町村、他県との連絡）、 <u>第2次</u> （主要初動対応機関との連絡）、 <u>第3次</u> （緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。 また、市では東京都が設定する緊急輸送道路を補完するため、福生市緊急輸送道路を設定する。 <略>	<b>1 基本的な考え方</b> <u>東京都</u> は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、 <u>第1次</u> （区市町村、他県との連絡）、 <u>第2次</u> （主要初動対応機関との連絡）、 <u>第3次</u> （緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。 また、 <u>福生</u> 市では東京都が設定する緊急輸送道路を補完するため、福生市緊急輸送道路を設定する。 <略>	語句の適正																																
6	1	88	<b>2 緊急輸送ネットワークの分類と市内の指定拠点</b> 緊急輸送ネットワークの分類と各ネットワークにおける市内の指定拠点は、次のとおりである。 <b>【緊急輸送ネットワーク】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>目的</th> <th>説明</th> <th>市内の指定拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td>東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。</td> <td>応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路</td> <td>・福生市役所</td> </tr> <tr> <td><u>第2次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td><u>第1次</u>緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。</td> <td><u>第1次</u>緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路</td> <td>・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地</td> </tr> <tr> <td><u>第3次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td>主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。</td> <td>トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路</td> <td>(無し)</td> </tr> </tbody> </table> ※市が指定する <u>緊急物資集積場所</u> <u>福生</u> 市では、東京都などからの緊急物資の集積場所として、次の <u>施設</u> を指定する。 <b>【緊急物資集積場所】</b>	分類	目的	説明	市内の指定拠点	<u>第1次</u> 緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所	<u>第2次</u> 緊急輸送ネットワーク	<u>第1次</u> 緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	<u>第1次</u> 緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地	<u>第3次</u> 緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	(無し)	<b>2 緊急輸送ネットワークの分類と市内の指定拠点</b> 緊急輸送ネットワークの分類と各ネットワークにおける市内の指定拠点は、次のとおりである。 <b>【緊急輸送ネットワーク】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>目的</th> <th>説明</th> <th>市内の指定拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td>東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。</td> <td>応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路</td> <td>・福生市役所</td> </tr> <tr> <td><u>第2次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td><u>第1次</u>緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。</td> <td><u>第1次</u>緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路</td> <td>・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地</td> </tr> <tr> <td><u>第3次</u>緊急輸送ネットワーク</td> <td>主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。</td> <td>トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路</td> <td>(無し)</td> </tr> </tbody> </table> ※ <u>福生</u> 市が指定する <u>地域内輸送拠点</u> <u>物資班</u> は、東京都などからの緊急物資の集積場所として、次の <u>地域内輸送拠点</u> を指定する。 <b>【地域内輸送拠点】</b>	分類	目的	説明	市内の指定拠点	<u>第1次</u> 緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所	<u>第2次</u> 緊急輸送ネットワーク	<u>第1次</u> 緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	<u>第1次</u> 緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地	<u>第3次</u> 緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	(無し)	語句の適正 用語の変更（東京都地域防災計画との整合）
分類	目的	説明	市内の指定拠点																																		
<u>第1次</u> 緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所																																		
<u>第2次</u> 緊急輸送ネットワーク	<u>第1次</u> 緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	<u>第1次</u> 緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地																																		
<u>第3次</u> 緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	(無し)																																		
分類	目的	説明	市内の指定拠点																																		
<u>第1次</u> 緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路	・福生市役所																																		
<u>第2次</u> 緊急輸送ネットワーク	<u>第1次</u> 緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う初動対応機関との連絡を図る。	<u>第1次</u> 緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路	・福生警察署 ・福生消防署 ・公立福生病院 ・福生市保健センター ・航空自衛隊横田基地																																		
<u>第3次</u> 緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路	(無し)																																		

章	節	頁	現行		修正			理由
			施設名	所在地	優先順位	施設名	所在地	
			施設名	所在地	<a href="#">1</a>	施設名	所在地	
			防災食育センター	福生市熊川1606-1	<a href="#">2</a>	福生市民会館	福生市福生2455	
6	2	89	<b>1 緊急道路障害物除去路線等の選定</b> 東京都は、緊急交通路等の交通規制を行う路線等を緊急道路障害物除去路線として指定する。 <a href="#">物資・輸送・環境部庶務班</a> は、道路の被害状況から障害物を除去する区間を指定する。		<b>1 緊急道路障害物除去路線等の選定</b> 東京都は、緊急交通路等の交通規制を行う路線等を緊急道路障害物除去路線として指定する。 <a href="#">復旧班</a> は、道路の被害状況から障害物を除去する区間を指定する。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し
6	2	89	<b>2 緊急道路障害物除去等</b> <b>(1) 障害物除去</b> 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行い、関係機関（国土交通省相武国道事務所及び東京都建設局西多摩建設事務所）及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。 <a href="#">物資・輸送・環境部庶務班及び給食・給水対応部施設班</a> は、福生市建設防災協力会等の協力を得て市道の障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても福生市建設防災協力会等から調達する。また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。		<b>2 緊急道路障害物除去等</b> <b>(1) 障害物除去</b> 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行い、関係機関（国土交通省相武国道事務所及び東京都建設局西多摩建設事務所）及び関係業界が有機的かつ迅速な協力関係を確立して対応する。 <a href="#">復旧班</a> は、福生市建設防災協力会等の協力を得て市道の障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても福生市建設防災協力会等から調達する。また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正
6	2	89	<b>(2) 放置車両の移動等</b> <略> <a href="#">給食・給水対応部施設班</a> は、管理する市道について上記の措置を実施する。		<b>(2) 放置車両の移動等</b> <略> <a href="#">復旧班</a> は、管理する市道について上記の措置を実施する。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し
6	3	89	<b>1 車両・燃料の確保</b> <b>(1)</b> 市が所有する全ての車両は、 <a href="#">本部管理部</a> 防災班が集中管理を行う。 <b>(2)</b> <a href="#">物資・輸送・環境部物資輸送班</a> は、車両が不足する場合、西多摩運送株式会社、一般社団法人東京都トラック協会等に協力を要請する。また、それでも不足する場合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請する。 <b>(3)</b> <a href="#">物資・輸送・環境部庶務班</a> は、燃料を協定先から確保するとともに、不足する場合は業者から緊急に調達するものとする。		<b>1 車両・燃料の確保</b> <b>(1)</b> <a href="#">福生市</a> が所有する全ての車両は、防災班が集中管理を行う。 <b>(2)</b> <a href="#">物資班</a> は、車両が不足する場合、西多摩運送株式会社、一般社団法人東京都トラック協会等に協力を要請する。また、それでも不足する場合は、東京都財務局へ調達あっせんを要請する。 <b>(3)</b> <a href="#">防災班</a> は、燃料を協定先から確保するとともに、不足する場合は業者から緊急に調達するものとする。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し
6	3	90	<b>2 車両の運用</b> <a href="#">本部管理部</a> 防災班は、次のように車両の運用を行う。 <略>		<b>2 車両の運用</b> 防災班は、次のように車両の運用を行う。 <略>			語句の適正
6	3	90	<b>3 緊急通行車両等の確認</b> <a href="#">本部管理部</a> 防災班は、緊急通行車両等の確認を次のように行う。 <b>(1) 事前届出済の車両</b> 事前届出済証の交付を受けている車両については、 <a href="#">直ちに緊急通行車両の確認を行い</a> 、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。		<b>3 緊急通行車両等の確認</b> 防災班は、緊急通行車両等の確認を次のように行う。 <b>(1) 事前届出済の車両</b> 事前届出がされている車両については、標章及び緊急通行車両確認証明書を車両に備え付ける。			災害対策基本法の改正
6	3	90	<b>5 緊急輸送活動の実施</b> <a href="#">物資・輸送・環境部庶務班及び物資輸送班</a> は、主に災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害対策上必要な物資の輸送を実施する。 輸送に当たっては、調達する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定め、 <a href="#">緊急物資集積場所</a> を選定し、東京都福祉保健局に報告する。		<b>5 緊急輸送活動の実施</b> <a href="#">物資班</a> は、主に災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等を輸送するとともに、災害対策上必要な物資の輸送を実施する。 輸送に当たっては、調達する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定め、 <a href="#">地域内輸送拠点</a> を選定し、東京都に報告する。			災害対策本部の構成、役割分担の見直し 用語の変更（東京都地域防災計画との整合）
6	4	90	<b>1 輸送手段の確保</b> <a href="#">本部管理部</a> 防災班は、東京都に航空機による輸送を要請する。		<b>1 輸送手段の確保</b> 防災班は、東京都に航空機による輸送を要請する。			語句の適正
6	4	90	<b>2 輸送基地の確保</b> <a href="#">本部管理部</a> 防災班は、消防、警察、自衛隊等と協議し、開設する災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の有無等、利用可能状況を東京都へ報告する。 <b>【災害時臨時離着陸場指定の留意点】</b>		<b>2 輸送基地の確保</b> 防災班は、消防、警察、自衛隊等と協議し、開設する災害時臨時離着陸場を指定し、障害物の有無等、利用可能状況を東京都へ報告する。 <b>【災害時臨時離着陸場指定の留意点】</b>			語句の適正



章 節	頁	現行	修正	理由																				
		<p>(1) 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）</p> <p>(2) 地面斜度が6度以内のこと</p> <p>(3) 2方向以上からの離着陸が可能であること</p> <p>(4) 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと</p> <p>(5) 車両等の進入路があること</p> <p>(6) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(1) 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）<u>。</u></p> <p>(2) 地面斜度が6度以内のこと<u>。</u></p> <p>(3) 2方向以上からの離着陸が可能であること<u>。</u></p> <p>(4) 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと<u>。</u></p> <p>(5) 車両等の進入路があること<u>。</u></p> <p>(6) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること<u>。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>																					
7	92	<p><b>第6章 消防・危険物対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;図略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 消防対策</td> <td>福生消防署、消防部、福生警察署</td> </tr> <tr> <td>第2節 危険物施設等の応急措置</td> <td>本部管理部防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都福祉保健局、消防部、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 消防対策	福生消防署、消防部、福生警察署	第2節 危険物施設等の応急措置	本部管理部防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都福祉保健局、消防部、各施設管理者	<p><b>第7章 消防・危険物対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;図略&gt; 削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 消防対策</td> <td>福生消防署、消防班、福生警察署</td> </tr> <tr> <td>第2節 危険物施設等の応急措置</td> <td>防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、消防班、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 消防対策	福生消防署、消防班、福生警察署	第2節 危険物施設等の応急措置	防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、消防班、各施設管理者	語句の適正								
活動項目	担当班																							
第1節 消防対策	福生消防署、消防部、福生警察署																							
第2節 危険物施設等の応急措置	本部管理部防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都福祉保健局、消防部、各施設管理者																							
活動項目	活動を担う組織																							
第1節 消防対策	福生消防署、消防班、福生警察署																							
第2節 危険物施設等の応急措置	防災班、福生消防署、福生警察署、東京都環境局、東京都保健医療局、消防班、各施設管理者																							
7	1 92	<p><b>1 災害発生状況の把握</b></p> <p>福生消防署は、警察署及び市と連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 災害発生状況の把握</b></p> <p>福生消防署は、福生警察署及び福生市と連携して、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正																				
7	1 92	<p><b>2 震災時の消防活動</b></p> <p>(1) 福生消防署の活動</p> <p>福生消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>震災配備態勢</td> <td>気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5弱の地震が発生した場合や、東京消防庁の地震計ネットワークによる震度が5弱を示す地震が発生した場合、又はそれ未満であっても火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合は「震災配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。</td> </tr> <tr> <td>活動の基本</td> <td>ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	震災配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5弱の地震が発生した場合や、東京消防庁の地震計ネットワークによる震度が5弱を示す地震が発生した場合、又はそれ未満であっても火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合は「震災配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。	活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。	<略>	<略>	<略>	<略>	<p><b>2 震災時の消防活動</b></p> <p>(1) 福生消防署の活動</p> <p>福生消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>震災非常配備態勢</td> <td>気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一非常配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。</td> </tr> <tr> <td>活動の基本</td> <td>ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	震災非常配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一非常配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。	活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正 福生消防署意見				
震災配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5弱の地震が発生した場合や、東京消防庁の地震計ネットワークによる震度が5弱を示す地震が発生した場合、又はそれ未満であっても火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合は「震災配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。																							
活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。																							
<略>	<略>																							
<略>	<略>																							
震災非常配備態勢	気象庁の発表で、東京23区、多摩東部及び多摩西部に震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は「震災第一非常配備態勢」を発令して勤務中の署員ほか所要の人員を招集し、震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令して全署員を招集し、事前計画に基づく活動を開始する。																							
活動の基本	ア 延焼火災が発生したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。 イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行う。 ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。																							
<略>	<略>																							
<略>	<略>																							
7	1 92	<p>(2) 消防部の活動</p> <p>消防部は、地域に密着した消防機関として、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警戒態勢及び非常配備態勢を確保し、福生市災害活動応援隊（福活隊）及び市民と協力して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>出火防止</td> <td>発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。必要により自ら初期消火を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮のもと連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。必要により自ら初期消火を行う。	<略>	<略>	消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮のもと連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。	<略>	<略>	<略>	<略>	<p>(2) 消防班の活動</p> <p>消防班は、地域に密着した消防機関として、「福生市消防団震災時における活動態勢」に基づき、警戒態勢及び非常配備態勢を確保し、福生市災害活動応援隊（福活隊）及び市民と協力して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>出火防止</td> <td>発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。必要により自ら初期消火を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の下、連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。必要により自ら初期消火を行う。	<略>	<略>	消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の下、連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。必要により自ら初期消火を行う。																							
<略>	<略>																							
消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮のもと連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。																							
<略>	<略>																							
<略>	<略>																							
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼び掛ける。必要により自ら初期消火を行う。																							
<略>	<略>																							
消火活動	分団区域内の消火活動を行う。延焼火災は、署隊指揮者の指揮の下、連携して延焼防止線の設定等の活動を行う。延焼防止後は、残火処理に当たる。																							
<略>	<略>																							
<略>	<略>																							
7	1 93	<p>(3) 福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動</p>	<p>(3) 福生市災害活動応援隊（福活隊）の活動</p>	語句の適正																				

章 節	頁	現 行	修 正	理 由																				
		福生市災害活動応援隊（福活隊）は、消防部と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。	福生市災害活動応援隊（福活隊）は、消防班と連携して出火防止、初期消火、延焼防止、救助・救急活動等に従事する。																					
7	1	93 <b>3 救助活動</b> 福生消防署及び消防部は、警察等との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>活動の方針</td> <td>(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>活動の要領</td> <td>(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</td> </tr> </table>	活動の方針	(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。	活動の要領	(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。	<b>3 救助活動</b> 福生消防署及び消防班は、警察等との密接な連携の下に、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>活動の方針</td> <td>(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>活動の要領</td> <td>(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</td> </tr> </table>	活動の方針	(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。	活動の要領	(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。	語句の適正												
活動の方針	(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。																							
活動の要領	(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。																							
活動の方針	(1) 福生警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出に当たる。 (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携の下に行う。 (3) 作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。 (4) 福生警察署、福活隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。																							
活動の要領	(1) 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して迅速に組織的で効果的な、救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。																							
7	2	94 <b>1 事故発生時の市の応急措置</b> 危険物施設等に被害が発生した場合、 <b>本部管理部</b> 防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を実施する。 〈図略〉	<b>1 事故発生時の市の応急措置</b> 危険物施設等に被害が発生した場合、防災班は、必要に応じ市民に対する避難指示等の措置を実施する。 〈図略〉 <u>修正</u>	語句の適正																				
7	2	95 <b>5 高圧ガス保管施設の応急処置</b> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>避難指示</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	市	〈略〉	〈略〉	〈略〉	福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>避難指示</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>	〈略〉	〈略〉	<b>5 高圧ガス取扱施設の応急処置</b> <table border="1"> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td><u>福生市</u></td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>災害対策基本法50条に掲げる避難指示等</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	<u>福生市</u>	〈略〉	〈略〉	〈略〉	福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>災害対策基本法50条に掲げる避難指示等</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>	〈略〉	〈略〉	語句の適正
〈略〉	〈略〉																							
市	〈略〉																							
〈略〉	〈略〉																							
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>避難指示</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>																							
〈略〉	〈略〉																							
〈略〉	〈略〉																							
<u>福生市</u>	〈略〉																							
〈略〉	〈略〉																							
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の拡大等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>災害対策基本法50条に掲げる避難指示等</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>																							
〈略〉	〈略〉																							
7	2	95 <b>6 毒物・劇物取扱施設の応急措置</b> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>福祉保健局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>給食・給水対応部</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul> </td> </tr> </table>	東京都 <b>福祉保健局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>給食・給水対応部</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul>	〈略〉	〈略〉	福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	<b>6 毒物・劇物取扱施設の応急措置</b> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>保健医療局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><u>福生市</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>復旧班</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul> </td> </tr> </table>	東京都 <b>保健医療局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul>	<u>福生市</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>復旧班</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul>	〈略〉	〈略〉	福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	語句の適正				
東京都 <b>福祉保健局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul>																							
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>給食・給水対応部</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul>																							
〈略〉	〈略〉																							
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>																							
東京都 <b>保健医療局</b> (健康安全研究センター、西多摩保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>災害情報の収集・伝達</li> </ul>																							
<u>福生市</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、市民に対する避難指示等の措置を実施</li> <li><b>復旧班</b>は、有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、福生消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、東京都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。</li> </ul>																							
〈略〉	〈略〉																							
福生消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>																							

章	節	頁	現行	修正	理由																												
			<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>避難指示</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合の関係機関と連携した<b>災害対策基本法50条に掲げる避難指示等</b>及び市へのその内容の通報</li> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>災害応急対策の実施</li> </ul>																													
7	2	96	<b>7 化学物質関連施設の応急措置</b> <略> 市 <略>	<b>7 化学物質関連施設の応急措置</b> <略> <a href="#">福生市</a> <略>	語句の適正																												
7	2	96	<b>8 放射線使用施設の応急処置</b> 福生消防署 放射線源の露出・流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置が <b>とれる</b> よう使用者を <b>指導</b> する。 <b>また、消防機関は災害応急活動を行う。</b> <b>(1)</b> 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 <b>(2)</b> 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 <b>(3)</b> 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 東京都 <b>福祉保健局</b> 及び西多摩保健所 市	<b>8 放射線使用施設の応急処置</b> 福生消防署 <b>(1)</b> 放射線源の露出・流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置 <b>をとる</b> よう使用者 <b>に要請</b> する。 <b>ア</b> 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 <b>イ</b> 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 <b>(2)</b> 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 東京都 <b>保健医療局</b> 及び西多摩保健所 <a href="#">福生市</a>	語句の適正																												
7	2	96	<b>9 危険物輸送車両の応急対策</b> <略> <略> 市 <略>	<b>9 危険物輸送車両の応急対策</b> <略> <略> <a href="#">福生市</a> <略>	語句の適正																												
8		97	<b>第7章 医療救護対策</b> 市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等との連携の <b>もと</b> に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感染症、食中毒の予防のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。 <b>【医療救護活動におけるフェーズ区分】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入<b>体制</b>が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> 活動項目 第1節 初動医療 <b>体制</b>	区分	想定される状況	0	<略>	1	<略>	2	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入 <b>体制</b> が確立されている状況	3	<略>	4	<略>	5	<略>	<b>第8章 医療救護対策</b> <a href="#">福生市</a> は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等との連携の <b>下</b> に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感染症、食中毒の予防のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。 <b>なお、医療救護対策は、「災害時医療救護活動ガイドライン（東京都保健医療局）」に基づき行うものとする。</b> <b>【医療救護活動におけるフェーズ区分】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>想定される状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入<b>態勢</b>が確立されている状況</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> 活動項目 第1節 初動医療 <b>態勢</b>	区分	想定される状況	0	<略>	1	<略>	2	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入 <b>態勢</b> が確立されている状況	3	<略>	4	<略>	5	<略>	語句の適正 組織名等の変更
区分	想定される状況																																
0	<略>																																
1	<略>																																
2	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入 <b>体制</b> が確立されている状況																																
3	<略>																																
4	<略>																																
5	<略>																																
区分	想定される状況																																
0	<略>																																
1	<略>																																
2	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入 <b>態勢</b> が確立されている状況																																
3	<略>																																
4	<略>																																
5	<略>																																

章	節	頁	現行	修正	理由																																																																					
			第2節 医薬品・医療資器材の確保 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> 第3節 医療施設の確保 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> 第4節 防疫体制の確立 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> 第5節 食品衛生管理 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>	第2節 医薬品・医療資器材の確保 <a href="#">医療救護班</a> 第3節 医療施設の確保 <a href="#">医療救護班</a> 第4節 防疫態勢の確立 <a href="#">医療救護班</a> 第5節 食品衛生管理 <a href="#">医療救護班</a>																																																																						
8	1	98	<b>第1節 初動医療体制</b> <b>1 医療情報の収集・伝達</b> <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、西多摩医師会及び福生市災害医療コーディネーター等と連携し、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局等医療機関の被災状況や活動状況等について把握し、市が設置する医療救護所の情報を含め、圏域内医療対策拠点・地域災害医療コーディネーターに報告する。この際、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。 <b>【発災直後の連携イメージ】</b> <図略> <a href="#">都立・公社病院</a> <b>【東京都災害拠点病院等（西多摩二次保健医療圏）】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>TEL</th> <th>病床数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>青梅市立総合病院</td> <td>青梅市東青梅4-16-5</td> <td><a href="#">0428-22-3191</a></td> <td>562</td> <td>三次救急・ヘリ</td> </tr> <tr> <td>公立阿伎留医療センター</td> <td>あきる野市引田78-1</td> <td><a href="#">042-558-0321</a></td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立福生病院</td> <td>福生市加美平1-6-1</td> <td><a href="#">042-551-1111</a></td> <td>316</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点連携病院</td> <td>高木病院</td> <td>青梅市今寺5-18-9</td> <td><a href="#">0428-31-5255</a></td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目白第二病院</td> <td>福生市福生1980</td> <td><a href="#">042-553-3511</a></td> <td>160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大聖病院</td> <td>福生市福生871</td> <td><a href="#">042-551-1311</a></td> <td>116</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 災害拠点連携病院：主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応等を行う病院（上記を除く全ての病院）	区分	病院名	所在地	TEL	病床数	備考	災害拠点病院	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	<a href="#">0428-22-3191</a>	562	三次救急・ヘリ	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	<a href="#">042-558-0321</a>	310		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	<a href="#">042-551-1111</a>	316		災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-9	<a href="#">0428-31-5255</a>	180		目白第二病院	福生市福生1980	<a href="#">042-553-3511</a>	160		大聖病院	福生市福生871	<a href="#">042-551-1311</a>	116		<b>第1節 初動医療態勢</b> <b>1 医療情報の収集・伝達</b> <a href="#">医療救護班</a> は、西多摩医師会及び福生市災害医療コーディネーター等と連携し、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局等医療機関の被災状況や活動状況等について把握し、 <a href="#">福生市</a> が設置する医療救護所の情報を含め、圏域内医療対策拠点・地域災害医療コーディネーターに報告する。この際、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。 <b>【発災直後の連携イメージ】</b> <図略> <a href="#">修正</a> <a href="#">都立病院</a> <b>【東京都災害拠点病院等（西多摩二次保健医療圏）】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害拠点病院</td> <td>青梅市立総合医療センター</td> <td>青梅市東青梅4-16-5</td> <td><a href="#">529</a></td> <td>三次救急・ヘリ</td> </tr> <tr> <td>公立阿伎留医療センター</td> <td>あきる野市引田78-1</td> <td><a href="#">309</a></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立福生病院</td> <td>福生市加美平1-6-1</td> <td>316</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害拠点連携病院</td> <td>高木病院</td> <td>青梅市今寺5-18-9</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目白第二病院</td> <td>福生市福生1980</td> <td>160</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大聖病院</td> <td>福生市福生871</td> <td>116</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院 災害拠点連携病院：主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院 災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応等を行う病院（上記を除く全ての病院）	区分	病院名	所在地	病床数	備考	災害拠点病院	青梅市立総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	<a href="#">529</a>	三次救急・ヘリ	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	<a href="#">309</a>		公立福生病院	福生市加美平1-6-1	316		災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-9	180		目白第二病院	福生市福生1980	160		大聖病院	福生市福生871	116		組織名等の変更 最新データへの更新
区分	病院名	所在地	TEL	病床数	備考																																																																					
災害拠点病院	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	<a href="#">0428-22-3191</a>	562	三次救急・ヘリ																																																																					
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	<a href="#">042-558-0321</a>	310																																																																						
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	<a href="#">042-551-1111</a>	316																																																																						
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-9	<a href="#">0428-31-5255</a>	180																																																																						
	目白第二病院	福生市福生1980	<a href="#">042-553-3511</a>	160																																																																						
	大聖病院	福生市福生871	<a href="#">042-551-1311</a>	116																																																																						
区分	病院名	所在地	病床数	備考																																																																						
災害拠点病院	青梅市立総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	<a href="#">529</a>	三次救急・ヘリ																																																																						
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	<a href="#">309</a>																																																																							
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	316																																																																							
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺5-18-9	180																																																																							
	目白第二病院	福生市福生1980	160																																																																							
	大聖病院	福生市福生871	116																																																																							
8	1	99	<b>2 即時対応期の医療救護活動</b> <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、福生市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。 <a href="#">救急・福祉対応部住民福祉班</a> は、医療救護活動を支援する。	<b>2 医療救護活動</b> <a href="#">医療救護班</a> は、福生市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、医療救護活動を支援する。	組織名等の変更																																																																					
8	1	99	<b>(1) 医療救護所の設置</b> ア 発災後24時間以内に公立福生病院に緊急医療救護所を設置し、 <a href="#">運営する。</a> イ 発災後24～48時間以内に避難所医療救護所を設置し、 <a href="#">運営する。</a> 避難所医療救護所の設置場所は、 <a href="#">次のとおりとする。</a> <b>【避難所医療救護所の設置場所】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">福生市中央体育館</a></td> <td><a href="#">福生市北田園2-9-1</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">熊川地域体育館</a></td> <td><a href="#">福生市熊川380-7</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">福生地域体育館</a></td> <td><a href="#">福生市武蔵野台1-8-7</a></td> </tr> </tbody> </table> <b>【医療救護所の役割】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><b>緊急医療救護所</b></td> <td>[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所            (ア) トリアージ            (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療            (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療            (エ) 搬送までの応急処置</td> </tr> <tr> <td><b>避難所医療救護所</b></td> <td>[おおむね超急性期まで] 避難所に設置される医療救護所            (ア) トリアージ            (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療            (ウ) 受入可能な医療機関までの搬送</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	<a href="#">福生市中央体育館</a>	<a href="#">福生市北田園2-9-1</a>	<a href="#">熊川地域体育館</a>	<a href="#">福生市熊川380-7</a>	<a href="#">福生地域体育館</a>	<a href="#">福生市武蔵野台1-8-7</a>	<b>緊急医療救護所</b>	[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療 (エ) 搬送までの応急処置	<b>避難所医療救護所</b>	[おおむね超急性期まで] 避難所に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) 受入可能な医療機関までの搬送	<b>(1) 緊急医療救護所の設置</b> 発災後24時間以内に公立福生病院に緊急医療救護所を設置し、 <a href="#">医師会等の協力を得てトリアージ、軽症者への治療等の対応を行う。</a> <b>【緊急医療救護所の役割】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所            (ア) トリアージ            (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療            (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療            (エ) 搬送までの応急処置</td> </tr> </tbody> </table>	[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療 (エ) 搬送までの応急処置	緊急医療対策の変更																																																								
施設名	所在地																																																																									
<a href="#">福生市中央体育館</a>	<a href="#">福生市北田園2-9-1</a>																																																																									
<a href="#">熊川地域体育館</a>	<a href="#">福生市熊川380-7</a>																																																																									
<a href="#">福生地域体育館</a>	<a href="#">福生市武蔵野台1-8-7</a>																																																																									
<b>緊急医療救護所</b>	[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療 (エ) 搬送までの応急処置																																																																									
<b>避難所医療救護所</b>	[おおむね超急性期まで] 避難所に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) 受入可能な医療機関までの搬送																																																																									
[おおむね超急性期まで] 主に災害拠点病院等の近接地等に設置される医療救護所 (ア) トリアージ (イ) 軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 (ウ) （必要に応じて）中等症者・重症者に対する治療 (エ) 搬送までの応急処置																																																																										

章	節	頁	現行	修正	理由																				
			<p>(エ) 中等症者・重症者に対する応急処置  (オ) 避難者等に対する健康相談  (カ) 助産救護  [おおむね急性期以降] 巡回診療などを行う医療救護所  (ア) 傷病者に対する治療  (イ) 避難者等に対する健康相談 など</p>																						
8	1	99	<p>(2) 医療活動拠点  医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、<u>災害対策本部</u>に設置する。</p>	<p>(2) 医療活動拠点  医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整するため、<u>福生市保健センター</u>に設置する。</p>	使用施設の変更																				
8	1	99	<p>(3) 医療救護体制  医療救護班の体制と業務は、次のとおりである。  医療救護班が不足する場合には、医療対策拠点に応援を要請する。</p> <p>【医療救護班の体制】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">班 編 成</td> <td>ア 医療救護班 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。</td> </tr> <tr> <td>イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ウ 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。</td> </tr> </table> <p>【医療救護班等の業務】  医療救護班は、多数の負傷者に対応するトリアージを行い、傷病者を災害拠点病院等へ搬送する。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療救護班</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>歯科医療救護班</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>薬剤師班</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	班 編 成	ア 医療救護班 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。	イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。	ウ 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。	医療救護班	<略>	歯科医療救護班	<略>	薬剤師班	<略>	<p>(3) 医療救護態勢  医療チーム等の体制と業務は、次のとおりである。  医療チーム等が不足する場合には、<u>二次保健医療圏（西多摩）</u>の医療活動拠点に応援を要請する。</p> <p>【医療救護班の体制】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">班 編 成</td> <td>ア 医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。</td> </tr> <tr> <td>イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ウ 歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。</td> </tr> </table> <p>【医療チーム等の業務】  医療チーム等は、多数の負傷者に対応するトリアージを行い、傷病者を災害拠点病院等へ搬送する。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療チーム</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>歯科医療チーム</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>薬剤師チーム</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	班 編 成	ア 医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。	イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。	ウ 歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。	医療チーム	<略>	歯科医療チーム	<略>	薬剤師チーム	<略>	組織名等の変更
班 編 成	ア 医療救護班 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。																								
	イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。																								
	ウ 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。																								
医療救護班	<略>																								
歯科医療救護班	<略>																								
薬剤師班	<略>																								
班 編 成	ア 医療チーム等 1 チームの編成は医師、看護師、事務職員各 1 名とし、災害の規模等の状況に応じて増班する。																								
	イ 柔道整復師会は、医師の指示により柔道整復師法に規定された業務を実施する。																								
	ウ 歯科医療チームは、歯科医師、歯科衛生士又は歯科技工士、事務その他各 1 名とする。																								
医療チーム	<略>																								
歯科医療チーム	<略>																								
薬剤師チーム	<略>																								
8	1	100	<p>3 負傷者等の搬送体制  救急・福祉対応部庶務班は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。傷病者の災害拠点病院等への搬送は、消防等関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。  また、市が派遣する医療スタッフの搬送は、原則として市が関係機関等と調整する。</p> <p>【負傷者の搬送】</p> <table border="1"> <tr> <td>搬送方法の順位</td> <td>次の順位に従って、搬送する。  (1) 福生消防署への搬送の要請  (2) 医療救護班の自動車での搬送  (3) 市公用車での搬送</td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送</td> <td>福生消防署は、<u>救急・福祉対応部</u>、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>広域搬送</td> <td>市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、<u>本部管理部</u>防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。</td> </tr> </table>	搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療救護班の自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送	傷病者の搬送	福生消防署は、 <u>救急・福祉対応部</u> 、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。	<略>	<略>	広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、 <u>本部管理部</u> 防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。	<p>3 負傷者等の搬送態勢  医療救護班は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。傷病者の災害拠点病院等への搬送は、消防等関係機関と連携し、車両・ヘリコプターにより行う。  また、<u>福生市</u>が派遣する医療スタッフの搬送は、原則として<u>福生市</u>が関係機関等と調整する。</p> <p>【負傷者の搬送】</p> <table border="1"> <tr> <td>搬送方法の順位</td> <td>次の順位に従って、搬送する。  (1) 福生消防署への搬送の要請  (2) 医療チームの自動車での搬送  (3) 市公用車での搬送</td> </tr> <tr> <td>傷病者の搬送</td> <td>福生消防署は、<u>医療救護班</u>、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>広域搬送</td> <td>市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。</td> </tr> </table>	搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療チームの自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送	傷病者の搬送	福生消防署は、 <u>医療救護班</u> 、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。	<略>	<略>	広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。	組織名等の変更				
搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療救護班の自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送																								
傷病者の搬送	福生消防署は、 <u>救急・福祉対応部</u> 、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。																								
<略>	<略>																								
広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、 <u>本部管理部</u> 防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。																								
搬送方法の順位	次の順位に従って、搬送する。 (1) 福生消防署への搬送の要請 (2) 医療チームの自動車での搬送 (3) 市公用車での搬送																								
傷病者の搬送	福生消防署は、 <u>医療救護班</u> 、西多摩医師会等関係医療機関と連携し、迅速に患者搬送を行う。																								
<略>	<略>																								
広域搬送	市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、防災班は、東京都にヘリコプター出動を要請する。																								
8	1	100	新規	<p>4 避難者への医療活動  (1) 医療救護所の設置  医療救護班は、発災後24～48時間以内に福生市保健センターに医療救護所を設置し、避難所の巡回医療の拠点とする。医療救護所の設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>【医療救護所の設置場所】</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>所在地</td> </tr> </table>	施設名	所在地	緊急医療対策の変更																		
施設名	所在地																								

章	節	頁	現行	修正		理由
				<a href="#">福生市保健センター</a>	<a href="#">福生市福生2125-3</a>	
				<a href="#">【医療救護所の役割】</a> 〈表略〉		
8	1	100	新規		<a href="#">(2) 医療救護態勢</a> <a href="#">医療救護班は、医師会等に協力を要請し、医療チーム、歯科医療チーム、薬剤師チーム等を編成する。</a> <a href="#">医療救護活動は、各避難所に医療救護スペースを確保して行う。</a> <a href="#">また、次項に示す保健衛生活動と連携を図る。</a>	緊急医療対策の変更
8	1	100	<b>4 保健衛生体制</b> <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、保健活動を実施する。	<b>4 保健衛生活動</b> <a href="#">医療救護班は、要配慮者対策班と連携し、保健活動を実施する。</a>		組織名等の変更
8	1	100	<b>(1) 保健活動</b> 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。なお、応援が必要な場合には、東京都 <a href="#">福祉保健局</a> に応援要請を行うとともに、受入れ・搬送体制を確立し、活動拠点を確保する。	<b>(1) 保健活動</b> 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。なお、応援が必要な場合には、東京都 <a href="#">保健医療局</a> に応援要請を行うとともに、受入・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。		語句の適正
8	1	101	<b>(2) こころのケア</b> 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）に応援要請を行うとともに、受入れ・搬送体制を確立し、活動拠点を確保する。	<b>(2) こころのケア</b> 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケアの実施態勢を確立し、被災の状況に即して活動する。なお、応援が必要な場合には、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）に応援要請を行うとともに、受入・搬送態勢を確立し、活動拠点を確保する。		語句の適正
8	1	101	<b>(3) 在宅難病患者への対応</b> 在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。	<b>(3) 在宅難病患者への対応</b> 在宅難病患者の状況把握に努めるとともに必要に応じ、東京都に対し在宅難病患者の搬送及び救護態勢の支援を要請する。		語句の適正
8	1	101	<b>(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応</b> 「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が継続できるよう支援する。	<b>(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応</b> <a href="#">東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針</a> を活用して作成した「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医療機関と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供し、出来るだけ在宅療養が継続できるよう支援する。		記載の追加
8	1	101	<b>(5) 透析患者等への対応</b> 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制を取る。	<b>(5) 透析患者等への対応</b> 透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問合せに対して情報提供できる態勢を取る。		語句の適正
8	2	101	<b>第2節 医薬品・医療資器材の確保</b> <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 <b>【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】</b> 〈図略〉 <b>【支援物資供給の流れ】</b> 〈図略〉 <b>【血液製剤の供給体制】</b> 〈図略〉	<b>第2節 医薬品・医療資器材の確保</b> <a href="#">医療救護班</a> は、東京都、医療機関、災害医療コーディネーター、薬剤師会、日本赤十字社東京都支部等と協力し、医薬品、医療資器材及び輸血用血液を調達・確保する。 <b>【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】</b> 〈図略〉 <a href="#">修正</a> <b>【支援物資供給の流れ】</b> 〈図略〉 <a href="#">修正</a> <b>【血液製剤の供給態勢】</b> 〈図略〉 <a href="#">修正</a>		組織名等の変更
8	2	102	<b>1 災害薬事センターの設置</b> <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、西多摩薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを設置する。災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。 〈略〉	<b>1 災害薬事センターの設置</b> <a href="#">医療救護班</a> は、西多摩薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを設置する。 <a href="#">福生市</a> 災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。 〈略〉		組織名等の変更
8	2	102	<b>2 市が使用する医薬品の業務手順</b> 〈略〉 <b>(1) 市の備蓄品を使用する</b> 災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。	<b>2 市が使用する医薬品の業務手順</b> 〈略〉 <b>(1) 福生市の備蓄品を使用する</b> 災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、 <a href="#">福生市</a> の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。		語句の適正

章 節	頁	現行	修正	理由																					
8	2	103	(2) 東京都の備蓄品を使用する 市の備蓄が不足する場合に、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、(3)に示す卸売販売業者からの調達を行う）。	(2) 東京都の備蓄品を使用する <a href="#">福生市</a> の備蓄が不足する場合に、 <a href="#">東京都</a> に対し、 <a href="#">東京都</a> の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、 <a href="#">東京都</a> が配送する（状況に応じて、 <a href="#">東京都</a> への備蓄供出要請の前に、(3)に示す卸売販売業者からの調達を行う <sub>。</sub> ）。	語句の適正																				
8	2	103	(3) 市が卸売販売業者から調達する 卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。 【市での調達が不可能な場合】東京都に対し調達を要請する。東京都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。	(3) 市が卸売販売業者から調達する 卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。 【 <a href="#">福生市</a> での調達が不可能な場合】東京都に対し調達を要請する。東京都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。	語句の適正																				
8	2	103	(4) 卸売販売業者が医薬品等を納入 卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する）。	(4) 卸売販売業者が医薬品等を納入 卸売販売業者は、 <a href="#">福生市</a> へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は <a href="#">福生市</a> の災害薬事センターへ納品する <sub>。</sub> ）。	語句の適正																				
8	3	103	第3節 医療施設の確保 災害時には、多くの傷病者等に対応するため、 <a href="#">すべての</a> 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図ることが必要である。このため、 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、必要に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。 <略>	第3節 医療施設の確保 災害時には、多くの傷病者等に対応するため、 <a href="#">全ての</a> 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図ることが必要である。このため、 <a href="#">医療救護班</a> は、必要に応じ二次保健医療圏内の医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。 <略>	語句の適正 組織名等の変更																				
8	4	103	第4節 防疫体制の確立 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、 <a href="#">東京都</a> と緊密な連携をとりながら、 <a href="#">防疫計画を策定するとともに</a> 防疫活動を実施する。 【防疫活動】 <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>ねずみ族、昆虫の駆除</td><td>速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。</td></tr> <tr><td>感染症の予防</td><td>被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都<a href="#">福祉保健局</a>（西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	ねずみ族、昆虫の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。	感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都 <a href="#">福祉保健局</a> （西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	第4節 防疫態勢の確立 <a href="#">医療救護班</a> は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、 <a href="#">保健活動チーム</a> を編成し、 <a href="#">東京都</a> が派遣する <a href="#">環境衛生指導班</a> と連携して防疫活動を実施する。 【防疫活動】 <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>ねずみ族、昆虫等の駆除</td><td>速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。</td></tr> <tr><td>感染症の予防</td><td>被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都<a href="#">保健医療局</a>（西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	ねずみ族、昆虫等の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。	感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都 <a href="#">保健医療局</a> （西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
<略>	<略>																								
ねずみ族、昆虫の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。																								
感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都 <a href="#">福祉保健局</a> （西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。																								
<略>	<略>																								
<略>	<略>																								
<略>	<略>																								
ねずみ族、昆虫等の駆除	速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。																								
感染症の予防	被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、予防対策を行うとともに、必要に応じ予防接種を実施する。感染症の集団発生時には西多摩保健所と連携して対応する。また、消毒班を編成し、患者発生時の消毒（指導）を行う。 1 必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 2 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合には東京都 <a href="#">保健医療局</a> （西多摩保健所）又は西多摩医師会に協力を要請する。 3 感染症の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。																								
<略>	<略>																								
<略>	<略>																								
8	5	104	第5節 食品衛生管理 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、衛生上の徹底を推進するなど、西多摩保健所の活動に協力する。 【食品衛生管理の方法】 <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>食中毒発生時の対応方法</td><td><a href="#">救急・福祉対応部</a>は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。</td></tr> </table>	<略>	<略>	食中毒発生時の対応方法	<a href="#">救急・福祉対応部</a> は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。	第5節 食品衛生管理 <a href="#">医療救護班</a> は、衛生上の徹底を推進するなど、西多摩保健所の活動に協力する。 【食品衛生管理の方法】 <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>食中毒発生時の対応方法</td><td><a href="#">医療救護班</a>は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。</td></tr> </table>	<略>	<略>	食中毒発生時の対応方法	<a href="#">医療救護班</a> は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。	組織名等の変更												
<略>	<略>																								
食中毒発生時の対応方法	<a href="#">救急・福祉対応部</a> は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。																								
<略>	<略>																								
食中毒発生時の対応方法	<a href="#">医療救護班</a> は、食中毒患者が発生した場合、東京都食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。																								
9		105	第8章 避難者対策 <略> <a href="#">&lt;図略&gt;</a> <table border="1"> <tr><td>活動項目</td><td><a href="#">担当班</a></td></tr> <tr><td>第1節 避難情報</td><td><a href="#">本部管理部</a>防災班、<a href="#">広報・広聴班</a>、<a href="#">避難所対応部</a><a href="#">避難所班</a>、<a href="#">消防部</a></td></tr> </table>	活動項目	<a href="#">担当班</a>	第1節 避難情報	<a href="#">本部管理部</a> 防災班、 <a href="#">広報・広聴班</a> 、 <a href="#">避難所対応部</a> <a href="#">避難所班</a> 、 <a href="#">消防部</a>	第9章 避難者対策 <略> <a href="#">&lt;図略&gt;</a> <a href="#">削除</a> <table border="1"> <tr><td>活動項目</td><td><a href="#">活動を担う組織</a></td></tr> <tr><td>第1節 避難の基本</td><td></td></tr> </table>	活動項目	<a href="#">活動を担う組織</a>	第1節 避難の基本		災害対策本部の構成、役割分担の見直し												
活動項目	<a href="#">担当班</a>																								
第1節 避難情報	<a href="#">本部管理部</a> 防災班、 <a href="#">広報・広聴班</a> 、 <a href="#">避難所対応部</a> <a href="#">避難所班</a> 、 <a href="#">消防部</a>																								
活動項目	<a href="#">活動を担う組織</a>																								
第1節 避難の基本																									

章	節	頁	現行	修正	理由
			<p>第2節 避難所の開設・管理運営  <a href="#">避難所対応部庶務班、避難所班、救急・福祉対応部住民福祉班、物資・輸送・環境部物資管理班、給食・給水対応部</a></p> <p>第3節 被災者の他地区への移送  <a href="#">本部管理部</a>防災班</p> <p>第4節 避難における避難行動要支援者への対策  <a href="#">本部管理部</a>防災班、<a href="#">避難所対応部避難所班、救急・福祉対応部住民福祉班</a></p>	<p>第2節 避難情報  <a href="#">防災班、情報班、秘書広報班、消防班</a></p> <p>第3節 避難所の開設・管理運営  <a href="#">避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策班</a></p> <p>第4節 被災者の他地区への移送  <a href="#">防災班</a></p> <p>第5節 避難における避難行動要支援者への対策  <a href="#">防災班、避難所統括班、避難所対応班、要配慮者対策班</a></p>	
9	1	105	<p><b>1 地震時の避難行動</b>  地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。</p> <p>&lt;図略&gt;</p>	<p><b>第1節 避難の基本</b>  <b>1 地震時の避難行動</b>  地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。  (1) <a href="#">地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。</a>  (2) <a href="#">地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。</a>  (3) <a href="#">自宅等の被害、延焼火災、崖崩れ等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行い、一時避難場所又は広域避難場所に避難する。</a>  (4) <a href="#">地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。</a>  (5) <a href="#">自宅等の被害で居住することができない場合は、避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。</a></p> <p><b>2 避難先</b>  地震直後の避難先は、<a href="#">一時避難場所又は広域避難場所とする。</a>  自宅での居住が不可能な場合は、<a href="#">避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。</a></p> <p><b>【避難の流れ】</b>  &lt;図略&gt; <a href="#">修正</a></p>	地震時の行動について、防災基本計画の修正等にあわせて追加
9	2	106	<p><b>第1節 避難情報</b>  <a href="#">本部管理部</a>防災班は、地震の発生によって、延焼火災、<a href="#">がけ</a>崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難の指示を行い、避難誘導を行う。</p>	<p><b>第2節 避難情報</b>  防災班は、地震の発生によって、延焼火災、<a href="#">崖</a>崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡を<a href="#">取</a>りながら、速やかに避難の指示を行い、避難誘導を行う。</p>	語句の適正
9	2	106	<p><b>1 避難情報</b>  本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。  <a href="#">本部管理部</a>防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都に報告する（解除の場合も同様とする）。  <a href="#">また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。</a>  <a href="#">なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。</a>  <b>【避難情報の基準】</b>  &lt;表略&gt;  &lt;略&gt;</p>	<p><b>1 避難情報</b>  本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（<a href="#">避難指示</a>）する。  防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都に報告する（解除の場合も同様とする）。  <b>【地震における避難情報の基準】</b>  &lt;表略&gt;<a href="#">差し替え</a>  &lt;略&gt;</p>	避難情報の変更
9	2	107	<p><b>2 避難指示の伝達</b>  <a href="#">本部管理部</a><a href="#">広報・広聴班</a>は、次のように避難指示の伝達を行う。</p>	<p><b>2 避難指示の伝達</b>  <a href="#">情報班及び秘書広報班</a>は、次のように避難指示の伝達を行う。</p>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
9	2	107	<p><b>(2) 伝達の方法</b>  避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。</p> <p>ア 防災行政無線（防災行政無線塔・文字表示盤・戸別受信機）  イ ふっさ情報メール</p>	<p><b>(2) 伝達の方法</b>  避難指示を行う場合、次の手段を用いるものとする。</p> <p>ア <a href="#">福生市</a>防災行政無線（防災行政無線塔・文字表示盤・戸別受信機）  イ ふっさ情報メール</p>	現況との整合



章	節	頁	現行	修正	理由																																								
			<p><a href="#">ウ あんまちツイッター</a>  <a href="#">エ 広報車</a>  <a href="#">オ Lアラート（報道機関からの報道）</a></p>	<p><a href="#">ウ 福生市公式アプリ</a>  <a href="#">エ SNS</a>  <a href="#">オ 広報車</a>  <a href="#">カ Lアラート（報道機関からの報道）</a>  <a href="#">キ エリアメール</a>  <a href="#">ク 消防団等による呼び掛け</a></p>																																									
9	2	107	<p><b>3 警戒区域の設定</b>  <b>(1) 警戒区域の設定権者</b>  警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。  <b>【警戒区域の設定権者及び要件】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法63条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法63条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき</td> <td>災害対策基本法63条</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水害を除く災害全般</td> <td>災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき</td> <td>消防法28条 消防法36条</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法63条	警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法63条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法63条	消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき	消防法28条 消防法36条	<p><b>3 警戒区域の設定</b>  <b>(1) 警戒区域の設定権者</b>  警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。  <b>【警戒区域の設定権者及び要件】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。</td> <td>災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>消防吏員又は消防団員</td> <td>水害を除く災害全般</td> <td>災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。</td> <td>消防法第28条 消防法第36条</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条	警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条	消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条	語句の適正
実施責任者	種別	要件	根拠																																										
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法63条																																										
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法63条																																										
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法63条																																										
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき	消防法28条 消防法36条																																										
実施責任者	種別	要件	根拠																																										
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条																																										
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条																																										
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条																																										
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条																																										
9	2	108	<p><b>(2) 規制の実施</b>  <a href="#">本部管理部</a>防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。  &lt;略&gt;</p>	<p><b>(2) 規制の実施</b>  防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。  &lt;略&gt;</p>	語句の適正																																								
9	2	108	<p><b>4 避難誘導</b>  避難誘導は、原則として、<a href="#">避難所対応部</a><a href="#">避難所班</a>及び<a href="#">消防部</a>が自主防災組織や<a href="#">民生委員</a>等と協力して行うものとする。  <b>【避難の流れ】</b>  &lt;図略&gt;  <b>【避難誘導方法】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導</td> <td>避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難所）や指定避難所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難所）や指定避難所に避難する。	<略>	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。	<略>	<略>	<略>	<p><b>4 避難誘導</b>  避難誘導は、原則として、<a href="#">消防班</a>が自主防災組織や<a href="#">避難支援者</a>等と協力して行うものとする。  &lt;図略&gt; <a href="#">削除</a>  <b>【避難誘導方法】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導</td> <td>避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難場所）や指定避難所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の<a href="#">避難支援者</a>の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難場所）や指定避難所に避難する。	<略>	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の <a href="#">避難支援者</a> の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。	<略>	<略>	<略>	対策の変更 語句の適正																										
指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難所）や指定避難所に避難する。																																												
	<略>																																												
	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。																																												
	<略>																																												
<略>	<略>																																												
指定緊急避難場所・避難所等への避難誘導	避難指示が出された場合、市民が自主防災組織や事業所等の単位であらかじめ地域で定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織や事業所等のリーダーを中心に、集団で指定緊急避難場所（一時避難場所）や指定避難所に避難する。																																												
	<略>																																												
	高齢者や障害者等の避難行動要支援者を、地域住民、自主防災組織等の <a href="#">避難支援者</a> の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。																																												
	<略>																																												
<略>	<略>																																												
9	2	108	<p><b>6 避難に当たっての留意点と方法</b>  <a href="#">本部管理部</a>防災班は、避難に当たり、次の事項を周知徹底する。  &lt;略&gt;</p>	<p><b>6 避難に当たっての留意点と方法</b>  防災班は、避難に当たり、次の事項を周知徹底する。  &lt;略&gt;</p>	語句の適正																																								
9	3	109	<p><b>第2節 避難所の開設・管理運営</b></p>	<p><b>第3節 避難所の開設・管理運営</b></p>	項目番号の変更																																								

章 節	頁	現 行	修 正	理 由																	
9	3	109	1 避難所の開設	1 避難所の開設 <u>(1) 開設の方針</u> 震度5強以上の地震が発生した場合、避難所運営連絡会構成員は、避難所に自主的に参集し避難所の開設を行う。 ア 市内に震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。 イ 同様に震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。	市の新たな災害対策の追加																
9	3	109	避難所対応部庶務班及び避難所班は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、速やかに施設の安全を確認し、受入れ態勢を整える。平時の管理を指定管理者が行う場合、指定管理者は避難所の開設・運営に協力する。 <b>【避難所開設の流れ】</b> <table border="1"> <tr> <td>安全点検・設備稼動状況の確認</td> <td>避難所対応部は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難所の開設方法</td> <td>安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>避難者の把握、誘導</td> <td>避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。</td> </tr> <tr> <td>関係機関への通知</td> <td>本部管理部防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都福祉保健局、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。</td> </tr> </table> <略>	安全点検・設備稼動状況の確認	避難所対応部は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。	避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。	避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。	関係機関への通知	本部管理部防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都福祉保健局、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。	<u>(2) 避難所の開設</u> 避難所対応班は、施設管理者や自主防災組織等と連携し、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。平時の管理を指定管理者が行う場合、指定管理者は避難所の開設・運営に協力する。 <b>【避難所開設の流れ】</b> <table border="1"> <tr> <td>安全点検・設備稼動状況の確認</td> <td>避難所対応班は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難所の開設方法</td> <td>安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>避難者の把握、誘導</td> <td>避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。<u>避難所の状況は、避難所統括班に報告する。</u></td> </tr> <tr> <td>関係機関への通知</td> <td>防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。</td> </tr> </table> <略>	安全点検・設備稼動状況の確認	避難所対応班は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。	避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。	避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。 <u>避難所の状況は、避難所統括班に報告する。</u>	関係機関への通知	防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
安全点検・設備稼動状況の確認	避難所対応部は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。																				
避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。																				
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。																				
関係機関への通知	本部管理部防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都福祉保健局、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。																				
安全点検・設備稼動状況の確認	避難所対応班は職員を派遣して、避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の設備点検、情報収集手段の確保、災害用優先電話の確保等を行う。																				
避難所の開設方法	安全が確認できた避難所施設において、施設管理者及び自主防災組織等と協力して各避難所を開設する。																				
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、立入禁止区域の設定等を行う。 <u>避難所の状況は、避難所統括班に報告する。</u>																				
関係機関への通知	防災班は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、東京都、福生警察署、福生消防署等の関係機関に報告・通知する。 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。個別の連絡調整は東京都防災行政無線で行う。																				
9	3	109	2 二次避難所(福祉避難所)の開設 救急・福祉対応部住民福祉班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、協定に基づき福祉避難所を開設し、不足する場合は社会福祉施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都福祉保健局及び福生警察署、福生消防署等関係機関に連絡する。	2 福祉避難所(二次避難所)の開設 要配慮者対策班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、協定に基づき福祉避難所を開設し、不足する場合は社会福祉施設、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 福祉避難所(二次避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、東京都及び福生警察署、福生消防署等関係機関に連絡する。	組織名等の変更 用語の変更																
9	3	110	3 避難所が不足する場合の対応 避難所対応部庶務班は、指定避難所だけでは不足する場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。 また、一時的に被災者を受け入れるため野外に受入施設を開設する。なお、野外受入施設を開設する資材が不足するときは、東京都福祉保健局に調達を要請する。 <略>	3 避難所が不足する場合の対応 <u>(1) 避難所の指定</u> 避難所統括班は、指定避難所だけでは不足する場合は、中央図書館を始めとする他の公共施設及び民間施設の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。 また、一時的に被災者を受け入れるため野外に受入施設を開設する。なお、野外受入施設を開設する資材が不足するときは、東京都に調達を要請する。 <略>	語句の適正																
9	3	110	新規	<u>(2) 親戚・知人宅への避難促進</u> 避難所対応班は、市指定の避難所だけでなく親戚・知人宅、旅館、ホテル等の各自で確保した避難先への避難を呼び掛ける。その際に、所在を市に連絡するよう要請する。	防災基本計画の修正																
9	3	110	4 食料・生活必需品等の供給・貸与 <略> (1) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 <略>	4 食料・生活必需品等の供給・貸与 <略> (1) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、福生市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。 <略>	語句の適正																
9	3	110	5 運営	5 運営	他被災自治体における災害教訓の反映																

章 節	頁	現行	修正	理由																																			
		<p><u>避難所対応部避難所班</u>は、自主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした運営<u>連絡会</u>を設置するなど、避難所内避難者やボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営に当たる。</p>	<p><u>避難所対応班</u>は、自主防災組織等を中心とした住民組織を主体とした<u>避難所運営組織</u>を設置するなど、避難所内避難者やボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の運営に当たる。</p> <p><u>各避難者の状況、避難所で必要な設備等の状況は、避難所統括班に報告する。</u></p> <p><u>また、福祉担当、食料・物資担当、医療担当等の関係班で構成する避難所運営の専門チームを本部内で編成し、定期的なミーティングによる情報共有、避難者支援の問題点の解決を図る。</u></p>																																				
9	3	111	<p><b>(2) 運営主体</b></p> <p>自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、市職員等が参画する避難所運営<u>連絡会</u>を立ち上げる。なお、避難所運営<u>連絡会</u>には女性を含めるものとする。</p> <p>また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に努め、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。</p>	<p><b>(2) 運営主体</b></p> <p>自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、自主防災組織の代表、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、市職員等が参画する「<u>避難所運営組織協議会</u>」又は<u>避難者を主として組織する「避難所自治組織」</u>(総称して「<u>避難所運営組織</u>」)を立ち上げる。なお、避難所運営<u>組織</u>には女性を含めるものとする。</p> <p>また、<u>福生市は</u>、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう情報共有に努め、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。</p>	市の対策との整合 語句の適正																																		
9	3	111	<p><b>(3) 避難所の運営</b></p> <p>避難所の運営方法は、次のとおりである。</p> <p><b>【避難所の運営方法】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>避難者受入記録簿の作成</td> <td>避難所運営<u>連絡会</u>は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。</td> </tr> <tr> <td>食料、生活必需品の調達・配布</td> <td>ア 運営連絡会は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、<u>物資管理班</u>に報告し、<u>物資管理班は取りまとめた後、必要物資を調達</u>する。 イ 運営連絡会及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。</td> </tr> <tr> <td>清掃・衛生対策</td> <td>ア ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ 避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃<u>体制</u>を確立する。</td> </tr> <tr> <td>トイレ機能の確保</td> <td>ア 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td>避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。</td> </tr> <tr> <td>女性の視点での避難所運営</td> <td><u>平時の訓練参加や防災活動を通して</u>避難所運営<u>連絡会</u>への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難者への情報の提供</td> <td>避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。</td> </tr> <tr> <td>情報の把握、報告</td> <td>避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの派遣</td> <td>市災害ボランティアセンター等<u>を通じて</u>、避難所で活動するボランティアを派遣する。</td> </tr> <tr> <td>その他運営に関する取組</td> <td>ア 立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。</td> </tr> </table>	避難者受入記録簿の作成	避難所運営 <u>連絡会</u> は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。	食料、生活必需品の調達・配布	ア 運営連絡会は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、 <u>物資管理班</u> に報告し、 <u>物資管理班は取りまとめた後、必要物資を調達</u> する。 イ 運営連絡会及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。	清掃・衛生対策	ア ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ 避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃 <u>体制</u> を確立する。	トイレ機能の確保	ア 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。	プライバシーの保護	避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。	女性の視点での避難所運営	<u>平時の訓練参加や防災活動を通して</u> 避難所運営 <u>連絡会</u> への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	避難者への情報の提供	避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。	情報の把握、報告	避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。	ボランティアの派遣	市災害ボランティアセンター等 <u>を通じて</u> 、避難所で活動するボランティアを派遣する。	その他運営に関する取組	ア 立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。	<p><b>(3) 避難所の運営</b></p> <p>避難所の運営方法は、次のとおりである。</p> <p><b>【避難所の運営方法】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>避難者受入記録簿の作成</td> <td>避難所運営<u>組織</u>は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。</td> </tr> <tr> <td>食料、生活必需品の調達・配布</td> <td>ア <u>避難所運営組織</u>は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、<u>避難所統括班</u>に報告する。 イ <u>避難所統括班は、各避難所の必要数を取りまとめ、物資班に調達、配送を要請する。</u> ウ <u>避難所運営組織</u>及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。</td> </tr> <tr> <td>清掃・衛生対策</td> <td>ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ <u>避難所運営組織は</u>、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃<u>態勢</u>を確立する。</td> </tr> <tr> <td>トイレ機能の確保</td> <td>ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td><u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。</td> </tr> <tr> <td>女性の視点での避難所運営</td> <td><u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>、避難所運営<u>組織</u>への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難者への情報の提供</td> <td><u>避難所運営組織及び管理責任者は</u>、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。</td> </tr> </table>	避難者受入記録簿の作成	避難所運営 <u>組織</u> は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。	食料、生活必需品の調達・配布	ア <u>避難所運営組織</u> は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、 <u>避難所統括班</u> に報告する。 イ <u>避難所統括班は、各避難所の必要数を取りまとめ、物資班に調達、配送を要請する。</u> ウ <u>避難所運営組織</u> 及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。	清掃・衛生対策	ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ <u>避難所運営組織は</u> 、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃 <u>態勢</u> を確立する。	トイレ機能の確保	ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。	プライバシーの保護	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。	女性の視点での避難所運営	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所運営 <u>組織</u> への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	避難者への情報の提供	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正
避難者受入記録簿の作成	避難所運営 <u>連絡会</u> は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。																																						
食料、生活必需品の調達・配布	ア 運営連絡会は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、 <u>物資管理班</u> に報告し、 <u>物資管理班は取りまとめた後、必要物資を調達</u> する。 イ 運営連絡会及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。																																						
清掃・衛生対策	ア ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ 避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃 <u>体制</u> を確立する。																																						
トイレ機能の確保	ア 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。																																						
プライバシーの保護	避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。																																						
女性の視点での避難所運営	<u>平時の訓練参加や防災活動を通して</u> 避難所運営 <u>連絡会</u> への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。																																						
避難者への情報の提供	避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。																																						
情報の把握、報告	避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。																																						
ボランティアの派遣	市災害ボランティアセンター等 <u>を通じて</u> 、避難所で活動するボランティアを派遣する。																																						
その他運営に関する取組	ア 立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。																																						
避難者受入記録簿の作成	避難所運営 <u>組織</u> は、避難者カードを配布・回収の上、これを基に避難者名簿等をできる限り早期に作成し、管理責任者に提出する。																																						
食料、生活必需品の調達・配布	ア <u>避難所運営組織</u> は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を取りまとめ、管理責任者に提出する。管理責任者は、 <u>避難所統括班</u> に報告する。 イ <u>避難所統括班は、各避難所の必要数を取りまとめ、物資班に調達、配送を要請する。</u> ウ <u>避難所運営組織</u> 及び管理責任者は、到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、避難者やボランティア等の協力を得て配布する。																																						
清掃・衛生対策	ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> ごみの排出方法、トイレの使用方法など、衛生管理上の留意事項を周知する。 イ <u>避難所運営組織は</u> 、避難者の協力により、トイレ・ごみ置き場等の自主的な清掃 <u>態勢</u> を確立する。																																						
トイレ機能の確保	ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 学校プール等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。 イ <u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。																																						
プライバシーの保護	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。																																						
女性の視点での避難所運営	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所運営 <u>組織</u> への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性による生理用品や女性用下着の配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。																																						
避難者への情報の提供	<u>避難所運営組織及び管理責任者は</u> 、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報紙臨時版(かわら版)の配布、インターネット、FAX等の整備に努め、被災者の特性に応じた情報提供手段をとる。																																						

章	節	頁	現行	修正	理由
			<p>イ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>エ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。</p> <p>オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。</p>	<p>情報の把握、報告 <u>福生市は、避難所ごとに避難者情報の早期把握及び避難所以外に滞在している被災者の情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等に報告する。</u></p> <p>ボランティアの派遣 <u>福生市は、避難所ごとにボランティアのニーズを調査し、福生市災害ボランティアセンター等に対して、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。</u></p> <p>その他運営に関する取組            ア <u>避難所運営組織及び管理責任者は、立入禁止区域、土足禁止区域、分煙区域を設定する。</u>            イ <u>避難所運営組織及び管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や運営スタッフ等の健康状態を把握し、必要な措置を講じる。</u>            ウ <u>避難所運営組織及び管理責任者は、避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。</u>            エ <u>避難所運営組織及び管理責任者は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症予防（手洗い、うがい等）の励行の周知及び患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。</u>            オ 管理責任者は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。</p>	
9	3	112	新規	<p><u>(4) 新型インフルエンザ等感染症などの感染症対策</u>  <u>避難所統括班は、新型インフルエンザ等感染症などの感染症が流行している場合、医療救護班と連携して、次の事項に留意して避難所の開設、運営を行う。</u>            ア <u>健康状態の確認</u>  <u>避難受付時に検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者等を判別し、保健所に連絡する。感染の疑いがある者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。</u>            イ <u>専用スペースの確保</u>  <u>感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、専用スペースを確保するとともに、施設内での動線を区分する。</u>            ウ <u>衛生環境の確保</u>  <u>手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等を励行する。</u>            エ <u>自宅療養者の受入れ</u>  <u>自宅療養等を行っている軽症者は、専用のスペースへの受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。</u></p>	防災基本計画の修正、国の通達等との整合
9	3	112	<p><b>6 避難所以外に滞在する避難者への支援</b></p> <p>避難所以外の場所（自宅ガレージやテント等）で避難生活を送る避難者について<u>も</u>情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図るなど、必要な支援を行う。</p>	<p><b>6 避難所以外に滞在する避難者への支援</b></p> <p><u>(1) 所在の把握</u>  <u>避難所対応班は、避難所以外の場所（自宅ガレージやテント等）で避難生活を送る避難者について、市職員、自主防災組織、地域の消防団、保健活動チーム等から所在に関する情報を収集する。</u>  <u>(2) 避難所以外の避難者への支援</u>  <u>避難所対応班は、情報提供や避難所での物資等の提供、保健師等の巡回等により健康管理を図るなど、必要な支援を行う。</u></p>	災害対策基本法の改正
9	3	113	<p><b>7 避難所の集約及び閉鎖</b></p> <p><u>避難所対応部庶務班及び避難所班</u>は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。</p> <p>(1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、運営<u>連絡会</u>を通じ、その旨を避難者等に伝える。</p> <p>(2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所<u>対応部庶務班</u>に報告するとともに、施設管理者（<u>学</u>校長等）にも報告する。</p>	<p><b>7 避難所の集約及び閉鎖</b></p> <p><u>避難所統括班</u>は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び閉鎖を図る。</p> <p>(1) 本部長から集約及び閉鎖の指示があった場合は、<u>避難所運営組織</u>を通じ、その旨を避難者等に伝える。</p> <p>(2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を避難所<u>統括班</u>に報告するとともに、施設管理者（校長等）にも報告する。</p>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
9	4	113	<b>第3節 被災者の他地区への移送</b>	<b>第4節 被災者の他地区への移送</b>	項目番号の変更
9	4	113	新規	<b>1 広域避難</b>	災害対策基本法の改正

章	節	頁	現行	修正	理由
				<a href="#">防災班は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、都内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。</a> <a href="#">緊急を要する場合は、東京都に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議する。</a>	
9	4	113	新規	<b>2 広域一時滞在</b> <a href="#">防災班は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。</a>	災害対策基本法の改正
9	4	113	<a href="#">本部管理部</a> 防災班は、 <a href="#">市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、東京都福祉保健局に要請する。</a> <b>1</b> 移送先の避難所管理者の指定 他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 <b>2</b> 移送された被災者の避難所の運営は、受入れ区市町村の協力を得て、市が行う。 <b>3</b> 市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入れ態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。	<b>3 他地区への移送の措置</b> 防災班は、被災者の他地区への移送について、 <a href="#">次の対応をとる。</a> <b>(1)</b> 移送先の避難所管理者の指定 他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 <b>(2)</b> 移送された被災者の避難所の運営は、受入区市町村の協力を得て、市が行う。 <b>(3)</b> 市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入態勢を整備するとともに、避難所の運営管理に協力をする。	語句の適正
9	5	113	<b>第4節 避難における避難行動要支援者への対策</b>	<b>第5節 避難における避難行動要支援者への対策</b>	項目番号の変更
9	5	113	<b>1 避難行動</b> <b>(1) 災害情報の提供</b> <a href="#">本部管理部</a> 防災班は、災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、各々の避難行動要支援者が理解できる手段によって、情報提供を行う。また、高齢者等避難が発せられた場合にも同様の措置をとる。	<b>1 避難行動</b> <b>(1) 災害情報の提供</b> 防災班 <a href="#">及び要配慮者対応班</a> は、災害発生時又はそのおそれがある場合は、迅速な避難を促すために、各々の避難行動要支援者が理解できる手段によって、情報提供を行う。また、高齢者等避難が発せられた場合にも同様の措置をとる。	災害対策本部の組織、役割分担の見直し
9	5	114	<b>(2) 避難行動支援</b> 地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署、消防団、福生市社会福祉協議会などの <a href="#">社会福祉関係団体</a> は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。	<b>(2) 避難行動支援</b> 地域の自主防災組織、 <a href="#">福生市</a> 民生委員・児童委員、 <a href="#">福生</a> 警察署、 <a href="#">福生</a> 消防署、消防団、福生市社会福祉協議会などの <a href="#">避難支援者</a> は、避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難行動を支援する。 <a href="#">なお、個別避難計画等に基づき、日頃から利用している施設を福祉避難所として開設した場合は、当該施設に直接、避難することとする。</a>	語句の適正 防災基本計画の修正
9	5	114	<b>2 避難所生活</b> <b>(1) 避難状況の調査</b> 管理責任者及び <a href="#">救急・福祉対応部住民福祉班</a> は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。 <略>	<b>2 避難所生活</b> <b>(1) 避難状況の調査</b> 管理責任者及び <a href="#">要配慮者対策班</a> は、 <a href="#">保健活動チーム</a> 、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の避難状況を調査し、人数や障害の程度、災害による被害程度などの状況を把握する。 <略>	組織名等の変更
9	5	114	<b>(3) 相談窓口の設置</b> <a href="#">避難所対応部避難所班</a> は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の負担を軽減するように努める。	<b>(3) 相談窓口の設置</b> <a href="#">避難所統括班及び避難所対応班</a> は、避難所に要配慮者が避難所生活を送る上でのニーズを把握する窓口を設け、各々の負担を軽減するように努める。	組織名等の変更
9	5	114	<b>3 福祉避難所での支援</b> <a href="#">救急・福祉対応部住民福祉班</a> は、福祉避難所を開設した場合、心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、避難所から福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。 <a href="#">福祉避難所とは、震災時に、高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所や自宅での生活が困難で、介護サービスなどの特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設。社会福祉施設や地域コミュニティ施設などが対象となる。</a>	<b>3 福祉避難所での支援</b> <a href="#">要配慮者対策班</a> は、福祉避難所を開設した場合、心身双方の健康状態に配慮し、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、避難所から福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。	組織名等の変更 福祉避難所は一般的となったため説明文を削除
10		115	<b>第9章 帰宅困難者対策</b> 大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者 <a href="#">41,779</a> 人のうち帰宅できない帰宅困難者は <a href="#">10,596</a> 人発生することが予想されている（「首都直下地震等による東京の被害想定」 <a href="#">平成24年4月</a> 東京	<b>第10章 帰宅困難者対策</b> 大地震により交通機能が停止した場合、市内に滞在する滞留者 <a href="#">47,835</a> 人のうち帰宅できない帰宅困難者は <a href="#">3,755</a> 人発生することが予想されている（「首都直下地震等による東京の被害想定」 <a href="#">令和4年5</a>	東京都地震被害想定 の被害量との整合 組織名等の変更

章 節	頁	現行	修正	理由																												
		<p>都)。このため、<u>滞留者及び</u>帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段等の確保について定める。</p> <p><u>&lt;図略&gt;</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 駅周辺の混乱防止対策</td> <td><u>本部管理部</u>防災班、<u>広報・広聴班</u> JR東日本、福生警察署、事業者</td> </tr> <tr> <td>第2節 一時滞在施設の確保</td> <td><u>本部管理部</u>防災班 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第3節 学校・事業所等における対策</td> <td>学校・事業所等の管理者</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅支援</td> <td><u>本部管理部</u>防災班 JR東日本、バス事業者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 駅周辺の混乱防止対策	<u>本部管理部</u> 防災班、 <u>広報・広聴班</u> JR東日本、福生警察署、事業者	第2節 一時滞在施設の確保	<u>本部管理部</u> 防災班 施設管理者	第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者	第4節 帰宅支援	<u>本部管理部</u> 防災班 JR東日本、バス事業者	<p>月東京都)。このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段等の確保について定める。</p> <p><u>&lt;図略&gt;</u> <u>削除</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 駅周辺の混乱防止対策</td> <td>防災班、<u>秘書広報班</u> JR東日本、福生警察署、事業者</td> </tr> <tr> <td>第2節 一時滞在施設の確保</td> <td>防災班 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>第3節 学校・事業所等における対策</td> <td>学校・事業所等の管理者</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅支援</td> <td>防災班 JR東日本、バス事業者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 駅周辺の混乱防止対策	防災班、 <u>秘書広報班</u> JR東日本、福生警察署、事業者	第2節 一時滞在施設の確保	防災班 施設管理者	第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者	第4節 帰宅支援	防災班 JR東日本、バス事業者									
活動項目	担当班																															
第1節 駅周辺の混乱防止対策	<u>本部管理部</u> 防災班、 <u>広報・広聴班</u> JR東日本、福生警察署、事業者																															
第2節 一時滞在施設の確保	<u>本部管理部</u> 防災班 施設管理者																															
第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者																															
第4節 帰宅支援	<u>本部管理部</u> 防災班 JR東日本、バス事業者																															
活動項目	活動を担う組織																															
第1節 駅周辺の混乱防止対策	防災班、 <u>秘書広報班</u> JR東日本、福生警察署、事業者																															
第2節 一時滞在施設の確保	防災班 施設管理者																															
第3節 学校・事業所等における対策	学校・事業所等の管理者																															
第4節 帰宅支援	防災班 JR東日本、バス事業者																															
10	1	115	<p><b>第1節 駅周辺の混乱防止対策</b></p> <p>交通機能の停止に伴い鉄道駅を中心に、多くの外出者が滞留することが予想される。このため、<u>本部管理部</u>防災班は、情報提供や誘導先の確保等、外出者の安全確保のための対策を実施する。</p>	<p><b>第1節 駅周辺の混乱防止対策</b></p> <p>交通機能の停止に伴い鉄道駅を中心に、多くの外出者が滞留することが予想される。このため、防災班は、情報提供や誘導先の確保等、外出者の安全確保のための対策を実施する。</p>	語句の適正																											
10	1	115	<p><b>1 駅周辺の混乱防止</b></p> <p><u>本部管理部</u>防災班及び<u>広報・広聴班</u>は、次のとおり帰宅困難者に情報を提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) 防災食育センター<u>や福生市民会館等</u>を一時滞在施設として開放し、誘導、受入、管理運営を行う。</p>	<p><b>1 駅周辺の混乱防止</b></p> <p>防災班及び<u>秘書広報班</u>は、次のとおり帰宅困難者に情報を提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) <u>扶桑会館、福生市民会館</u>、防災食育センターを一時滞在施設として開放し、誘導、受入<u>れ</u>、管理運営を行う。</p>	組織名等の変更 使用施設の変更																											
10	2	116	<p><b>1 一時滞在施設の開放</b></p> <p><u>本部管理部</u>防災班は、駅周辺の混乱を防止するため、施設管理者と協力して必要に応じて<u>防災食育センター</u><u>や福生市民会館</u>を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するとともに、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)に基づき一時滞在施設の運営を行う。</p> <p><b>【一時滞在施設候補施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> <td><u>大ホール、小ホール、集会室</u></td> </tr> <tr> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> <td>研修室、食育展示・見学ホール</td> </tr> <tr> <td><u>福生高等学校</u></td> <td><u>福生市北田園2-11-3</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>多摩工業高等学校</u></td> <td><u>福生市熊川215</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	福生市民会館	福生市福生2455	<u>大ホール、小ホール、集会室</u>	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール	<u>福生高等学校</u>	<u>福生市北田園2-11-3</u>		<u>多摩工業高等学校</u>	<u>福生市熊川215</u>		<p><b>1 一時滞在施設の開放</b></p> <p>防災班は、駅周辺の混乱を防止するため、施設管理者と協力して必要に応じて<u>次の施設</u>を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するとともに、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)に基づき一時滞在施設の運営を行う。</p> <p><b>【一時滞在施設施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>扶桑会館</u></td> <td><u>福生市本町92-5</u></td> <td><u>会議室</u></td> </tr> <tr> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> <td>集会室</td> </tr> <tr> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> <td>研修室、食育展示・見学ホール</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	<u>扶桑会館</u>	<u>福生市本町92-5</u>	<u>会議室</u>	福生市民会館	福生市福生2455	集会室	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール	使用施設の変更
施設名	所在地	備考																														
福生市民会館	福生市福生2455	<u>大ホール、小ホール、集会室</u>																														
防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール																														
<u>福生高等学校</u>	<u>福生市北田園2-11-3</u>																															
<u>多摩工業高等学校</u>	<u>福生市熊川215</u>																															
施設名	所在地	備考																														
<u>扶桑会館</u>	<u>福生市本町92-5</u>	<u>会議室</u>																														
福生市民会館	福生市福生2455	集会室																														
防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール																														
10	2	116	<p><b>2 施設管理者の対応</b></p> <p>施設管理者は、<u>市からの</u>一時滞在施設開設の要請等により、管理する施設の安全を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を行う。</p>	<p><b>2 施設管理者の対応</b></p> <p>施設管理者は、一時滞在施設開設の要請等により、管理する施設の安全を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設の開放を行う。</p>	語句の適正																											
10	2	116	<p><b>3 帰宅困難者への支援</b></p> <p><u>本部管理部</u>防災班は、一時滞在施設の収容した帰宅困難者に対して、水、食料、毛布などの支援物資の配布に努める。</p> <p>また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。</p>	<p><b>3 帰宅困難者への支援</b></p> <p>防災班は、一時滞在施設の収容した帰宅困難者に対して、水、食料、毛布などの支援物資の配布に努める。</p> <p>また、周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び帰宅に関する情報の提供を行う。</p>	語句の適正																											
10	3	117	<p><b>1 事業所等における安全の確保</b></p> <p>(1) <b>事業所による従業員等の施設内待機</b></p> <p>事業所は、施設の安全を点検し、国や東京都の一斉帰宅抑制呼び<u>かけ</u>後は、従業員等を施設内等の安全な場所に待機させる。</p>	<p><b>1 事業所等における安全の確保</b></p> <p>(1) <b>事業所による従業員等の施設内待機</b></p> <p>事業所は、施設の安全を点検し、国や東京都の一斉帰宅抑制呼び<u>掛</u>け後は、従業員等を施設内等の安全な場所に待機させる。</p>	語句の適正																											
10	3	117	<p>(4) <b>情報提供体制の確保</b></p>	<p>(4) <b>情報提供態勢の確保</b></p>	語句の適正																											
10	4	118	<p><b>2 徒歩帰宅者への支援</b></p> <p>市、東京都、日本赤十字社等は、徒歩帰宅者に対して次の支援を行う。</p> <p><b>【各機関の実施する帰宅支援対策】</b></p>	<p><b>2 徒歩帰宅者への支援</b></p> <p><u>福生市(防災班)</u>、東京都、日本赤十字社等は、徒歩帰宅者に対して次の支援を行う。</p> <p><b>【各機関の実施する帰宅支援対策】</b></p>	語句の適正																											

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<p>一時滞在施設への誘導 市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。 道路状況、鉄道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。</p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<p>一時滞在施設への誘導 <u>福生市</u>が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。 道路状況、鉄道等の交通機関の状況等に関する情報提供により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。</p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
11		119	<p><b>第10章 緊急物資の供給対策</b> &lt;略&gt; <u>&lt;図略&gt;</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 飲料水の供給</td> <td><u>給食・給水対応部</u>給水班</td> </tr> <tr> <td>第2節 食料の供給</td> <td><u>給食・給水対応部</u>給食班</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需品の供給</td> <td><u>物資・輸送・環境部</u>物資管理班、物資輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 飲料水の供給	<u>給食・給水対応部</u> 給水班	第2節 食料の供給	<u>給食・給水対応部</u> 給食班	第3節 生活必需品の供給	<u>物資・輸送・環境部</u> 物資管理班、物資輸送班	<p><b>第11章 緊急物資の供給対策</b> &lt;略&gt; <u>&lt;図略&gt;</u> 削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 飲料水の供給</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>第2節 食料の供給</td> <td><u>物資班、給食班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需品の供給</td> <td><u>物資班</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 飲料水の供給	給水班	第2節 食料の供給	<u>物資班、給食班</u>	第3節 生活必需品の供給	<u>物資班</u>	<p>語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し</p>
活動項目	担当班																				
第1節 飲料水の供給	<u>給食・給水対応部</u> 給水班																				
第2節 食料の供給	<u>給食・給水対応部</u> 給食班																				
第3節 生活必需品の供給	<u>物資・輸送・環境部</u> 物資管理班、物資輸送班																				
活動項目	活動を担う組織																				
第1節 飲料水の供給	給水班																				
第2節 食料の供給	<u>物資班、給食班</u>																				
第3節 生活必需品の供給	<u>物資班</u>																				
11	1	119	<p><b>1 業務手順</b> <u>給食・給水対応部</u>給水班は、関係機関と協力し、必要に応じて応援を要請しながら、速やかな給水に努める。 &lt;略&gt; &lt;図略&gt;</p>	<p><b>1 業務手順</b> 給水班は、関係機関と協力し、必要に応じて応援を要請しながら、速やかな給水に努める。 &lt;略&gt; <u>&lt;図略&gt;</u> 削除</p>	<p>語句の適正</p>																
11	1	119	<p><b>2 給水計画の立案</b> 東京都は、次の情報を収集・集約して応急給水計画を立案する。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) <u>給食・給水対応部</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p> </td> </tr> </table>	<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) <u>給食・給水対応部</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>	<p><b>2 給水計画の立案</b> 東京都は、次の情報を収集・集約して応急給水計画を立案する。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) 給水<u>班</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p> </td> </tr> </table>	<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) 給水<u>班</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>	<p>組織名等の変更</p>														
<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) <u>給食・給水対応部</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>																					
<p>(福生市が収集し東京都に報告する情報)</p> <p>(1) 被災人口・家屋等の把握 (2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況 (3) 給水<u>班</u>の被害状況</p> <p>(東京都が収集する情報)</p> <p>(1) 水道施設の被害と復旧見込の把握 (浄水所・給水所等の被害状況、復旧状況等を確認し、配水量を把握する。) (2) 給水停止区域の把握 (各給水区域の断水状況の収集・把握)</p>																					

章 節	頁	現 行	修 正	理 由																		
11	1	119	3	3	3	給水活動の基準	給水活動の基準	語句の適正 市の新たな災害対策の追加														
		<p>(1) <b>震災時の</b>応急給水の方法</p> <p><b>給食・給水対応部</b>給水班は、次のとおり給水活動を行う。</p> <p><b>ア 震災が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など必要な情報を迅速・的確に把握する。</b></p> <p><b>イ</b> 応急給水槽※1、避難所及び浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）※2で応急給水を行う。</p> <p>※1 応急給水槽 地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。</p> <p>※2 災害時給水ステーション（給水拠点） 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1カ所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。</p> <p><b>【災害時給水ステーション（給水拠点）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>有効貯水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生武蔵野台<b>浄水所</b></td> <td>福生市武蔵野台 2-32</td> <td>2,540m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>明神下公園震災対策用応急給水槽</td> <td>福生市南田園 1-12-1</td> <td>1,500m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>ウ</b> 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、<b>状況に応じて災害時給水ステーション（車両輸送）による</b>応急給水を行う。</p> <p><b>エ</b> 各自主防災組織は、<b>応急給断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、災害時給水ステーション（消火栓等）による</b>応急給水を行う。</p>	施設名	所在地	有効貯水量	福生武蔵野台 <b>浄水所</b>	福生市武蔵野台 2-32	2,540m <sup>3</sup>	明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園 1-12-1	1,500m <sup>3</sup>	<p>(1) 応急給水の方法</p> <p>給水班は、次のとおり給水活動を行う。</p> <p><b>ア</b> 応急給水槽※1、避難所及び浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）※2で応急給水を行う。</p> <p>※1 応急給水槽 地震等の災害に備え、都民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。</p> <p>※2 災害時給水ステーション（給水拠点） 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1カ所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。</p> <p><b>【災害時給水ステーション（給水拠点）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>有効貯水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生武蔵野台<b>給水所</b></td> <td>福生市武蔵野台 2-32</td> <td>2,540m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>明神下公園震災対策用応急給水槽</td> <td>福生市南田園 1-12-1</td> <td>1,500m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ</b> 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所では、<b>東京都及び市が確保した給水車により避難所等を給水ポイントに指定し</b>応急給水を行う。</p> <p><b>ウ</b> 各自主防災組織は、<b>配備されている消火栓スタンドパイプ、給水用・消火用ホース等の資器材を活用して、自らが地域で</b>応急給水を行う。</p> <p><b>エ</b> <b>避難者（避難所運営組織）は、避難所に整備されている配水管直結の応急給水栓を活用して給水する。</b></p>	施設名	所在地	有効貯水量	福生武蔵野台 <b>給水所</b>	福生市武蔵野台 2-32	2,540m <sup>3</sup>	明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園 1-12-1	1,500m <sup>3</sup>	
施設名	所在地	有効貯水量																				
福生武蔵野台 <b>浄水所</b>	福生市武蔵野台 2-32	2,540m <sup>3</sup>																				
明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園 1-12-1	1,500m <sup>3</sup>																				
施設名	所在地	有効貯水量																				
福生武蔵野台 <b>給水所</b>	福生市武蔵野台 2-32	2,540m <sup>3</sup>																				
明神下公園震災対策用応急給水槽	福生市南田園 1-12-1	1,500m <sup>3</sup>																				
11	1	120	(2)	(2)	医療施設等への応急給水	医療施設等への応急給水	医療施設等への応急給水	語句の適正														
		<p>(2) <b>医療施設等への</b>応急給水</p> <p><b>給食・給水対応部</b>給水班は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水を東京都に要請する。</p>	<p>(2) <b>医療施設等への</b>応急給水</p> <p>給水班は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水を東京都に要請する。</p>																			
11	1	120	(3)	(3)	災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都及び市の役割分担	災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都及び <b>福生市</b> の役割分担	災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都及び <b>福生市</b> の役割分担	語句の適正														
		<p><b>ア</b> 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。</p> <p><b>イ 浄水場（所）・給水所等</b>においては、東京都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。</p> <p><b>ウ</b> 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、東京都が区市町村により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。</p>	<p><b>ア</b> 応急給水槽及び避難所においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。</p> <p><b>イ</b> 給水所等においては、東京都<b>及び市が</b>応急給水に必要な資器材等を設置し、<b>福生市</b>が住民等への応急給水を行う。</p> <p><b>ウ</b> 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所等においては、東京都が区市町村により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。</p>																			
11	1	120	(4)	(4)	飲料水の給水基準	飲料水の給水基準	飲料水の給水基準	語句の適正														
		<p>(4) <b>飲料水の給水基準</b></p> <p>飲料水の給水基準は、1日1人当たり3<b>リットル</b>とする</p>	<p>(4) <b>飲料水の給水基準</b></p> <p>飲料水の給水基準は、1日1人当たり3<b>㍓</b>とする</p>																			
11	1	120	(5)	(5)	給水体制	給水 <b>態勢</b>	給水 <b>態勢</b>	語句の適正 市の新たな災害対策の追加														
		<p><b>給食・給水対応部</b>給水班は、次のように給水<b>体制</b>を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>イ</b> 応急給水の実施に係る計画を定め、給水<b>体制</b>を確立する。</p> <p><b>ウ</b> 東京都の役割となっている災害時給水ステーション（給水拠点）において、東京都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。</p> <p><b>エ</b> 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急給水用資器材を活用し、<b>東京都水道局保有車両及び借上車両などによって輸送する。</b></p> <p><b>オ</b> <b>輸送が困難な場合には、直ちに道路管理者に輸送路の確保を要請するとともに、給水が可能となるまでの間は、ペットボトル等の飲料水の確保に努め、生命に係る状況においては受水槽の水、ろ過器によりプール・井戸の水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</b></p>	<p>(5) <b>給水態勢</b></p> <p>給水班は、次のように給水<b>態勢</b>を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>イ</b> 応急給水の実施に係る計画を定め、給水<b>態勢</b>を確立する。</p> <p><b>ウ</b> 東京都の役割となっている災害時給水ステーション（給水拠点）において、東京都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と<b>福生市</b>が連携して、迅速な応急給水を実施する。</p> <p><b>エ</b> 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角型容器等の応急給水用資器材を活用<b>する。</b></p> <p><b>オ</b> <b>飲料水の輸送は東京都に要請するが、福生市は、応援協定を締結した自治体、自衛隊の災害派遣部隊等に要請し、給水車を確保する。</b></p> <p><b>(6) ペットボトル等の確保</b></p> <p>給水が可能となるまでの間は、ペットボトル等の飲料水の確保に努める。</p>																			



章 節	頁	現 行	修 正	理 由											
11	1	121	(6) 水の安全確保 <u>給食・給水対応部</u> 給水班は、次のように水の安全を確保する。 〈略〉 イ 応急給水を実施する際、 <u>環境衛生指導班</u> は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。	(7) 水の安全確保 給水班は、次のように水の安全を確保する。 〈略〉 イ 応急給水を実施する際、 <u>市又は東京都水道局</u> は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。また、確認後は、市民が自主的に消毒を行えるよう消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。	語句の適正 東京都意見										
11	1	121	4 給水活動 <u>給食・給水対応部</u> 給水班は、応急給水計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは給水活動が困難な場合は、東京都水道局及び他市町村に応援を要請する。 また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。	4 給水活動 給水班は、応急給水計画に基づき、速やかに実施する。また、 <u>福生市</u> のみでは給水活動が困難な場合は、東京都水道局及び他市町村に応援を要請する。 また、上水道の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う給水の需要の変化を把握し、適宜対応する。	語句の適正										
11	1	121	5 市民への広報 <u>給食・給水対応部</u> 給水班は、給水場所、給水時間、給水方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。	5 市民への広報 給水班は、給水場所、給水時間、給水方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。	語句の適正										
11	2	121	1 食料の供給計画の立案 <u>給食・給水対応部給食班</u> は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、食料の応急供給計画を立案する。 <table border="1" data-bbox="290 835 1397 1024"> <tr> <td>(1) 被災人口・家屋等の把握</td> </tr> <tr> <td>(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況</td> </tr> <tr> <td>(3) 備蓄物資の状況</td> </tr> <tr> <td>(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>給食・給水対応部</u>の被害状況</td> </tr> </table>	(1) 被災人口・家屋等の把握	(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況	(3) 備蓄物資の状況	(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し	(5) <u>給食・給水対応部</u> の被害状況	1 食料の供給計画の立案 <u>物資班及び給食班</u> は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、食料の応急供給計画を立案する。 <table border="1" data-bbox="1492 835 2599 1024"> <tr> <td>(1) 被災人口・家屋等の把握</td> </tr> <tr> <td>(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況</td> </tr> <tr> <td>(3) 備蓄物資の状況</td> </tr> <tr> <td>(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>給食班</u>の被害状況</td> </tr> </table>	(1) 被災人口・家屋等の把握	(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況	(3) 備蓄物資の状況	(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し	(5) <u>給食班</u> の被害状況	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
(1) 被災人口・家屋等の把握															
(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況															
(3) 備蓄物資の状況															
(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し															
(5) <u>給食・給水対応部</u> の被害状況															
(1) 被災人口・家屋等の把握															
(2) 優先供給が必要な市民や施設の被災状況															
(3) 備蓄物資の状況															
(4) 協定業者の被災状況と業者による確保の見通し															
(5) <u>給食班</u> の被害状況															
11	2	121	2 供給計画の基準 供給 <u>活動</u> の基準は次のとおりとする。 〈略〉 (2) 供給方法 供給方法は、次のとおりである。 ア 備蓄：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。 東京都が市に事前に配置してある備蓄物資（クラッカー等）は、東京都 <u>福祉保健局長</u> の承認を得て、市が輸送し、被災者に給与する。 イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都 <u>福祉保健局</u> に調達を要請する。 ウ 炊き出し：防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。 エ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。 オ 調達食料の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。 〈略〉	2 供給計画の基準 供給 <u>計画</u> の基準は次のとおりとする。 〈略〉 (2) 供給方法 供給方法は、次のとおりである。 ア 備蓄：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。 東京都が <u>福生市</u> に事前に配置してある備蓄物資（クラッカー等）は、東京都の承認を得て、 <u>福生市</u> が輸送し、被災者に給与する。 イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。 ウ 炊き出し：防災食育センター、自衛隊への要請により炊き出しを行う。 <u>その場合、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を栄養士等が検討する。</u> エ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。 オ 調達食料の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。 〈略〉	語句の適正 他被災自治体における災害教訓の反映										
11	2	122	3 供給活動 <u>給食・給水対応部給食班</u> は、次のように食料の供給活動を行う。 (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、市のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。 (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。 (3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。 ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 イ 食品集積所の衛生確保 <u>ウ 避難所の食品衛生指導</u> <u>エ その他食品に起因する危害発生の防止</u>	3 供給活動 <u>物資班及び給食班</u> は、次のように食料の供給活動を行う。 (1) 応急供給計画に基づき、速やかに実施する。また、 <u>福生市</u> のみでは供給活動が困難な場合は、搬送を輸送業者に要請する。 (2) 民間の流通等の復旧状況、避難状況や帰宅に伴う物資の需要の変化を把握し、適宜対応する。 (3) 東京都食品衛生指導班と連携し、次の点に留意し、食品の安全を確保する。 ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 イ 食品集積所の衛生確保 <u>ウ 食中毒発生時の対応</u> (4) 食料の供給に当たっては、避難所運営 <u>組織</u> の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に	語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し										

章 節	頁	現行	修正	理由																
		<p><b>オ</b> 食中毒発生時の対応</p> <p>(4) 食料の供給に当たっては、避難所運営<b>連絡会</b>の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。</p>	<p>滞在する被災者に対しても避難所で配布する。</p>																	
11	2	122	<p><b>4 市民への広報</b></p> <p><b>給食・給水対応部</b>給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。</p>	<p><b>4 市民への広報</b></p> <p>給食班は食料供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。</p>	<p>語句の適正</p>															
11	2	122	<p><b>5 応急給食</b></p> <p>おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。<b>給食・給水対応部</b>給食班は、応急給食の手配を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 応急給食</b></p> <p>おおむね4日目以降は、米飯による応急給食を実施する。給食班は、応急給食の手配を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>語句の適正</p>															
11	3	123	<p><b>1 生活必需品の供給計画の立案</b></p> <p><b>物資・輸送・環境部物資管理班</b>は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、生活必需品の応急供給計画を立案する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 生活必需品の供給計画の立案</b></p> <p><b>物資班</b>は、被災直後に次の情報を収集・集約して、供給活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、生活必需品の応急供給計画を立案する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>災害対策本部の構成、役割分担の見直し</p>															
11	3	123	<p><b>2 供給計画の基準</b></p> <p>供給<b>活動</b>の基準は次のとおりとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>(3) 供給方法</b></p> <p>供給方法は、次のとおりである。</p> <p>ア 備蓄品：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。</p> <p>イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都<b>福祉保健局</b>に調達を要請する。</p> <p>ウ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。</p> <p>エ 調達必需品の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 供給計画の基準</b></p> <p>供給<b>計画</b>の基準は次のとおりとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>(3) 供給方法</b></p> <p>供給方法は、次のとおりである。</p> <p>ア 備蓄品：備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。</p> <p>イ 調達：協定業者等から調達する。また、東京都に調達を要請する。</p> <p>ウ 救援物資：市町村、企業、団体等からの救援物資を受入れ活用する。</p> <p>エ 調達必需品の搬送：原則として、協定業者等によって避難所等への直接搬送を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>語句の適正</p>															
11	3	123	<p><b>3 供給活動</b></p> <p><b>物資・輸送・環境部物資管理班及び物資輸送班</b>は、次のように生活必需品の供給活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 配布は、避難所の運営<b>連絡会</b>の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。</p>	<p><b>3 供給活動</b></p> <p><b>物資班</b>は、次のように生活必需品の供給活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 配布は、避難所運営<b>組織</b>の協力を得て避難所で配布する。なお、避難所以外に滞在する被災者に対しても避難所で配布する。</p>	<p>災害対策本部の構成、役割分担の見直し</p>															
11	3	124	<p><b>4 市民への広報</b></p> <p><b>物資・輸送・環境部物資管理班及び物資輸送班</b>は、物資供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。</p>	<p><b>4 市民への広報</b></p> <p><b>物資班</b>は、物資供給を実施するに当たり、供給場所、供給時間、供給方法について広報車等により広報を行う。報道機関に対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する。</p>	<p>災害対策本部の構成、役割分担の見直し</p>															
11	3	124	<p><b>5 救援物資の受入れ・配分</b></p> <p><b>(1) 集積拠点の設置・管理</b></p> <p><b>物資・輸送・環境部物資管理班</b>は、救援物資を受け入れるため、<b>緊急物資集積場所</b>を設置し、<b>ボランティア等</b>の協力を得て物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。</p> <p><b>【緊急物資集積場所】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> </tr> <tr> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	福生市民会館	福生市福生2455	<p><b>5 救援物資の受入れ・配分</b></p> <p><b>(1) 集積拠点の設置・管理</b></p> <p><b>物資班</b>は、救援物資を受け入れるため、<b>地域内輸送拠点</b>を設置し、物資の受入れ、保管、仕分けを行う。市で困難な場合は、物流業者に委託する。</p> <p><b>【地域内輸送拠点】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	施設名	所在地	<u>1</u>	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	<u>2</u>	福生市民会館	福生市福生2455	<p>災害対策本部の構成、役割分担の見直し</p> <p>市の新たな災害対策の追加</p>
施設名	所在地																			
防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>																			
福生市民会館	福生市福生2455																			
優先順位	施設名	所在地																		
<u>1</u>	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>																		
<u>2</u>	福生市民会館	福生市福生2455																		
12		125	<p><b>第11章 環境・衛生対策</b></p> <p>し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。</p>	<p><b>第12章 環境・衛生対策</b></p> <p>し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、<b>「福生市災害廃棄物処理計画」に基づいて適切な処理を実施する。</b></p> <p><b>なお、災害廃棄物の種類は、次のとおりである。</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）</td> </tr> <tr> <td>・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）	・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物	<p>福生市災害廃棄物処理計画との整合組織名等の変更</p>													
・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）																				
・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物																				

章	節	頁	現行	修正	理由																						
			<p>&lt;図略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 し尿処理</td> <td>物資・輸送・環境部環境班</td> </tr> <tr> <td>第2節 ごみ処理</td> <td>物資・輸送・環境部環境班</td> </tr> <tr> <td>第3節 がれき処理</td> <td>物資・輸送・環境部環境班、物資輸送班、給食・給水対応部施設班</td> </tr> <tr> <td>第4節 動物愛護対策</td> <td>物資・輸送・環境部環境班</td> </tr> <tr> <td>第5節 環境保全対策</td> <td>物資・輸送・環境部環境班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 し尿処理	物資・輸送・環境部環境班	第2節 ごみ処理	物資・輸送・環境部環境班	第3節 がれき処理	物資・輸送・環境部環境班、物資輸送班、給食・給水対応部施設班	第4節 動物愛護対策	物資・輸送・環境部環境班	第5節 環境保全対策	物資・輸送・環境部環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>・被災施設の災害用トイレからのし尿</li> <li>・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。）</li> <li>・その他災害に起因する廃棄物</li> </ul> <p>※通常生活で排出される生活ごみ又は避難所で排出されるごみは災害廃棄物ではなく、通常のごみとして取り扱う。</p> <p>&lt;図略&gt; 削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 し尿処理</td> <td>廃棄物対策班</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害廃棄物処理</td> <td>廃棄物対策班</td> </tr> <tr> <td>第3節 動物愛護対策</td> <td>廃棄物対策班</td> </tr> <tr> <td>第4節 環境保全対策</td> <td>物資班（環境政策課）、廃棄物対策班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 し尿処理	廃棄物対策班	第2節 災害廃棄物処理	廃棄物対策班	第3節 動物愛護対策	廃棄物対策班	第4節 環境保全対策	物資班（環境政策課）、廃棄物対策班	
活動項目	担当班																										
第1節 し尿処理	物資・輸送・環境部環境班																										
第2節 ごみ処理	物資・輸送・環境部環境班																										
第3節 がれき処理	物資・輸送・環境部環境班、物資輸送班、給食・給水対応部施設班																										
第4節 動物愛護対策	物資・輸送・環境部環境班																										
第5節 環境保全対策	物資・輸送・環境部環境班																										
活動項目	活動を担う組織																										
第1節 し尿処理	廃棄物対策班																										
第2節 災害廃棄物処理	廃棄物対策班																										
第3節 動物愛護対策	廃棄物対策班																										
第4節 環境保全対策	物資班（環境政策課）、廃棄物対策班																										
12	1	125	<p><b>1 対応方針</b></p> <p>断水した場合には、学校のプール、<u>河川・分水路</u>、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、<u>下水道機能の活用</u>を図る。<u>それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。</u></p>	<p><b>1 対応方針</b></p> <p><u>上水道</u>が断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、<u>水洗機能の復旧</u>を図る。</p> <p><u>下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において避難者数等を把握し、仮設トイレ等の必要数等の計画立案を行う。</u></p>	<p>語句の適正 新たな災害対策の追加</p>																						
12	1	125	<p><b>2 し尿収集計画の立案</b></p> <p><u>物資・輸送・環境部環境班</u>は、次のようにし尿収集計画を立案する。</p>	<p><b>2 し尿収集処理計画の立案</b></p> <p><u>廃棄物対策班</u>は、次のようにし尿収集処理計画を立案する。</p>	<p>組織名等の変更</p>																						
12	1	125	<p>(1) <b>仮設トイレの設置</b></p> <p>ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量<u>及び仮設トイレの必要数</u>を把握し、<u>仮設</u>トイレの設置計画を立案する。</p> <p>イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに<u>仮設</u>トイレを設置する。</p> <p>エ <u>仮設</u>トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。</p>	<p>(1) <b>災害用トイレの設置計画及び処理</b></p> <p>ア 上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における<u>避難者数等から災害用トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量</u>を把握し、<u>災害用</u>トイレの設置計画を立案する。</p> <p>イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに<u>災害用</u>トイレを設置する。</p> <p>エ <u>災害用</u>トイレを設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定を行う。</p>	<p>語句の適正</p>																						
12	1	125	<p>(2) <b>設置の基準</b></p> <p><u>仮設</u>トイレの設置基準は<u>1台/75人を目安とする。</u></p>	<p>(2) <b>設置の基準</b></p> <p><u>災害用</u>トイレの設置基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><b>【災害用トイレの基準】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>災害発生当初</td> <td>避難者約50人当たり1基</td> </tr> <tr> <td>避難が長期化した場合</td> <td>避難者約20人当たり1基</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害時のトイレの個数（目安）（「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」令和4年4月内閣府）</p>	災害発生当初	避難者約50人当たり1基	避難が長期化した場合	避難者約20人当たり1基	<p>福生市災害廃棄物処理計画との整合</p>																		
災害発生当初	避難者約50人当たり1基																										
避難が長期化した場合	避難者約20人当たり1基																										
12	1	126	<p>(3) <b>仮設トイレの調達</b></p> <p><u>仮設</u>トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、東京都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。</p>	<p>(3) <b>災害用トイレの調達</b></p> <p><u>災害用</u>トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、東京都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。</p>	<p>語句の適正</p>																						
12	1	126	<p><b>3 仮設トイレの管理・し尿処理</b></p> <p><u>物資・輸送・環境部環境班</u>は、次のように<u>仮設</u>トイレの管理・し尿処理を行う。</p>	<p><b>3 災害用トイレの管理及びし尿処理</b></p> <p><u>廃棄物対策班</u>は、次のように<u>災害用</u>トイレの管理<u>及び</u>し尿処理を行う。</p>	<p>組織名等の変更</p>																						
12	1	126	<p>(1) <b>仮設トイレの管理</b></p> <p>関係業者等と協力し、<u>仮設</u>トイレの管理を行う。</p> <p>ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。</p> <p>イ <u>設置場所管理者及び自主防災組織等の住民</u>に対して、日常の清掃等の管理を要請する。</p>	<p>(1) <b>災害用トイレの管理</b></p> <p>関係業者等と協力し、<u>災害用</u>トイレの管理を行う。</p> <p>ア し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。</p> <p>イ <u>避難所運営組織</u>に対して、日常の清掃等の管理を要請する。</p>	<p>語句の適正</p>																						

章 節	頁	現行	修正	理由						
12	1	126	(2) <b>収集・処理</b> ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の <b>体制</b> を確定する。 イ 各避難所の避難 <b>人数</b> 、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、 <b>多摩川上流水再生センター</b> へ搬入・処理する。 ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。	(2) <b>し尿処理</b> ア し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の <b>態勢</b> を確定する。 イ 各避難所の避難 <b>者数</b> 、災害用トイレの <b>設置数及び設置場所</b> 、し尿収集車 <b>両</b> 台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、 <b>青梅市し尿処理場</b> へ搬入・処理する。 ウ し尿収集車が確保できない場合には、東京都に応援を要請する。	福生市災害廃棄物処理計画との整合					
12	1	126	<b>4 応援要請</b> <b>物資・輸送・環境部環境班</b> は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。	<b>4 応援要請</b> <b>廃棄物対策班</b> は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合、必要に応じ東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。	組織名等の変更					
12	2	126	<b>第2節 ごみ処理</b> <b>1 ごみ処理計画の立案</b> <b>物資・輸送・環境部環境班</b> は、次の情報を収集・集約して、ごみ処理活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、ごみ処理計画を立案する。 <table border="1" data-bbox="290 604 1397 722"> <tr><td>(1) 被災人口・家屋等の把握</td></tr> <tr><td>(2) 避難所の開設状況</td></tr> <tr><td>(3) ごみ処理施設の被災状況</td></tr> </table> <b>2 ごみ処理の基本的な考え方</b> <b>物資・輸送・環境部環境班</b> は、被害が甚大な場合には、東京都や西多摩衛生組合等と連携して対応する。 (1) 分別：可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみなど、可能な限り分別する (2) 処理の優先順位：防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。 (3) 仮置き：粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は市リサイクルセンターでの中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。 (4) 公共空間のごみの扱い：道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入後、最終処分場で処理する。 <b>3 ごみ処理活動</b> <b>物資・輸送・環境部環境班</b> は、ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ処理計画を策定する。 <b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b> に基づき、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、処理施設は速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。 <b>4 応援要請</b> <b>物資・輸送・環境部環境班</b> は、ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。	(1) 被災人口・家屋等の把握	(2) 避難所の開設状況	(3) ごみ処理施設の被災状況	削除	福生市災害廃棄物処理計画との整合		
(1) 被災人口・家屋等の把握										
(2) 避難所の開設状況										
(3) ごみ処理施設の被災状況										
12	2	126	<b>第3節 がれき処理</b> <b>1 処理体制の確立</b>	<b>第2節 災害廃棄物処理</b> <b>1 処理態勢の確立</b> <b>廃棄物対策班</b> は、災害対策本部の決定により、福生市災害廃棄物対策本部を設置し、災害廃棄物処理態勢を確立する。 また、必要に応じて西多摩衛生組合及び組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織する。	福生市災害廃棄物処理計画との整合					
12	2	126	<b>1 がれき処理計画の立案</b> 次の情報を収集・集約して、ごみ処理活動に関わる被害の範囲や規模を把握し、がれき処理計画を立案する。 <table border="1" data-bbox="290 1703 1397 1892"> <tr><td>(1) 被災人口・家屋等の把握</td></tr> <tr><td>(2) がれきの発生推定量を予測</td></tr> <tr><td>(3) がれき処理のための人員、資機材、運搬車両の確保の見込み</td></tr> <tr><td>(4) 仮置き場の使用可否</td></tr> <tr><td>(5) 処理場の使用可否</td></tr> </table>	(1) 被災人口・家屋等の把握	(2) がれきの発生推定量を予測	(3) がれき処理のための人員、資機材、運搬車両の確保の見込み	(4) 仮置き場の使用可否	(5) 処理場の使用可否	<b>2 災害廃棄物処理実行計画の策定</b> <b>廃棄物対策班</b> は、福生市災害廃棄物処理計画や国の指針等に基づき、災害廃棄物の発生量要処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針等を決定し、福生市災害廃棄物処理実行計画を策定する。	福生市災害廃棄物処理計画との整合
(1) 被災人口・家屋等の把握										
(2) がれきの発生推定量を予測										
(3) がれき処理のための人員、資機材、運搬車両の確保の見込み										
(4) 仮置き場の使用可否										
(5) 処理場の使用可否										

章 節 頁	現行	修正	理由											
12 2 127	(1) 処理のフロー	<b>3 災害廃棄物の処理</b> (1) 処理のフロー 廃棄物対策班は、次の災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）により、被災建築物を分別解体するとともに、仮置場を設置し、選別、適正保管等を行い災害時においても再資源化を行う。 また、被災した家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）及び自動車については、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行う。 〈図略〉 ※出典：東京都災害廃棄物処理計画	福生市災害廃棄物処理計画との整合											
12 2 127	新規	<b>(2) 仮置場の設置</b> 廃棄物対策班は、被災状況に応じて、災害廃棄物を一時的に集積する一次仮置場を設置する。 二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置を検討する。	福生市災害廃棄物処理計画との整合											
12 2 127	<b>2 災害発生後の初期におけるがれき処理</b> 物資・輸送・環境部環境班は、がれき処理における災害初動期の対応を次のとおり実施する。 <b>(1) 一次集積場所への仮置き</b> 多量のがれきが発生した場合は、物資輸送班及び施設班と調整し、仮置き場として指定している次の5つの公園等を確保し、仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。 ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であるため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置き場として適さない場合を考慮する必要がある。 <b>【一次集積場所】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩川緑地福生南公園</td> <td>福生市南田園 <u>1-1-1</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川中央公園</td> <td>福生市北田園 <u>1</u>先</td> </tr> <tr> <td>多摩川緑地福生かに坂公園</td> <td>福生市福生1185-15</td> </tr> <tr> <td>武蔵野台公園</td> <td>福生市武蔵野台 <u>1</u>-30</td> </tr> <tr> <td>福東グランド</td> <td>福生市熊川1608</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	多摩川緑地福生南公園	福生市南田園 <u>1-1-1</u>	多摩川中央公園	福生市北田園 <u>1</u> 先	多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生1185-15	武蔵野台公園	福生市武蔵野台 <u>1</u> -30	福東グランド	福生市熊川1608	福生市災害廃棄物処理計画との整合
施設名	所在地													
多摩川緑地福生南公園	福生市南田園 <u>1-1-1</u>													
多摩川中央公園	福生市北田園 <u>1</u> 先													
多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生1185-15													
武蔵野台公園	福生市武蔵野台 <u>1</u> -30													
福東グランド	福生市熊川1608													
12 2 128	<b>(2) がれき処理対象範囲の広報</b> がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・東京都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。	<b>(3) 広報</b> 廃棄物対策班は、市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームページ、アプリ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知する。 ・発災後の生活ごみの分別、収集方法、収集頻度 ・避難所における避難所ごみの分別方法 ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法 ・災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等） ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止	福生市災害廃棄物処理計画との整合											
12 2 128	<b>(3) 東京都への報告</b> 廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東京都環境局へ報告する。	<b>(4) 東京都への報告</b> 廃棄物対策班は、廃棄物処理施設の被害状況、がれき発生量、災害廃棄物処理事業費等について、東京都環境局へ報告する。	組織名等の変更											
12 2 128	新規	<b>(5) 災害廃棄物処理の進行管理</b> 災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行う。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。 また、把握した情報は、福生市災害廃棄物対策本部や災害廃棄物合同処理本部（仮称）へ報告するほか、東京都と情報共有を図る。	福生市災害廃棄物処理計画との整合											
12 2 128	<b>3 がれき処理活動</b> 物資・輸送・環境部環境班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、被害状況、がれき発生量等に応じて処理計画を策定し、災害にともない発生したがれきを物資輸送班及び施設班と協力して仮置き場及	削除	福生市災害廃棄物処理計画との整合											

章 節	頁	現行	修正	理由	
		<p>び処理施設へ収集・運搬し又は処理する。また、処理施設は速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。</p> <p><b>(1) がれき除去</b>  ア 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。  イ 住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。  ウ 河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等に引っ掛かっているがれきを除去する。</p> <p><b>(2) がれき処理</b>  ア 一次集積場所に、がれきの選別等の処理設備を設置し、最終処分円滑化を図る。  イ 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、一次集積場所へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。  ウ アスベスト等の有害物質を含むがれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。</p>			
12	2	128	<p><b>4 応援要請</b>  <b>物資・輸送・環境部環境班</b>は、市単独でのがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。</p>	<p><b>4 応援要請</b>  <b>廃棄物対策班</b>は、市単独でのがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。  また、協定に基づき、<b>廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者に協力を要請する。</b></p>	組織名等の変更 福生市災害廃棄物処理計画との整合
12	4	128	<p><b>第4節 動物愛護対策</b>  動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣医師会等関係団体との協力<b>体制を確立</b>する。</p>	<p><b>第3節 動物愛護対策</b>  動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関して、東京都や東京都獣医師会等関係団体との協力<b>関係を構築</b>する。</p>	語句の適正
12	4	128	<p><b>1 被災地における動物保護</b>  <b>物資・輸送・環境部環境班</b>は、東京都や東京都獣医師会等関係機関をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。</p>	<p><b>1 被災地における動物保護</b>  <b>廃棄物対策班</b>は、東京都や東京都獣医師会等関係機関をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。</p>	組織名等の変更
12	4	128	<p><b>2 避難所における動物の適正な飼育</b>  盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。  <b>物資・輸送・環境部環境班</b>は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。  &lt;略&gt;  <b>(5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等</b>  ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。  イ 避難所運営<b>連絡会</b>でペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。  ウ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。</p>	<p><b>2 避難所における動物の適正な飼育</b>  盲導犬、介助犬等を除いた動物の避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。  また、同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を原則とする。  <b>廃棄物対策班</b>は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。  &lt;略&gt;  <b>(5) 避難所等における動物の適正飼養の指導等</b>  ア 避難所でのペットの適正管理、衛生管理に注意する。  イ 避難所運営<b>組織</b>でペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。  ウ 避難所内に盲導犬、介助犬、身体障害者補助犬等と滞在可能なスペースを確保する。  エ 逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。</p>	ペット所有者の自己責任による管理を追加 盲導犬等の取扱いを明記
12	4	129	<p><b>3 動物愛護の活動方針</b></p>	<p><b>3 動物愛護の活動</b></p>	語句の適正
12	4	129	<p><b>4 へい死獣の処理</b>  <b>物資・輸送・環境部環境班</b>は、へい死獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい死獣は、定めた方法に基づき処理する。</p>	<p><b>4 へい獣の処理</b>  <b>廃棄物対策班</b>は、へい獣発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。収集されたへい獣は、定めた方法に基づき処理する。</p>	語句の適正 組織名等の変更
12	4	129	<p><b>5 危険動物逸走時の応急対策</b>  事故時には、必要に応じて次の措置を行う。  &lt;略&gt;  (6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都<b>福祉保健局</b>への通報  (7) 関係機関との連絡  &lt;図中&gt;  <b>緊急災害時動物救援本部（一財）ペット災害対策推進協会</b></p>	<p><b>5 危険動物逸走時の応急対策</b>  <b>廃棄物対策班</b>は、事故時には、必要に応じて次の措置を行う。  &lt;略&gt;  (6) 危険動物逸走の通報受理及び東京都<b>保健医療局</b>への通報  (7) 関係機関との連絡  &lt;図中&gt;  <b>ペット災害支援協議会</b></p>	語句の適正
12	5	130	<p><b>第5節 環境保全対策</b></p>	<p><b>第4節 環境保全対策</b></p>	
12	5	130	<p><b>1 初期対応</b></p>	<p><b>1 初期対応</b></p>	組織名等の変更

章 節	頁	現行	修正	理由																									
		<a href="#">物資・輸送・環境部環境班</a> は、被災によって有害物質が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。 また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。	<a href="#">廃棄物対策班</a> は、被災によって有害物質が漏えいした場合、関係機関への電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。 また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。																										
12	5	130	2 建築物の被災又は解体に伴う対策 (1) 粉塵飛散防止対策 <a href="#">物資・輸送・環境部環境班</a> は、市内調査班と協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。	2 建築物の被災又は解体に伴う対策 (1) 粉塵飛散防止対策 <a href="#">物資班（環境政策課）</a> は、市内調査班と協力して、建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉じん飛散防止対策を指導する。	組織名等の変更 語句の適正																								
12	5	130	(2) がれき等の搬出時の飛散防止対策 <a href="#">物資・輸送・環境部環境班</a> は、がれき等の搬出を行う車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、水で湿らせる等の飛散防止対策や、その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措置を講じる。	(2) がれき等の搬出時の飛散防止対策 <a href="#">廃棄物対策班</a> は、がれき等の搬出を行う車両について、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、水で湿らせる等の飛散防止対策や、その他知事が定める作業基準が守られるよう、必要な措置を講じる。	組織名等の変更																								
13		132	第12章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い <略> <a href="#">&lt;図略&gt;</a> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 行方不明者の捜索</td> <td>福生警察署、福生消防署 <a href="#">情報・調査部</a>市民相談班</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の捜索・収容</td> <td>福生警察署、福生消防署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>、<a href="#">消防部</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 検視・検案、遺体の身元確認</td> <td>福生警察署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a></td> </tr> <tr> <td>第4節 遺体の処理</td> <td><a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a></td> </tr> <tr> <td>第5節 火葬</td> <td><a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> <a href="#">情報・調査部</a>市民相談班</td> </tr> </tbody> </table> <a href="#">&lt;図略&gt;</a>	活動項目	担当班	第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班	第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> 、 <a href="#">消防部</a>	第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>	第4節 遺体の処理	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>	第5節 火葬	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班	第13章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い <略> <a href="#">&lt;図略&gt;</a> 削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 行方不明者の捜索</td> <td>福生警察署、福生消防署 市民相談班</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の捜索・収容</td> <td>福生警察署、福生消防署 <a href="#">市民相談班</a>、<a href="#">消防班</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 検視・検案、遺体の身元確認</td> <td>福生警察署 <a href="#">市民相談班</a></td> </tr> <tr> <td>第4節 遺体の処理</td> <td><a href="#">市民相談班</a></td> </tr> <tr> <td>第5節 火葬</td> <td>市民相談班</td> </tr> </tbody> </table> <a href="#">【遺体取扱いの流れ】</a> <a href="#">&lt;図略&gt;</a> 差替え	活動項目	活動を担う組織	第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 市民相談班	第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 <a href="#">市民相談班</a> 、 <a href="#">消防班</a>	第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 <a href="#">市民相談班</a>	第4節 遺体の処理	<a href="#">市民相談班</a>	第5節 火葬	市民相談班	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
活動項目	担当班																												
第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班																												
第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> 、 <a href="#">消防部</a>																												
第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>																												
第4節 遺体の処理	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a>																												
第5節 火葬	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班																												
活動項目	活動を担う組織																												
第1節 行方不明者の捜索	福生警察署、福生消防署 市民相談班																												
第2節 遺体の捜索・収容	福生警察署、福生消防署 <a href="#">市民相談班</a> 、 <a href="#">消防班</a>																												
第3節 検視・検案、遺体の身元確認	福生警察署 <a href="#">市民相談班</a>																												
第4節 遺体の処理	<a href="#">市民相談班</a>																												
第5節 火葬	市民相談班																												
13	1	132	1 行方不明者の把握 福生警察署と <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班は協力して、行方が分からない市民に関する問い合わせや、捜索依頼届出の受付を行い、行方不明者名簿の作成を行う。名簿作成に当たっては、次の項目について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。 【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴	1 行方不明者の把握 福生警察署と市民相談班は協力して、行方が分からない市民に関する問合せや、捜索依頼届出の受付を行い、行方不明者名簿の作成を行う。名簿作成に当たっては、次の項目について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。 【聴き取り項目】氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴	語句の適正																								
13	1	133	2 行方不明者の捜索 <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班は、行方不明者の捜索について災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警察署、福生消防署、関係機関等の協力、必要に応じボランティアの協力を得て実施する。	2 行方不明者の捜索 市民相談班は、行方不明者の捜索について災害の規模等の状況を勘案して、消防部、福生警察署、福生消防署、関係機関等の協力、必要に応じボランティアの協力を得て実施する。	語句の適正																								
13	1	133	新規	4 不明者情報の扱い <a href="#">市民相談班</a> は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者について、福生警察署、福生消防署等から情報収集を行う。 また、東京都、福生警察署、福生消防署等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより行方不明者の絞り込みに努める。	防災基本計画の見直し																								
13	2	133	1 遺体の捜索 福生警察署は、次のように遺体を捜索する。 (1) 福生消防署、 <a href="#">消防部</a> と協力して、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 <略>	1 遺体の捜索 福生警察署は、次のように遺体を捜索する。 (1) 福生消防署、 <a href="#">消防班</a> と協力して、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 <略>	語句の適正																								
13	2	133	2 遺体の搬送 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班</a> は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への搬送を行う。	2 遺体の搬送 <a href="#">市民相談班</a> は、福生警察署及び福生消防署等の関係機関と連携して、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への搬送を行う。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																								

章 節	頁	現行	修正	理由												
13	2	133 <b>3 遺体の収容</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開設する。開設した場合は、東京都及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。 <b>【遺体収容所候補地】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>福生市営競技場</u></td> <td>福生市福生3232</td> <td>管理棟</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	<u>福生市営競技場</u>	福生市福生3232	管理棟	3 遺体の収容 <u>市民相談班</u> は、 <u>S&amp;Dフィールド福生（福生市営競技場）</u> 管理棟その他の公共施設に遺体収容所を開設する。開設した場合は、東京都及び福生警察署に報告するとともに、住民に周知する。 <b>【遺体収容所候補地】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>S&amp;Dフィールド福生（福生市営競技場）</u></td> <td>福生市福生3232</td> <td>管理棟</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	<u>S&amp;Dフィールド福生（福生市営競技場）</u>	福生市福生3232	管理棟	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 施設の名称変更
施設名	所在地	備考														
<u>福生市営競技場</u>	福生市福生3232	管理棟														
施設名	所在地	備考														
<u>S&amp;Dフィールド福生（福生市営競技場）</u>	福生市福生3232	管理棟														
13	3	133 <b>1 検視・検案体制の確立</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> 、東京都及び福生警察署等は、 <u>必要な体制</u> を確立する。 (1) 東京都 <u>福祉保健局長</u> は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。 (2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 (3) 市医師会・市歯科医師会の医療 <u>救護班</u> 等は、市の要請に基づき、必要に応じ遺体の検視・検案に協力する。	1 検視・検案 <u>態勢</u> の確立 <u>市民相談班</u> 、東京都及び福生警察署等は、 <u>検視・検案態勢</u> を確立する。 (1) 東京都は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。 (2) 福生警察署は、検視班を遺体収容所に派遣し、 <u>検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」</u> 等に基づき、 <u>遺体の検視及び必要な措置を講じる。</u> (3) <u>福生市医師会・福生市歯科医師会の医療チーム</u> 等は、 <u>福生市</u> の要請に基づき、必要に応じ遺体の検視・検案に協力する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正												
13	3	134 <b>2 現場指揮</b> 検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については、警察署等の検視責任者、検案活動については、東京都 <u>福祉保健局</u> の検案責任者の指揮に基づいて行う。	2 現場指揮 検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については、警察署等の検視責任者、検案活動については、東京都の検案責任者の指揮に基づいて行う。	語句の適正（都組織の変更のため詳細は削除）												
13	3	134 <b>3 遺体の身元確認</b> 福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。	3 遺体の身元確認 福生警察署は身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に <u>福生市</u> に引き継ぐ。	語句の適正												
13	4	134 <b>1 遺体の処理</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。 <略>	1 遺体の処理 <u>市民相談班</u> は、関係機関等の協力を得て、次の遺体の処理を実施する。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し												
13	4	134 <b>2 遺体の身元確認</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は <u>福生警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。</u>	2 遺体の身元確認 <u>福生警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。</u> <u>市民相談班は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、身元が確認された遺体を遺族に引き渡す。</u>	東京都地域防災計画との整合												
13	4	134 <b>3 遺体の引取り</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特例許可書を発行する。	3 遺体の引取り <u>市民相談班</u> は、検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特例許可書を発行する。 <u>一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明し次第引き渡す。</u>	東京都地域防災計画との整合												
13	5	135 <b>1 火葬に関する相談窓口の開設</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬手続等の相談に応じる。 遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。	1 火葬に関する相談窓口の開設 <u>市民相談班</u> は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、遺体収容所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬手続等の相談に応じる。 遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し												
13	5	135 <b>2 火葬許可書の発行</b> <u>救急・福祉対応部庶務班及び情報・調査部</u> 市民相談班は、火葬許可書は、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう <u>体制</u> を整える。通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	2 火葬許可書の発行 市民相談班は、火葬許可書は、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう <u>態勢</u> を整える。通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正												
13	5	135 <b>3 広域火葬の実施</b> <u>救急・福祉対応部庶務班</u> は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。 (1) 市民に対し、都内全域が広域火葬 <u>体制</u> にあることを周知し、理解と協力を求める。 <略>	3 広域火葬の実施 <u>市民相談班</u> は、瑞穂斎場等の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。 (1) 市民に対し、都内全域が広域火葬 <u>態勢</u> にあることを周知し、理解と協力を求める。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正												
13	5	135 <b>4 身元が判明しない遺体への対応</b> 1年以内に <u>引き取り</u> 手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。	4 身元が判明しない遺体への対応 <u>市民相談班は、1年以内に遺骨の</u> 引取手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。	語句の適正												
14		136 <b>第13章 ライフラインの応急復旧</b> <略>	<b>第14章 ライフラインの応急復旧</b> <略>	組織名等の変更												



章	節	頁	現行	修正	理由																												
			<p><u>&lt;図略&gt;</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 ライフライン被害状況の把握</td> <td>本部管理部防災班 各ライフライン事業者</td> </tr> <tr> <td>第2節 上水道</td> <td>東京都水道局</td> </tr> <tr> <td>第3節 下水道</td> <td>給食・給水対応部施設班</td> </tr> <tr> <td>第4節 電力</td> <td>東京電力パワーグリッド</td> </tr> <tr> <td>第5節 都市ガス等</td> <td>武陽ガス、LPガス事業者</td> </tr> <tr> <td>第6節 通信</td> <td>通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 ライフライン被害状況の把握	本部管理部防災班 各ライフライン事業者	第2節 上水道	東京都水道局	第3節 下水道	給食・給水対応部施設班	第4節 電力	東京電力パワーグリッド	第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者	第6節 通信	通信事業者	<p><u>&lt;図略&gt;</u> 削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 ライフライン被害状況の把握</td> <td>防災班 各ライフライン事業者</td> </tr> <tr> <td>第2節 上水道</td> <td>東京都水道局、給水班</td> </tr> <tr> <td>第3節 下水道</td> <td>復旧班</td> </tr> <tr> <td>第4節 電力</td> <td>東京電力パワーグリッド</td> </tr> <tr> <td>第5節 都市ガス等</td> <td>武陽ガス、LPガス事業者</td> </tr> <tr> <td>第6節 通信</td> <td>通信事業者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 ライフライン被害状況の把握	防災班 各ライフライン事業者	第2節 上水道	東京都水道局、給水班	第3節 下水道	復旧班	第4節 電力	東京電力パワーグリッド	第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者	第6節 通信	通信事業者	
活動項目	担当班																																
第1節 ライフライン被害状況の把握	本部管理部防災班 各ライフライン事業者																																
第2節 上水道	東京都水道局																																
第3節 下水道	給食・給水対応部施設班																																
第4節 電力	東京電力パワーグリッド																																
第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者																																
第6節 通信	通信事業者																																
活動項目	活動を担う組織																																
第1節 ライフライン被害状況の把握	防災班 各ライフライン事業者																																
第2節 上水道	東京都水道局、給水班																																
第3節 下水道	復旧班																																
第4節 電力	東京電力パワーグリッド																																
第5節 都市ガス等	武陽ガス、LPガス事業者																																
第6節 通信	通信事業者																																
14	1	136	<p><b>第1節 ライフライン被害状況の把握</b>  <u>本部管理部</u>防災班は、ライフライン事業者から報告を受け、次の情報を把握する。  &lt;略&gt;</p>	<p><b>第1節 ライフライン被害状況の把握</b>  防災班は、ライフライン事業者から報告を受け、次の情報を把握する。  &lt;略&gt;</p>	語句の適正																												
14	2	136	<p><b>1 震災時の活動方針</b>  <b>(3) 復旧活動</b>  &lt;略&gt;  カ 必要に応じて市への技術支援を実施する。</p>	<p><b>1 震災時の活動方針</b>  <b>(3) 復旧活動</b>  &lt;略&gt;  カ 必要に応じて<u>福生市</u>への技術支援を実施する。</p>	語句の適正																												
14	2	137	<p><b>(4) 応急給水活動</b>  建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。</p>	<p><b>(4) 応急給水活動</b>  建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、<u>福生市</u>との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。</p>	語句の適正																												
14	2	137	<p><b>(5) 広報活動</b>  東京都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。</p>	<p><b>(5) 広報活動</b>  <u>福生市（給水班）</u>は、東京都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。</p>	語句の適正																												
14	2	137	<p><b>3 復旧対策</b>  <b>(1) 管路の復旧計画</b>  復旧に当たっては、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、順次復旧作業を進める。なお、資器材の調達、復旧<u>体制</u>及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。</p>	<p><b>3 復旧対策</b>  <b>(1) 管路の復旧計画</b>  復旧に当たっては、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、順次復旧作業を進める。なお、資器材の調達、復旧<u>態勢</u>及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。</p>	語句の適正																												
14	3	137	<p><b>第3節 下水道</b>  <u>給食・給水対応部施設班</u>は、下水道施設の応急復旧を実施する。  <b>1 活動体制</b>  <u>即時対応期において</u>、下水道施設の二次災害が発生するおそれがある場合又は拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。  <u>施設班</u>は、保有する資機材等で応急復旧を実施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。</p>	<p><b>第3節 下水道</b>  <u>復旧班</u>は、下水道施設の応急復旧を実施する。  <b>1 活動体制</b>  下水道施設の二次災害が発生するおそれがある場合又は拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。  <u>復旧班</u>は、保有する資機材等で応急復旧を実施し、必要に応じ東京都、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。</p>	語句の適正																												
14	3	138	<p><b>3 広報</b>  <u>本部管理部防災班</u>に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。また、市民に対しても公共下水道及び流域下水道の被害状況、復旧状況、施設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に努める。</p>	<p><b>3 広報</b>  <u>復旧班</u>は、<u>秘書広報班</u>に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供し、市民に対しても公共下水道及び流域下水道の被害状況、復旧状況、施設の被害に伴う下水道の使用自粛についての広報活動に努める。</p>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正																												
14	3	138	<p><b>4 東京都下水道局の対策</b>  東京都が管理する流域下水道幹線・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、関係部署の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。また、<u>東京都本部</u>等との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理<u>体制</u>などの広報活動を行う。</p>	<p><b>4 東京都下水道局の対策</b>  東京都が管理する流域下水道幹線・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、関係部署の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。また、<u>東京都下水道局流域下水道本部</u>等との連携により、被害、復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理<u>態勢</u>などの広報活動を行う。</p>	語句の適正																												
14	4	138	<p><b>第4節 電力</b>  東京電力パワーグリッドは、電力施設の応急復旧を実施する。</p>	<p><b>第4節 電力</b>  東京電力パワーグリッド<u>株式会社</u>は、電力施設の応急復旧を実施する。</p>	語句の適正																												
14	4	138	<p><b>1 震災時の活動体制</b></p>	<p><b>1 震災時の活動体制</b></p>	語句の適正																												

章	節	頁	現行	修正	理由																												
			(1) 非常態勢の組織 非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下、「第一線機関等」という。）を単位として編制し、非常態勢の発令に基づき設置する。 <略>	(1) 非常態勢の組織 非常態勢の組織は、本社及び本社が指定する事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として編制し、非常態勢の発令に基づき設置する。 <略>																													
14	5	139	1 活動体制 地震が発生した場合、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。	1 活動体制 地震が発生した場合、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力の下に災害応急対策を実施する。	語句の適正																												
14	5	140	4 広報 市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	4 広報 福生市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	語句の適正																												
14	5	140	5 LPガス 各LPガスの供給業者は、LPガスの被害調査及び復旧作業を実施する。 また、震災により、都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力してLPガスを救援物資として避難所等への供給する際には、市もこれに協力するよう努める。	5 LPガス 各LPガスの供給業者は、LPガスの被害調査及び復旧作業を実施する。 また、震災により、都市ガス施設に被害が生じた場合、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力してLPガスを救援物資として避難所等への供給する際には、福生市もこれに協力するよう努める。	語句の適正																												
14	6	141	4 広報 各社は、市災害対策本部に通信施設の被害状況、輻輳状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	4 広報 各社は、市災害対策本部に通信施設の被害状況、ふくそう状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	語句の適正																												
15		142	第14章 公共施設等の応急・復旧対策 <略> <図略>	第15章 公共施設等の応急・復旧対策 <略> <図略> 削除	組織名等の変更																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設等の緊急点検</td> <td>給食・給水対応部施設班</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路・橋梁</td> <td>給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）</td> </tr> <tr> <td>第3節 河川</td> <td>関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>第4節 危険箇所等</td> <td>給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班</td> </tr> <tr> <td>第5節 鉄道</td> <td>JR東日本</td> </tr> <tr> <td>第6節 社会公共施設</td> <td>各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 公共施設等の緊急点検	給食・給水対応部施設班	第2節 道路・橋梁	給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）	第3節 河川	関東地方整備局	第4節 危険箇所等	給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班	第5節 鉄道	JR東日本	第6節 社会公共施設	各施設管理者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路等の緊急点検</td> <td>復旧班</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路・橋梁</td> <td>復旧班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）</td> </tr> <tr> <td>第3節 河川</td> <td>関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>第4節 危険箇所等</td> <td>復旧班 防災班</td> </tr> <tr> <td>第5節 鉄道</td> <td>JR東日本</td> </tr> <tr> <td>第6節 社会公共施設</td> <td>建築班、各施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 道路等の緊急点検	復旧班	第2節 道路・橋梁	復旧班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）	第3節 河川	関東地方整備局	第4節 危険箇所等	復旧班 防災班	第5節 鉄道	JR東日本	第6節 社会公共施設	建築班、各施設管理者	
活動項目	担当班																																
第1節 公共施設等の緊急点検	給食・給水対応部施設班																																
第2節 道路・橋梁	給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）																																
第3節 河川	関東地方整備局																																
第4節 危険箇所等	給食・給水対応部施設班 本部管理部防災班																																
第5節 鉄道	JR東日本																																
第6節 社会公共施設	各施設管理者																																
活動項目	活動を担う組織																																
第1節 道路等の緊急点検	復旧班																																
第2節 道路・橋梁	復旧班 福生警察署、東京都建設局西多摩建設事務所 国（関東地方整備局相武国道事務所）																																
第3節 河川	関東地方整備局																																
第4節 危険箇所等	復旧班 防災班																																
第5節 鉄道	JR東日本																																
第6節 社会公共施設	建築班、各施設管理者																																
15	1	142	第1節 公共施設等の緊急点検 給食・給水対応部施設班は、物資輸送班、市内調査班と協力し、地震発生後、公共施設等の緊急点検を実施する	第1節 道路等の緊急点検 復旧班は、地震発生後、公共施設等の緊急点検を実施する	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																												
15	1	142	1 道路・橋梁 <略> 他の道路管理者への通報 市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（相武国道事務所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。 <略> <略>	1 道路・橋梁 <略> 他の道路管理者への通報 市道以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、当該道路管理者（相武国道事務所、東京都建設局西多摩建設事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。 <略> <略>	語句の適正																												
15	2	142	第2節 道路・橋梁 給食・給水対応部施設班は、被害を受けた道路・橋梁施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、市民に対して復旧状況等についての情報を提供する。また、道路・橋梁の交通機能の維持・回復に努める。	第2節 道路・橋梁 復旧班は、被害を受けた道路・橋りょう施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、市民に対して復旧状況等についての情報を提供する。また、道路・橋梁の交通機能の維持・回復に努める。	語句の適正																												

章 節	頁	現行	修正	理由	
15	2	143	1 市道 (1) 活動 <b>体制</b> 被災した道路について、優先 <b>順位</b> の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。	1 市道 (1) 活動 <b>概要</b> 被災した道路について、優先 <b>度</b> の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。	語句の適正
15	2	143	(2) 応急復旧対策 ア 道路・橋 <b>梁</b> 等の被災状況の把握及び応急復旧の検討 〈略〉 ウ 道路上の障害物の除去及び処理 <b>物資輸送班と協力の</b> 上、緊急車両の通行及び応急活動に支障を <b>きた</b> す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。 エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集 <b>給食・給水対応部施設班及び本部管理部防災班、並びに</b> 東京都、関東地方整備局、福生警察署は、 <b>震災時</b> の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。	(2) 応急復旧対策 ア 道路・橋 <b>りょう</b> 等の被災状況の把握及び応急復旧の検討 〈略〉 ウ 道路上の障害物の除去及び処理 緊急車両の通行及び応急活動に支障を <b>来</b> す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。 エ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集 東京都、関東地方整備局、福生警察署 <b>と</b> 道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。	語句の適正
15	2	143	3 国道	3 国道 <b>関東地方整備局相武国道事務所は、国道16号等の応急復旧を実施する。</b>	内容の追加
15	2	144	(2) 応急復旧対策 パトロールによる巡視結果等を <b>もと</b> に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。	(2) 応急復旧対策 パトロールによる巡視結果等を <b>基</b> に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。	語句の適正
15	4	144	1 応急措置及び応急復旧対策 <b>給食・給水対応部施設班は、物資輸送班、市内調査班と協力し、</b> がけ崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対策を講じ、二次災害の防止に努める。	1 応急措置及び応急復旧対策 <b>復旧班は、崖</b> 崩れ、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難指示、道路通行規制を実施し、応急的な安全対策を講じ、二次災害の防止に努める。	語句の適正
15	4	144	2 情報収集・報告 <b>本部管理部</b> 防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。	2 情報収集・報告 防災班は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。	語句の適正
15	5	144	1 災害時の活動 <b>体制</b>	1 災害時の活動	語句の適正
15	5	144	2 発災時の安全確保 (1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡 <b>体制</b> を確保する。 〈略〉	2 発災時の安全確保 (1) 災害対策本部を設置し活動体制を確立するとともに、情報通信連絡 <b>態勢</b> を確保する。 〈略〉	語句の適正
15	6	145	1 社会公共施設等の応急危険度判定 (1) 市有の公共建築物 <b>その所管する公共</b> 建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。	1 社会公共施設等の応急危険度判定 (1) 市有の公共建築物 <b>建築班は、市有の</b> 建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 また、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
15	6	145	(2) 市有以外の社会公共施設 社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その際、判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。	(2) 市有以外の社会公共施設 <b>各施設の管理者は、</b> 社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その際、判定が困難な場合は、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。	語句の適正
15	6	146	4 学校施設 (1) 応急対策 <b>学校長は、次のとおり</b> 発災時に応急対策を実施する。 (略) (2) 復旧対策 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、 <b>学</b> 校長及び東京都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断が生じないように努める。	4 学校施設 (1) 応急対策 校長は、次のとおり発災時に応急対策を実施する。 (略) (2) 復旧対策 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、校長及び東京都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断が生じないように努める。	
16		147	第 <b>15</b> 章 応急生活対策 〈略〉 <b>〈図略〉</b>	第 <b>16</b> 章 応急生活対策 〈略〉 <b>〈図略〉 削除</b>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
			活動項目	<b>担当班</b>	
			活動項目	<b>活動を担う組織</b>	

章	節	頁	現行	修正	理由																																														
			<table border="1"> <tr><td>第1節 応急危険度判定の実施</td><td>情報・調査部市内調査班</td></tr> <tr><td>第2節 <u>住家等被災判定の実施</u></td><td>情報・調査部市内調査班</td></tr> <tr><td>第3節 住居障害物の除去</td><td>物資・輸送・環境部物資輸送班</td></tr> <tr><td>第4節 被災住宅の応急修理</td><td>情報・調査部市内調査班</td></tr> <tr><td>第5節 応急仮設住宅の供給</td><td>本部管理部防災班 情報・調査部市内調査班 <u>まちづくり計画課(住宅グループ)</u></td></tr> <tr><td>第6節 災害弔慰金等の支給</td><td>福生市</td></tr> <tr><td>第7節 義援金の受入れ・配分</td><td>本部管理部出納班</td></tr> <tr><td>第8節 被災者相談</td><td>本部管理部広報・広聴班 情報・調査部市民相談班、住民情報班</td></tr> <tr><td>第9節 <u>り災証明書の発行</u></td><td>情報・調査部市民相談班</td></tr> <tr><td>第10節 各種支援制度の活用</td><td>関係各班</td></tr> <tr><td>第11節 職業のあっせん</td><td></td></tr> <tr><td>第12節 租税等の徴収猶予及び減免等</td><td></td></tr> </table>	第1節 応急危険度判定の実施	情報・調査部市内調査班	第2節 <u>住家等被災判定の実施</u>	情報・調査部市内調査班	第3節 住居障害物の除去	物資・輸送・環境部物資輸送班	第4節 被災住宅の応急修理	情報・調査部市内調査班	第5節 応急仮設住宅の供給	本部管理部防災班 情報・調査部市内調査班 <u>まちづくり計画課(住宅グループ)</u>	第6節 災害弔慰金等の支給	福生市	第7節 義援金の受入れ・配分	本部管理部出納班	第8節 被災者相談	本部管理部広報・広聴班 情報・調査部市民相談班、住民情報班	第9節 <u>り災証明書の発行</u>	情報・調査部市民相談班	第10節 各種支援制度の活用	関係各班	第11節 職業のあっせん		第12節 租税等の徴収猶予及び減免等		<table border="1"> <tr><td>第1節 応急危険度判定の実施</td><td>建築班</td></tr> <tr><td>第2節 <u>住家等被害認定調査・り災証明書等の発行</u></td><td>被害認定調査班</td></tr> <tr><td>第3節 住居障害物の除去</td><td>復旧班</td></tr> <tr><td>第4節 被災住宅の応急修理</td><td>建築班</td></tr> <tr><td>第5節 応急仮設住宅の供給</td><td>建築班</td></tr> <tr><td>第6節 災害弔慰金等の支給</td><td>市民相談班、福生市社会福祉協議会</td></tr> <tr><td>第7節 義援金の受入れ・配分</td><td>出納班</td></tr> <tr><td>第8節 被災者相談</td><td>市民相談班</td></tr> <tr><td>第9節 各種支援制度の活用</td><td>関係各班</td></tr> <tr><td>第10節 職業のあっせん</td><td></td></tr> <tr><td>第11節 租税等の徴収猶予及び減免等</td><td></td></tr> </table>	第1節 応急危険度判定の実施	建築班	第2節 <u>住家等被害認定調査・り災証明書等の発行</u>	被害認定調査班	第3節 住居障害物の除去	復旧班	第4節 被災住宅の応急修理	建築班	第5節 応急仮設住宅の供給	建築班	第6節 災害弔慰金等の支給	市民相談班、福生市社会福祉協議会	第7節 義援金の受入れ・配分	出納班	第8節 被災者相談	市民相談班	第9節 各種支援制度の活用	関係各班	第10節 職業のあっせん		第11節 租税等の徴収猶予及び減免等		
第1節 応急危険度判定の実施	情報・調査部市内調査班																																																		
第2節 <u>住家等被災判定の実施</u>	情報・調査部市内調査班																																																		
第3節 住居障害物の除去	物資・輸送・環境部物資輸送班																																																		
第4節 被災住宅の応急修理	情報・調査部市内調査班																																																		
第5節 応急仮設住宅の供給	本部管理部防災班 情報・調査部市内調査班 <u>まちづくり計画課(住宅グループ)</u>																																																		
第6節 災害弔慰金等の支給	福生市																																																		
第7節 義援金の受入れ・配分	本部管理部出納班																																																		
第8節 被災者相談	本部管理部広報・広聴班 情報・調査部市民相談班、住民情報班																																																		
第9節 <u>り災証明書の発行</u>	情報・調査部市民相談班																																																		
第10節 各種支援制度の活用	関係各班																																																		
第11節 職業のあっせん																																																			
第12節 租税等の徴収猶予及び減免等																																																			
第1節 応急危険度判定の実施	建築班																																																		
第2節 <u>住家等被害認定調査・り災証明書等の発行</u>	被害認定調査班																																																		
第3節 住居障害物の除去	復旧班																																																		
第4節 被災住宅の応急修理	建築班																																																		
第5節 応急仮設住宅の供給	建築班																																																		
第6節 災害弔慰金等の支給	市民相談班、福生市社会福祉協議会																																																		
第7節 義援金の受入れ・配分	出納班																																																		
第8節 被災者相談	市民相談班																																																		
第9節 各種支援制度の活用	関係各班																																																		
第10節 職業のあっせん																																																			
第11節 租税等の徴収猶予及び減免等																																																			
16	1	147	<p><b>1 被災住宅の応急危険度判定</b>  <u>情報・調査部市内調査班</u>は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を実施する。  <b>【応急危険度判定の実施方法】</b></p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>調査の体制</td><td>応急危険度判定員有資格者の職員を中心として<u>3</u>人1組の班を構成する。</td></tr> <tr><td>応援要請</td><td>市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として <u>3</u> 人1組の班を構成する。	応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。	<略>	<略>	<p><b>1 被災住宅の応急危険度判定</b>  <u>建築班</u>は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき建築物の応急危険度判定を実施する。  <b>【応急危険度判定の実施方法】</b></p> <table border="1"> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>調査の体制</td><td>応急危険度判定員有資格者の職員を中心として<u>2</u>人1組の班を構成する。</td></tr> <tr><td>応援要請</td><td><u>福生市</u>単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table>	<略>	<略>	調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として <u>2</u> 人1組の班を構成する。	応援要請	<u>福生市</u> 単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。	<略>	<略>	語句の適正																														
<略>	<略>																																																		
調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として <u>3</u> 人1組の班を構成する。																																																		
応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。																																																		
<略>	<略>																																																		
<略>	<略>																																																		
調査の体制	応急危険度判定員有資格者の職員を中心として <u>2</u> 人1組の班を構成する。																																																		
応援要請	<u>福生市</u> 単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、必要に応じて知事に対して判定員、判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。																																																		
<略>	<略>																																																		
16	1	147	<p><b>2 被災宅地の危険度判定</b>  <u>情報・調査部市内調査班</u>は、二次災害防止のため、<u>がけ</u>崩れ等の危険がある場合、東京都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。判定結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙等により、居住者・歩行者に周知を図る。</p>	<p><b>2 被災宅地の危険度判定</b>  <u>建築班</u>は、二次災害防止のため、<u>崖</u>崩れ等の危険がある場合、東京都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。判定結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙等により、居住者・歩行者に周知を図る。</p>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																																														
16	2	148	<p><b>第2節 <u>住家等被災判定の実施</u></b></p>	<p><b>第2節 <u>住家被害認定調査・り災証明書等の発行</u></b></p>	語句の適正																																														
16	2	148	<p><b>1 住家被害調査</b>  住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の<u>交付</u>や各種の被災者<u>援護対策</u>の基礎となる。<u>情報・調査部市内調査班</u>は、「<u>災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月内閣府)</u>」を参考とし、<u>あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定め、適正な判定を実施する。</u></p> <p><b>1 第一次調査</b>  <u>市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。調査前に住民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施する。</u></p> <p><b>2 第二次調査</b></p>	<p><b>1 住家被害認定調査</b>  住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の<u>発行</u>や各種の被災者<u>生活再建支援</u>の基礎となる。<u>被害認定調査班</u>は、「<u>住家被害認定調査実施マニュアル</u>」に基づき適正な判定を実施する。  <u>調査の区分は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」「被害なし」に区分する。</u>  <u>調査員が不足する場合は、東京都を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。</u>  <u>なお、調査結果は、被災者生活再建支援システムで管理するとともに、東京都に報告する。</u>  <b>【調査区分と内容】</b>  <u>&lt;表略&gt;</u></p>	災害救助法の改正																																														

章 節	頁	現行	修正	理由																		
		<u>第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。</u>																				
16	2	148 新規	<b>2 り災証明書の発行</b> <b>(1) 発行の流れ</b> <u>被害認定調査班は、被災者生活再建支援システムを活用し、被災者からの申請に基づきり災証明書を発行する。</u> <u>発行方法について、福生消防署に情報提供するとともに窓口支援を依頼する。</u> <u>また、福生消防署は火災による被害状況調査の情報について福生市と可能な範囲で共有する。</u> <b>【調査から発行までの流れ】</b> <図略> <b>【発行態勢】</b> <図略>	記載箇所の変更																		
16	2	149 (2) 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 災害原因</td> <td>(2) り災年月日</td> <td>(3) り災場所</td> </tr> <tr> <td>(4) り災程度</td> <td colspan="2">ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、 (エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、 (キ) 床下浸水</td> </tr> </table>	(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所	(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明			イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、 (エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、 (キ) 床下浸水		(2) 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 災害原因</td> <td>(2) り災年月日</td> <td>(3) り災場所</td> </tr> <tr> <td>(4) り災程度</td> <td colspan="2">ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) <u>中規模半壊、(エ) 半壊、(オ) 準半壊、 (カ) 準半壊に至らない</u> (一部損壊)、(キ) 流失、(ク) 床上浸水、 (ケ) 床下浸水</td> </tr> </table>	(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所	(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明			イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) <u>中規模半壊、(エ) 半壊、(オ) 準半壊、 (カ) 準半壊に至らない</u> (一部損壊)、(キ) 流失、(ク) 床上浸水、 (ケ) 床下浸水		災害救助法の改正
(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所																				
(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明																					
	イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、 (エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、 (キ) 床下浸水																					
(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所																				
(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明																					
	イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) <u>中規模半壊、(エ) 半壊、(オ) 準半壊、 (カ) 準半壊に至らない</u> (一部損壊)、(キ) 流失、(ク) 床上浸水、 (ケ) 床下浸水																					
16	2	149 (4) り災証明書様式 り災証明書の様式は、「資料-17 り災証明」のとおりとする。	(4) り災証明書様式 り災証明書の様式は、「資料-17 り災証明書」のとおりとする。																			
16	2	149 新規	<b>3 被災届出受理証の発行</b> <u>被害認定調査班は、住家以外の工作物(物置、納屋等)、住家の附帯物(雨どい、カーポート、塀、門扉等)の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災届出受理証を発行する。</u> <u>また、居住していない住家の所有者からの申請についても、同様の措置をとる。</u> <u>被災届出受理証の様式は、「資料-19 被災届出受理証」のとおりとする。</u>	市の新たな災害対策の追加																		
16	3	149 第3節 住居障害物の除去 <u>物資・輸送・環境部物資輸送班</u> は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。 <b>【住宅障害物除去の方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>除去の対象者</td> <td>1 <u>がけ</u>崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障をきたしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者</td> </tr> <tr> <td>除去作業</td> <td>1 物資輸送班は、協定業者等の協力の<u>もと</u>に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、<u>本部管理部</u>防災班を通じ東京都へ要請する。</td> </tr> </table>	除去の対象者	1 <u>がけ</u> 崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障をきたしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者	除去作業	1 物資輸送班は、協定業者等の協力の <u>もと</u> に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。	応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、 <u>本部管理部</u> 防災班を通じ東京都へ要請する。	第3節 住居障害物の除去 <u>復旧班</u> は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。 <b>【住宅障害物除去の方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>除去の対象者</td> <td>1 <u>崖</u>崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障を来している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者</td> </tr> <tr> <td>除去作業</td> <td>1 物資輸送班は、協定業者等の協力の<u>下</u>に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障を来さない範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>応援要請</td> <td>協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ東京都へ要請する。</td> </tr> </table>	除去の対象者	1 <u>崖</u> 崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障を来している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者	除去作業	1 物資輸送班は、協定業者等の協力の <u>下</u> に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障を来さない範囲とする。	応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ東京都へ要請する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正						
除去の対象者	1 <u>がけ</u> 崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障をきたしている者 2 自らの資力をもってしては除去できない者																					
除去作業	1 物資輸送班は、協定業者等の協力の <u>もと</u> に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。																					
応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、 <u>本部管理部</u> 防災班を通じ東京都へ要請する。																					
除去の対象者	1 <u>崖</u> 崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障を来している者 2 自らの資力をもってしては除去できない者																					
除去作業	1 物資輸送班は、協定業者等の協力の <u>下</u> に除去作業を実施する。 2 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障を来さない範囲とする。																					
応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、防災班を通じ東京都へ要請する。																					
16	4	150 第4節 被災住宅の応急修理 <u>情報・調査部市内調査班</u> は、市に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 <b>【被災住宅の応急修理の方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	<略>	<略>	第4節 被災住宅の応急修理 <u>建築班</u> は、 <u>福生市</u> に災害救助法が適用され、震災により住家が半焼又は半壊 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた</u> 場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。 <b>【被災住宅の応急修理の方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	<略>	<略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正 東京都意見														
<略>	<略>																					
<略>	<略>																					

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<table border="1"> <tr> <td>応急修理の対象者</td> <td>災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>対象者の調査及び選定</td> <td>東京都の委任により、市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。</td> </tr> <tr> <td>修理の方法</td> <td>           1 修理            東京都が、<u>(一社)東京建設業協会</u>のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。            2 経費            1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。            3 期間            原則として災害発生の日から <b>1か月</b>以内に完了する。         </td> </tr> <tr> <td>応急修理後の事務</td> <td>応急修理を実施した場合は、東京都及び市は必要な帳票を整備する。</td> </tr> </table>	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	対象者の調査及び選定	東京都の委任により、市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。	修理の方法	1 修理 東京都が、 <u>(一社)東京建設業協会</u> のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 2 経費 1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から <b>1か月</b> 以内に完了する。	応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び市は必要な帳票を整備する。	<table border="1"> <tr> <td>応急修理の対象者</td> <td>災害のため住家が半壊又は半焼し、<u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>対象者の調査及び選定</td> <td>東京都の委任により、<u>福生市</u>で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。</td> </tr> <tr> <td>修理の方法</td> <td>           1 修理            東京都が、<u>次の協定を締結した団体</u>があつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、<u>福生市</u>はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。            ・<u>一般社団法人東京建設業協会</u>            ・<u>全国建設労働組合総連合東京都連合会</u>            ・<u>一般社団法人災害復旧職人派遣協会</u>            2 経費            1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。            3 期間            原則として災害発生の日から <b>3か月</b>以内に完了する。         </td> </tr> <tr> <td>応急修理後の事務</td> <td>応急修理を実施した場合は、東京都及び<u>福生市</u>は必要な帳票を整備する。</td> </tr> </table> <p><u>また、「住宅の緊急の修理」として、住宅が被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、福生市は、被災者からの申込みに基づき、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼する。</u></p>	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u> 、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	対象者の調査及び選定	東京都の委任により、 <u>福生市</u> で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。	修理の方法	1 修理 東京都が、 <u>次の協定を締結した団体</u> があつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、 <u>福生市</u> はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ・ <u>一般社団法人東京建設業協会</u> ・ <u>全国建設労働組合総連合東京都連合会</u> ・ <u>一般社団法人災害復旧職人派遣協会</u> 2 経費 1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から <b>3か月</b> 以内に完了する。	応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び <u>福生市</u> は必要な帳票を整備する。	
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																				
対象者の調査及び選定	東京都の委任により、市で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。																				
修理の方法	1 修理 東京都が、 <u>(一社)東京建設業協会</u> のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 2 経費 1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から <b>1か月</b> 以内に完了する。																				
応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び市は必要な帳票を整備する。																				
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、 <u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u> 、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																				
対象者の調査及び選定	東京都の委任により、 <u>福生市</u> で行う被災者の資力その他生活条件の調査及び被災証明書に基づき、東京都が定める選定基準による募集・選定を行う。																				
修理の方法	1 修理 東京都が、 <u>次の協定を締結した団体</u> があつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、 <u>福生市</u> はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ・ <u>一般社団法人東京建設業協会</u> ・ <u>全国建設労働組合総連合東京都連合会</u> ・ <u>一般社団法人災害復旧職人派遣協会</u> 2 経費 1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 3 期間 原則として災害発生の日から <b>3か月</b> 以内に完了する。																				
応急修理後の事務	応急修理を実施した場合は、東京都及び <u>福生市</u> は必要な帳票を整備する。																				
16	5	150	<b>1 供給の目的</b> 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借り上げ及び <u>仮設住宅の建設</u> により <u>応急的な住宅</u> を供給する。	<b>1 供給の目的</b> 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に <u>一時提供型住宅</u> （公的住宅の活用）、 <u>賃貸型応急住宅</u> （民間賃貸住宅の借り上げ） <u>又は建設型応急住宅</u> による <u>応急的な住宅</u> を供給する。	災害救助法の改正																
16	5	151	<b>2 応急仮設住宅の供給</b> <b>(1) 公的住宅の供給</b> 市に災害救助法が適用された場合、 <u>本部管理部防災班</u> は、東京都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。 <b>【公的住宅の要請方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>提供可能戸数の把握</td> <td>市の公的住宅の空き<u>家</u>で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>援助要請</td> <td>都営住宅、<u>都市再生機構・公社</u>、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	提供可能戸数の把握	市の公的住宅の空き <u>家</u> で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。	<略>	<略>	援助要請	都営住宅、 <u>都市再生機構・公社</u> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。<略>	<b>2 応急仮設住宅の供給</b> <b>(1) 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給</b> <u>福生市</u> に災害救助法が適用された場合、 <u>建築班</u> は、東京都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。 <b>【公的住宅の要請方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>提供可能戸数の把握</td> <td><u>福生市</u>の公的住宅の空き<u>住戸</u>で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>援助要請</td> <td>都営住宅、<u>独立行政法人都市再生機構・東京都住宅供給公社</u>、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。</td> </tr> </table>	提供可能戸数の把握	<u>福生市</u> の公的住宅の空き <u>住戸</u> で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。	<略>	<略>	援助要請	都営住宅、 <u>独立行政法人都市再生機構・東京都住宅供給公社</u> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。	災害救助法の改正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正 東京都意見				
提供可能戸数の把握	市の公的住宅の空き <u>家</u> で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。																				
<略>	<略>																				
援助要請	都営住宅、 <u>都市再生機構・公社</u> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。<略>																				
提供可能戸数の把握	<u>福生市</u> の公的住宅の空き <u>住戸</u> で提供可能な住宅戸数を把握し、東京都に報告する。																				
<略>	<略>																				
援助要請	都営住宅、 <u>独立行政法人都市再生機構・東京都住宅供給公社</u> 、他市町村の公営住宅等の提供を受ける必要がある場合は、東京都に援助を要請する。																				
16	5	151	<b>(2) 民間賃貸住宅の供給</b> <u>情報・調査部市内調査班</u> は、 <u>東京都が割り当てる民間賃貸住宅を被災者に提供する。</u>	<b>(2) 賃貸型応急住宅の供給</b> <u>建築班</u> は、 <u>東京都が関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供することに協力する。</u>	災害救助法の改正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し 東京都意見																
16	5	151	<b>(3) 応急仮設住宅の供給</b> 東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。 <b>【応急仮設住宅の供給方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>建設<u>予定地</u>の確保</td> <td>応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に<u>したが</u>って決定する。            ア 当面利用目的が決まっていない公共用地            イ 都市公園</td> </tr> </table>	建設 <u>予定地</u> の確保	応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <u>したが</u> って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園	<b>(3) 建設型応急住宅の供給</b> 東京都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。 <b>【建設型応急住宅の供給方法】</b> <table border="1"> <tr> <td>建設<u>候補地</u>の確保</td> <td><u>福生市</u>は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に<u>従</u>って決定する。            ア 当面利用目的が決まっていない公共用地            イ 都市公園</td> </tr> </table>	建設 <u>候補地</u> の確保	<u>福生市</u> は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <u>従</u> って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園	災害救助法の改正 語句の適正 東京都意見												
建設 <u>予定地</u> の確保	応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <u>したが</u> って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園																				
建設 <u>候補地</u> の確保	<u>福生市</u> は、応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難所などの利用の有無を考慮し、次の順位に <u>従</u> って決定する。 ア 当面利用目的が決まっていない公共用地 イ 都市公園																				

章	節	頁	現行		修正		理由
				ウ 民間の遊休地 東京都は建設予定地の中から建設地を選定する。 〈略〉 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 <u>1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</u> 災害発生の日から20日以内に着工する。 東京都は、 <u>(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会</u> があっせんする建設業者に建設工事を発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には市に委任する。 市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。		ウ 民間の遊休地 東京都は建設候補地の中から建設地を選定する。 〈略〉 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 <u>1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建設型応急住宅の供給に努める。</u> 災害発生の日から20日以内に着工する。 東京都は、 <u>次の協定を締結した団体</u> があっせんする建設業者に建設工事を発注する。必要に応じ他の建設業者に発注する。 <u>・一般社団法人プレハブ建築協会</u> <u>・一般社団法人東京建設業協会</u> <u>・一般社団法人全国木造建設事業協会</u> <u>・一般社団法人日本木造住宅産業協会</u> 工事の監督は、東京都が行う。これによりがたい事情がある場合には <u>福生市</u> に委任する。 <u>福生市</u> は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導を行う。	
16	5	151	<b>3 入居資格</b> 入居対象者は、災害時において本市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、知事が必要と認めるものとする。	<b>3 入居資格</b> 入居対象者は、災害時において福生市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、東京都知事が必要と認めるものとする。		語句の適正	
16	5	151	<b>4 入居者の募集・選定</b> 入居者の募集・選定は、次のように行う。 (1) 東京都は、入居者の募集計画を策定し市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割り当てに際しては、原則として市域内の住宅を割り当てるとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町間で融通し合うものとする。 (2) <u>情報・調査部市内調査班</u> は、東京都から住宅の割り当てを受けて、被災者に対し募集を行う。 (3) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき <u>情報・調査部市内調査班</u> が入居者の選定を行う。	<b>4 入居者の募集・選定</b> 入居者の募集・選定は、次のように行う。 (1) 東京都は、入居者の募集計画を策定し福生市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割り当てに際しては、原則として市域内の住宅を割り当てるとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町間で融通し合うものとする。 (2) <u>建築班</u> は、東京都から住宅の割り当てを受けて、被災者に対し募集を行う。 (3) 入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき <u>建築班</u> が入居者の選定を行う。		語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し	
16	5	152	<b>5 応急仮設住宅の管理及び入居期間</b> (1) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 (2) <u>情報・調査部市内調査班</u> は、入居者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。 (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。	<b>5 応急仮設住宅の管理及び入居期間</b> (1) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 (2) <u>建築班</u> は、入居者の管理を行うとともに、入居者について必要な帳票を整備する。 (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。		災害対策本部の構成、役割分担の見直し	
16	6	152	<b>第6節 災害弔慰金等の支給</b> <b>1 災害弔慰金・災害見舞金の支給</b> 市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、福生市災害弔慰金の支給等に関する条例等により、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。 <u>また、世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行う。</u>	<b>第6節 災害弔慰金等の支給</b> <b>1 災害弔慰金・災害見舞金の支給</b> <u>市民相談班</u> は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、福生市災害弔慰金の支給等に関する条例 <u>(昭和49年条例第43号)</u> 等により、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。		災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正	
16	6	152	新規	<b>2 災害援護資金等</b> <u>市民相談班は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。</u> <u>福生市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。</u>		記載の追加	
16	6	152	新規	<b>3 被災者生活再建支援金の支給</b> <u>市民相談班及び東京都は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</u>		記載の追加	
16	7	152	<b>第7節 義援金の受入れ・配分</b> 大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。	<b>第7節 義援金の受入れ・配分</b> 大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入態勢を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。		語句の適正	

章 節	頁	現行	修正	理由																																										
16	7	152	1 受入窓口の決定等 (1) 窓口の決定 本部管理部出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。	1 受入窓口の決定等 (1) 窓口の決定 出納班は、東京都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。	語句の適正																																									
16	7	152	(2) 受入及び管理 市に直接義援金が贈られた場合、本部管理部出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。	(2) 受入れ及び管理 福生市に直接義援金が贈られた場合、出納班は贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。	語句の適正																																									
16	7	153	2 配分 (1) 義援金配分委員会 市は、東京都及び日赤東京都支部等と協議の上、町会長協議会、民生児童委員、社会福祉協議会、市等の代表で構成する福生市義援金配分委員会(以下、「市委員会」という。)を設置し、義援金の配分について協議、決定する。	2 配分 (1) 義援金配分委員会 福生市は、東京都及び日赤東京都支部等と協議の上、福生市町会長協議会、福生市民生委員・児童委員、福生市社会福祉協議会、福生市等の代表で構成する福生市義援金配分委員会(以下この項において「市委員会」という。)を設置し、義援金の配分について協議、決定する。	語句の適正																																									
16	7	153	(2) 配分 市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。	(2) 配分 市委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮し、配分の対象、金額、時期、方法等の基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として福生市が行う。	語句の適正																																									
16	7	153	3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い (1) 義援金の募集・受付 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会(以下、「都委員会」という。)に報告するものとし、本部管理部出納班が都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。	3 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の取扱い (1) 義援金の募集・受付 東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会(以下この項において「都委員会」という。)に報告するものとし、出納班が都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。	語句の適正																																									
16	7	153	(2) 義援金の配分・受入れ 本部管理部出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。 <略>	(2) 義援金の配分・受入れ 出納班は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。 <略>	語句の適正																																									
16	7	153	(3) 義援金の支給 本部管理部出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 <略>	(3) 義援金の支給 出納班は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 <略>	語句の適正																																									
16	8	153	1 相談の実施 (1) 被災者総合相談窓口 本部管理部広報・広聴班は、市役所1階に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。 【各部の相談内容】	1 相談の実施 (1) 被災者総合相談窓口 市民相談班は、市役所に被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を配置する。 【各班の相談内容】	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部管理部</td> <td>○ 都市・生活復興計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難所対応部</td> <td>○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救急・福祉対応部</td> <td>○ 被災者救護、要配慮者支援、身元不明遺体の安置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救急・福祉対応部</td> <td>○ 要配慮者の安否確認に関すること。</td> </tr> <tr> <td>救急・福祉対応部</td> <td>○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>物資・輸送・環境部</td> <td>○ 救援物資の受入れ・保管、緊急輸送道路・生活道路の確保、避難所への物資の搬入・搬送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>物資・輸送・環境部</td> <td>○ ごみ・がれきの収集、衛生管理・防疫等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>給食・給水対応部</td> <td>○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>情報・調査部</td> <td>○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>情報・調査部</td> <td>○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 ○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対策部	相談内容	本部管理部	○ 都市・生活復興計画に関すること。	避難所対応部	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。	救急・福祉対応部	○ 被災者救護、要配慮者支援、身元不明遺体の安置に関すること。	救急・福祉対応部	○ 要配慮者の安否確認に関すること。	救急・福祉対応部	○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。	物資・輸送・環境部	○ 救援物資の受入れ・保管、緊急輸送道路・生活道路の確保、避難所への物資の搬入・搬送に関すること。	物資・輸送・環境部	○ ごみ・がれきの収集、衛生管理・防疫等に関すること。	給食・給水対応部	○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。	情報・調査部	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。	情報・調査部	○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 ○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興企画班</td> <td>○ 都市・生活復興計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難所統括班</td> <td>○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者対策班</td> <td>○ 被災者救護、要配慮者支援に関すること。 ○ 要配慮者の安否確認に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医療救護班</td> <td>○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。 ○ 衛生管理・防疫等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>物資班・復旧班</td> <td>○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物対策班</td> <td>○ ごみ・がれきの収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>給水班・給食班・復旧班</td> <td>○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>建築班</td> <td>○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民相談班</td> <td>○ 遺体の安置に関すること。 ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	相談内容	復興企画班	○ 都市・生活復興計画に関すること。	避難所統括班	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。	要配慮者対策班	○ 被災者救護、要配慮者支援に関すること。 ○ 要配慮者の安否確認に関すること。	医療救護班	○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。 ○ 衛生管理・防疫等に関すること。	物資班・復旧班	○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関すること。	廃棄物対策班	○ ごみ・がれきの収集に関すること。	給水班・給食班・復旧班	○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。	建築班	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。	市民相談班	○ 遺体の安置に関すること。 ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。
対策部	相談内容																																													
本部管理部	○ 都市・生活復興計画に関すること。																																													
避難所対応部	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。																																													
救急・福祉対応部	○ 被災者救護、要配慮者支援、身元不明遺体の安置に関すること。																																													
救急・福祉対応部	○ 要配慮者の安否確認に関すること。																																													
救急・福祉対応部	○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。																																													
物資・輸送・環境部	○ 救援物資の受入れ・保管、緊急輸送道路・生活道路の確保、避難所への物資の搬入・搬送に関すること。																																													
物資・輸送・環境部	○ ごみ・がれきの収集、衛生管理・防疫等に関すること。																																													
給食・給水対応部	○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。																																													
情報・調査部	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。																																													
情報・調査部	○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 ○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。																																													
班名	相談内容																																													
復興企画班	○ 都市・生活復興計画に関すること。																																													
避難所統括班	○ 避難所の管理運営・健康管理、応急教育、学校の再開等に関すること。																																													
要配慮者対策班	○ 被災者救護、要配慮者支援に関すること。 ○ 要配慮者の安否確認に関すること。																																													
医療救護班	○ 被災者の医療・健康管理等に関すること。 ○ 衛生管理・防疫等に関すること。																																													
物資班・復旧班	○ 救援物資の受入れ・保管、生活道路の確保、物資の搬入・搬送に関すること。																																													
廃棄物対策班	○ ごみ・がれきの収集に関すること。																																													
給水班・給食班・復旧班	○ 応急復旧活動に関すること。 ○ 給水活動、下水道施設の復旧、避難所への給食等に関すること。																																													
建築班	○ 市内の被災状況、家屋等の応急危険度調査に関すること。																																													
市民相談班	○ 遺体の安置に関すること。 ○ 災害弔慰金等の支給、義援金の支給に関すること。 ○ 被災者生活再建支援金の支給に関すること。																																													



章 節	頁	現行		修正		理由												
			○ 行方不明者等の捜索等に関すること。 ○ り災証明の発行に関すること。		○ 避難者情報、安否情報の提供に関すること。 ○ 行方不明者等の捜索等に関すること。 ○ り災証明書 <small>書</small> の発行に関すること。													
16	8	154	(2) 避難所等における相談 <u>本部管理部広報・広聴班</u> は、必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。 また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。	(2) 避難所等における相談 <u>市民相談班</u> は、必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。なお、女性からの相談を受けられるよう配慮する。 また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。		災害対策本部の構成、役割分担の見直し												
16	8	154	2 被災者台帳の作成 (1) 被災者台帳の作成 <u>情報・調査部</u> 市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。	2 被災者台帳の作成 (1) 被災者台帳の作成 市民相談班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、 <u>被災者生活再建支援システム上に構築し</u> 、全庁的に共有を図る。		市の新たな災害対策の追加												
16	8	154	(2) 被災者台帳の利用 <u>情報・調査部</u> 市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。 ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。	(2) 被災者台帳の利用 市民相談班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。 ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 イ <u>福生市</u> が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。 また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。		語句の適正												
16	8	154	3 安否情報の提供 <u>情報・調査部住民情報班</u> は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。	3 安否情報の提供 <u>市民相談班</u> は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 回答の際は、 <u>配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為の被害者等</u> 、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。		災害対策本部の構成、役割分担の見直し 防災基本計画の修正												
16	8	155	4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談 防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。 【相談内容】 <table border="1" data-bbox="290 1360 1350 1518"> <tr> <td>警察署</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に<u>消防相談所を開設し、各種相談、及び指導を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	警察署	<略>	消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <u>消防相談所を開設し、各種相談、及び指導を行う。</u>	<略>	<略>	4 警察署、消防署、ライフライン等各防災関係機関の相談 防災関係機関は、次のとおり被災者相談を行う。 【相談内容】 <table border="1" data-bbox="1492 1360 2552 1480"> <tr> <td><u>福生</u>警察署</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>福生</u>消防署</td> <td>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に<u>各種相談等に対応する。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	<u>福生</u> 警察署	<略>	<u>福生</u> 消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <u>各種相談等に対応する。</u>	<略>	<略>		語句の適正 東京都意見
警察署	<略>																	
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <u>消防相談所を開設し、各種相談、及び指導を行う。</u>																	
<略>	<略>																	
<u>福生</u> 警察署	<略>																	
<u>福生</u> 消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <u>各種相談等に対応する。</u>																	
<略>	<略>																	
16	9	155	<u>第9節 り災証明書の発行</u> <u>り災した世帯の再建に当たり、り災証明書等の行政証明書等が必要となる。このためり災証明書の発行について迅速かつ確実に被災者への交付処理を行う。</u> <u>また、東京都と連携し、り災証明手続のシステム化を検討するとともに、発行手続の準備を推進する。</u>  <図略>  <u>1 発行者（証明者）</u> <u>証明者は市長とする。また、福生消防署長は焼損状況の調査等の情報について市と可能な範囲で共有する。</u>	削除		記載箇所の変更												

章	節	頁	現行	修正	理由																
			<p><b>2 発行場所</b> り災証明書は、情報・調査部市民相談班において発行する。発行場所を決定次第、福生消防署に情報提供するとともに窓口支援を依頼する。</p> <p><b>3 発行の手続</b> り災台帳を備え、被災者の申請により発行する。 なお、台帳によって確認できないものは申請者の立証資料により発行することができる。</p> <p><b>【業務の流れ】</b></p> <p><b>4 証明の範囲</b> 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 災害原因</td> <td>(2) り災年月日</td> <td>(3) り災場所</td> </tr> <tr> <td>(4) り災程度</td> <td>ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明 イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、(エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、(キ) 床下浸水</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>5 証明手数料</b> 手数料は免除する。</p> <p><b>6 り災証明書様式</b> り災証明書の様式は、「資料-17 り災証明 (P288)」のとおりとする。</p>	(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所	(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明 イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、(エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、(キ) 床下浸水													
(1) 災害原因	(2) り災年月日	(3) り災場所																			
(4) り災程度	ア 人的 (ア) 死亡、(イ) 負傷、(ウ) 行方不明 イ 物的 (ア) 全壊、(イ) 大規模半壊、(ウ) 半壊、(エ) 一部損壊 (オ) 流失、(カ) 床上浸水、(キ) 床下浸水																				
16	9	155	<p><b>第10節 各種支援制度の活用</b> 市は、国、関係機関が所管する <u>さまざま</u> な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。</p> <p><b>【被災者への支援制度】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支援制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	対象	支援制度	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<p><b>第9節 各種支援制度の活用</b> <u>福生</u>市は、国、関係機関が所管する <u>様々</u> な制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。</p> <p><b>【被災者への支援制度】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支援制度	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
対象	支援制度																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
区分	支援制度																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
<略>	<略>																				
16	10	155	<p><b>第11節 職業のあっせん</b> 国（東京労働局）及び東京都と連携し、被災者に対する職業のあっせんと迅速に実施する。このため、市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。</p>	<p><b>第10節 職業のあっせん</b> 国（東京労働局）及び東京都と連携し、被災者に対する職業のあっせんと迅速に実施する。このため、<u>福生</u>市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。</p>	語句の適正																
16	11	155	<p><b>第12節 租税等の徴収猶予及び減免等</b> 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。このため、市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。</p>	<p><b>第11節 租税等の徴収猶予及び減免等</b> 国及び東京都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。このため、<u>福生</u>市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。</p>	語句の適正																
17		157	<p><b>第16章 要配慮者対策</b> &lt;略&gt; &lt;図略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 要配慮者の被災状況の把握</td> <td>救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 避難所対応部、消防部</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災した要配慮者への支援活動</td> <td>救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 情報・調査部市民相談班</td> </tr> <tr> <td>第3節 社会福祉施設の応急対策</td> <td>施設の管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当部	第1節 要配慮者の被災状況の把握	救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 避難所対応部、消防部	第2節 被災した要配慮者への支援活動	救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 情報・調査部市民相談班	第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者	<p><b>第17章 要配慮者対策</b> &lt;略&gt; &lt;図略&gt; 削除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 要配慮者の被災状況の把握</td> <td>要配慮者対策班</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災した要配慮者への支援活動</td> <td>要配慮者対策班、医療救護班 市民相談班</td> </tr> <tr> <td>第3節 社会福祉施設の応急対策</td> <td>施設の管理者</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 要配慮者の被災状況の把握	要配慮者対策班	第2節 被災した要配慮者への支援活動	要配慮者対策班、医療救護班 市民相談班	第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者	災害対策本部の構成、役割分担の見直し
活動項目	担当部																				
第1節 要配慮者の被災状況の把握	救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 避難所対応部、消防部																				
第2節 被災した要配慮者への支援活動	救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班 情報・調査部市民相談班																				
第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者																				
活動項目	活動を担う組織																				
第1節 要配慮者の被災状況の把握	要配慮者対策班																				
第2節 被災した要配慮者への支援活動	要配慮者対策班、医療救護班 市民相談班																				
第3節 社会福祉施設の応急対策	施設の管理者																				

章 節	頁	現行	修正	理由																	
17	1	157	1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、自主防災組織、民生委員、消防団、福生市社会福祉協議会、ボランティア、 <a href="#">ケアマネジャー</a> 等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。 また、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。	1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、自主防災組織、 <a href="#">福生市</a> 民生委員・ <a href="#">児童委員</a> 、 <a href="#">福生市</a> 消防団、福生市社会福祉協議会、ボランティア、 <a href="#">ケアマネジャー</a> 等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿等の活用により、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに被災状況の把握に努める。 また、 <a href="#">在宅療養者</a> 、保護者を失う等の要保護児童の早期発見、保護に努める。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 語句の適正 東京都意見																
17	2	157	1 福祉ニーズの把握 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。	1 福祉ニーズの把握 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
17	2	157	2 在宅福祉サービスの継続的提供 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、次のとおり福祉サービスを継続する。 <略>	2 在宅福祉サービスの継続的提供 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、次のとおり福祉サービスを継続する。 <略>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
17	2	157	3 要配慮者の施設への緊急入所 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、居宅、避難所等で生活が困難な高齢者、障害者等について、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。	3 要配慮者の施設への緊急入所 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、居宅、避難所等で生活が困難な高齢者、障害者等について、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続を実施する。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
17	2	157	4 情報提供 <a href="#">救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</a> は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	4 情報提供 <a href="#">要配慮者対策班</a> は、関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																
17	2	158	新規	<b>5 在宅療養者への対応</b> <a href="#">要配慮者対策班及び医療救護班</a> は、 <a href="#">在宅療養者の状況を把握し、医療機関、関係団体、事業者等と連携して、バッテリーの確保、医療機関への搬送等の措置をとる。</a>	市の新たな災害対策の追加																
17	2	158	<b>5 外国人への情報提供・相談窓口の設置</b> <a href="#">情報・調査部</a> 市民相談班は、市内公共施設に災害時外国人支援センターを設置し、外国人への情報提供及び生活相談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。 また、市災害ボランティアセンター <a href="#">通じ</a> 語学ボランティアを要請する。	<b>6 外国人への情報提供・相談窓口の設置</b> 市民相談班は、市内公共施設に災害時外国人支援センターを設置し、外国人への情報提供及び生活相談を実施する。相談に当たっては、東京都外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。 また、 <a href="#">福生市災害ボランティアセンター</a> 、 <a href="#">防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステム等を活用して</a> 語学ボランティアを要請する。	語句の適正 市の新たな災害対策の追加																
17	3	158	<b>第3節 社会福祉施設の応急対策</b> 社会福祉施設の管理者は、平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保などを図る。 (1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、 <a href="#">救急・福祉対応部</a> に報告する。 (2) 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。 (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。	<b>第3節 社会福祉施設の応急対策</b> 社会福祉施設の管理者は、平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保などを図る。 (1) 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、 <a href="#">要配慮者対策班</a> に報告する。 (2) 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。 (3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、応急仮設施設の建設又は、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を利用する。																	
18		159	<b>第17章 応急教育・応急保育対策</b> <略> <図略> <table border="1" data-bbox="261 1585 1400 1753"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th><a href="#">担当班</a></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応急教育</td> <td>福生市、教育委員会</td> </tr> <tr> <td>第2節 応急保育等</td> <td><a href="#">救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	<a href="#">担当班</a>	第1節 応急教育	福生市、教育委員会	第2節 応急保育等	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班</a>	第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場		<b>第18章 応急教育・応急保育対策</b> <略> <図略> <a href="#">削除</a> <table border="1" data-bbox="1469 1585 2608 1753"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th><a href="#">活動を担う組織</a></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応急教育</td> <td>福生市、教育委員会</td> </tr> <tr> <td>第2節 応急保育等</td> <td><a href="#">福生市</a></td> </tr> <tr> <td>第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場</td> <td><a href="#">福生市</a></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	<a href="#">活動を担う組織</a>	第1節 応急教育	福生市、教育委員会	第2節 応急保育等	<a href="#">福生市</a>	第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	<a href="#">福生市</a>	語句の適正
活動項目	<a href="#">担当班</a>																				
第1節 応急教育	福生市、教育委員会																				
第2節 応急保育等	<a href="#">救急・福祉対応部庶務班、住民福祉班</a>																				
第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場																					
活動項目	<a href="#">活動を担う組織</a>																				
第1節 応急教育	福生市、教育委員会																				
第2節 応急保育等	<a href="#">福生市</a>																				
第3節 児童館、学童クラブ、ふっさっ子の広場	<a href="#">福生市</a>																				
18	1	159	1 学校の応急対策 市及び教育委員会は、平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。	1 学校の応急対策 <a href="#">福生市</a> 及び <a href="#">福生市</a> 教育委員会は、平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。	語句の適正																

章	節	頁	現行	修正	理由												
			<p>(1) 教育委員会は、<u>学校</u>長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(2) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。</p> <p>(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。</p>	<p>(1) <u>福生市</u>教育委員会は、学長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(2) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。</p> <p>(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。</p>													
18	1	159	<p><b>2 応急教育の実施</b></p> <p>市及び教育委員会は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p><b>【応急教育の内容】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>応急教育の実施</td> <td> <p>(1) <u>学校</u>長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) 教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) 教育委員会及び<u>学校</u>長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) <u>学校</u>長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) <u>学校</u>長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>学校給食の措置</td> <td> <p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>施設</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>施設</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p> </td> </tr> </table>	応急教育の実施	<p>(1) <u>学校</u>長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) 教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) 教育委員会及び<u>学校</u>長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) <u>学校</u>長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) <u>学校</u>長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>	<略>	<略>	学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>施設</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>施設</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>	<p><b>2 応急教育の実施</b></p> <p><u>福生市</u>及び<u>福生市</u>教育委員会は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p><b>【応急教育の内容】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>応急教育の実施</td> <td> <p>(1) 校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、<u>福生市</u>教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) <u>福生市</u>教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) <u>福生市</u>教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) <u>福生市</u>教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) 校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>学校給食の措置</td> <td> <p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>センター</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>センター</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p> </td> </tr> </table>	応急教育の実施	<p>(1) 校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、<u>福生市</u>教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) <u>福生市</u>教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) <u>福生市</u>教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) <u>福生市</u>教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) 校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>	<略>	<略>	学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>センター</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>センター</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>	語句の適正
応急教育の実施	<p>(1) <u>学校</u>長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) 教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) 教育委員会及び<u>学校</u>長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) <u>学校</u>長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) <u>学校</u>長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>体制</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>																
<略>	<略>																
学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>施設</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>施設</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>																
応急教育の実施	<p>(1) 校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、<u>福生市</u>教育委員会に連絡する。</p> <p>(2) <u>福生市</u>教育委員会は、校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p> <p>(3) <u>福生市</u>教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p>(4) <u>福生市</u>教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。</p> <p>(5) 校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>(6) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>(7) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>(8) 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>(9) 避難所として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。</p> <p>(10) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。</p> <p>(11) 教育委員会は、学校間の教職員の応援<u>態勢</u>について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p>																
<略>	<略>																
学校給食の措置	<p>学校再開に合わせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>(1) 避難者用として学校給食<u>センター</u>で応急給食を実施する場合</p> <p>(2) 給食<u>センター</u>が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>																

章 節	頁	現行	修正	理由																
18	1	160	3 学用品等の給与 学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与は市が行う。なお、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び <u>学校長</u> 等の協力を得て、調達から給与までの業務を行う。 【学用品等の供給内容】	3 学用品等の給与 学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与は <u>福生市</u> が行う。なお、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から給与までの業務を行う。 【学用品等の供給内容】	語句の適正															
		<table border="1"> <tr> <td>給与（支給）の対象</td> <td>住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>学用品給与の費用限度</td> <td>(1) 教科書(教材を含む)の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額</td> </tr> </table>	給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。	<略>	<略>	学用品給与の費用限度	(1) 教科書(教材を含む)の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額	<table border="1"> <tr> <td>給与（支給）の対象</td> <td>住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む<u>。</u>）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>学用品給与の費用限度</td> <td>(1) 教科書(教材を含む<u>。</u>)の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額</td> </tr> </table>	給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む <u>。</u> ）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。	<略>	<略>	学用品給与の費用限度	(1) 教科書(教材を含む <u>。</u> )の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額					
給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。																			
<略>	<略>																			
学用品給与の費用限度	(1) 教科書(教材を含む)の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額																			
給与（支給）の対象	住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む <u>。</u> ）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。																			
<略>	<略>																			
学用品給与の費用限度	(1) 教科書(教材を含む <u>。</u> )の実費 (2) 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額																			
18	1	160	4 学校納付金等の減免 市は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について減免の適用を図る。	4 学校納付金等の減免 <u>福生市</u> は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について減免の適用を図る。	語句の適正															
18	2	160	1 保育園 (2) 応急保育の区分 各保育園等は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、市と連携し、施設の応急復旧の状況、保育士・保育園児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、応急保育を実施する。	1 保育園 (2) 応急保育の区分 各保育園等は、災害によって施設が損傷し、通常の保育が実施できない場合は、 <u>福生市</u> と連携し、施設の応急復旧の状況、保育士・保育園児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、応急保育を実施する。	語句の適正															
18	2	160	(3) 施設、職員の確保 <略> (1) 保育園長は、災害対策本部と連携して、公共施設等に応急保育の実施場所を確保する。 (2) <u>本部管理部</u> 防災班は、保育士の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、他の保育園との連携、応急職員の緊急派遣を東京都 <u>福祉保健局</u> に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。	(3) 施設、職員の確保 <略> (1) 保育園長は、災害対策本部と連携して、公共施設等に応急保育の実施場所を確保する。 (2) 防災班は、保育士の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、他の保育園との連携、応急職員の緊急派遣を東京都に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。	語句の適正															
18	2	161	(4) 健康管理等 <u>救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。	(4) 健康管理等 <u>各保育園等は</u> 、被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。	担当の変更（語句の適正）															
19		162	第18章 ボランティアの受入れ対策 市及び福生市社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」（以下、「協定」と呼ぶ。）に基づき相互に連携するとともに東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と協力し、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた <u>連携体制</u> を構築して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。	第19章 ボランティアの受入れ対策 <u>福生市</u> 及び福生市社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」（以下 <u>この章において</u> 「協定」という。）に基づき相互に連携するとともに東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関及びNPO等と協力し、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた <u>協力関係</u> を構築して、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。	語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し															
		<table border="1"> <tr> <td>活動項目</td> <td><u>担当班</u></td> </tr> <tr> <td>第1節 一般ボランティアの受入れ</td> <td>福生市社会福祉協議会 <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 登録ボランティアの受入れ</td> <td><u>本部管理部復興企画班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 専門的なボランティアの確保</td> <td><u>本部管理部復興企画班</u></td> </tr> </table>	活動項目	<u>担当班</u>	第1節 一般ボランティアの受入れ	福生市社会福祉協議会 <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u>	第2節 登録ボランティアの受入れ	<u>本部管理部復興企画班</u>	第3節 専門的なボランティアの確保	<u>本部管理部復興企画班</u>	<table border="1"> <tr> <td>活動項目</td> <td><u>活動を担う組織</u></td> </tr> <tr> <td>第1節 一般ボランティアの受入れ</td> <td>福生市社会福祉協議会 <u>要配慮者対策班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 登録ボランティアの受入れ</td> <td><u>職員班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 専門的なボランティアの確保</td> <td><u>職員班</u></td> </tr> </table>	活動項目	<u>活動を担う組織</u>	第1節 一般ボランティアの受入れ	福生市社会福祉協議会 <u>要配慮者対策班</u>	第2節 登録ボランティアの受入れ	<u>職員班</u>	第3節 専門的なボランティアの確保	<u>職員班</u>	
活動項目	<u>担当班</u>																			
第1節 一般ボランティアの受入れ	福生市社会福祉協議会 <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u>																			
第2節 登録ボランティアの受入れ	<u>本部管理部復興企画班</u>																			
第3節 専門的なボランティアの確保	<u>本部管理部復興企画班</u>																			
活動項目	<u>活動を担う組織</u>																			
第1節 一般ボランティアの受入れ	福生市社会福祉協議会 <u>要配慮者対策班</u>																			
第2節 登録ボランティアの受入れ	<u>職員班</u>																			
第3節 専門的なボランティアの確保	<u>職員班</u>																			
19	1	162	1 ボランティアの受入れ 福生市社会福祉協議会は、協定に基づき福生市福祉センターに福生市災害ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」という。）を設置し、次の活動を行う。 【ボランティアセンター設置場所】	1 ボランティアの受入れ 福生市社会福祉協議会は、協定に基づき福生市福祉センターに福生市災害ボランティアセンター（以下 <u>この節において</u> 「ボランティアセンター」という。）を設置し、次の活動を行う。 【ボランティアセンター設置場所】	市の新たな災害対策の追加 語句の適正 組織名等の変更															
		<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>福生市福祉センター</td> <td>福生市南田園 <u>2-13-1</u></td> </tr> </table> 【ボランティアセンターの内容】	施設名	所在地	福生市福祉センター	福生市南田園 <u>2-13-1</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>優先順位</u></td> <td>施設名</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td><u>1</u></td> <td>福生市福祉センター</td> <td>福生市南田園1-13-1</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>さくら会館</u></td> <td><u>福生市牛浜163</u></td> </tr> </table> 【ボランティアセンターの内容】	<u>優先順位</u>	施設名	所在地	<u>1</u>	福生市福祉センター	福生市南田園1-13-1	<u>2</u>	<u>さくら会館</u>	<u>福生市牛浜163</u>				
施設名	所在地																			
福生市福祉センター	福生市南田園 <u>2-13-1</u>																			
<u>優先順位</u>	施設名	所在地																		
<u>1</u>	福生市福祉センター	福生市南田園1-13-1																		
<u>2</u>	<u>さくら会館</u>	<u>福生市牛浜163</u>																		

章	節	頁	現行	修正	理由																																																				
			<table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td>(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>人材の確保</td> <td><u>救急・福祉対応部</u>は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき	<略>	<略>	人材の確保	<u>救急・福祉対応部</u> は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。	<略>	<略>	<table border="1"> <tr> <td>設置基準</td> <td>(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき。<u>。</u> (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき。<u>。</u> (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき。<u>。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>人材の確保</td> <td><u>要配慮者対策班</u>は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき。 <u>。</u> (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき。 <u>。</u> (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき。 <u>。</u>	<略>	<略>	人材の確保	<u>要配慮者対策班</u> は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。	<略>	<略>																																					
設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき																																																								
<略>	<略>																																																								
人材の確保	<u>救急・福祉対応部</u> は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。																																																								
<略>	<略>																																																								
設置基準	(1) 多摩地域に震度5強以上の地震が起きたとき。 <u>。</u> (2) 福生市災害対策本部が設置されたとき。 <u>。</u> (3) 福生市がボランティアセンターの設置を必要と認め、福生市社会福祉協議会に設置を要請したとき。 <u>。</u>																																																								
<略>	<略>																																																								
人材の確保	<u>要配慮者対策班</u> は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターへ派遣を要請する。																																																								
<略>	<略>																																																								
19	1	162	<p><b>2 活動支援体制</b> <u>救急・福祉対応部住民福祉班</u>は、次の支援を行う。</p> <p><b>【ボランティアセンターへの支援】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>活動拠点の提供、必要資機材</td> <td>協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。<u>ボランティアセンターは、市内での代替施設や資機材等が不足する場合は、東京都に支援要請をする。</u></td> </tr> <tr> <td>災害情報の提供</td> <td><u>本部管理部</u>防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。 <u>ボランティアセンターは、市内での代替施設や資機材等が不足する場合は、東京都に支援要請をする。</u>	災害情報の提供	<u>本部管理部</u> 防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。	<略>	<略>	<p><b>2 活動支援態勢</b> <u>要配慮者対策班</u>は、次の支援を行う。</p> <p><b>【ボランティアセンターへの支援】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>活動拠点の提供、必要資機材</td> <td>協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。</td> </tr> <tr> <td>災害情報の提供</td> <td>防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>調整事務の経費の負担</u></td> <td><u>災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時給外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</u></td> </tr> </table>	活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。	災害情報の提供	防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。	<略>	<略>	<u>調整事務の経費の負担</u>	<u>災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時給外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</u>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 災害救助法の改正 東京都意見																																						
活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。 <u>ボランティアセンターは、市内での代替施設や資機材等が不足する場合は、東京都に支援要請をする。</u>																																																								
災害情報の提供	<u>本部管理部</u> 防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。																																																								
<略>	<略>																																																								
活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議の上、配備する。																																																								
災害情報の提供	防災班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。																																																								
<略>	<略>																																																								
<u>調整事務の経費の負担</u>	<u>災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時給外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</u>																																																								
19	2	163	<p><b>第2節 登録ボランティアの受入れ</b> <u>本部管理部復興企画班</u>は各部と調整し、東京都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入れを行う。 また、東京都（総務局総合防災部）を通じて国土交通省関東地方整備局（企画部防災課）へ防災エキスパートの支援要請を行う。 なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。</p> <p><b>【東京都防災ボランティア等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録ボランティア</th> <th>活動内容</th> <th>東京都の所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急危険度判定員</td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。</td> <td>都市整備局</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>語学ボランティア</td> <td>大規模な災害発生時において、語学力を<u>活</u>かし被災外国人等を支援する。</td> <td>生活文化局</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【赤十字ボランティア】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤十字災害救護ボランティア</td> <td>赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート</td> </tr> <tr> <td>赤十字奉仕団、個人ボランティア</td> <td>避難所等における被災者支援、救急医療等への支援</td> </tr> <tr> <td>赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）</td> <td>都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う</td> </tr> </tbody> </table>	登録ボランティア	活動内容	東京都の所管	応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局	<略>	<略>	<略>	語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を <u>活</u> かし被災外国人等を支援する。	生活文化局	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	分類	活動内容	赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート	赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援	赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う	<p><b>第2節 登録ボランティアの受入れ</b> <u>職員班</u>は各部と調整し、東京都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入れを行う。<u>語学ボランティアについては、防災（語学）ボランティア派遣マッチングシステムを活用する。</u> また、東京都（総務局総合防災部）を通じて国土交通省関東地方整備局（企画部防災課）へ防災エキスパートの支援要請を行う。 なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。</p> <p><b>【東京都防災ボランティア等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録ボランティア</th> <th>活動内容</th> <th>東京都の所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急危険度判定員</td> <td>余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ<u>短</u>時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。</td> <td>都市整備局</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>語学ボランティア</td> <td>大規模な災害発生時において、語学力を<u>生</u>かし被災外国人等を支援する。</td> <td>生活文化<u>スポーツ</u>局</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【赤十字ボランティア】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤十字災害救護ボランティア</td> <td>赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート</td> </tr> <tr> <td>赤十字奉仕団、個人ボランティア</td> <td>避難所等における被災者支援、救急医療等への支援</td> </tr> <tr> <td>赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）</td> <td>都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う。<u>。</u></td> </tr> </tbody> </table>	登録ボランティア	活動内容	東京都の所管	応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ <u>短</u> 時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局	<略>	<略>	<略>	語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を <u>生</u> かし被災外国人等を支援する。	生活文化 <u>スポーツ</u> 局	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	分類	活動内容	赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート	赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援	赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う。 <u>。</u>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し 市の新たな災害対策の追加 語句の適正 東京都意見
登録ボランティア	活動内容	東京都の所管																																																							
応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を <u>活</u> かし被災外国人等を支援する。	生活文化局																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
分類	活動内容																																																								
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート																																																								
赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援																																																								
赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う																																																								
登録ボランティア	活動内容	東京都の所管																																																							
応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ <u>短</u> 時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を <u>生</u> かし被災外国人等を支援する。	生活文化 <u>スポーツ</u> 局																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
<略>	<略>	<略>																																																							
分類	活動内容																																																								
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート																																																								
赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援																																																								
赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション（支援所）を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う。 <u>。</u>																																																								

章 節	頁	現行	修正	理由																									
19	3	164	第3節 専門的なボランティアの確保 <u>本部管理部復興企画班</u> は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、市ホームページ等を活用して募集する。 〈略〉	第3節 専門的なボランティアの確保 <u>職員班</u> は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、 <u>福生市</u> ホームページ等を活用して募集する。 〈略〉	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																								
20		165	第19章 応急公用負担等 〈略〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 実施責任者</td> <td><u>本部管理部庶務班</u>、<u>消防部</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 応急公用負担等の要領</td> <td><u>本部管理部庶務班</u>、<u>消防部</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 損失補償及び損害補償等</td> <td><u>本部管理部庶務班</u>、<u>消防部</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 実施責任者	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>	第2節 応急公用負担等の要領	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>	第3節 損失補償及び損害補償等	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>	第20章 応急公用負担等 〈略〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 実施責任者</td> <td><u>防災班</u>、<u>消防班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 応急公用負担等の要領</td> <td><u>防災班</u>、<u>消防班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 損失補償及び損害補償等</td> <td><u>防災班</u>、<u>消防班</u></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 実施責任者	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>	第2節 応急公用負担等の要領	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>	第3節 損失補償及び損害補償等	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>	災害対策本部の構成、役割分担の見直し								
活動項目	担当班																												
第1節 実施責任者	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>																												
第2節 応急公用負担等の要領	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>																												
第3節 損失補償及び損害補償等	<u>本部管理部庶務班</u> 、 <u>消防部</u>																												
活動項目	活動を担う組織																												
第1節 実施責任者	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>																												
第2節 応急公用負担等の要領	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>																												
第3節 損失補償及び損害補償等	<u>防災班</u> 、 <u>消防班</u>																												
21		166	第20章 災害救助法の適用 〈略〉 <u>〈図略〉</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 詳細被害状況の調査</td> <td><u>情報・調査部市内調査班</u> <u>本部管理部</u>防災班</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害状況の報告</td> <td><u>本部管理部</u>防災班</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用手続</td> <td><u>本部管理部</u>防災班、関係各部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【応急対策の流れ】 <u>〈図略〉</u></p>	活動項目	担当班	第1節 詳細被害状況の調査	<u>情報・調査部市内調査班</u> <u>本部管理部</u> 防災班	第2節 被害状況の報告	<u>本部管理部</u> 防災班	第3節 災害救助法の適用手続	<u>本部管理部</u> 防災班、関係各部	第21章 災害救助法の適用 〈略〉 <u>〈図略〉 削除</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 詳細被害状況の調査</td> <td>防災班</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害状況の報告</td> <td>防災班</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用手続</td> <td>防災班、関係各部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【応急対策の流れ】 <u>〈図略〉 修正</u></p>	活動項目	活動を担う組織	第1節 詳細被害状況の調査	防災班	第2節 被害状況の報告	防災班	第3節 災害救助法の適用手続	防災班、関係各部	災害対策本部の構成、役割分担の見直し								
活動項目	担当班																												
第1節 詳細被害状況の調査	<u>情報・調査部市内調査班</u> <u>本部管理部</u> 防災班																												
第2節 被害状況の報告	<u>本部管理部</u> 防災班																												
第3節 災害救助法の適用手続	<u>本部管理部</u> 防災班、関係各部																												
活動項目	活動を担う組織																												
第1節 詳細被害状況の調査	防災班																												
第2節 被害状況の報告	防災班																												
第3節 災害救助法の適用手続	防災班、関係各部																												
21	1	166	1 被害状況の把握 被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 各部・各班は、所管<u>施設</u>の被害状況を調査し、<u>本部管理部</u>防災班へ報告する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに<u>本部管理部</u>防災班へ報告する。</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>情報・調査部市内調査班</u>は、<u>市内</u>を調査し、被害情報を集約する。</td> </tr> <tr> <td>(4) <u>被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	(1) 各部・各班は、所管 <u>施設</u> の被害状況を調査し、 <u>本部管理部</u> 防災班へ報告する。	(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに <u>本部管理部</u> 防災班へ報告する。	(3) <u>情報・調査部市内調査班</u> は、 <u>市内</u> を調査し、被害情報を集約する。	(4) <u>被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。</u>	1 被害状況の把握 被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 各部・各班は、所管の被害状況を調査し、防災班へ報告する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに防災班へ報告する。</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 各部・各班は、所管の被害状況を調査し、防災班へ報告する。	(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに防災班へ報告する。	語句の適正 記載事項の適正																		
(1) 各部・各班は、所管 <u>施設</u> の被害状況を調査し、 <u>本部管理部</u> 防災班へ報告する。																													
(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに <u>本部管理部</u> 防災班へ報告する。																													
(3) <u>情報・調査部市内調査班</u> は、 <u>市内</u> を調査し、被害情報を集約する。																													
(4) <u>被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。</u>																													
(1) 各部・各班は、所管の被害状況を調査し、防災班へ報告する。																													
(2) 各部・各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに防災班へ報告する。																													
21	1	166	2 把握する内容 <u>本部管理部</u> 防災班は、緊急対応が終了した段階から、平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。 【被害情報の内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、<u>橋梁</u>の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	把握する内容	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、 <u>橋梁</u> の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	〈略〉	〈略〉	2 把握する内容 防災班は、緊急対応が終了した段階から、平常時の各部・課と連携し、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。 【被害情報の内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、<u>橋りょう</u>の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	把握する内容	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、 <u>橋りょう</u> の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	〈略〉	〈略〉	語句の適正
区 分	把握する内容																												
〈略〉	〈略〉																												
〈略〉	〈略〉																												
〈略〉	〈略〉																												
その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、 <u>橋梁</u> の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況																												
〈略〉	〈略〉																												
区 分	把握する内容																												
〈略〉	〈略〉																												
〈略〉	〈略〉																												
〈略〉	〈略〉																												
その他被害	(1) 田畑の被害状況 (2) 教育施設の被害状況 (3) 医療機関の被害状況 (4) 道路、 <u>橋りょう</u> の被害状況 (5) 河川、水路等の被害状況 (6) 水道施設の被害状況 (7) 下水道施設の被害状況 (8) ごみ処理施設等の被害状況 (9) 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況																												
〈略〉	〈略〉																												

章 節	頁	現行	修正	理由																	
21	1	167	3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 <u>本部管理部</u> 防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。	3 救助の実施に必要な関係帳票の整備 防災班は、救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票を作成する。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法について習熟する。	語句の適正																
21	2	167	1 被害状況等報告 <u>本部管理部</u> 防災班は、救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の時間経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。 〈略〉	1 被害状況等報告 防災班は、 <u>災害</u> 救助法に基づく「災害報告」として、災害発生の時間経過に併せ、東京都に対して発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種対策の基礎資料となる。 〈略〉	語句の適正																
21	3	167	1 災害救助法の適用基準 市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) <u>本市</u>の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。</td> <td style="width: 50%;">(1) <u>福生市</u>の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。</td> </tr> <tr> <td>(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、<u>本市</u>の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。</td> <td>(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、<u>福生市</u>の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</td> <td>(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</td> </tr> <tr> <td>(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</td> <td>(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</td> </tr> </table> ※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。	(1) <u>本市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>本市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	1 災害救助法の適用基準 <u>福生市</u> における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) <u>福生市</u>の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。</td> <td style="width: 50%;">(1) <u>福生市</u>の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。</td> </tr> <tr> <td>(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、<u>福生市</u>の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。</td> <td>(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、<u>福生市</u>の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</td> <td>(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</td> </tr> <tr> <td>(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</td> <td>(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</td> </tr> </table> ※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流出等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。	(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	語句の適正
(1) <u>本市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。																				
(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>本市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。																				
(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。																				
(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。																				
(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。	(1) <u>福生市</u> の滅失世帯（住家滅失世帯）数が80世帯以上のとき。																				
(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。	(2) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、 <u>福生市</u> の滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。																				
(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(3) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。																				
(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(4) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。																				
21	3	167	2 災害救助法適用手続 市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、東京都に災害救助法の適用手続を行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなるが、関係各部署は <u>本部管理部</u> 防災班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。 〈略〉	2 災害救助法適用手続 <u>福生市</u> 市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、東京都に災害救助法の適用手続を行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなるが、関係各部署は防災班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。 〈略〉																	
21	3	168	3 救助の実施者 災害救助法適用後の救助業務は、知事が実施者となり、市長は、知事の補助又は委任による執行として救助を行う。 なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。	3 救助の実施者 災害救助法適用後の救助業務は、 <u>東京都</u> 知事が実施者となり、 <u>福生市</u> 市長は、知事の補助又は委任による執行として救助を行う。 なお、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく <u>東京都</u> 知事による救助を行うことができないときは、 <u>福生市</u> 市長が自ら救助に着手し、その状況を直ちに <u>東京都</u> 知事に報告し、その後の処理について <u>東京都</u> 知事の指示を受ける。	語句の適正																
21	3	168	4 救助の種類 (1) <u>収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</u>	(1) <u>避難所及び応急仮設住宅の供与</u>	東京都意見																
21	3	168	5 救助の程度・方法及び期間 救助の程度・方法及び期間は「資料-16 災害救助法による救助の内容等」のとおりとする。 <u>基準額については、東京都規則により適宜改訂を行う。</u>	5 救助の程度・方法及び期間 救助の程度・方法及び期間は「資料-16 災害救助法による救助の内容等」のとおりとする。	語句の適正																
22		169	第21章 激甚災害の指定 市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">活動項目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>担当班</u></td> </tr> <tr> <td>第1節 激甚災害の調査</td> <td style="text-align: center;"><u>情報・調査部市内調査班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害指定の手続き</td> <td style="text-align: center;"><u>本部管理部防災班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き</td> <td style="text-align: center;"><u>本部管理部防災班</u></td> </tr> </table>	活動項目	<u>担当班</u>	第1節 激甚災害の調査	<u>情報・調査部市内調査班</u>	第2節 激甚災害指定の手続き	<u>本部管理部防災班</u>	第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	<u>本部管理部防災班</u>	第22章 激甚災害の指定 市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（ <u>昭和37年法律第150号</u> 。以下 <u>この章</u> において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">活動項目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>活動を担う組織</u></td> </tr> <tr> <td>第1節 激甚災害の調査</td> <td style="text-align: center;"><u>企画班</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害指定の手続き</td> <td style="text-align: center;"><u>企画班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き</td> <td style="text-align: center;"><u>企画班</u></td> </tr> </table>	活動項目	<u>活動を担う組織</u>	第1節 激甚災害の調査	<u>企画班</u>	第2節 激甚災害指定の手続き	<u>企画班</u>	第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	<u>企画班</u>	語句の適正 災害対策本部の構成、役割分担の見直し
活動項目	<u>担当班</u>																				
第1節 激甚災害の調査	<u>情報・調査部市内調査班</u>																				
第2節 激甚災害指定の手続き	<u>本部管理部防災班</u>																				
第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	<u>本部管理部防災班</u>																				
活動項目	<u>活動を担う組織</u>																				
第1節 激甚災害の調査	<u>企画班</u>																				
第2節 激甚災害指定の手続き	<u>企画班</u>																				
第3節 特別財政援助の交付（申請）手続き	<u>企画班</u>																				
22	1	169	第1節 激甚災害の調査 市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して <u>知事</u> に報告する。	第1節 激甚災害の調査 <u>福生市</u> は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査して <u>東京都</u> に報告する。	語句の適正																



章 節	頁	現行	修正	理由
		<a href="#">知事</a> は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。	<a href="#">東京都</a> は、 <a href="#">福生市</a> の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。	
22	2	169 <b>第2節 激甚災害指定の手続き</b> 震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市の要請により、東京都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。 【激甚災害の指定手順】 <図略>	<b>第2節 激甚災害指定の手続き</b> 震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、 <a href="#">福生市</a> の要請により、東京都は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。 【激甚災害の指定手順】 <図略> 修正	語句の適正
22	3	169 <b>第3節 特別財政援助の交付(申請)手続き</b> 激甚災害の指定をうけたときは、市は速やかに関係調書を作成し、東京都に提出する。東京都はこれを受け、事業の種別毎に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。	<b>第3節 特別財政援助の交付(申請)手続</b> 激甚災害の指定を受けたときは、 <a href="#">福生市</a> は速やかに関係調書を作成し、東京都に提出する。東京都はこれを受け、事業の種別ごと <sup>と</sup> に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。	語句の適正
23		170 新規	<b>第23章 南海トラフ地震</b> <a href="#">南海トラフ地震</a> は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。 <a href="#">気象庁</a> では南海トラフで異常な現象が観測された場合に、地震発生の可能性の高まりについて「 <a href="#">南海トラフ地震に関連する情報</a> 」の運用を開始した。 そのため、当該情報が発表された場合の福生市の対応を定めるものとする。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、社会が混乱することが想定されるため、対策を追加
23	1	170 新規	<b>第1節 基本方針</b> <a href="#">南海トラフ地震</a> により想定される震度は、震度5弱程度であり立川断層帯地震と比べると影響は小さく、さらに、 <a href="#">福生市</a> は、 <a href="#">南海トラフ地震防災対策推進地域</a> には指定されていない。 そのため、地震への災害予防及び応急対策は、第1部から第2部までで対応することを基本方針とする。 また、 <a href="#">気象庁</a> の発表する「 <a href="#">南海トラフ地震に関連する情報</a> 」が発表された場合は、社会的混乱が発生するおそれがあるため、「 <a href="#">南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）</a> 」（内閣府 平成31年3月29日）に準拠した対応をとるものとする。	同上
23	2	170 新規	<b>第2節 南海トラフ地震に関する情報</b> <b>1 情報の種類</b> <a href="#">気象庁</a> は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「 <a href="#">南海トラフ地震に関連する情報</a> 」を発表する。 特に、「 <a href="#">南海トラフ地震臨時情報</a> 」には、情報名の後にキーワードを付記して「 <a href="#">南海トラフ地震臨時情報（調査中）</a> 」等の形で情報を発表する。 【 <a href="#">南海トラフ地震に関連する情報</a> 】 <表略> 【 <a href="#">南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等と各キーワードを付記する条件</a> 】 <表略>	同上
23	2	171 新規	<b>2 情報の流れ</b> 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。 <a href="#">南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</a> が発表された場合、 <a href="#">福生市</a> は、第3節に示した対応をとる。 <図略> ※1 <a href="#">南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）</a> ※2 <a href="#">南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）</a> ※3 <a href="#">ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）</a>	同上

章	節	頁	現行	修正	理由
23	3	171	新規	<p><b>第3節 福生市の基本対応</b></p> <p><u>南海トラフで異常現象（先発地震）が発生し、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、福生市は、次の対応を取る。</u></p> <p><b>（1）市民への広報</b></p> <p><u>南海トラフ地震での地震に備え、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄の確認等呼び掛ける。</u></p> <p><b>（2）避難への対応</b></p> <p><u>土砂災害警戒区域に含まれない公共施設を避難場所として指定し、区域内の住民に対し自主的な避難を促す。</u></p> <p><u>なお、避難の期間は、おおむね1週間から2週間程度とされる。</u></p>	同上

福生市地域防災計画 新旧対照表

第2編 地震災害対策計画 第3部 災害復興計画

章	節	頁	現行	修正	理由
1		173	<b>第1章 復興の基本的な考え方</b> 大規模な <b>震災</b> 被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。	<b>第1章 復興の基本的な考え方</b> 大規模な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。	語句の適正
1	1	173	<b>2 生活復興の推進</b> (1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、市は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は東京都と協力して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。	<b>2 生活復興の推進</b> (1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、 <b>福生市</b> は、東京都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、 <b>福生市</b> は東京都と協力して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。	語句の適正
1	2	173	<b>第2節 都市復興</b> 人がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 <略>	<b>第2節 都市復興</b> 人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた福生市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 <略>	語句の適正
1	3	173	<b>第3節 復興に向けた体制の確立</b> 市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、本 <b>部管理課</b> 復興企画班を中心に復興を推進するための組織を設置する。	<b>第3節 復興に向けた態勢の確立</b> 市長は、地震により被害を受けた地域が福生市内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興企画部を中心に復興を推進するための組織を設置する。	語句の適正
2		174	<b>第2章 復興計画の策定</b> 東京都は、 <b>震災</b> 後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基づいて、 <b>震災</b> 後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。市は、これを踏まえ、地域の実情を加味した市震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。	<b>第2章 復興計画の策定</b> 東京都は、 <b>地震</b> 後2週間以内を目途に震災復興基本方針を策定し、この震災復興基本方針に基づいて、 <b>地震</b> 後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を定める。 <b>福生市</b> は、これを踏まえ、地域の実情を加味した <b>福生市</b> 震災復興基本方針と復興総合計画を策定する。	語句の適正
2	1	174	<b>第1節 震災復興基本方針の策定</b> 市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都より <b>震災</b> 後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。 <略>	<b>第1節 震災復興基本方針の策定</b> 市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都より <b>地震</b> 後2週間以内を目途に作成される「震災復興基本方針」を踏まえ、東京都と協議しながら、「福生市震災復興基本方針」を定め、公表する。 <略>	語句の適正
2	2	174	<b>第2節 復興総合計画の策定</b> 市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにし、 <b>震災</b> 後6か月を目途に策定し公表する。	<b>第2節 復興総合計画の策定</b> 市長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにし、 <b>地震</b> 後6か月を目途に策定し公表する。	語句の適正
2	3	175	<b>第3章 復興の全体像</b> 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。 合意形成を図るには、地域ごとに復興の <b>あり方</b> を協議する住民組織が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。 復興のプロセスは、その担い手により「地域力を <b>活か</b> した地域協働復興」、「被災者個人による自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。 なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。市は、東京都の基本目標を踏まえつつ作成する福生市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。	<b>第3章 復興の全体像</b> 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。 合意形成を図るには、地域ごとに復興の <b>在り方</b> を協議する住民組織が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。 復興のプロセスは、その担い手により「地域力を <b>生か</b> した地域協働復興」、「被災者個人による自力復興」及び「行政主導による復興」という3つのパターンが考えられる。 なお、東京都では、東京の震災復興の基本目標を協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。 <b>福生市</b> は、東京都の基本目標を踏まえつつ作成する福生市の震災復興基本方針に沿って生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。	語句の適正

4	1	176	<b>第1節 住宅復興</b> 市は、東京都と協力し、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。	<b>第1節 住宅復興</b> <a href="#">福生市</a> は、東京都と協力し、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。	語句の適正
4	2	176	<b>第2節 暮らしの復興</b> 市は、暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。 ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の <u>もと</u> 、生活基盤・環境を創造的に形成していく。	<b>第2節 暮らしの復興</b> <a href="#">福生市</a> は、暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じる。 ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の <u>下</u> 、生活基盤・環境を創造的に形成していく。	語句の適正
4	3	176	<b>第3節 産業復興</b> 市は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。 <略>	<b>第3節 産業復興</b> <a href="#">福生市</a> は、東京都と協力し、震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、福生市の産業復興を図る施策を進める。 <略>	語句の適正
4	4	176	<b>第4節 都市復興</b> 市は、東京都と協力して、被害の状況を把握し、復興 <b>体制</b> 構築のため「家屋被害概況調査」や「家屋被害状況調査」の実施、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。 東京都は、 <b>被災</b> 後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画（骨子案）」を公表し、これに基づき、復興まちづくり計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成すると予定している。 市は、これらの一連の計画と福生市基本構想、基本計画及び福生市都市計画マスタープラン等を踏まえた上で、福生市の <b>復興まちづくり計画・都市復興基本計画</b> の策定、復興対象地区の設定を行う。復興を進めるに当たっては、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。	<b>第4節 都市復興</b> <a href="#">福生市</a> は、東京都と協力して、被害の状況を把握し、復興 <b>態勢</b> 構築のため「家屋被害概況調査」や「家屋被害状況調査」の実施、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、「時限的市街地」づくり、「復興対象地区」の指定、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。 東京都は、 <b>地震</b> 後およそ2か月を目途に「都市復興基本計画（骨子案）」を公表し、これに基づき、復興まちづくり計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成すると予定している。 <a href="#">福生市</a> は、これらの一連の計画と福生市基本構想、基本計画及び福生市都市計画マスタープラン等を踏まえた上で、福生市の <b>都市復興基本計画・復興まちづくり計画</b> の策定、復興対象地区の設定を行う。復興を進めるに当たっては、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。	語句の適正
4	5	177	<b>第5節 被災者総合相談所の設置</b> 市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。	<b>第5節 被災者総合相談所の設置</b> <a href="#">福生市</a> は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。	語句の適正
4	5	177	<b>2 開設時期</b> <b>発災</b> 後1か月程度を目途とする。	<b>2 開設時期</b> <b>地震</b> 後1か月程度を目途とする。	語句の適正
4	5	177	<b>4 相談分野、相談内容</b> 主な相談内容は次の <b>通り</b> である。 <略>	<b>4 相談分野、相談内容</b> 主な相談内容は次の <b>とおり</b> である。 <略>	語句の適正

福生市地域防災計画 新旧対照表

第3編 風水害対策計画

部	章	節	頁	現行	修正	理由																
1	2	1	179	<p>第1節 水害予防対策の推進</p> <p style="text-align: right;">〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>市、東京都及び関係機関は、台風、集中豪雨による洪水、地震に伴う河川管理施設の崩壊などの被害を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。</p>	<p>第1節 水害予防対策の推進</p> <p style="text-align: right;">〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p><u>福生市</u>、東京都及び関係機関は、台風、集中豪雨による洪水、地震に伴う河川管理施設の崩壊などの被害を未然に防止するため、水害予防対策を実施するとともに、浸水の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。</p>	語句の適正																
1	2	1	179	<p>1 想定浸水区域の避難対策</p> <p>市は、福生市多摩川洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>1 想定浸水区域の避難対策</p> <p><u>福生市</u>は、福生市多摩川洪水・内水ハザードマップの市民への周知を図り、安全な避難対策を推進する。</p> <p>〈略〉</p>	語句の適正																
1	2	1	180	<p>3 総合治水対策の推進</p> <p>市及び東京都は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、<u>用排水</u>路の整備・改修を進めるとともに、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">下水道施設の整備及び維持管理</td> <td>降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管<u>渠</u>能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。</td> </tr> <tr> <td>水路施設の整備</td> <td><u>用排水</u>路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。</td> </tr> <tr> <td>雨水流出抑制対策</td> <td>福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>内水<u>氾濫</u>履歴等の公表</td> <td><u>集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため、ハザードマップ等で情報を提供する。</u></td> </tr> </table>	下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管 <u>渠</u> 能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。	水路施設の整備	<u>用排水</u> 路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。	雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。	内水 <u>氾濫</u> 履歴等の公表	<u>集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため、ハザードマップ等で情報を提供する。</u>	<p>3 総合治水対策の推進</p> <p><u>福生市</u>及び東京都は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、水路の整備・改修を進めるとともに、都市化による雨水流出量の増大に対処する雨水流出抑制策、浸水被害の軽減対策を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">下水道施設の整備及び維持管理</td> <td>降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管<u>きよ</u>能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。</td> </tr> <tr> <td>水路施設の整備</td> <td>水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。</td> </tr> <tr> <td>雨水流出抑制対策</td> <td>福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>内水<u>浸水</u>履歴等の公表</td> <td><u>当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。</u></td> </tr> </table>	下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管 <u>きよ</u> 能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。	水路施設の整備	水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。	雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。	内水 <u>浸水</u> 履歴等の公表	<u>当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。</u>	語句の適正
下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管 <u>渠</u> 能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。																					
水路施設の整備	<u>用排水</u> 路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。																					
雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。																					
内水 <u>氾濫</u> 履歴等の公表	<u>集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため、ハザードマップ等で情報を提供する。</u>																					
下水道施設の整備及び維持管理	降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管 <u>きよ</u> 能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進する。また、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。																					
水路施設の整備	水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。																					
雨水流出抑制対策	福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成金交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。																					
内水 <u>浸水</u> 履歴等の公表	<u>当該地域での浸水被害を抑制するため、内水ハザードマップを用いて、集中豪雨等による冠水の履歴及びそのおそれがある箇所について周知を行う。</u>																					
1	2	1	180	<p>新規</p>	<p>4 社会福祉施設等における対策</p> <p><u>社会福祉施設等は、施設利用者等の安全を確保するために、防災態勢を構築する。</u></p> <p><u>なお、地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>避難確保計画の作成及び訓練の実施</u></td> <td><u>地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告する。</u> <p><u>また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び職員に周知する。</u></p> <p><u>これらの報告を受けた市長は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告することができる。</u></p> </td> </tr> </table>	<u>避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>	<u>地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告する。</u> <p><u>また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び職員に周知する。</u></p> <p><u>これらの報告を受けた市長は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告することができる。</u></p>	記載箇所の変更 (地震災害対策編から移動) 東京都意見														
<u>避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>	<u>地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告する。</u> <p><u>また、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施するほか、利用者及び職員に周知する。</u></p> <p><u>これらの報告を受けた市長は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告することができる。</u></p>																					
1	2	2	180	<p>第2節 土砂災害予防対策の推進</p> <p style="text-align: right;">〔総務部、都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p>市・東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。</p>	<p>第2節 土砂災害予防対策の推進</p> <p style="text-align: right;">〔総務部、<u>生活環境部</u>、都市建設部、東京都、関係機関〕</p> <p>《基本方針》</p> <p><u>福生市</u>、東京都及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するとともに、被害の可能性等についての情報を周知し、適切な避難ができるよう備える。</p>	語句の適正																
1	2	2	180	<p>1 土砂災害の防止対策</p> <p>平成24年3月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域※1が17箇所、その内土砂災害特別警戒区域※2が14箇所指定された。市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講ずる。</p>	<p>1 土砂災害の防止対策</p> <p>平成24年3月、拝島段丘崖沿いに土砂災害警戒区域※1が17か所、その内土砂災害特別警戒区域※2が14か所指定された。市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講ずる。</p>	語句の適正																

部	章	節	頁	現行	修正	理由
				<p>警戒避難体制の確立</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等について、標識を設置し周知を図る。</p> <p>(2) 「<a href="#">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</a>」(平成12年法律57号。以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき東京都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、ハザードマップ等により住民への周知を図る。</p> <p>避難情報の明確化</p> <p>(1) 降雨量に応じた警戒・避難基準の整備、避難体制の確立を図るとともに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。</p> <p>(2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断に活用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>危険区域等の指定及び対策</p> <p>危険が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)への指定及び崩壊防止工事を東京都が実施する。</p> <p>宅地造成地対策</p> <p>市域における宅地造成工事について、福生市宅地開発指導要綱に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、<a href="#">がけ</a>崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。</p> <p>※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</p> <p>※2 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われ<a href="#">ます</a>。</p>	<p>警戒避難態勢の確立</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等について、標識を設置し周知を図る。</p> <p>(2) 土砂災害防止法に基づき東京都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難態勢に関する事項を定める。また、ハザードマップ等により住民への周知を図る。</p> <p>避難情報の明確化</p> <p>(1) 降雨量に応じた警戒・避難基準の整備、避難態勢の確立を図るとともに、長雨や豪雨時には随時パトロールを行い、近隣の居住者に対してあらかじめ注意を喚起する。</p> <p>(2) 東京都と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報を、避難情報を発令する際の判断に活用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>危険区域等の指定及び対策</p> <p>危険が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(<a href="#">昭和44年法律第57号</a>))への指定及び崩壊防止工事を東京都が実施する。</p> <p>宅地造成地対策</p> <p>市域における宅地造成工事について、福生市宅地開発指導要綱に基づいて許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、<a href="#">崖</a>崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。</p> <p>※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難態勢の整備が行われる。</p> <p>※2 土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる地域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われ<a href="#">る</a>。</p>	
2	1		183	新規	<p><a href="#">第1章 タイムライン(防災行動計画)</a></p> <p><a href="#">台風の接近・上陸、低気圧の発達等に伴い、気象庁から様々な防災気象情報が発表され、さらに河川管理者のホームページから、河川の水位情報を入手することができる。</a></p> <p><a href="#">多摩川の洪水及び土砂災害については、これらの情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要である。</a></p> <p><a href="#">タイムラインとは、災害の発生する状況を予め想定し上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。</a></p> <p><a href="#">気象災害においては、福生市、住民等が連携してタイムライン(防災行動計画)に基づいて、行動することを基本とする。</a></p> <p><a href="#">なお、タイムラインは、洪水と土砂災害の2本立てで示しているが、両方とも大雨によって引き起こされるものであるため、同時に進行することに留意する。</a></p>	土砂災害のタイムラインを追加したことによる項目の整理
2	1	1	183	新規	<p><a href="#">第1節 洪水</a></p> <p><a href="#">台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン(防災行動計画)に基づいて、行動することを基本とする。</a></p>	土砂災害のタイムラインを追加したことによる項目の整理
2	1	1	184	台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) <図略>	台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画) <図略> 修正	気象情報の追加
2	1	2	185	新規	<p><a href="#">第2節 土砂災害</a></p> <p><a href="#">台風の接近・上陸に伴う土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生については、次のタイムライン(防災行動計画)に基づいて、行動することを基本とする。</a></p>	土砂災害に特化したタイムラインを追加

部	章	節	頁	現行	修正	理由				
2	1	2	186	新規	<a href="#">台風の接近・上陸に伴う土砂災害を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）</a> <a href="#">〈図略〉</a>	〃				
2	2	1	187	<b>第1章 活動体制</b> 風水害等の災害が発生するおそれがある場合、 <a href="#">福生市災害対策</a> 本部条例及び同施行規則、設置要綱、水防法及び東京都水防計画の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。  <a href="#">〈図略〉</a>	<b>第2章 活動体制</b> 風水害等の災害が発生するおそれがある場合、災害本部条例及び同施行規則、設置要綱、水防法及び東京都水防計画の定めにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。  <a href="#">〈図略〉</a> 削除	語句の適正				
2	2	1	187	<b>第1節 タイムライン（防災行動計画）</b> <a href="#">台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水については、次のタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。</a>	削除	記載箇所の変更				
2	2	1	187	<b>第2節 活動組織</b> <a href="#">〈略〉</a> <b>【活動組織の流れ】</b> <a href="#">〈図略〉</a> <a href="#">差替え</a> ※風水害緊急対策会議設置時には市庁舎第2棟2階を活動拠点とする。 <b>【市民・事業所のとるべき行動】</b> 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。 2 市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。 6 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。 7 市や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。 8 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。 9 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。 10 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。	<b>第1節 活動組織</b> <a href="#">〈略〉</a> <b>【活動組織の流れ】</b> <a href="#">〈図略〉</a> <a href="#">差替え</a> ※風水害緊急対策会議設置時には市庁舎第1棟2階を活動拠点とする。 <b>【市民・事業所の取るべき行動】</b> 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。 2 <a href="#">福生市</a> で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 3 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 5 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。 6 <a href="#">風水害時のマイ・タイムライン（防災行動計画）</a> を作成しておく。 7 浸水が心配される場合は、東京都や国がインターネットや携帯メールで配信する雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。 8 <a href="#">福生市</a> や自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力態勢の構築に協力する。 10 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。 11 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者、管理者等は、利用者の避難の確保や浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。	語句の適正				
2	2	2	188	<b>第3節 活動体制の確立</b> 台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡体制の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については事前に風水害緊急対策会議の内部機関として風水害情報連絡会や主な緊急対応班を定め、状況に応じた迅速な対応がとれる態勢づくりをする。	<b>第2節 活動体制の確立</b> 台風等気象災害については、気象観測の進歩や情報連絡態勢の整備充実により、災害に対し事前に対策を立て、準備することが可能な場合が多い。そのため、気象災害については事前に風水害緊急対策会議の内部機関として風水害情報連絡会や主な緊急対応班を定め、状況に応じた迅速な対応がとれる組織体制とする。	語句の適正				
2	2	2	188	<b>1 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1" data-bbox="341 1759 1478 1980"> <tr> <td>(1) 風水害情報連絡会の開催</td> <td>風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね24時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合</td> </tr> </table>	(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね24時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合	<b>1 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1" data-bbox="1498 1759 2635 1980"> <tr> <td>(1) 風水害情報連絡会の開催</td> <td>風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね120時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合</td> </tr> </table>	(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね120時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合	記載内容の追加
(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね24時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合									
(1) 風水害情報連絡会の開催	風水害情報連絡会は、予想される気象災害について風水害緊急対策会議の内部機関として、次の場合開催する。 ア 気象状態の悪化により被害が予想される時（台風の進路に当たる場合など、おおむね120時間以内の風水害の影響の予想） イ 福生市に大雨警報・洪水警報など気象警報が発表された場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合									

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																
				<p>次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、風水害緊急対策会議を設置する。</p> <p>ア 風水害による影響がおおむね <u>12</u> 時間以内に発生することが予想される場合</p> <p>イ 風水害情報連絡会から風水害緊急対策会議の設置について具申があった場合</p> <p>ウ 多摩川に氾濫注意情報が発表された場合</p>	<p>次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、風水害緊急対策会議を設置する。</p> <p>ア 風水害による影響がおおむね <u>72</u> 時間以内に発生することが予想される場合</p> <p>イ 風水害情報連絡会から風水害緊急対策会議の設置について具申があった場合</p> <p>ウ 多摩川に氾濫注意情報が発表された場合</p>																																	
				<p>(3) 災害対策本部の設置</p> <p>多摩川に氾濫警戒情報が発表されるなど、人的被害や高齢者等避難、避難指示が必要となる状況にあっては、<u>緊急対策会議の具申に基づき市長は災害対策本部を設置する。</u></p>	<p>(3) 災害対策本部 <u>(初期)</u> の設置</p> <p>ア 多摩川に氾濫警戒情報が発表されるなど、人的被害や高齢者等避難、避難指示が必要となった場合</p> <p>イ 福生市に大雨特別警報が発表された場合</p>																																	
					<p><u>(4) 災害対策本部への移行</u></p> <p>ア 福生市内で浸水害等による被害が発生した場合</p> <p>イ 福生市内で人的被害が発生した場合</p> <p>ウ 災害対応が長期に及ぶ場合</p>																																	
2	2	2	188	<p><b>2 災害対策本部への移行</b></p> <p>風水害等による人的被害が発生している場合、高齢者等避難、避難指示の必要がある場合又は緊急対策会議の<u>態勢</u>では対応できないと判断される場合には、速やかに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対応職員マニュアルの組織体制により必要な活動を開始する。</p>	<p><b>2 災害対策本部への移行</b></p> <p>風水害等による人的被害が発生している場合、高齢者等避難、避難指示の必要がある場合又は緊急対策会議の<u>体制</u>では対応できないと判断される場合には、速やかに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対応職員マニュアルの組織体制により必要な活動を開始する。</p>	語句の適正																																
2	2	2	188	<p><b>3 非常配備態勢の要員、実施事項等</b></p> <p>警戒の状況、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む）を発令する。</p> <p><u>【配備体制】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常配備態勢</th> <th>会議・配備要員</th> <th>災害対策組織名</th> <th>主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>情報監視態勢</b></td> <td>総務部長 <u>安全安心まちづくり</u>課長 防災係長</td> <td>—</td> <td>気象状況の把握</td> </tr> <tr> <td><b>風水害情報連絡会態勢</b></td> <td>情報連絡会： 総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u>課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u></td> <td>風水害情報連絡会</td> <td>検討課題 (1) 警戒<u>体制</u>の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。 <u>※緊急対応班に指名されている職員は待機</u></td> </tr> <tr> <td><b>風水害緊急対策会議態勢</b></td> <td>緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり</u>課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u> 消防団長  緊急対応班：</td> <td>風水害緊急対策会議</td> <td>会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項	<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <u>安全安心まちづくり</u> 課長 防災係長	—	気象状況の把握	<b>風水害情報連絡会態勢</b>	情報連絡会： 総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u>	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>体制</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。 <u>※緊急対応班に指名されている職員は待機</u>	<b>風水害緊急対策会議態勢</b>	緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u> 消防団長  緊急対応班：	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動	<p><b>3 非常配備態勢の要員、実施事項等</b></p> <p>警戒の状況、被害の状況等に応じ、副市長（緊急対策会議長）、市長（災害対策本部長）は各配備態勢の指令（変更を含む）を発令する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常配備態勢</th> <th>会議・配備要員</th> <th>災害対策組織名</th> <th>主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>情報監視態勢</b></td> <td>総務部長 <u>防災危機管理</u>課長 <u>防災危機管理</u>係長</td> <td>—</td> <td>気象状況の把握</td> </tr> <tr> <td><b>風水害情報連絡会態勢</b></td> <td>情報連絡会： 総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u>課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長</td> <td>風水害情報連絡会</td> <td>検討課題 (1) 警戒<u>態勢</u>の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。</td> </tr> <tr> <td><b>風水害緊急対策会議態勢</b></td> <td>緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長<u>担当職</u> <u>企画財政部主幹（公共施設担当）</u> 秘書広報課長 <u>防災危機管理</u>課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長  緊急対応班：</td> <td>風水害緊急対策会議</td> <td>会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項	<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>防災危機管理</u> 係長	—	気象状況の把握	<b>風水害情報連絡会態勢</b>	情報連絡会： 総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>態勢</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。	<b>風水害緊急対策会議態勢</b>	緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長 <u>担当職</u> <u>企画財政部主幹（公共施設担当）</u> 秘書広報課長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長  緊急対応班：	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動	組織名等の変更
非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項																																			
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <u>安全安心まちづくり</u> 課長 防災係長	—	気象状況の把握																																			
<b>風水害情報連絡会態勢</b>	情報連絡会： 総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u>	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>体制</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。 <u>※緊急対応班に指名されている職員は待機</u>																																			
<b>風水害緊急対策会議態勢</b>	緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u> 消防団長  緊急対応班：	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動																																			
非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項																																			
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>防災危機管理</u> 係長	—	気象状況の把握																																			
<b>風水害情報連絡会態勢</b>	情報連絡会： 総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長	風水害情報連絡会	検討課題 (1) 警戒 <u>態勢</u> の検討 (2) 職員の招集の検討 上記を検討し、緊急対策会議長へ具申する。																																			
<b>風水害緊急対策会議態勢</b>	緊急対策会議部： 副市長、教育長 各部長 <u>担当職</u> <u>企画財政部主幹（公共施設担当）</u> 秘書広報課長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長  緊急対応班：	風水害緊急対策会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策の検討 (2) 広報活動の検討 (3) 災害対策本部への移行 (4) 非常配備態勢の決定 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・災害対応活動																																			



部	章	節	頁	現行	修正	理由																					
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>安全安心まちづくり課 都市建設部職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>第一 非常配備態勢</b></td> <td>震災に準ずる</td> <td rowspan="2">災害対策本部</td> <td rowspan="2">災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td><b>第二 非常配備態勢</b></td> <td>全職員の出動</td> </tr> </table>		安全安心まちづくり課 都市建設部職員			<b>第一 非常配備態勢</b>	震災に準ずる	災害対策本部	災害応急対策の実施	<b>第二 非常配備態勢</b>	全職員の出動	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>災害対策本部 (初動期) 態勢</b></td> <td>全職員の出動</td> <td>災害対策本部 (初動期)</td> <td rowspan="2">災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td><b>災害対策本部態 勢</b></td> <td>全職員の出動</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </table>		防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員			<b>災害対策本部 (初動期) 態勢</b>	全職員の出動	災害対策本部 (初動期)	災害応急対策の実施	<b>災害対策本部態 勢</b>	全職員の出動	災害対策本部	
	安全安心まちづくり課 都市建設部職員																										
<b>第一 非常配備態勢</b>	震災に準ずる	災害対策本部	災害応急対策の実施																								
<b>第二 非常配備態勢</b>	全職員の出動																										
	防災危機管理係職員 緑と公園係職員 都市建設部職員																										
<b>災害対策本部 (初動期) 態勢</b>	全職員の出動	災害対策本部 (初動期)	災害応急対策の実施																								
<b>災害対策本部態 勢</b>	全職員の出動	災害対策本部																									
2	2	2	189	<b>4 情報連絡網の確立</b> 風水害等による影響がおおむね24時間以内に発生することが予想される場合には、緊急対策会議設置前であっても関係職員に対し、情報連絡網を確立する。 (1) 情報連絡網の設定は、 <u>安全安心まちづくり</u> 課長の具申により総務部長が決定する。(決定後速やかに総務部長は副市長に、 <u>安全安心まちづくり</u> 課長は各部長に連絡する。) (2) 情報連絡網対象要員は、各部課長、都市建設部職員、消防団長及び <u>安全安心まちづくり</u> 課職員とする。 (3) 情報連絡網対象要員は、招集の連絡に備え、参集できる態勢を取っておく。	<b>4 情報連絡網の確立</b> 風水害等による影響がおおむね24時間以内に発生することが予想される場合には、緊急対策会議設置前であっても関係職員に対し、情報連絡網を確立する。 (1) 情報連絡網の設定は、 <u>防災危機管理</u> 課長の具申により総務部長が決定する。(決定後速やかに総務部長は副市長に、 <u>防災危機管理</u> 課長は各部長に連絡する。) (2) 情報連絡網対象要員は、各部課長、都市建設部職員、消防団長及び <u>防災危機管理</u> 課職員とする。 (3) 情報連絡網対象要員は、招集の連絡に備え、参集できる態勢を取っておく。	組織名等の変更																					
2	2	2	189	新規	<b>6 災害対策要員の安全確保</b> <u>災害対策要員の安全確保のため、警戒レベル4段階の夜間及び警戒レベル5の状況下において、職員</u> <u>の参集、配備等の移動は行わないものとする。</u>	要員の安全確保について規定																					
2	2	3	190	<b>第4節 各災害対応組織の活動</b> <b>1 情報監視態勢</b> 夜間及び休日に福生市に気象警報が発表され、又はその状況になることが予想される場合には、総務部長は <u>安全安心まちづくり</u> 課長に連絡するとともに、防災係長に緊急参集を連絡する。	<b>第3節 各災害対応組織の活動</b> <b>1 情報監視態勢</b> 夜間及び休日に福生市に気象警報が発表され、又はその状況になることが予想される場合には、総務部長は <u>防災危機管理</u> 課長に連絡するとともに、防災 <u>危機管理</u> 係長に緊急参集を連絡する。	組織名等の変更																					
2	2	3	190	<b>2 風水害情報連絡会</b> 風水害情報連絡会は、警戒 <u>体制</u> 、職員の招集を検討し、緊急対策会議長へ具申する。 <b>【風水害情報連絡会の組織】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風水害 情報連絡会</td> <td>総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u>課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u></td> <td>(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定</td> </tr> <tr> <td>防災係 都市建設部職員</td> <td>(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析</td> </tr> </tbody> </table>	組織	対応	風水害 情報連絡会	総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u>	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定	防災係 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析	<b>2 風水害情報連絡会</b> 風水害情報連絡会は、警戒 <u>態勢</u> 、職員の招集を検討し、緊急対策会議長へ具申する。 <b>【風水害情報連絡会の組織】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風水害 情報連絡会</td> <td>総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u>課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長</td> <td>(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定</td> </tr> <tr> <td>防災<u>危機管理</u>係職員 <u>緑と公園係職員</u> 都市建設部職員</td> <td>(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析</td> </tr> </tbody> </table>	組織	対応	風水害 情報連絡会	総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定	防災 <u>危機管理</u> 係職員 <u>緑と公園係職員</u> 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析	組織名等の変更							
組織	対応																										
風水害 情報連絡会	総務部長 都市建設部長 <u>都市建設部参事</u> <u>安全安心まちづくり</u> 課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u>	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定																									
	防災係 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析																									
組織	対応																										
風水害 情報連絡会	総務部長 <u>生活環境部長</u> 都市建設部長 <u>防災危機管理</u> 課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長	(1) 緊急対策会議設置の具申 (2) 職員参集の決定																									
	防災 <u>危機管理</u> 係職員 <u>緑と公園係職員</u> 都市建設部職員	(1) 気象情報等の収集 (2) 状況の分析																									
2	2	3	190	<b>3 風水害緊急対策会議</b> (1) 組織 風水害緊急対策会議の組織は、次のとおりである。 <b>【風水害緊急対策会議の組織】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	対応			<b>3 風水害緊急対策会議</b> (1) 組織 風水害緊急対策会議の組織は、次のとおりである。 <b>【風水害緊急対策会議の組織】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	対応			組織名等の変更													
組織	対応																										
組織	対応																										

部	章	節	頁	現行	修正	理由																		
				<table border="1"> <tr> <td>風水害緊急対策会議</td> <td> <p>各部長 秘書広報課長 <b>安全安心まちづくり</b>課長 まちづくり計画課長 <b>都市建設部主幹</b> 道路下水道課長 <b>施設公園課長</b> 消防団長</p> </td> <td> <p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>体制</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p> </td> </tr> <tr> <td>緊急対応班</td> <td> <p><b>安全安心まちづくり課</b> 都市建設部職員</p> </td> <td> <p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の課</td> <td> <p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>係</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため<b>連絡体制を確認し</b>、対処できる態勢をとる。</p> </td> </tr> </table>	風水害緊急対策会議	<p>各部長 秘書広報課長 <b>安全安心まちづくり</b>課長 まちづくり計画課長 <b>都市建設部主幹</b> 道路下水道課長 <b>施設公園課長</b> 消防団長</p>	<p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>体制</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p>	緊急対応班	<p><b>安全安心まちづくり課</b> 都市建設部職員</p>	<p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p>	その他の課		<p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>係</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため<b>連絡体制を確認し</b>、対処できる態勢をとる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>風水害緊急対策会議</td> <td> <p>各部長<b>相当職</b> <b>企画財政部主幹（公共施設担当）</b> 秘書広報課長 <b>防災危機管理課長</b> <b>環境政策課長</b> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長</p> </td> <td> <p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>態勢</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p> </td> </tr> <tr> <td>緊急対応班</td> <td> <p><b>防災危機管理係職員</b> <b>緑と公園係職員</b> 都市建設部職員</p> </td> <td> <p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の課</td> <td> <p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>危機管理課</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、<b>防災・気象情報に留意し即座</b>に対処できる態勢をとる。</p> </td> </tr> </table>	風水害緊急対策会議	<p>各部長<b>相当職</b> <b>企画財政部主幹（公共施設担当）</b> 秘書広報課長 <b>防災危機管理課長</b> <b>環境政策課長</b> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長</p>	<p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>態勢</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p>	緊急対応班	<p><b>防災危機管理係職員</b> <b>緑と公園係職員</b> 都市建設部職員</p>	<p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p>	その他の課		<p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>危機管理課</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、<b>防災・気象情報に留意し即座</b>に対処できる態勢をとる。</p>	
風水害緊急対策会議	<p>各部長 秘書広報課長 <b>安全安心まちづくり</b>課長 まちづくり計画課長 <b>都市建設部主幹</b> 道路下水道課長 <b>施設公園課長</b> 消防団長</p>	<p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>体制</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p>																						
緊急対応班	<p><b>安全安心まちづくり課</b> 都市建設部職員</p>	<p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p>																						
その他の課		<p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>係</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため<b>連絡体制を確認し</b>、対処できる態勢をとる。</p>																						
風水害緊急対策会議	<p>各部長<b>相当職</b> <b>企画財政部主幹（公共施設担当）</b> 秘書広報課長 <b>防災危機管理課長</b> <b>環境政策課長</b> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長</p>	<p>(1) 参集命令に備え、連絡<b>態勢</b>を確認する。 (2) 水防対応の指示</p>																						
緊急対応班	<p><b>防災危機管理係職員</b> <b>緑と公園係職員</b> 都市建設部職員</p>	<p>(1) 風水害等の情報収集に努める。 (2) 職員に対しても各部課長を通じ周知する。 (3) 出動職員の把握及びその対応</p> <p>(1) 道路、公園等の警戒及び安全確保 (2) 水防活動</p>																						
その他の課		<p>(1) 風水害等に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災<b>危機管理課</b>に伝達する。 (2) 事態の拡大によっては、応急対策班の追加指定や災害対策本部の設置があるため、<b>防災・気象情報に留意し即座</b>に対処できる態勢をとる。</p>																						
2	2	3	191	<p>(2) 風水害緊急対策会議の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>情報収集活動</td> <td> <p>(1) <b>防災係</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) 都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p> </td> </tr> <tr> <td>住民対応</td> <td> <p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>所</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係機関との連絡</td> <td> <p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める</p> </td> </tr> </table>	情報収集活動	<p>(1) <b>防災係</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) 都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p>	住民対応	<p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>所</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p>	ライフライン関係機関との連絡	<p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める</p>	<p>(2) 風水害緊急対策会議の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>情報収集活動</td> <td> <p>(1) <b>防災危機管理課</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) <b>緑と公園係及び</b>都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p> </td> </tr> <tr> <td>住民対応</td> <td> <p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>施設</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係機関との連絡</td> <td> <p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。</p> </td> </tr> </table>	情報収集活動	<p>(1) <b>防災危機管理課</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) <b>緑と公園係及び</b>都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p>	住民対応	<p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>施設</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p>	ライフライン関係機関との連絡	<p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。</p>	組織名等の変更 語句の適正						
情報収集活動	<p>(1) <b>防災係</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) 都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p>																							
住民対応	<p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>所</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p>																							
ライフライン関係機関との連絡	<p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める</p>																							
情報収集活動	<p>(1) <b>防災危機管理課</b>は、国土交通省京浜河川事務所、東京都総合防災部、東京都建設局西多摩建設事務所、気象庁、白丸ダム、小内河川ダムからの河川情報、雨量情報、放流情報等を収集する。 (2) 警察署、消防署、J R及びライフライン関係機関からの情報収集に努める。 (3) 風水害に関する各課の状況、所管施設の対応等は防災係に集約する。 (4) <b>緑と公園係及び</b>都市建設部職員は、道路・公園等の冠水状況等市内の警戒を実施し、情報収集に当たる。</p>																							
住民対応	<p>(1) 住宅に床下・床上浸水あるいは土砂災害のおそれがあり、避難情報を公表した場合、自主避難に備えて避難<b>施設</b>を開設する。 (2) 避難所が開設されたことを防災行政無線及び広報車により地域住民に知らせる措置をとる（避難指示ではない。） (3) 避難所は、防災計画記載の避難所を参考に決定する。</p>																							
ライフライン関係機関との連絡	<p>ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。</p>																							
2	2	3	191	<p>4 災害対策本部が設置されたときの活動</p> <p>第2編第2部第1章第2節「災害対策本部の活動体制」(P66)に準じ、<b>部・班編成、応急対策を実施する。</b></p>	<p>4 災害対策本部（初動期）の体制</p> <p><b>風水害時の災害対策本部（初動期）の体制及び各部・各班の事務分掌は、次のとおりである。</b> なお、本項目に記載事項以外については、第2編第2部第1章第2節「災害対策本部の活動体制」(P66)に準じるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>指揮</td> <td>災害対策本部長室</td> <td>災害対応部</td> <td>班</td> <td>担当課</td> </tr> </table>	指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課	災害対策本部の構成、役割分担の見直し													
指揮	災害対策本部長室	災害対応部	班	担当課																				

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																									
					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本部長 (市長)</td> <td rowspan="2"></td> <td>調整部 ◎議会事務局長</td> <td>調整班</td> <td>議会事務局</td> </tr> <tr> <td>秘書広報部 ◎企画財政部長</td> <td>秘書広報班</td> <td>秘書広報課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">本部長 副本部長 本部員(各部長、 防災危機管理課 長、消防団長)</td> <td>情報部 ◎企画財政部長</td> <td>情報班</td> <td>情報政策課</td> </tr> <tr> <td>防災部 ◎総務部長</td> <td>防災班</td> <td>総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員(直 近10年以内に配属経験のあ る係長職以下の職員)、契約 管財課</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">副本部長 (副市長) (教育長)</td> <td rowspan="7"></td> <td>職員部 ◎総務部長</td> <td>職員班</td> <td>職員課</td> </tr> <tr> <td>水防対応部 ◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長</td> <td>水防対応班</td> <td>公共施設マネジメント課、環 境政策課(緑と公園係)、都 市建設部各課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導部 ◎福祉保健部長 子ども家庭部参 事</td> <td>避難誘導班</td> <td>社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課、健康課、子ども家 庭センター課</td> </tr> <tr> <td>避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事</td> <td>避難所対応 班</td> <td>教育総務課、教育指導課 企画調整課、財政課、総合窓 口課、課税課、収納課、保険 年金課、子ども政策課、子ど も育成課、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局、会計 課、学務課、教育支援課、 小・中学校、生涯学習推進 課、スポーツ推進課、公民 館、図書館</td> </tr> <tr> <td>物資部 ◎生活環境部長</td> <td>物資班</td> <td>シティセールス推進課、環境 政策課(環境政策係)、協働 推進課</td> </tr> <tr> <td>消防部 ◎消防団長</td> <td>消防班</td> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本部長 (市長)		調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局	秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課		本部長 副本部長 本部員(各部長、 防災危機管理課 長、消防団長)	情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課	防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員(直 近10年以内に配属経験のあ る係長職以下の職員)、契約 管財課	副本部長 (副市長) (教育長)		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課	水防対応部 ◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	水防対応班	公共施設マネジメント課、環 境政策課(緑と公園係)、都 市建設部各課	避難誘導部 ◎福祉保健部長 子ども家庭部参 事	避難誘導班	社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課、健康課、子ども家 庭センター課	避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	避難所対応 班	教育総務課、教育指導課 企画調整課、財政課、総合窓 口課、課税課、収納課、保険 年金課、子ども政策課、子ど も育成課、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局、会計 課、学務課、教育支援課、 小・中学校、生涯学習推進 課、スポーツ推進課、公民 館、図書館	物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境 政策課(環境政策係)、協働 推進課	消防部 ◎消防団長	消防班	消防団						
本部長 (市長)		調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局																																											
		秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課																																											
	本部長 副本部長 本部員(各部長、 防災危機管理課 長、消防団長)	情報部 ◎企画財政部長	情報班	情報政策課																																											
		防災部 ◎総務部長	防災班	総務課、防災危機管理課及び 防災危機管理係経験職員(直 近10年以内に配属経験のあ る係長職以下の職員)、契約 管財課																																											
副本部長 (副市長) (教育長)		職員部 ◎総務部長	職員班	職員課																																											
		水防対応部 ◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	水防対応班	公共施設マネジメント課、環 境政策課(緑と公園係)、都 市建設部各課																																											
		避難誘導部 ◎福祉保健部長 子ども家庭部参 事	避難誘導班	社会福祉課、障害福祉課、介 護福祉課、健康課、子ども家 庭センター課																																											
		避難所部 ◎教育部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	避難所対応 班	教育総務課、教育指導課 企画調整課、財政課、総合窓 口課、課税課、収納課、保険 年金課、子ども政策課、子ど も育成課、選挙管理委員会事 務局、監査委員事務局、会計 課、学務課、教育支援課、 小・中学校、生涯学習推進 課、スポーツ推進課、公民 館、図書館																																											
		物資部 ◎生活環境部長	物資班	シティセールス推進課、環境 政策課(環境政策係)、協働 推進課																																											
		消防部 ◎消防団長	消防班	消防団																																											
2	2	3	208	4 各部・各班の職務・分掌事務	5 各部・各班の職務・分掌事務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対 応部</th> <th>本部員 (◎部長)</th> <th>割当部署</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整部</td> <td>◎議会事務局長</td> <td>議会事務局</td> <td>1 本部長室及び災害対策本部の庶務に関する こと。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 市議会に関すること。</td> </tr> <tr> <td>秘書広 報部</td> <td>◎企画財政部長</td> <td>秘書広報課</td> <td>災害広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>情報部</td> <td>◎企画財政部長</td> <td>情報政策課</td> <td>情報通信機器・システムに関すること。</td> </tr> <tr> <td>防災部</td> <td>◎総務部長</td> <td>総務課、防災危機管 理課及び防災危機管 理係経験職員(直近 10年以内に配属経験 のある係長職以下の 職員)、契約管財課</td> <td>1 本部長の指示に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報の収集、集約に関すること。 4 災害記録に関すること。 5 災害コールセンターに関すること。 6 庁舎の維持管理に関すること。 7 災害対策車両及び燃料の確保に関するこ と。 8 国及び東京都、その他防災関係機関への 報告、連絡及び調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	災害対 応部	本部員 (◎部長)	割当部署	所掌事務	調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 本部長室及び災害対策本部の庶務に関する こと。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 市議会に関すること。	秘書広 報部	◎企画財政部長	秘書広報課	災害広報に関すること。	情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報通信機器・システムに関すること。	防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管 理課及び防災危機管 理係経験職員(直近 10年以内に配属経験 のある係長職以下の 職員)、契約管財課	1 本部長の指示に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報の収集、集約に関すること。 4 災害記録に関すること。 5 災害コールセンターに関すること。 6 庁舎の維持管理に関すること。 7 災害対策車両及び燃料の確保に関するこ と。 8 国及び東京都、その他防災関係機関への 報告、連絡及び調整に関すること。	災害対策本部の構 成、役割分担の見 直し																					
災害対 応部	本部員 (◎部長)	割当部署	所掌事務																																												
調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 本部長室及び災害対策本部の庶務に関する こと。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 市議会に関すること。																																												
秘書広 報部	◎企画財政部長	秘書広報課	災害広報に関すること。																																												
情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報通信機器・システムに関すること。																																												
防災部	◎総務部長	総務課、防災危機管 理課及び防災危機管 理係経験職員(直近 10年以内に配属経験 のある係長職以下の 職員)、契約管財課	1 本部長の指示に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 情報の収集、集約に関すること。 4 災害記録に関すること。 5 災害コールセンターに関すること。 6 庁舎の維持管理に関すること。 7 災害対策車両及び燃料の確保に関するこ と。 8 国及び東京都、その他防災関係機関への 報告、連絡及び調整に関すること。																																												

部	章	節	頁	現行	修正	理由																								
					<table border="1"> <tr> <td>職員部</td> <td>◎総務部長</td> <td>職員課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の配置に関すること。</li> <li>2 職員の活動支援に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水防対応部</td> <td>◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長</td> <td>公共施設マネジメント課、環境政策課(緑と公園係)、都市建設部各課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設及び公園の被害防止に関すること。</li> <li>2 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>3 水防活動に関すること。</li> <li>4 樋管等の操作に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難誘導部</td> <td>◎福祉保健部長 子ども家庭部参事</td> <td>社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども家庭センター課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者の支援に関すること。</li> <li>3 福祉避難所に関すること。</li> <li>4 医療救護及び助産に関すること。</li> <li>5 避難者の健康に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難所部</td> <td>◎教育部長 市民部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事</td> <td>企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育総務課、教育指導課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の統括に関すること。(避難所統括班)</li> <li>2 自主避難者の誘導に関すること。(避難所対応班)</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関すること。(避難所対応班)</li> <li>4 避難者の把握(避難所外を含む。)に関すること。(避難所対応班)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>物資部</td> <td>◎生活環境部長</td> <td>シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。</li> <li>2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>◎消防団長</td> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>2 水防活動に関すること。</li> <li>3 住民の避難支援に関すること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	職員部	◎総務部長	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の配置に関すること。</li> <li>2 職員の活動支援に関すること。</li> </ul>	水防対応部	◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	公共施設マネジメント課、環境政策課(緑と公園係)、都市建設部各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設及び公園の被害防止に関すること。</li> <li>2 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>3 水防活動に関すること。</li> <li>4 樋管等の操作に関すること。</li> </ul>	避難誘導部	◎福祉保健部長 子ども家庭部参事	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども家庭センター課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者の支援に関すること。</li> <li>3 福祉避難所に関すること。</li> <li>4 医療救護及び助産に関すること。</li> <li>5 避難者の健康に関すること。</li> </ul>	避難所部	◎教育部長 市民部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育総務課、教育指導課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の統括に関すること。(避難所統括班)</li> <li>2 自主避難者の誘導に関すること。(避難所対応班)</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関すること。(避難所対応班)</li> <li>4 避難者の把握(避難所外を含む。)に関すること。(避難所対応班)</li> </ul>	物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。</li> <li>2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。</li> </ul>	消防部	◎消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>2 水防活動に関すること。</li> <li>3 住民の避難支援に関すること。</li> </ul>	
職員部	◎総務部長	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の配置に関すること。</li> <li>2 職員の活動支援に関すること。</li> </ul>																											
水防対応部	◎都市建設部長 企画財政部参事 生活環境部長	公共施設マネジメント課、環境政策課(緑と公園係)、都市建設部各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設、道路、橋りょう、下水道施設及び公園の被害防止に関すること。</li> <li>2 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>3 水防活動に関すること。</li> <li>4 樋管等の操作に関すること。</li> </ul>																											
避難誘導部	◎福祉保健部長 子ども家庭部参事	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども家庭センター課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>2 要配慮者の支援に関すること。</li> <li>3 福祉避難所に関すること。</li> <li>4 医療救護及び助産に関すること。</li> <li>5 避難者の健康に関すること。</li> </ul>																											
避難所部	◎教育部長 市民部長 子ども家庭部長 会計管理者 教育部参事	企画調整課、財政課、総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課、子ども政策課、子ども育成課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課、学務課、教育総務課、教育指導課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の統括に関すること。(避難所統括班)</li> <li>2 自主避難者の誘導に関すること。(避難所対応班)</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関すること。(避難所対応班)</li> <li>4 避難者の把握(避難所外を含む。)に関すること。(避難所対応班)</li> </ul>																											
物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課(環境政策係)、ごみ減量対策課、協働推進課、	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関すること。</li> <li>2 ごみ及びし尿の収集処理に関すること。</li> </ul>																											
消防部	◎消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険箇所の警戒に関すること。</li> <li>2 水防活動に関すること。</li> <li>3 住民の避難支援に関すること。</li> </ul>																											
2	3		194	第2章 気象予警報等の収集・伝達 〈図略〉	第3章 気象予警報等の収集・伝達 〈図略〉 削除	語句の適正																								
2	3	1	194	第1節 予警報等伝達体制の確立 市は、予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、東京都災害情報システム等により注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。	第1節 予警報等伝達態勢の確立 <u>福生市</u> は、予警報伝達態勢を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、東京都災害情報システム等により注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。発表を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防等の協力を得て、市民に周知する。	語句の適正																								
2	3	1	194	1 気象等予警報等の発表 気象庁は、次の情報を発表する。 <u>本市</u> が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、市町村等をまとめた地域は「多摩西部」である。	1 気象等予警報等の発表 気象庁は、次の情報を発表する。 <u>福生市</u> が属する府県予報区は「東京都」、一次細分区域名は「東京地方」、市町村等をまとめた地域は「多摩西部」である。	語句の適正																								
2	3	2	194	新規	(4) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。	新たな気象情報の追加																								
2	3	2	194	新規	(5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報 注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td>・大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	・大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報	新たな気象情報の追加																				
種類	内容																													
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	・大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報																													

部	章	節	頁	現行	修正	理由																
					<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>・短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 ・1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td>・指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 ・3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> </table>		・2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	・短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 ・1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	・指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 ・3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。											
	・2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	・短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 ・1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	・指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 ・3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																					
2	3	2	195	<b>2 情報の伝達</b> 市は、気象情報等を受理したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等により住民等に周知する。 <略>	<b>2 情報の伝達</b> <b>福生</b> 市は、気象情報等を受理したときは、各部、防災関係機関に通知するとともに、防災行政無線等により住民等に周知する。 <略>	語句の適正																
2	3	3	195	<b>第3節 リアルタイム情報の把握</b> 市は、気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し、警戒活動に活用する。 <略>	<b>第3節 リアルタイム情報の把握</b> <b>福生</b> 市は、気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入手し、警戒活動に活用する。 <略>	語句の適正																
2	3	4	196	<b>第4節 異常現象発見の際の手続き</b> 災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。 <table border="1"> <tr> <td>発見者の通報</td> <td>災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署（<b>警察官</b>）、消防機関に通報する。</td> </tr> <tr> <td>関係各機関への通報</td> <td>市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町</td> </tr> <tr> <td>異常現象の例</td> <td>1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>が</b>け崩れ等 3 その他、<b>堤</b>防等に<b>水</b>洩れ等がある場合 など</td> </tr> </table>	発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署（ <b>警察官</b> ）、消防機関に通報する。	関係各機関への通報	市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町	異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>が</b> け崩れ等 3 その他、 <b>堤</b> 防等に <b>水</b> 洩れ等がある場合 など	<b>第4節 異常現象発見の際の手続</b> 災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置する。 <table border="1"> <tr> <td>発見者の通報</td> <td>災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。</td> </tr> <tr> <td>関係各機関への通報</td> <td><b>福生</b>市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町</td> </tr> <tr> <td>異常現象の例</td> <td>1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>崖</b>崩れ等 3 その他<b>堤</b>防等に<b>水</b>漏れ等がある場合 など</td> </tr> </table>	発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。	関係各機関への通報	<b>福生</b> 市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町	異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>崖</b> 崩れ等 3 その他 <b>堤</b> 防等に <b>水</b> 漏れ等がある場合 など	語句の適正				
発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署（ <b>警察官</b> ）、消防機関に通報する。																					
関係各機関への通報	市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町																					
異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>が</b> け崩れ等 3 その他、 <b>堤</b> 防等に <b>水</b> 洩れ等がある場合 など																					
発見者の通報	災害が発生するおそれのある異常現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市役所、警察署、消防機関に通報する。																					
関係各機関への通報	<b>福生</b> 市は、次の機関に通報するとともに、市民に周知を図る。 1 気象庁 2 福生警察署 3 福生消防署 4 東京都の関係機関 5 災害に関係ある近隣市町																					
異常現象の例	1 竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象 2 <b>崖</b> 崩れ等 3 その他 <b>堤</b> 防等に <b>水</b> 漏れ等がある場合 など																					
2	3	5	196	<b>第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報</b> 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。 <table border="1"> <tr> <td>予告的な気象情報</td> <td>低気圧の発達などにより災害に結び<b>つ</b>く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び<b>か</b>ける。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p>市は、災害時の<b>危機管理</b>体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生や竜巻等突風災害に係る対応について、防災行政無線等により周知を行う。</p>	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び <b>つ</b> く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び <b>か</b> ける。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<b>第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報</b> 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。 <table border="1"> <tr> <td>予告的な気象情報</td> <td>低気圧の発達などにより災害に結び<b>付</b>く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び<b>掛</b>ける。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p><b>福生</b>市は、災害時の<b>活動</b>体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生や竜巻等突風災害に係る対応について、防災行政無線等により周知を行う。</p>	予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び <b>付</b> く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び <b>掛</b> ける。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び <b>つ</b> く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び <b>か</b> ける。																					
<略>	<略>																					
<略>	<略>																					
<略>	<略>																					
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結び <b>付</b> く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び <b>掛</b> ける。																					
<略>	<略>																					
<略>	<略>																					
<略>	<略>																					

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																
2	4		197	<b>第3章 水防活動</b> <a href="#">〈図略〉</a> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 水防<b>体制</b>の確立</td> <td>福生消防署、福生市、福生市消防団</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当	第1節 水防 <b>体制</b> の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	<b>第4章 水防活動</b> <a href="#">〈図略〉</a> 削除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 水防<b>態勢</b>の確立</td> <td>福生消防署、福生市、福生市消防団</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 水防 <b>態勢</b> の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	語句の適正
活動項目	担当																																					
第1節 水防 <b>体制</b> の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
活動項目	活動を担う組織																																					
第1節 水防 <b>態勢</b> の確立	福生消防署、福生市、福生市消防団																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
2	4	1	197	<b>第1節 水防<b>体制</b>の確立</b> 市は、堤防・護岸施設等に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団等と協力し水防組織を確立する。	<b>第1節 水防<b>態勢</b>の確立</b> <a href="#">福生市</a> は、堤防・護岸施設等に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、消防署、消防団等と協力し水防組織を確立する。	語句の適正																																
2	4	1	197	<b>1 市の<b>体制</b>及び活動</b> 市は水防管理団体として、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監視巡回</td> <td>気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の<b>もと</b>に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>出動要請等</td> <td>水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。  (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。  (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。  (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の <b>もと</b> に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。 (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。	<b>1 <a href="#">福生市</a>の<b>態勢</b>及び活動</b> <a href="#">福生市</a> は水防管理団体として、出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監視巡回</td> <td>気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の<b>下</b>に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>出動要請等</td> <td>水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。  (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。  (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。  (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td><a href="#">樋管等の監視及び運用管理</a></td> <td><a href="#">市内3か所の樋管の状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ操作状況の情報提供を行う。</a></td> </tr> </tbody> </table>	監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の <b>下</b> に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。 (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。	<a href="#">樋管等の監視及び運用管理</a>	<a href="#">市内3か所の樋管の状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ操作状況の情報提供を行う。</a>	語句の適正 市の災害対策の追加				
監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の <b>もと</b> に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。 (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。																																					
監視巡回	気象状況及び水位に応じて河川管理者（京浜河川事務所多摩川上流出張所）、東京都建設局西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡の <b>下</b> に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
〈略〉	〈略〉																																					
出動要請等	水防のため緊急の必要があるときは以下の出動要請・応援要請を実施する。 (1) 現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 (2) 他の水防管理者に対し、応援を求める。 (3) 知事に対し自衛隊の派遣を要請する。																																					
<a href="#">樋管等の監視及び運用管理</a>	<a href="#">市内3か所の樋管の状況を確認する。樋管の開閉等の操作の際には、周辺自治体へ操作状況の情報提供を行う。</a>																																					
2	4	1	198	<b>2 消防機関の<b>体制</b>及び活動</b>	<b>2 消防機関の<b>態勢</b>及び活動</b>	語句の適正																																
2	4	2	198	<b>第2節 水防情報の受信・伝達</b> 市は、気象庁の防災情報提供システムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報システム等で得られた雨量・河川水位等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td>気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。  気象情報の入手方法 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>洪水予報</td> <td>(3) 多摩川氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき 〈略〉</td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。  気象情報の入手方法 〈略〉	洪水予報	(3) 多摩川氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき 〈略〉	<b>第2節 水防情報の受信・伝達</b> <a href="#">福生市</a> は、気象庁の防災情報提供システムにより気象予警報を受信・伝達するほか、東京都災害情報システム等で得られた雨量・河川水位等の観測値を監視するとともに、関係機関へ伝達する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td>気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。 <a href="#">また、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）により、洪水災害発生の危険度を把握する。</a> 気象情報の入手方法 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>洪水予報</td> <td>(3) 多摩川洪水予報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、<a href="#">あるいは急激な水位の上昇による氾濫のおそれがあるとき。</a></td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。 <a href="#">また、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）により、洪水災害発生の危険度を把握する。</a> 気象情報の入手方法 〈略〉	洪水予報	(3) 多摩川洪水予報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、 <a href="#">あるいは急激な水位の上昇による氾濫のおそれがあるとき。</a>	語句の適正 新たな気象情報の追加 京浜河川事務所意見																								
気象情報	気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。  気象情報の入手方法 〈略〉																																					
洪水予報	(3) 多摩川氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき 〈略〉																																					
気象情報	気象庁が発表する水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。 <a href="#">また、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）により、洪水災害発生の危険度を把握する。</a> 気象情報の入手方法 〈略〉																																					
洪水予報	(3) 多摩川洪水予報 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、 <a href="#">あるいは急激な水位の上昇による氾濫のおそれがあるとき。</a>																																					

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																										
2	4	2	199	<b>【洪水予報伝達系統】</b> <u>&lt;図略&gt;</u>	<略> <b>【洪水予報伝達系統】</b> <u>&lt;図略&gt;</u> <u>修正</u> 関東地方整備局→東京都への伝達は <u>メール及び FAX</u> 東京都→関東地方整備局への受信確認は <u>メール</u> 河川事務所→市・区・町を <u>主系統 (FAX)</u> で追加 河川事務所出張所→市・区・町は <u>削除</u>	語句の適正 京浜河川事務所意見																																										
2	4	3	199	<b>第3節 水防警報</b> 水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体（市）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表される。多摩川（青梅市より下流）については国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が水防警報を発表する。市及び東京都は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。 市は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか、関係機関に通知する。 <b>【水防警報の種類、内容と発表基準】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td>氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td>氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</td> <td>状況により必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 <略>	種類	内容	発表基準	待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。	準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	<b>第3節 水防警報</b> 水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体（市）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表される。多摩川（青梅市より下流）については国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が水防警報を発表する。 <u>福生市</u> 及び東京都は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。 <u>福生市</u> は、水防警報を受理した場合、消防団に対応を指示するほか、関係機関に通知する。 <b>【水防警報の種類、内容と発表基準】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</td> <td>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</td> <td>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</td> <td>氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</td> <td>氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</td> <td>氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの</td> <td>状況により必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 <略>	種類	内容	発表基準	待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。	準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。	語句の適正
種類	内容	発表基準																																														
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。																																														
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。																																														
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。																																														
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。																																														
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。																																														
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。																																														
種類	内容	発表基準																																														
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。																																														
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。																																														
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。																																														
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき。																																														
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下がったとき。 氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。																																														
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。																																														
2	4	3	200	<b>【水防警報伝達系統】</b> <u>&lt;図略&gt;</u>	<b>【水防警報伝達系統】</b> <u>&lt;図略&gt;</u> 河川事務所→東京都への伝達は <u>メール及び FAX</u> 東京都→河川事務所への受信確認は <u>メール</u> 河川事務所→西多摩建設事務所を <u>副系統 (メール・ FAX )</u> で追加 河川事務所→福生市を <u>副系統 (メール・ FAX )</u> で追加 河川事務所出張所→西多摩建設事務所は <u>削除</u>	語句の適正 京浜河川事務所意見																																										

部	章	節	頁	現行	修正	理由																
2	4	4	200	<b>第4節 ダム等放水情報</b> 市は、ダム余水吐（よすいはき）の放流通報等の情報を把握し、必要に応じ警戒等の水防活動を強化する。 <b>【ダム等の情報】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報種類</th> <th>所在地</th> <th>連絡系統</th> <th>管 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白丸ダム放流通報</td> <td>奥多摩町<u>白丸</u></td> <td>東京都建設局河川部経由</td> <td>東京都交通局<u>白丸水力発電</u></td> </tr> </tbody> </table>	通報種類	所在地	連絡系統	管 理	白丸ダム放流通報	奥多摩町 <u>白丸</u>	東京都建設局河川部経由	東京都交通局 <u>白丸水力発電</u>	<b>修正</b> <b>第4節 ダム等放水情報</b> <u>福生</u> 市は、ダム余水吐（よすいはき）の放流通報等の情報を把握し、必要に応じ警戒等の水防活動を強化する。 <b>【ダム等の情報】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報種類</th> <th>所在地</th> <th>連絡系統</th> <th>管 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白丸ダム放流通報</td> <td>奥多摩町<u>棚沢</u></td> <td>東京都建設局河川部経由</td> <td>東京都交通局<u>発電事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>	通報種類	所在地	連絡系統	管 理	白丸ダム放流通報	奥多摩町 <u>棚沢</u>	東京都建設局河川部経由	東京都交通局 <u>発電事務所</u>	語句の適正 東京都意見
通報種類	所在地	連絡系統	管 理																			
白丸ダム放流通報	奥多摩町 <u>白丸</u>	東京都建設局河川部経由	東京都交通局 <u>白丸水力発電</u>																			
通報種類	所在地	連絡系統	管 理																			
白丸ダム放流通報	奥多摩町 <u>棚沢</u>	東京都建設局河川部経由	東京都交通局 <u>発電事務所</u>																			
2	4	7	201	<b>第7節 決壊時の措置</b> 市は、堤防が決壊し氾濫した場合は、次の措置をとる。 <b>【決壊の通報、立退きの指示】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>決壊の通報及び決壊後の措置（水防法第25条、第26条関係）</td> <td>堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</td> </tr> <tr> <td>立退きの指示（水防法第29条関係）</td> <td>1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。</td> </tr> </tbody> </table>	決壊の通報及び決壊後の措置（水防法第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	立退きの指示（水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。	<b>修正</b> <b>第7節 決壊時の措置</b> <u>福生</u> 市は、堤防が決壊し氾濫した場合は、次の措置をとる。 <b>【決壊の通報、立退きの指示】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>決壊の通報及び決壊後の措置（水防法（<u>昭和24年法律第193号</u>）第25条、第26条関係）</td> <td>堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。</td> </tr> <tr> <td><u>立ち</u>退きの指示（水防法第29条関係）</td> <td>1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 <u>立ち</u>退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ<u>立ち</u>退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。</td> </tr> </tbody> </table>	決壊の通報及び決壊後の措置（水防法（ <u>昭和24年法律第193号</u> ）第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	<u>立ち</u> 退きの指示（水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 <u>立ち</u> 退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ <u>立ち</u> 退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。	語句の適正								
決壊の通報及び決壊後の措置（水防法第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。																					
立退きの指示（水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。																					
決壊の通報及び決壊後の措置（水防法（ <u>昭和24年法律第193号</u> ）第25条、第26条関係）	堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。決壊後といえども、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。																					
<u>立ち</u> 退きの指示（水防法第29条関係）	1 立退きの指示 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 2 避難誘導等 <u>立ち</u> 退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。また、水防管理者は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ <u>立ち</u> 退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。																					
2	5		202	<b>第4章 土砂災害警戒情報</b> <u>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という）」</u> に基づき、東京都が平成24年3月29日に指定した本市の危険箇所は、「土砂災害特別警戒区域」14箇所及び「土砂災害警戒区域」17箇所である。 <u>〈図略〉</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th><u>担当班</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土砂災害防止法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知</td> <td>東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	<u>担当班</u>	第1節 土砂災害防止法		第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団	<b>修正</b> <b>第5章 土砂災害警戒情報</b> 土砂災害防止法に基づき、東京都が平成24年3月29日に指定した <u>福生</u> 市の危険箇所は、「土砂災害特別警戒区域」14箇所及び「土砂災害警戒区域」17箇所である。 <u>〈図略〉 削除</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th><u>活動を担う組織</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土砂災害防止法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知</td> <td>東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	<u>活動を担う組織</u>	第1節 土砂災害防止法		第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団	語句の適正				
活動項目	<u>担当班</u>																					
第1節 土砂災害防止法																						
第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団																					
活動項目	<u>活動を担う組織</u>																					
第1節 土砂災害防止法																						
第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知	東京都、福生警察署、福生消防署、福生市、福生市消防団																					
2	5	1	202	<b>第1節 土砂災害防止法</b> 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難 <u>体制</u> の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。	<b>修正</b> <b>第1節 土砂災害防止法</b> 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難 <u>態勢</u> の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。	語句の適正																
2	5	2	202	<b>第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知</b>	<b>修正</b> <b>第2節 土砂災害警戒情報の発表と周知</b>	語句の適正																



部	章	節	頁	現行	修正	理由																																												
				<p>土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、東京都と気象庁が共同して発表する情報である。市町村長が避難情報の発令などの災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。</p> <p>市は、当該情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒を重点的に行うとともに、防災行政無線、市ホームページ、広報車、報道機関等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼びかけを行い、自主避難を促す。また、市長が避難情報を発表する際の判断に活用する。</p> <p>&lt;図略&gt;</p>	<p>土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、東京都と気象庁が共同して発表する情報である。市町村長が避難情報の発令などの災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。</p> <p><u>福生市</u>は、当該情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒を重点的に行うとともに、防災行政無線、市ホームページ、広報車、報道機関等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼びかけを行い、自主避難を促す。また、市長が避難情報を発表する際の判断に活用する。</p> <p>&lt;図略&gt;</p>																																													
2	6		203	<p><b>第5章 情報収集及び連絡体制の確立</b></p> <p>災害発生時にあつては、第2編第2部第2章第1節「情報連絡体制の確立」を準用するほか、次の体制により被害状況等の報告を行う。</p>	<p><b>第6章 情報収集及び連絡態勢の確立</b></p> <p>災害発生時にあつては、第2編第2部第2章第1節「情報連絡態勢の確立」を準用するほか、次の態勢により被害状況等の報告を行う。</p>	語句の適正																																												
2	6		203	<p><b>1 情報連絡体制</b></p> <p>市は、次のとおり情報連絡体制を確立する。</p> <p>(1) 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 情報連絡態勢</b></p> <p><u>福生市</u>は、次のとおり情報連絡態勢を確立する。</p> <p>(1) <u>東京都</u>本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正																																												
2	6		203	<p><b>2 被害状況等の報告</b></p> <p>市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況について、次により東京都へ報告する。</p>	<p><b>2 被害状況等の報告</b></p> <p><u>福生市</u>は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況について、次により東京都へ報告する。</p>	語句の適正																																												
2	6		203	<p>(3) <b>報告の種類・期限等</b></p> <p>報告の種類等は、次のとおりとする。</p> <p><b>【災害報告の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	<p>(3) <b>報告の種類・期限等</b></p> <p>報告の種類等は、次のとおりとする。</p> <p><b>【災害報告の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び<u>東京都</u>が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び <u>東京都</u> が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	語句の適正
報告の種類	入力期限	入力画面																																																
発災通知	即時	発災情報																																																
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																
要請通知	即時	要請情報																																																
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																																															
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																															
災害年報	4月20日	災害総括																																																
報告の種類	入力期限	入力画面																																																
発災通知	即時	発災情報																																																
被害措置概況速報	即時及び <u>東京都</u> が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																
要請通知	即時	要請情報																																																
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																																															
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																															
災害年報	4月20日	災害総括																																																
2	7		204	<p><b>第6章 応急避難</b></p> <p>&lt;図略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の基本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 避難情報</td> <td><u>本部管理部</u>防災班、<u>広報・広聴班</u>、<u>避難所対応部</u>避難所班、<u>消防部</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 要配慮者対策</td> <td><u>救急・福祉対応部</u>庶務班、<u>住民福祉班</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 避難所の開設・管理運営</td> <td><u>避難所対応部</u>庶務班、<u>避難所班</u> <u>本部管理部</u>防災班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	担当班	第1節 避難の基本		第2節 避難情報	<u>本部管理部</u> 防災班、 <u>広報・広聴班</u> 、 <u>避難所対応部</u> 避難所班、 <u>消防部</u>	第3節 要配慮者対策	<u>救急・福祉対応部</u> 庶務班、 <u>住民福祉班</u>	第4節 避難所の開設・管理運営	<u>避難所対応部</u> 庶務班、 <u>避難所班</u> <u>本部管理部</u> 防災班	<p><b>第7章 応急避難</b></p> <p>&lt;図略&gt; <u>削除</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>活動を担う組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の基本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 避難情報</td> <td>防災班、<u>情報班</u>、<u>秘書広報班</u>、<u>消防班</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 要配慮者対策</td> <td><u>要配慮者対策班</u></td> </tr> <tr> <td>第4節 避難所の開設・管理運営</td> <td><u>避難所統括班</u>、<u>避難所対応班</u> 防災班</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	活動を担う組織	第1節 避難の基本		第2節 避難情報	防災班、 <u>情報班</u> 、 <u>秘書広報班</u> 、 <u>消防班</u>	第3節 要配慮者対策	<u>要配慮者対策班</u>	第4節 避難所の開設・管理運営	<u>避難所統括班</u> 、 <u>避難所対応班</u> 防災班	災害対策本部の構成、役割分担の見直し																								
活動項目	担当班																																																	
第1節 避難の基本																																																		
第2節 避難情報	<u>本部管理部</u> 防災班、 <u>広報・広聴班</u> 、 <u>避難所対応部</u> 避難所班、 <u>消防部</u>																																																	
第3節 要配慮者対策	<u>救急・福祉対応部</u> 庶務班、 <u>住民福祉班</u>																																																	
第4節 避難所の開設・管理運営	<u>避難所対応部</u> 庶務班、 <u>避難所班</u> <u>本部管理部</u> 防災班																																																	
活動項目	活動を担う組織																																																	
第1節 避難の基本																																																		
第2節 避難情報	防災班、 <u>情報班</u> 、 <u>秘書広報班</u> 、 <u>消防班</u>																																																	
第3節 要配慮者対策	<u>要配慮者対策班</u>																																																	
第4節 避難所の開設・管理運営	<u>避難所統括班</u> 、 <u>避難所対応班</u> 防災班																																																	
2	7	1	204	<p><b>第1節 避難の基本</b></p> <p><b>1 水平避難</b></p> <p><u>洪水予報や土砂災害警戒情報に基づき、避難対象地域から安全な緊急避難場所(※)等へ、時間的余裕をもって事前に避難することを基本とする。</u></p> <p><u>市長は、高齢者等避難、避難指示を発令し、避難所対応部避難所班及び消防部、自主防災組織等が誘導する。</u></p> <p><u>(※) 緊急避難場所：風水害対策計画においては、対象とする災害に対して安全で堅牢な公共施設等</u></p>	<p><b>第1節 避難の基本</b></p> <p><b>1 風水害時の避難行動</b></p> <p><u>風水害時は、警戒レベル及び福生市の避難情報に応じ、次の避難行動を行うことを基本とする。</u></p> <p><u>(1) 台風の接近等により大雨、強風等が想定される場合(おおむね警戒レベル2・3)は、福生市の自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難の発令により、公共施設又は指定避難所等に避難する。</u></p> <p><u>(2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合(おおむね警戒レベル4)は、避難指示の発令により、危険区域の全ての住民は指定避難所等に避難する。</u></p> <p><u>(3) 避難は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行う。</u></p>	防災基本計画の修正等に基づき、避難行動を整理																																												

部	章	節	頁	現行	修正	理由																														
					<p>(4) 危険が切迫した場合（おおむね警戒レベル5）は、緊急安全確保の発令又は各自の判断により、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等へ移動する。</p> <p>(5) 福生市は、風雨が収まり、浸水、土砂災害等の危険性が解消された場合は、避難解除による帰宅する。</p> <p>(6) 自宅での居住が困難な場合は、市指定の避難所又は各自が確保した避難先で生活する。</p>																															
2	7	2	204	<p><b>2 垂直避難</b></p> <p>堤防決壊による急速な氾濫拡大や暴風雨等により、安全な緊急避難場所等へ避難する時間的余裕がない場合や、避難行動がかえって危険な場合は、自宅を含めた堅牢建物の上層階に留まる屋内安全確保を基本とする。</p> <p>市長は、屋外が危険な場合には緊急安全確保を発令する。</p>	<p><b>2 避難先</b></p> <p>(1) 自主避難の段階は、公共施設を自主避難所として開設する。</p> <p>(2) 高齢者等避難及び避難指示を発令した段階は、洪水時の浸水想定区域外の指定避難所（市内12か所）から選定し、開設する。</p> <p>(3) 自宅で居住が不可能な場合は、福生市の指定避難所に収容する。福生市が開設する避難所のほか、被災者自らが親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活する。</p> <p>&lt;図略&gt;</p>	防災基本計画の修正等に基づき、避難行動を整理																														
2	7	2	205	<p><b>1 避難情報</b></p> <p>本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>本部管理部防災班は、避難指示を行う場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都本部に報告する（解除の場合も同様とする）。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。</p> <p>なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。</p>	<p><b>1 避難情報</b></p> <p>本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>防災班は、避難指示を発令する場合、警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに東京都本部に報告する（解除の場合も同様とする）。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。</p> <p>なお、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため高齢者等避難を伝達する。</p>	語句の適正																														
2	7	2	205	新規	<p><b>【避難情報の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難（警戒レベル3）</td> <td>避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（警戒レベル4）</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保（警戒レベル5）</td> <td>避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	高齢者等避難（警戒レベル3）	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。	避難指示（警戒レベル4）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。	緊急安全確保（警戒レベル5）	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。	警戒レベルと避難情報の対応を追加																						
種類	内容																																			
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。																																			
避難指示（警戒レベル4）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。																																			
緊急安全確保（警戒レベル5）	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。																																			
2	7	2	206	<p><b>【河川洪水に係る避難情報を発令する基準】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報の種類</th> <th>発令時の基準</th> <th>市民に呼びかける行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル3) 高齢者等避難</td> <td>(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【土砂災害に係る避難情報を発令する基準】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル4) 避難指示</td> <td>(1) (2) (3) (4)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	(警戒レベル4) 避難指示	(1) (2) (3) (4)		<p><b>【河川洪水に係る避難情報を発令する基準】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報の種類</th> <th>発令時の基準</th> <th>市民に呼びかける行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル3) 高齢者等避難</td> <td>(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、福生市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【土砂災害に係る避難情報を発令する基準】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル4) 避難指示</td> <td>(1) (2) 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (3)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、福生市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	(警戒レベル4) 避難指示	(1) (2) 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (3)		語句の適正
避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動																																		
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)	<略>																																		
<略>	<略>	<略>																																		
<略>	<略>	<略>																																		
(警戒レベル4) 避難指示	(1) (2) (3) (4)																																			
避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動																																		
(警戒レベル3) 高齢者等避難	(1) (2) 多摩川調布橋の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、福生市が監視する量水標（五日市線架橋等）において、さらに水位の上昇が予想される場合（又は堤防天端から1m程度下まで水位が上昇したとき） (3) (4) (5)	<略>																																		
<略>	<略>	<略>																																		
<略>	<略>	<略>																																		
(警戒レベル4) 避難指示	(1) (2) 土砂災害の危険度分布が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 (3)																																			

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																																
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(警戒レベル5) 緊急安全確保</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)</td> <td></td> </tr> </table>		(5)		(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1)			(2)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(4)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(警戒レベル5) 緊急安全確保</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報【土砂災害】)となった場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)</td> <td></td> </tr> </table>		(4)			(5)		(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1)			(2) 土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報【土砂災害】)となった場合			(3)																										
	(5)																																																					
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1)																																																					
	(2)																																																					
	(4)																																																					
	(5)																																																					
(警戒レベル5) 緊急安全確保	(1)																																																					
	(2) 土砂災害の危険度分布が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報【土砂災害】)となった場合																																																					
	(3)																																																					
2	7	2	207	<p><b>【発令権者】</b> 災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員、水防管理者</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	<略>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき	<略>	警察官	<略>	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	<略>	知事	<略>	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	知事又はその命を受けた職員、水防管理者	<略>	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	<略>	<p><b>【発令権者】</b> 災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害の発生により、<u>福生市</u>がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員、水防管理者</td> <td>洪水</td> <td>洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	<略>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	<略>	警察官	<略>	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	<略>	知事	<略>	災害の発生により、 <u>福生市</u> がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	<略>	語句の適正
実施責任者	種別	要件	根拠																																																			
市長	<略>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき	<略>																																																			
警察官	<略>	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	<略>																																																			
知事	<略>	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<略>																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																			
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	<略>	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	<略>																																																			
実施責任者	種別	要件	根拠																																																			
市長	<略>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	<略>																																																			
警察官	<略>	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	<略>																																																			
知事	<略>	災害の発生により、 <u>福生市</u> がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	<略>																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																			
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	<略>																																																			
2	7	2	207	<p><b>2 避難情報の伝達</b> <u>本部管理部広報・広聴班</u>は、避難情報を、次の手段で伝達する。</p> <p>(1) 要避難区域の居住者等</p> <p>ア 防災行政無線</p> <p>イ ふっさ情報メール、<u>あんまちツイッター</u></p> <p>ウ 報道機関（Lアラート入力による）</p>	<p><b>2 避難情報の伝達</b> <u>秘書広報班</u>は、避難情報を、次の手段で伝達する。</p> <p>(1) 要避難区域の居住者等</p> <p>ア 防災行政無線</p> <p>イ ふっさ情報メール、<u>福生市公式アプリ、SNS、エリアメール、市公式ホームページ</u></p> <p>ウ 報道機関（Lアラート入力による。）</p> <p><u>エ 広報車</u></p>	市の現況との整合																																																
2	7	2	208	<p><b>3 警戒区域の設定</b> (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。</p> <p><b>【警戒区域の設定権者及び要件】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	<略>	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	<略>	警察官	<略>	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	<略>	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<略>	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<p><b>3 警戒区域の設定</b> (1) 警戒区域の設定権者 警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。</p> <p><b>【警戒区域の設定権者及び要件】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>種別</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	種別	要件	根拠	市長	<略>	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	<略>	警察官	<略>	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	<略>	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<略>	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正								
実施責任者	種別	要件	根拠																																																			
市長	<略>	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	<略>																																																			
警察官	<略>	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	<略>																																																			
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<略>	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき	<略>																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																			
実施責任者	種別	要件	根拠																																																			
市長	<略>	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	<略>																																																			
警察官	<略>	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	<略>																																																			
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<略>	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	<略>																																																			
<略>	<略>	<略>	<略>																																																			
2	7	2	208	<p>(2) 規制の実施 <u>本部管理部</u>防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。 &lt;略&gt;</p>	<p>(2) 規制の実施 防災班は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。 &lt;略&gt;</p>																																																	
2	7	2	208	<p><b>4 避難誘導</b> 避難誘導は、原則として、避難所対応<u>部避難所班</u>及び消防<u>部</u>が、自主防災組織、民生委員等と協力して行うものとする。</p>	<p><b>4 避難誘導</b> 避難誘導は、原則として、避難所対応<u>班</u>及び消防<u>班</u>が、自主防災組織、民生委員等と協力して行うものとする。</p>	語句の適正																																																

部	章	節	頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	7	3	208	<p><b>1 要配慮者利用施設対策</b></p> <p><b>救急・福祉対応部住民福祉班</b>は、要配慮者利用施設には直接連絡を取り、洪水予報等や避難の情報を伝達し、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼びかける。また、施設管理者の要請により、入所者の移送を支援する。</p>	<p><b>1 要配慮者利用施設対策</b></p> <p><b>要配慮者対策班</b>は、要配慮者利用施設には直接連絡を取り、洪水予報等や避難の情報を伝達し、施設管理者による事前避難や浸水防止措置を呼び掛ける。また、施設管理者の要請により、入所者の移送を支援する。</p>	災害対策本部構成、役割分担の見直し																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	7	3	208	<p><b>【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th colspan="3">区域内</th> </tr> <tr> <th>浸水想定</th> <th>土砂災害警戒</th> <th>土砂災害特別警戒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福生第五小学校</td><td>南田園 <a href="#">1-2-2</a></td><td><a href="#">552-0256</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>福生第七小学校</td><td>北田園 <a href="#">1-1-1</a></td><td><a href="#">551-9303</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>福生第三中学校</td><td>南田園 <a href="#">3-1-1</a></td><td><a href="#">551-9301</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>わらべつくし保育園</td><td>南田園 <a href="#">1-4-12</a></td><td><a href="#">553-1551</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>杉ノ子第二保育園</td><td>南田園 <a href="#">3-4-2</a></td><td><a href="#">551-9305</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田園児童館</td><td>南田園 <a href="#">3-6-1</a></td><td><a href="#">552-3133</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>子ども応援館</td><td>北田園 <a href="#">2-5-7</a></td><td><a href="#">539-2555</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ショートステイ・とまるーよ</td><td>南田園 <a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103</td><td><a href="#">513-0814</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>れんげ園 (生活介護事業所・地域活動支援センター)</td><td>南田園 <a href="#">3-6-1</a></td><td><a href="#">552-0625</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>放課後等デイサービスあそぼーよ</td><td>南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号</td><td><a href="#">513-5602</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放課後等デイサービスつなごーよ</td><td>南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階</td><td><a href="#">513-3621</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>福生市福祉センター</td><td>南田園 <a href="#">2-13-1</a></td><td><a href="#">530-2941</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホームサンシャインビラ</td><td>北田園 <a href="#">1-53-3</a></td><td><a href="#">551-1703</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ</td><td>福生3244-10</td><td><a href="#">553-3701</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム福生ことぶき苑</td><td>北田園 <a href="#">1-56-1</a></td><td><a href="#">539-2910</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護老人保健施設 ユーアイビラ</td><td>南田園 <a href="#">1-10-3</a></td><td><a href="#">539-7122</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><b>花物語</b></td><td><a href="#">熊川66-1</a></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	電話番号	区域内			浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒	福生第五小学校	南田園 <a href="#">1-2-2</a>	<a href="#">552-0256</a>	○	○		福生第七小学校	北田園 <a href="#">1-1-1</a>	<a href="#">551-9303</a>	○	○		福生第三中学校	南田園 <a href="#">3-1-1</a>	<a href="#">551-9301</a>	○	○		わらべつくし保育園	南田園 <a href="#">1-4-12</a>	<a href="#">553-1551</a>	○			杉ノ子第二保育園	南田園 <a href="#">3-4-2</a>	<a href="#">551-9305</a>	○			田園児童館	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	<a href="#">552-3133</a>	○			子ども応援館	北田園 <a href="#">2-5-7</a>	<a href="#">539-2555</a>	○			ショートステイ・とまるーよ	南田園 <a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103	<a href="#">513-0814</a>	○			れんげ園 (生活介護事業所・地域活動支援センター)	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	<a href="#">552-0625</a>	○	○		放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号	<a href="#">513-5602</a>	○			放課後等デイサービスつなごーよ	南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階	<a href="#">513-3621</a>	○			福生市福祉センター	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	<a href="#">530-2941</a>	○			特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 <a href="#">1-53-3</a>	<a href="#">551-1703</a>	○			特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	<a href="#">553-3701</a>	○			特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 <a href="#">1-56-1</a>	<a href="#">539-2910</a>	○			介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 <a href="#">1-10-3</a>	<a href="#">539-7122</a>	○			<b>花物語</b>	<a href="#">熊川66-1</a>		○			<p><b>【要避難地区・要避難範囲にある要配慮者利用施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">区域内</th> </tr> <tr> <th>浸水想定</th> <th>土砂災害警戒</th> <th>土砂災害特別警戒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福生第五小学校</td><td>南田園<a href="#">1-2-2</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>福生第七小学校</td><td>北田園<a href="#">1-1-1</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>福生第三中学校</td><td>南田園<a href="#">3-1-1</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>わらべつくし保育園</td><td>南田園<a href="#">1-4-12</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>杉ノ子第二保育園</td><td>南田園<a href="#">3-4-2</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">リトルベアインターナショナルスクール</a></td><td>南田園<a href="#">2-16-12-101</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>田園児童館</td><td>南田園<a href="#">3-6-1</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">田園クラブ</a></td><td>南田園<a href="#">3-6-1</a> (田園児童館内)</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">わかたけクラブ</a></td><td>※令和5年度中移転予定のため保留</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">臨時第2田園クラブ</a></td><td>北田園<a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">五小ふっさっ子の広場</a></td><td>南田園<a href="#">1-2-2</a> (福生第五小学校内)</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">七小ふっさっ子の広場</a></td><td>北田園<a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>子ども応援館</td><td>北田園<a href="#">2-5-7</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ショートステイ・とまるーよ</td><td>南田園<a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">生活介護事業所はっぴい</a></td><td>南田園<a href="#">2-13-1</a> (福祉センター内)</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">生活介護事業所れんげ園</a></td><td>南田園<a href="#">3-6-1</a></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>放課後等デイサービスあそぼーよ</td><td>南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放課後等デイサービスつなごーよ</td><td>南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">ウイステリア福生</a></td><td>北田園<a href="#">2-8-6</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>福生市福祉センター</td><td>南田園<a href="#">2-13-1</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホームサンシャインビラ</td><td>北田園<a href="#">1-53-3</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ</td><td>福生3244-10</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>特別養護老人ホーム福生ことぶき苑</td><td>北田園<a href="#">1-56-1</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護老人保健施設 ユーアイビラ</td><td>南田園<a href="#">1-10-3</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">あじさい北田園・あじさいリハビリテーション</a></td><td>北田園 <a href="#">1-5-9</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">ソクイ福生デイサービスセンター</a></td><td>南田園 <a href="#">2-8-2</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">デイサービスあさがお</a></td><td>南田園 <a href="#">1-6-14</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><a href="#">福生市高齢者住宅サービスセンター田園</a></td><td>南田園 <a href="#">2-13-1</a></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	区域内			浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒	福生第五小学校	南田園 <a href="#">1-2-2</a>	○	○		福生第七小学校	北田園 <a href="#">1-1-1</a>	○	○		福生第三中学校	南田園 <a href="#">3-1-1</a>	○	○		わらべつくし保育園	南田園 <a href="#">1-4-12</a>	○			杉ノ子第二保育園	南田園 <a href="#">3-4-2</a>	○			<a href="#">リトルベアインターナショナルスクール</a>	南田園 <a href="#">2-16-12-101</a>	○			田園児童館	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	○			<a href="#">田園クラブ</a>	南田園 <a href="#">3-6-1</a> (田園児童館内)	○			<a href="#">わかたけクラブ</a>	※令和5年度中移転予定のため保留	○			<a href="#">臨時第2田園クラブ</a>	北田園 <a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)	○			<a href="#">五小ふっさっ子の広場</a>	南田園 <a href="#">1-2-2</a> (福生第五小学校内)	○	○		<a href="#">七小ふっさっ子の広場</a>	北田園 <a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)	○	○		子ども応援館	北田園 <a href="#">2-5-7</a>	○			ショートステイ・とまるーよ	南田園 <a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103	○			<a href="#">生活介護事業所はっぴい</a>	南田園 <a href="#">2-13-1</a> (福祉センター内)	○			<a href="#">生活介護事業所れんげ園</a>	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	○	○		放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号	○			放課後等デイサービスつなごーよ	南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階	○			<a href="#">ウイステリア福生</a>	北田園 <a href="#">2-8-6</a>	○			福生市福祉センター	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	○			特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 <a href="#">1-53-3</a>	○			特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	○			特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 <a href="#">1-56-1</a>	○			介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 <a href="#">1-10-3</a>	○			<a href="#">あじさい北田園・あじさいリハビリテーション</a>	北田園 <a href="#">1-5-9</a>	○			<a href="#">ソクイ福生デイサービスセンター</a>	南田園 <a href="#">2-8-2</a>	○			<a href="#">デイサービスあさがお</a>	南田園 <a href="#">1-6-14</a>	○			<a href="#">福生市高齢者住宅サービスセンター田園</a>	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	○			最新データへの更新
施設名称	所在地	電話番号	区域内																																																																																																																																																																																																																																																																						
			浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒																																																																																																																																																																																																																																																																				
福生第五小学校	南田園 <a href="#">1-2-2</a>	<a href="#">552-0256</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																					
福生第七小学校	北田園 <a href="#">1-1-1</a>	<a href="#">551-9303</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																					
福生第三中学校	南田園 <a href="#">3-1-1</a>	<a href="#">551-9301</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																					
わらべつくし保育園	南田園 <a href="#">1-4-12</a>	<a href="#">553-1551</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
杉ノ子第二保育園	南田園 <a href="#">3-4-2</a>	<a href="#">551-9305</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
田園児童館	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	<a href="#">552-3133</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
子ども応援館	北田園 <a href="#">2-5-7</a>	<a href="#">539-2555</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
ショートステイ・とまるーよ	南田園 <a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103	<a href="#">513-0814</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
れんげ園 (生活介護事業所・地域活動支援センター)	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	<a href="#">552-0625</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																					
放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号	<a href="#">513-5602</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
放課後等デイサービスつなごーよ	南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階	<a href="#">513-3621</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
福生市福祉センター	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	<a href="#">530-2941</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 <a href="#">1-53-3</a>	<a href="#">551-1703</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	<a href="#">553-3701</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 <a href="#">1-56-1</a>	<a href="#">539-2910</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 <a href="#">1-10-3</a>	<a href="#">539-7122</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
<b>花物語</b>	<a href="#">熊川66-1</a>		○																																																																																																																																																																																																																																																																						
施設名称	所在地	区域内																																																																																																																																																																																																																																																																							
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒																																																																																																																																																																																																																																																																					
福生第五小学校	南田園 <a href="#">1-2-2</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
福生第七小学校	北田園 <a href="#">1-1-1</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
福生第三中学校	南田園 <a href="#">3-1-1</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
わらべつくし保育園	南田園 <a href="#">1-4-12</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
杉ノ子第二保育園	南田園 <a href="#">3-4-2</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">リトルベアインターナショナルスクール</a>	南田園 <a href="#">2-16-12-101</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
田園児童館	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">田園クラブ</a>	南田園 <a href="#">3-6-1</a> (田園児童館内)	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">わかたけクラブ</a>	※令和5年度中移転予定のため保留	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">臨時第2田園クラブ</a>	北田園 <a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">五小ふっさっ子の広場</a>	南田園 <a href="#">1-2-2</a> (福生第五小学校内)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
<a href="#">七小ふっさっ子の広場</a>	北田園 <a href="#">1-1-1</a> (福生第七小学校内)	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
子ども応援館	北田園 <a href="#">2-5-7</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
ショートステイ・とまるーよ	南田園 <a href="#">3-21-1</a> グランシャリオ103	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">生活介護事業所はっぴい</a>	南田園 <a href="#">2-13-1</a> (福祉センター内)	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">生活介護事業所れんげ園</a>	南田園 <a href="#">3-6-1</a>	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																						
放課後等デイサービスあそぼーよ	南田園 <a href="#">3-5-21</a> 森田ビルA号	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
放課後等デイサービスつなごーよ	南田園 <a href="#">3-18-15</a> ユタカビル1階	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">ウイステリア福生</a>	北田園 <a href="#">2-8-6</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
福生市福祉センター	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別養護老人ホームサンシャインビラ	北田園 <a href="#">1-53-3</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ	福生3244-10	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
特別養護老人ホーム福生ことぶき苑	北田園 <a href="#">1-56-1</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
介護老人保健施設 ユーアイビラ	南田園 <a href="#">1-10-3</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">あじさい北田園・あじさいリハビリテーション</a>	北田園 <a href="#">1-5-9</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">ソクイ福生デイサービスセンター</a>	南田園 <a href="#">2-8-2</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">デイサービスあさがお</a>	南田園 <a href="#">1-6-14</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							
<a href="#">福生市高齢者住宅サービスセンター田園</a>	南田園 <a href="#">2-13-1</a>	○																																																																																																																																																																																																																																																																							

部	章	節	頁	現行	修正	理由
2	7	3	209	<b>2 避難行動要支援者対策</b> <u>救急・福祉対応部庶務班及び住民福祉班</u> は、自主防災組織等の地域の協力により個別連絡・訪問を実施し、避難 <u>移送</u> を支援する。	<b>2 避難行動要支援者対策</b> <u>要配慮者対策班</u> は、自主防災組織等の地域の協力により個別連絡・訪問を実施し、 <u>指定避難所又は福祉避難所への直接</u> 避難を支援する。	災害対策本部構成、役割分担の見直し
2	7	4	209	<b>第4節 避難所の開設・管理運営</b>	<b>第4節 避難場所の開設・管理運営</b>	語句の適正
2	7	4	209	<b>1 避難所の開設</b> 避難所対応部 <u>避難所班</u> は、 <u>本部管理部</u> 防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、 <u>避難所</u> を開設する。 また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、 <u>緊急避難場所</u> を開設する。 <u>なお、関係機関に連絡するとともに避難所の防火安全対策の徹底を図る。</u>	<b>1 避難場所の開設</b> 避難所対応部 <u>班</u> は、防災班の指示により、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、 <u>指定避難所</u> を開設する。 また、避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望がある場合は、 <u>公共施設を自主避難場所として</u> 開設する。 <u>避難所統括班は、各避難所の避難者数等、状況を把握する。</u>	災害対策本部構成、役割分担の見直し 語句の適正
2	7	4	209	<b>2 物資等の供給</b> <u>避難所又は緊急避難場所</u> に避難する際には、自宅から食料、毛布等の生活必需品を持参するよう要請を周知する。 ※第2編第2部第 <u>8</u> 章第 <u>2</u> 節「避難所の開設・管理運営」を準用する。	<b>2 物資等の供給</b> <u>防災班は、市民に対し、</u> 避難所に避難する際には、自宅から食料、毛布等の生活必需品を持参するよう要請を周知する。 ※第2編第2部第 <u>9</u> 章第 <u>3</u> 節「避難所の開設・管理運営」を準用する。	語句の適正
2	8		210	<b>第7章 受援</b> ※第2編第2部第 <u>3</u> 章を準用する。	<b>第8章 受援</b> ※第2編第2部第 <u>4</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	9		210	<b>第8章 警備・交通対策</b> ※第2編第2部第 <u>4</u> 章を準用する。	<b>第9章 警備・交通対策</b> ※第2編第2部第 <u>5</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	10		210	<b>第9章 緊急輸送対策</b> ※第2編第2部第 <u>5</u> 章を準用する。	<b>第10章 緊急輸送対策</b> ※第2編第2部第 <u>6</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	11		210	<b>第10章 消防・危険物対策</b> ※第2編第2部第 <u>6</u> 章を準用する。	<b>第11章 消防・危険物対策</b> ※第2編第2部第 <u>7</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	12		210	<b>第11章 医療救護対策</b> ※第2編第2部第 <u>7</u> 章を準用する。	<b>第12章 医療救護対策</b> ※第2編第2部第 <u>8</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	13		210	<b>第12章 緊急物資の供給対策</b> ※第2編第2部第 <u>10</u> 章を準用する。	<b>第13章 緊急物資の供給対策</b> ※第2編第2部第 <u>11</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	14		210	<b>第13章 環境・衛生対策</b> ※第2編第2部第 <u>11</u> 章を準用する。	<b>第14章 環境・衛生対策</b> ※第2編第2部第 <u>12</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	15		210	<b>第14章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い</b> ※第2編第2部第 <u>12</u> 章を準用する。	<b>第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い</b> ※第2編第2部第 <u>13</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	16		210	<b>第15章 ライフラインの応急復旧</b> ※第2編第2部第 <u>13</u> 章(P140)を準用する。	<b>第16章 ライフラインの応急復旧</b> ※第2編第2部第 <u>14</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	17		210	<b>第16章 公共施設等の応急・復旧対策</b> ※第2編第2部第 <u>14</u> 章)を準用する。	<b>第17章 公共施設等の応急・復旧対策</b> ※第2編第2部第 <u>15</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	18		210	<b>第17章 応急生活対策</b> ※第2編第2部第 <u>15</u> 章を準用する。	<b>第18章 応急生活対策</b> ※第2編第2部第 <u>16</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	19		210	<b>第18章 要配慮者対策</b> ※第2編第2部第 <u>16</u> 章を準用する。	<b>第19章 要配慮者対策</b> ※第2編第2部第 <u>17</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	20		210	<b>第19章 応急教育・応急保育対策</b> ※第2編第2部第 <u>17</u> 章を準用する。	<b>第20章 応急教育・応急保育対策</b> ※第2編第2部第 <u>18</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	21		210	<b>第20章 ボランティアの受入れ対策</b> ※第2編第2部第 <u>18</u> 章を準用する。	<b>第21章 ボランティアの受入れ対策</b> ※第2編第2部第 <u>19</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	22		211	<b>第21章 応急公用負担等</b> ※第2編第2部第 <u>19</u> 章を準用する。	<b>第22章 応急公用負担等</b> ※第2編第2部第 <u>20</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	23		211	<b>第22章 災害救助法の適用</b> ※第2編第2部第 <u>20</u> 章を準用する。	<b>第23章 災害救助法の適用</b> ※第2編第2部第 <u>21</u> 章を準用する。	項目番号の変更
2	24		211	<b>第23章 激甚災害の指定</b> ※第2編第2部第 <u>21</u> 章を準用する。	<b>第24章 激甚災害の指定</b> ※第2編第2部第 <u>22</u> 章を準用する。	項目番号の変更

福生市地域防災計画 新旧対照表

第4編 その他災害対策計画

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																								
1	1		213	<b>第1章 応急活動体制</b> 大雪があった場合、市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、応急活動態勢を確立し、状況に応じて対応する。	<b>第1章 応急活動体制</b> 大雪があった場合、 <a href="#">福生市</a> は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、応急活動態勢を確立し、状況に応じて対応する。	語句の適正																								
1	1		213	<b>1 活動組織</b> <b>【活動組織の流れ】</b> <a href="#">〈図略〉修正</a> ※雪害緊急対策会議設置時には市庁舎第 <b>一</b> 棟2階を活動拠点とする。	<b>1 活動組織</b> <b>【活動組織の流れ】</b> <a href="#">〈図略〉修正</a> ※雪害緊急対策会議設置時には市庁舎第 <b>1</b> 棟2階を活動拠点とする。	語句の適正																								
1	1		213	<b>2 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">〈略〉</td> <td style="width:85%; text-align:center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">(2) 雪害緊急対策会議の設置</td> <td style="width:85%;">                             次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は<a href="#">安全安心まちづくり課</a>が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。                              ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合                              ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">〈略〉</td> <td style="text-align:center;">〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は <a href="#">安全安心まちづくり課</a> が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合	〈略〉	〈略〉	<b>2 災害対策組織の設置基準</b> 次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">〈略〉</td> <td style="width:85%; text-align:center;">〈略〉</td> </tr> <tr> <td style="width:15%;">(2) 雪害緊急対策会議の設置</td> <td style="width:85%;">                             次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は<a href="#">防災危機管理課</a>が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。                              ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合                              ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">〈略〉</td> <td style="text-align:center;">〈略〉</td> </tr> </table>	〈略〉	〈略〉	(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は <a href="#">防災危機管理課</a> が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合	〈略〉	〈略〉	組織名等の変更 語句の適正												
〈略〉	〈略〉																													
(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は <a href="#">安全安心まちづくり課</a> が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合																													
〈略〉	〈略〉																													
〈略〉	〈略〉																													
(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は <a href="#">防災危機管理課</a> が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ① 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合 ② 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合																													
〈略〉	〈略〉																													
1	1		214	<b>3 非常配備態勢の要員、実施事項等</b> 〈略〉 <a href="#">【配備体制】</a> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">非常配備態勢</th> <th style="width:20%;">会議・配備要員</th> <th style="width:10%;">災害対策組織名</th> <th style="width:55%;">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;"><b>情報監視態勢</b></td> <td>総務部長 <a href="#">安全安心まちづくり課長</a> 防災係長</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td>気象状況の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"><b>雪害情報連絡会態勢</b></td> <td>                             雪害情報連絡会：                              総務部長                              都市建設部長  <a href="#">都市建設部参事</a>  <a href="#">安全安心まちづくり課長</a>                              まちづくり計画課長  <a href="#">都市建設部主幹</a>                              道路下水道課長  <a href="#">施設公園課長</a> </td> <td style="text-align:center;">雪害情報連絡会</td> <td> <a href="#">安全安心まちづくり課</a>の検討課題                              (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明                              (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）                              (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認                               都市建設部の検討課題                              (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定                              (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等）                              (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）                               ※検討内容は理事者に随時報告。                              ※緊急対応班に指名されている職員は待機                         </td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項	<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <a href="#">安全安心まちづくり課長</a> 防災係長	—	気象状況の把握	<b>雪害情報連絡会態勢</b>	雪害情報連絡会： 総務部長 都市建設部長 <a href="#">都市建設部参事</a> <a href="#">安全安心まちづくり課長</a> まちづくり計画課長 <a href="#">都市建設部主幹</a> 道路下水道課長 <a href="#">施設公園課長</a>	雪害情報連絡会	<a href="#">安全安心まちづくり課</a> の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討） (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等） (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）  ※検討内容は理事者に随時報告。 ※緊急対応班に指名されている職員は待機	<b>3 非常配備態勢の要員、実施事項等</b> 〈略〉 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">非常配備態勢</th> <th style="width:20%;">会議・配備要員</th> <th style="width:10%;">災害対策組織名</th> <th style="width:55%;">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;"><b>情報監視態勢</b></td> <td>総務部長 <a href="#">防災危機管理課長</a> 防災<a href="#">危機管理</a>係長</td> <td style="text-align:center;">—</td> <td>気象状況の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"><b>雪害情報連絡会態勢</b></td> <td>                             雪害情報連絡会：                              総務部長  <a href="#">生活環境部長</a>                              都市建設部長  <a href="#">防災危機管理課長</a>  <a href="#">環境政策課長</a>                              まちづくり計画課長                              道路下水道課長                         </td> <td style="text-align:center;">雪害情報連絡会</td> <td> <a href="#">防災危機管理課</a>の検討課題                              (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明                              (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）                              (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認                               都市建設部の検討課題                              (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定                              (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等）                              (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）                               ※検討内容は理事者に随時報告                              ※緊急対応班に指名されている職員は待機                         </td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項	<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <a href="#">防災危機管理課長</a> 防災 <a href="#">危機管理</a> 係長	—	気象状況の把握	<b>雪害情報連絡会態勢</b>	雪害情報連絡会： 総務部長 <a href="#">生活環境部長</a> 都市建設部長 <a href="#">防災危機管理課長</a> <a href="#">環境政策課長</a> まちづくり計画課長 道路下水道課長	雪害情報連絡会	<a href="#">防災危機管理課</a> の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討） (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等） (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）  ※検討内容は理事者に随時報告 ※緊急対応班に指名されている職員は待機	組織名等の変更
非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項																											
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <a href="#">安全安心まちづくり課長</a> 防災係長	—	気象状況の把握																											
<b>雪害情報連絡会態勢</b>	雪害情報連絡会： 総務部長 都市建設部長 <a href="#">都市建設部参事</a> <a href="#">安全安心まちづくり課長</a> まちづくり計画課長 <a href="#">都市建設部主幹</a> 道路下水道課長 <a href="#">施設公園課長</a>	雪害情報連絡会	<a href="#">安全安心まちづくり課</a> の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討） (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等） (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）  ※検討内容は理事者に随時報告。 ※緊急対応班に指名されている職員は待機																											
非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項																											
<b>情報監視態勢</b>	総務部長 <a href="#">防災危機管理課長</a> 防災 <a href="#">危機管理</a> 係長	—	気象状況の把握																											
<b>雪害情報連絡会態勢</b>	雪害情報連絡会： 総務部長 <a href="#">生活環境部長</a> 都市建設部長 <a href="#">防災危機管理課長</a> <a href="#">環境政策課長</a> まちづくり計画課長 道路下水道課長	雪害情報連絡会	<a href="#">防災危機管理課</a> の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討） (3) 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認（優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等） (3) 職員の体制（自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討）  ※検討内容は理事者に随時報告 ※緊急対応班に指名されている職員は待機																											

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																																						
				<p><b>雪害 緊急対策会議態勢</b></p> <p>緊急対策会議部： 副市長、教育長、各部長 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり</u>課長 まちづくり計画課長 <u>都市建設部主幹</u> 道路下水道課長 <u>施設公園課長</u> 消防団長 事務局：<u>安全安心まちづくり</u>課</p> <p>緊急対応班： 都市建設部職員 ※必要に応じ他課の職員も 招集し、除雪等の通常業務 以外の作業に従事させる。</p> <p>会議部の協議事項 (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応</p> <p>雪害 緊急対策 会議</p> <p>緊急対応班の業務 警戒活動・除雪作業・災害対応活動</p>	<p><b>雪害 緊急対策会議態勢</b></p> <p>緊急対策会議部： 副市長、教育長、各部長<u>相 当職</u> <u>企画財政部主幹（公共施設 担当）</u> 秘書広報課長 <u>防災危機管理</u>課長 <u>環境政策課長</u> まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長 事務局：<u>防災危機管理課</u></p> <p>緊急対応班： <u>緑と公園係職員</u> 都市建設部職員 ※必要に応じ他課の職員も 招集し、除雪等の通常業務 以外の作業に従事させる。</p> <p>会議部の協議事項 (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応</p> <p>雪害 緊急対策 会議</p> <p>緊急対応班の業務 警戒活動・除雪作業・災害対応活動</p>																																							
				<p><b>第一 非常配備態勢</b></p> <p>震災時に準ずる</p>	<p><b>第一 非常配備態勢</b></p> <p>震災時に準ずる</p>	災害対策本部	災害応急対策の実施																																					
				<p><b>第二 非常配備態勢</b></p> <p>全職員の出動</p>	<p><b>第二 非常配備態勢</b></p> <p>全職員の出動</p>																																							
1	2	1	215	<p><b>1 情報収集・伝達</b></p> <p>市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。この場合の要領等は、第3編第2部第2章「気象予警報等の収集・伝達」に準じて行う。</p> <p><b>【気象庁が発表する降雪に関する情報】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注意報</td> <td>大雪注意報</td> <td><u>24</u>時間降雪の深さが5cm</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>平均風速が13m/sで雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td>大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の<u>時</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雪警報</td> <td><u>24</u>時間降雪の深さが20cm</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>平均風速が25m/sで雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td>大雪</td> <td>数十年に<u>一</u>度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に<u>一</u>度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	注意報	大雪注意報	<u>24</u> 時間降雪の深さが5cm	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の <u>時</u>	警報	大雪警報	<u>24</u> 時間降雪の深さが20cm	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う	特別警報	大雪	数十年に <u>一</u> 度の降雪量となる大雪が予想される場合	暴風雪	数十年に <u>一</u> 度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	<p><b>1 情報収集・伝達</b></p> <p><u>福生</u>市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。この場合の要領等は、第3編第2部第2章「気象予警報等の収集・伝達」に準じて行う。</p> <p><b>【気象庁が発表する降雪に関する情報】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注意報</td> <td>大雪注意報</td> <td><u>12</u>時間降雪の深さが5cm</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>平均風速が13m/sで雪を伴う<u>。</u></td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td>大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の<u>とき。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雪警報</td> <td><u>12</u>時間降雪の深さが20cm</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>平均風速が25m/sで雪を伴う<u>。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td>大雪</td> <td>数十年に<u>1</u>度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に<u>1</u>度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	注意報	大雪注意報	<u>12</u> 時間降雪の深さが5cm	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う <u>。</u>	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の <u>とき。</u>	警報	大雪警報	<u>12</u> 時間降雪の深さが20cm	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う <u>。</u>	特別警報	大雪	数十年に <u>1</u> 度の降雪量となる大雪が予想される場合	暴風雪	数十年に <u>1</u> 度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	語句の適正 東京都意見
種類	発表基準																																											
注意報	大雪注意報	<u>24</u> 時間降雪の深さが5cm																																										
	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う																																										
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の <u>時</u>																																										
警報	大雪警報	<u>24</u> 時間降雪の深さが20cm																																										
	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う																																										
特別警報	大雪	数十年に <u>一</u> 度の降雪量となる大雪が予想される場合																																										
	暴風雪	数十年に <u>一</u> 度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																										
種類	発表基準																																											
注意報	大雪注意報	<u>12</u> 時間降雪の深さが5cm																																										
	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う <u>。</u>																																										
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の <u>とき。</u>																																										
警報	大雪警報	<u>12</u> 時間降雪の深さが20cm																																										
	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う <u>。</u>																																										
特別警報	大雪	数十年に <u>1</u> 度の降雪量となる大雪が予想される場合																																										
	暴風雪	数十年に <u>1</u> 度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																										
1	2	1	215	<p><b>2 広報活動</b></p> <p>市は、市民生活の混乱を防止するため、積雪が予想される場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、<u>あんまちツイッター</u>、ふっさ情報メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。</p> <p>また、市は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、<u>市・都</u>住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。</p> <p>市民へ提供する情報は<u>概ね次の通り</u>とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 市主催事業の情報<u>。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 広報活動</b></p> <p><u>福生</u>市は、市民生活の混乱を防止するため、積雪が予想される場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、<u>福生市公式アプリ</u>、<u>SNS</u>、ふっさ情報メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。</p> <p>また、<u>福生</u>市は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。</p> <p>市民へ提供する情報は<u>おおむね次のとおり</u>とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 市主催事業の情報<u>。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	語句の適正 市の現況の反映																																						

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																																																														
1	2	2	215	<b>第2節 除雪対策</b> 市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡視・監視及び除雪作業を実施する。対策の実施は、別に定める「福生市大雪対応マニュアル」によるものとする。	<b>第2節 除雪対策</b> <u>福生</u> 市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡視・監視及び除雪作業を実施する。対策の実施は、別に定める「福生市大雪対応マニュアル」によるものとする。	語句の適正																																																														
1	2	2	216	<b>3 除雪実施計画</b> <略> <b>【除雪の優先順位と実施方法】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>場所</th> <th>路線名等</th> <th>作業内容</th> <th>実施班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>坂道</td> <td>市営競技場東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <略> <b>【機材等】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>雪置場</td> <td>&lt;略&gt; ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班	1	坂道	市営競技場東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）	<略>	<略>	2	<略>	<略>	<略>	<略>	3	<略>	<略>	<略>	<略>	4	<略>	<略>	<略>	<略>	雪置場	<略> ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。	<略>	<略>	<略>	<略>	<b>3 除雪実施計画</b> <略> <b>【除雪の優先順位と実施方法】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>場所</th> <th>路線名等</th> <th>作業内容</th> <th>実施班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>坂道</td> <td><u>S &amp; Dフィールド福生（福生市営競技場）</u>東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <略> <b>【機材等】</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>雪置場</td> <td>&lt;略&gt; ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、<u>福生</u>市は協力するものとする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班	1	坂道	<u>S &amp; Dフィールド福生（福生市営競技場）</u> 東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）	<略>	<略>	2	<略>	<略>	<略>	<略>	3	<略>	<略>	<略>	<略>	4	<略>	<略>	<略>	<略>	雪置場	<略> ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、 <u>福生</u> 市は協力するものとする。	<略>	<略>	<略>	<略>	施設名の変更
優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班																																																																
1	坂道	市営競技場東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）	<略>	<略>																																																																
2	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
3	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
4	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
雪置場	<略> ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、市は協力するものとする。																																																																			
<略>	<略>																																																																			
<略>	<略>																																																																			
優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班																																																																
1	坂道	<u>S &amp; Dフィールド福生（福生市営競技場）</u> 東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂（車道のある急坂）	<略>	<略>																																																																
2	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
3	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
4	<略>	<略>	<略>	<略>																																																																
雪置場	<略> ・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、 <u>福生</u> 市は協力するものとする。																																																																			
<略>	<略>																																																																			
<略>	<略>																																																																			
1	2	3	217	<b>1 帰宅困難者対策</b> 市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。 また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。 一時滞在場所は <u>福生市民会館及び防災食育センターをはじめとする各避難所等</u> とし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。 <b>【一時滞在場所】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> <td><u>大ホール、小ホール、集会室</u></td> </tr> <tr> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> <td>研修室、食育展示・見学ホール</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	福生市民会館	福生市福生2455	<u>大ホール、小ホール、集会室</u>	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール	<b>1 帰宅困難者対策</b> <u>福生</u> 市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。 また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。 一時滞在場所は <u>次のとおり</u> とし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。 <b>【一時滞在場所】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>扶桑会館</u></td> <td><u>福生市本町92-5</u></td> <td><u>会議室</u></td> </tr> <tr> <td>福生市民会館</td> <td>福生市福生2455</td> <td>集会室</td> </tr> <tr> <td>防災食育センター</td> <td>福生市熊川1606-<u>1</u></td> <td>研修室、食育展示・見学ホール</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	備考	<u>扶桑会館</u>	<u>福生市本町92-5</u>	<u>会議室</u>	福生市民会館	福生市福生2455	集会室	防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール	語句の適正 施設の変更																																									
施設名	所在地	備考																																																																		
福生市民会館	福生市福生2455	<u>大ホール、小ホール、集会室</u>																																																																		
防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール																																																																		
施設名	所在地	備考																																																																		
<u>扶桑会館</u>	<u>福生市本町92-5</u>	<u>会議室</u>																																																																		
福生市民会館	福生市福生2455	集会室																																																																		
防災食育センター	福生市熊川1606- <u>1</u>	研修室、食育展示・見学ホール																																																																		
1	2	3	217	<b>2 避難所の開設</b> 市は、降雪により生活に支障が生じることが予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難所を開設し、避難の意向をもつ市民を収容する。この場合の要領等は、第3編第2部第6章「応急避難」に準じて行う。	<b>2 避難施設の開設</b> 市は、降雪により生活に支障が生じることが予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難施設を開設し、避難の意向をもつ市民を収容する。この場合の要領等は、第3編第2部第6章「応急避難」に準じて行う。	語句の適正																																																														
1	2	3	218	<b>3 避難行動要支援者の状況把握及び安否確認等</b> <略> 市は、糖尿病や透析患者等に対し、東京都 <u>福祉保健局</u> 、医師会、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク等から情報を集約し、適宜情報提供を行う。	<b>3 避難行動要支援者の状況把握及び安否確認等</b> <略> <u>福生</u> 市は、糖尿病や透析患者等に対し、東京都、医師会、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク等から情報を集約し、適宜情報提供を行う。	語句の適正																																																														
2	1		219	<b>第1章 予防対策</b> 市内及び都内には原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設も、緊急時防護措置を準備する区域に <u>本市</u> 及び都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質が	<b>第1章 予防対策</b> 市内及び都内には原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設も、緊急時防護措置を準備する区域に <u>福生</u> 市及び <u>東京都</u> の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性	語句の適正																																																														



部	章	節	頁	現行	修正案	理由												
				施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。 しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等（放射性物質運搬中の事故を含む）が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ばれ、本市にも影響を及ぼす可能性がある。	物質が施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。 しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等（放射性物質運搬中の事故を含む）が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ばれ、 <u>福生市</u> にも影響を及ぼす可能性がある。													
2	1		219	<b>1 都の協議の対象となる原子力事業所</b> <略> <table border="1"> <tr> <td>所在地等</td> <td>神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4番1号</u></td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td><u>名称：株式会社東芝</u> 原子力技術研究所</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設等</td> <td>東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設</td> </tr> </table> 出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（平成24年修正）	所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4番1号</u>	事業者	<u>名称：株式会社東芝</u> 原子力技術研究所	原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設	<b>1 <u>東京都</u>の協議の対象となる原子力事業所</b> <略> <table border="1"> <tr> <td>所在地等</td> <td>神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u></td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>東芝<u>エネルギーシステムズ株式会社</u> 原子力技術研究所</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設等</td> <td>東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設</td> </tr> </table> 出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（令和3年修正）	所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u>	事業者	東芝 <u>エネルギーシステムズ株式会社</u> 原子力技術研究所	原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設	語句の適正 社名の変更
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4番1号</u>																	
事業者	<u>名称：株式会社東芝</u> 原子力技術研究所																	
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設																	
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町 <u>4-1</u>																	
事業者	東芝 <u>エネルギーシステムズ株式会社</u> 原子力技術研究所																	
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設																	
2	1		219	<b>2 防災知識の普及</b> 市は、都と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動等を実施する。 <略> <table border="1"> <tr> <td>(5) 緊急時に市や都、国が講じる対策の内容に関すること。</td> </tr> </table>	(5) 緊急時に市や都、国が講じる対策の内容に関すること。	<b>2 防災知識の普及</b> 市は、 <u>東京都</u> と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動等を実施する。 <略> <table border="1"> <tr> <td>(5) 緊急時に市や<u>東京都</u>、国が講じる対策の内容に関すること。</td> </tr> </table>	(5) 緊急時に市や <u>東京都</u> 、国が講じる対策の内容に関すること。	語句の適正										
(5) 緊急時に市や都、国が講じる対策の内容に関すること。																		
(5) 緊急時に市や <u>東京都</u> 、国が講じる対策の内容に関すること。																		
2	2		220	<b>1 応急活動体制</b> 放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、市に影響を及ぼす可能性がある場合、災害活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。	<b>1 応急活動体制</b> 放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、 <u>福生市</u> に影響を及ぼす可能性がある場合、災害活動体制は、第3編第2部第1章「活動体制」に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。	語句の適正												
2	2		220	<b>2 情報収集・伝達</b> 放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、市は、消防署、警察署、東京都及び関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章「情報の収集・伝達・広報」に準じて行う。 <略>	<b>2 情報収集・伝達</b> 放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、 <u>福生市</u> は、 <u>福生消防署</u> 、 <u>福生警察署</u> 、東京都及び関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第2章「情報の収集・伝達・広報」に準じて行う。 <略>	語句の適正												
2	2		220	<b>3 広報活動</b> <u>企画財政部</u> は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。 <略>	<b>3 広報活動</b> <u>福生市</u> は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。 <略>	語句の適正												
2	2		220	<b>4 モニタリング等の実施と市民への情報提供</b> 市は、所管する施設において放射線量の測定を行う。生活環境部は、その内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 <b>【モニタリング対策】</b> <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>対策内容</td> </tr> <tr> <td>環境課 (<u>環境班</u>)</td> <td>放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表</td> </tr> <tr> <td>各関係部署</td> <td>放射線量の測定・検査の実施</td> </tr> </table>	担当	対策内容	環境課 ( <u>環境班</u> )	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表	各関係部署	放射線量の測定・検査の実施	<b>4 モニタリング等の実施と市民への情報提供</b> <u>福生市</u> は、所管する施設において放射線量の測定を行う。生活環境部は、その内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。 <b>【モニタリング対策】</b> <table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>対策内容</td> </tr> <tr> <td>環境<u>政策</u>課</td> <td>放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表</td> </tr> <tr> <td>各関係部署</td> <td>放射線量の測定・検査の実施</td> </tr> </table>	担当	対策内容	環境 <u>政策</u> 課	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表	各関係部署	放射線量の測定・検査の実施	語句の適正 組織名等の変更
担当	対策内容																	
環境課 ( <u>環境班</u> )	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表																	
各関係部署	放射線量の測定・検査の実施																	
担当	対策内容																	
環境 <u>政策</u> 課	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表																	
各関係部署	放射線量の測定・検査の実施																	
2	2		221	<b>5 保健医療活動</b> <u>福祉保健部</u> は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 <b>【保健医療活動】</b> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>対策内容</td> </tr> <tr> <td>東京都<u>福祉保健局</u></td> <td>健康相談に関する窓口の設置等</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	東京都 <u>福祉保健局</u>	健康相談に関する窓口の設置等	<b>5 保健医療活動</b> <u>福生市</u> は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。 <b>【保健医療活動】</b> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>対策内容</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>健康相談に関する窓口の設置等</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	東京都	健康相談に関する窓口の設置等	語句の適正 東京都意見				
機関名	対策内容																	
東京都 <u>福祉保健局</u>	健康相談に関する窓口の設置等																	
機関名	対策内容																	
東京都	健康相談に関する窓口の設置等																	

部	章	節	頁	現行		修正案		理由																
				<a href="#">東京都病院経営本部</a>	保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	<a href="#">東京都立病院機構</a>	保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定																	
				<略>	<略>	<略>	<略>																	
2	2		221	<b>6 放射性物質の除去・除染等</b> <a href="#">生活環境部</a> は、国の対処方針や東京都の対応状況を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染等の対応を行う。除染等の作業は「福生市除染方針（平成23年12月16日）」及び「市町村による除染実施ガイドライン（平成23年8月26日原子力災害対策本部）」等に基づき実施する。		<b>6 放射性物質の除去・除染等</b> <a href="#">福生市</a> は、国の対処方針や東京都の対応状況を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染等の対応を行う。除染等の作業は「福生市除染方針（平成23年12月16日）」及び「市町村による除染実施ガイドライン（平成23年8月26日原子力災害対策本部）」等に基づき実施する。		語句の適正																
2	2		221	<b>7 住民相談窓口の設置</b> <a href="#">市民部</a> は、市民からの問 <b>い</b> 合 <b>わ</b> せに対応するため、住民相談窓口を設置する。この際、問 <b>い</b> 合 <b>わ</b> せの多い事項については、広報活動に反映させる。		<b>7 住民相談窓口の設置</b> <a href="#">福生市</a> は、市民からの問合せに対応するため、住民相談窓口を設置する。この際、問合せの多い事項については、広報活動に反映させる。		語句の適正																
2	2		221	<b>8 市民の安全の確保</b> <a href="#">総務部</a> は、市民の安全を確保するため、国、東京都、防災関係行政機関等との連絡を密にし、状況により警戒区域の設定、避難指示等必要な措置を講ずる。		<b>8 市民の安全の確保</b> <a href="#">福生市</a> は、市民の安全を確保するため、国、東京都、防災関係行政機関等との連絡を密にし、状況により警戒区域の設定、避難指示等必要な措置を講ずる。		語句の適正																
3	2		223	<b>1 収集する情報</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width:50%;">収集する情報</th><th style="width:50%;">担当部署</th></tr></thead><tbody><tr><td>火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報</td><td>総務部（<a href="#">安全安心まちづくり課</a>）</td></tr><tr><td>降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること</td><td>福祉保健部（健康課） 生活環境部（環境課）</td></tr><tr><td>火山灰の除去及び処理に関すること</td><td>都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（<a href="#">環境課</a>）</td></tr></tbody></table>		収集する情報	担当部署	火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報	総務部（ <a href="#">安全安心まちづくり課</a> ）	降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること	福祉保健部（健康課） 生活環境部（環境課）	火山灰の除去及び処理に関すること	都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（ <a href="#">環境課</a> ）	<b>1 収集する情報</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width:50%;">収集する情報</th><th style="width:50%;">担当部署</th></tr></thead><tbody><tr><td>火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報</td><td>総務部（<a href="#">防災危機管理課</a>）</td></tr><tr><td>降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること。</td><td>福祉保健部（健康課） 生活環境部（<a href="#">環境政策課</a>）</td></tr><tr><td>火山灰の除去及び処理に関すること。</td><td>都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（<a href="#">ごみ減量対策課</a>）</td></tr></tbody></table>		収集する情報	担当部署	火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報	総務部（ <a href="#">防災危機管理課</a> ）	降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること。	福祉保健部（健康課） 生活環境部（ <a href="#">環境政策課</a> ）	火山灰の除去及び処理に関すること。	都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（ <a href="#">ごみ減量対策課</a> ）	組織名等の変更 語句の適正
収集する情報	担当部署																							
火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報	総務部（ <a href="#">安全安心まちづくり課</a> ）																							
降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること	福祉保健部（健康課） 生活環境部（環境課）																							
火山灰の除去及び処理に関すること	都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（ <a href="#">環境課</a> ）																							
収集する情報	担当部署																							
火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報	総務部（ <a href="#">防災危機管理課</a> ）																							
降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること。	福祉保健部（健康課） 生活環境部（ <a href="#">環境政策課</a> ）																							
火山灰の除去及び処理に関すること。	都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（ <a href="#">ごみ減量対策課</a> ）																							
3	2		223	<b>2 火山（降灰）情報</b> <b>(1) 降灰の報告</b> 市は、 <a href="#">福生市</a> 内で降灰が確認された場合、降灰調査を実施し東京都に報告する。 <略>		<b>2 火山（降灰）情報</b> <b>(1) 降灰の報告</b> <a href="#">福生市</a> は、市内で降灰が確認された場合、降灰調査を実施し東京都に報告する。 <略>		語句の適正																
3	2		223	<b>(2) 降灰に関する重要な情報の伝達</b> 市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、町会・自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察・消防機関署の協力を得て市民に周知する。		<b>(2) 降灰に関する重要な情報の伝達</b> <a href="#">福生市</a> は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、町会・自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察・消防機関署の協力を得て市民に周知する。		語句の適正																
3	2		223	<b>3 降灰予報</b> 市は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。 <略>		<b>3 降灰予報</b> <a href="#">福生市</a> は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。 <略>		語句の適正																
3	2		224	<b>4 情報連絡態勢</b> 市は、富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。 【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ】 <a href="#">&lt;図略&gt;</a>		<b>4 情報連絡態勢</b> <a href="#">福生市</a> は、富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。 【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ】 <a href="#">&lt;図略&gt;</a> <a href="#">修正</a>		語句の適正																
3	2		224	<b>5 被害状況等の調査報告</b> 市及び関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、定められた伝達系統により報告する。		<b>5 被害状況等の調査報告</b> <a href="#">福生市</a> 及び関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、定められた伝達系統により報告する。		語句の適正																
3	3		225	<b>1 市民の健康相談</b> <a href="#">福祉保健部</a> は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。		<b>1 市民の健康相談</b> <a href="#">福生市</a> は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。		語句の適正																
3	3		225	<b>2 火山灰の除去、収集・運搬、処分</b> <略> (4) 市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 <略>		<b>2 火山灰の除去、収集・運搬、処分</b> <略> (4) <a href="#">福生市</a> が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。 <略>		語句の適正																
3	3		225	<b>3 避難対策</b>		<b>3 避難対策</b>		語句の適正																

部	章	節	頁	現行	修正案	理由				
				<b>総務部</b> は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難指示を発令し、住民を避難させる。	<b>福生市</b> は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難指示を発令し、住民を避難させる。					
3	3		225	<b>4 応援協力・災害派遣要請</b> 降灰により被害を受け又は受けるおそれのある場合には、市は関係機関、東京都、他市町村等の協力を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、 <b>都</b> 知事に自衛隊の災害派遣を要請する。	<b>4 応援協力・災害派遣要請</b> 降灰により被害を受け、又は受けるおそれのある場合には、 <b>福生市</b> は関係機関、東京都、他市町村等の協力を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。					
3	3		225	<b>5 警備・交通規制</b> 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。	<b>5 警備・交通規制</b> 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。	語句の適正				
3	3		225	<b>6 救援・救護</b> 各機関は、原則として通常の体制で救援・救護活動を行う。	<b>6 救援・救護</b> 各機関は、原則として通常の <b>活動</b> 体制で救援・救護活動を行う。	語句の適正				
3	3		226	<b>8 ライフライン等の応急・復旧対策</b> <b>(4) 下水道</b> <b>都市建設部</b> は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認された場合は必要な措置を講じる。	<b>8 ライフライン等の応急・復旧対策</b> <b>(4) 下水道</b> <b>福生市</b> は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認された場合は必要な措置を講じる。	語句の適正				
4	1	1	227	<b>第1節 危険物施設の状況</b> 大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条）放射線等使用施設（放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条）等がある。 <b>本市</b> には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は <b>無</b> いが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。 ※横田基地を除く。	<b>第1節 危険物施設の状況</b> 大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（ <a href="#">昭和26年法律第204号</a> ）第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（ <a href="#">昭和25年法律第303号</a> ）第2条）放射線（ <a href="#">放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）</a> 第2条）等がある。 <b>福生市</b> には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設は <b>ない</b> が、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある。 ※横田基地を除く。	語句の適正				
4	1	2	227	<b>第2節 危険物等貯蔵施設の安全化</b> 危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理 <b>体制</b> の強化を図っていく必要がある。 <略>	<b>第2節 危険物等貯蔵施設の安全化</b> 危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理 <b>態勢</b> の強化を図っていく必要がある。 <略>					
4	1	2	227	<b>1 石油類施設</b> <b>(1) 保安計画</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">福生消防署</td> <td>&lt;略&gt;  <b>イ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理<b>体制</b>の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること <b>ウ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援<b>体制</b>の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。</td> </tr> </table> <b>(2) 規制及び立入検査</b>	福生消防署	<略>  <b>イ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理 <b>体制</b> の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること <b>ウ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援 <b>体制</b> の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。	<b>1 石油類施設</b> <b>(1) 保安計画</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">福生消防署</td> <td>&lt;略&gt; <b>イ</b> <a href="#">他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講じる。</a> <b>ウ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理<b>態勢</b>の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。 <b>エ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援<b>態勢</b>の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。</td> </tr> </table> <b>(2) 規制及び立入検査</b>	福生消防署	<略> <b>イ</b> <a href="#">他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講じる。</a> <b>ウ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理 <b>態勢</b> の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。 <b>エ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援 <b>態勢</b> の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。	語句の適正
福生消防署	<略>  <b>イ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理 <b>体制</b> の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること <b>ウ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援 <b>体制</b> の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。									
福生消防署	<略> <b>イ</b> <a href="#">他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講じる。</a> <b>ウ</b> 次の事項について指導する。 (ア) 危険物事業所の自主保安管理 <b>態勢</b> の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。 <b>エ</b> 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援 <b>態勢</b> の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。									

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																								
				<p>福生市</p> <p>ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。</p> <p>福生消防署</p> <p>ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。</p> <p>イ 立入検査 <u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u></p>	<p>福生市</p> <p>ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主保安態勢を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。</p> <p>福生消防署</p> <p>ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。</p> <p>イ 立入検査 <u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u></p>																									
4	1	2	228	<p><b>2 高圧ガス施設</b></p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都環境局</td> <td>ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	東京都環境局	ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 <略>	<略>	<略>	福生市	ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。		イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。	<略>	<略>	<略>	<略>	<p><b>2 高圧ガス施設</b></p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都環境局</td> <td>ア 関係機関との連絡態勢の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	東京都環境局	ア 関係機関との連絡態勢の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 <略>	<略>	<略>	福生市	ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。		イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。	<略>	<略>	<略>	<略>	語句の適正
東京都環境局	ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 <略>																													
<略>	<略>																													
福生市	ア 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。																													
	イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
東京都環境局	ア 関係機関との連絡態勢の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 <略>																													
<略>	<略>																													
福生市	ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。																													
	イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
4	1	2	228	<p><b>3 毒・劇物、化学薬品等施設</b></p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都福祉保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生市教育委員会、西多摩保健所</td> <td>毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。</td> </tr> </table>	東京都福祉保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>	福生市教育委員会、西多摩保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。	<p><b>3 毒・劇物、化学薬品等施設</b></p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生市教育委員会、西多摩保健所</td> <td>毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出し入れすること。</td> </tr> </table>	東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>	福生市教育委員会、西多摩保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出し入れすること。	語句の適正																
東京都福祉保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>																													
福生市教育委員会、西多摩保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。																													
東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>																													
福生市教育委員会、西多摩保健所	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出し入れすること。																													

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																				
				<table border="1"> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動<b>体制</b>の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備</td> </tr> <tr> <td>東京都<b>福祉</b>保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td><u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u></td> </tr> </table>		<略>	<略>	<略>	福生市	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動 <b>体制</b> の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備	東京都 <b>福祉</b> 保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>	福生消防署	<u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u>	<table border="1"> <tr><td></td><td>&lt;略&gt;</td></tr> <tr><td>&lt;略&gt;</td><td>&lt;略&gt;</td></tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>福生市</td> <td>東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動<b>態勢</b>の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備</td> </tr> <tr> <td>東京都保健<b>医療</b>局（健康安全研究センター、西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td><u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u></td> </tr> </table>		<略>	<略>	<略>	福生市	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動 <b>態勢</b> の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備	東京都保健 <b>医療</b> 局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>	福生消防署	<u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u>	
	<略>																									
<略>	<略>																									
福生市	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動 <b>体制</b> の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備																									
東京都 <b>福祉</b> 保健局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>																									
福生消防署	<u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u>																									
	<略>																									
<略>	<略>																									
福生市	東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。 ア 研修会等で防災教育の徹底 イ 立入検査時の施設の安全化指導 ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動 <b>態勢</b> の整備 エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 オ 治療方法を記した書類の整備																									
東京都保健 <b>医療</b> 局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<略>																									
福生消防署	<u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u>																									
4	1	2	229	<p><b>4 放射線等使用施設</b> 現在、国（文部科学省）においては、<u>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」</u>に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し安全<b>体制</b>を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視<b>体制</b>をとるなど各種の安全対策を実施している。</p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>福祉</b>保健局</td> <td>ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生警察署</td> <td>ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力<b>体制を確立</b>する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。</td> </tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>福祉</b>保健局</td> <td>医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td><u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u></td> </tr> </table>	東京都 <b>福祉</b> 保健局	ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 <略>	福生警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力 <b>体制を確立</b> する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。	東京都 <b>福祉</b> 保健局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。	福生消防署	<u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u>	<p><b>4 放射線等使用施設</b> 現在、国（文部科学省）においては、<u>放射線同位元素等の規制に関する法律</u>に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し安全<b>態勢</b>を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視<b>態勢</b>をとるなど各種の安全対策を実施している。</p> <p>(1) 保安計画</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都保健<b>医療</b>局</td> <td>ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法（<u>昭和23年法律第205号</u>）に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生警察署</td> <td>ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力<b>関係を構築</b>する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。</td> </tr> </table> <p>(2) 規制及び立入検査</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都保健<b>医療</b>局</td> <td>医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td><u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u></td> </tr> </table>	東京都保健 <b>医療</b> 局	ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法（ <u>昭和23年法律第205号</u> ）に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 <略>	福生警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力 <b>関係を構築</b> する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。	東京都保健 <b>医療</b> 局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。	福生消防署	<u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u>	語句の適正				
東京都 <b>福祉</b> 保健局	ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 <略>																									
福生警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力 <b>体制を確立</b> する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。																									
東京都 <b>福祉</b> 保健局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。																									
福生消防署	<u>「火災予防査察」による立入検査を行う。</u>																									
東京都保健 <b>医療</b> 局	ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法（ <u>昭和23年法律第205号</u> ）に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 <略>																									
福生警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力 <b>関係を構築</b> する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。																									
東京都保健 <b>医療</b> 局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。																									
福生消防署	<u>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u>																									
4	1	3	230	<p><b>第3節 危険物等の輸送の安全化</b> &lt;略&gt; 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、東京都<b>福祉保健局</b>等の関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>福祉</b>保健局（西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt; (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。<u>（毒物及び劇物取締法）</u> (2) 関係機関との連絡通報<b>体制</b>を確立する。</td> </tr> </table>	東京都 <b>福祉</b> 保健局（西多摩保健所）	<略> (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 <u>（毒物及び劇物取締法）</u> (2) 関係機関との連絡通報 <b>体制</b> を確立する。	<p><b>第3節 危険物等の輸送の安全化</b> &lt;略&gt; 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、東京都等の関係機関による路上取締りを毎年定期的実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>東京都<b>医療</b>保健局（西多摩保健所）</td> <td>&lt;略&gt; (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う<u>（毒物及び劇物取締法）</u>。 (2) 関係機関との連絡通報<b>態勢</b>を確立する。</td> </tr> </table>	東京都 <b>医療</b> 保健局（西多摩保健所）	<略> (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う <u>（毒物及び劇物取締法）</u> 。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>態勢</b> を確立する。	語句の適正																
東京都 <b>福祉</b> 保健局（西多摩保健所）	<略> (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。 <u>（毒物及び劇物取締法）</u> (2) 関係機関との連絡通報 <b>体制</b> を確立する。																									
東京都 <b>医療</b> 保健局（西多摩保健所）	<略> (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う <u>（毒物及び劇物取締法）</u> 。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>態勢</b> を確立する。																									

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																
				<table border="1"> <tr> <td>福生警察署</td> <td>(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報<b>体制</b>を確立する。</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td>(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「<u>火災予防査察</u>」による立入検査を行う。 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局</td> <td>危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、<u>輻輳</u>する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。</td> </tr> </table>	福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>体制</b> を確立する。	福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「 <u>火災予防査察</u> 」による立入検査を行う。 〈略〉	関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、 <u>輻輳</u> する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。	<table border="1"> <tr> <td>福生警察署</td> <td>(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報<b>態勢</b>を確立する。</td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td>(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、<u>消防法第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u> 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>関東運輸局</td> <td>危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、<u>ふくそう</u>する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。</td> </tr> </table>	福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>態勢</b> を確立する。	福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、 <u>消防法第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u> 〈略〉	関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、 <u>ふくそう</u> する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。					
福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>体制</b> を確立する。																					
福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「 <u>火災予防査察</u> 」による立入検査を行う。 〈略〉																					
関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、 <u>輻輳</u> する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。																					
福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報 <b>態勢</b> を確立する。																					
福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、 <u>消防法第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</u> 〈略〉																					
関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、 <u>ふくそう</u> する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。																					
4	1	4	231	<b>第4節 応急用資機（器）材の整備</b> 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に <u>止</u> めるためには、平常時から応急用資機（器）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。	<b>第4節 応急用資機（器）材の整備</b> 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限に <u>とど</u> めるためには、平常時から応急用資機（器）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。	語句の適正																
4	2	1	232	<b>第1節 鉄道事故予防対策</b> 〈略〉 <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>〈略〉 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると<b>共</b>に、耐震性の確保を図る。 〈略〉</td> </tr> </table>	鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると <b>共</b> に、耐震性の確保を図る。 〈略〉	<b>第1節 鉄道事故予防対策</b> 〈略〉 <table border="1"> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>〈略〉 (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると<b>とも</b>に、耐震性の確保を図る。 〈略〉</td> </tr> </table>	鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると <b>とも</b> に、耐震性の確保を図る。 〈略〉	語句の適正												
鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると <b>共</b> に、耐震性の確保を図る。 〈略〉																					
鉄道事業者	〈略〉 (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると <b>とも</b> に、耐震性の確保を図る。 〈略〉																					
4	2	2	232	<b>第2節 道路・橋梁災害対策</b> 〈略〉 <table border="1"> <tr> <td>関東地方整備局 相武国道事務所</td> <td>〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡<b>体制</b>の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善</td> </tr> <tr> <td>東京都建設局 西多摩建設 事務所</td> <td>〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡<b>体制</b>の確保</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	関東地方整備局 相武国道事務所	〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>体制</b> の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善	東京都建設局 西多摩建設 事務所	〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>体制</b> の確保	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	<b>第2節 道路・橋梁災害対策</b> 〈略〉 <table border="1"> <tr> <td>関東地方整備局 相武国道事務所</td> <td>〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡<b>態勢</b>の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善</td> </tr> <tr> <td>東京都建設局 西多摩建設 事務所</td> <td>〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡<b>態勢</b>の確保</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> </table>	関東地方整備局 相武国道事務所	〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>態勢</b> の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善	東京都建設局 西多摩建設 事務所	〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>態勢</b> の確保	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	語句の適正
関東地方整備局 相武国道事務所	〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>体制</b> の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善																					
東京都建設局 西多摩建設 事務所	〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>体制</b> の確保																					
〈略〉	〈略〉																					
〈略〉	〈略〉																					
関東地方整備局 相武国道事務所	〈略〉 (3) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>態勢</b> の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善																					
東京都建設局 西多摩建設 事務所	〈略〉 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡 <b>態勢</b> の確保																					
〈略〉	〈略〉																					
〈略〉	〈略〉																					
4	2	3	233	<b>第3節 NBC災害</b> <u>NBC</u> 災害等の被害を最小限に <u>留</u> めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理態勢の確立が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。 <u>また、NBC災害等の応急態勢の整備として、東京都等の関係機関及び福生市が参画する現地連絡調整所の応急対策が円滑に実施されるよう、西多摩健康危機管理計画を基本に、西多摩健康危機管理対策協議会による関係機関の連携強化を図る。</u> <table border="1"> <tr> <td>警視庁</td> <td>1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災<b>体制</b>の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しNBC災害対応の充実強化を図る。</td> </tr> </table>	警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災 <b>体制</b> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉	東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しNBC災害対応の充実強化を図る。	<b>第3節 CBRNE災害</b> <u>CBRNE</u> 災害等の被害を最小限に <u>とど</u> めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理態勢の確立が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。 <table border="1"> <tr> <td>警視庁</td> <td>1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災<b>態勢</b>の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>各種防護服、測定機器、大型除染設備、<u>テロ災害対応資器材</u>等を整備し<b>CBRNE</b>災害対応の充実強化を図る。</td> </tr> </table>	警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災 <b>態勢</b> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉	東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、 <u>テロ災害対応資器材</u> 等を整備し <b>CBRNE</b> 災害対応の充実強化を図る。	語句の適正								
警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災 <b>体制</b> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉																					
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備等を整備しNBC災害対応の充実強化を図る。																					
警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災 <b>態勢</b> の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 〈略〉																					
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、 <u>テロ災害対応資器材</u> 等を整備し <b>CBRNE</b> 災害対応の充実強化を図る。																					

部	章	節	頁	現行	修正案	理由
				<p>東京都 <u>福祉保健局</u></p> <p>〈略〉</p> <p>※東京消防庁においては、平成 25 年 3 月より第九消防方面本部消防救助機動部隊が発隊、また、同年 12 月より福生消防署に福生化学機動中隊が発隊し、NBC 災害のほか特殊災害への対応、地域の消防力の強化を図っている。</p> <p><u>NBC災害とは</u> <u>核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)といった、大量破壊兵器に関連する物資により引き起こされる災害の総称</u></p>	<p>東京都 <u>保健医療局</u></p> <p>〈略〉</p> <p>※東京消防庁においては、平成 25 年 3 月より第九消防方面本部消防救助機動部隊が発隊、また、同年 12 月より福生消防署に福生化学機動中隊が発隊し、CBRNE 災害のほか特殊災害への対応、地域の消防力の強化を図っている。</p> <p><u>CBRNE(シーバーン)とは</u> <u>化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害(C(chemical))、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害(B(biological))、放射性物質に関する災害・核・放射能兵器による災害(R(radiological)、核物質(N(nuclear))、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害(E(explosive))の総称</u></p>	
4	3	1	234	<b>第1節 初動体制</b>	<b>第1節 初動活動体制</b>	語句の適正
4	3	1	234	<p><b>1 市の体制</b></p> <p>大規模事故が発生した場合、市は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、<u>組織、動員その他の災害応急</u>体制を速やかに確立する。</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) <b>災害対策本部</b></p> <p>市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。 ※<u>災害応急</u>活動体制は、第2編第2部第1章第1節「活動体制の確立」を参照。</p> <p>(3) <b>非常配備態勢の発令基準・参集基準</b></p> <p>非常配備態勢は第2編第2部第1章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」を準用するが、被害の状況等に応じ、副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含む)を発令する。</p>	<p><b>1 福生市の組織体制</b></p> <p>大規模事故が発生した場合、<u>福生市</u>は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、<u>初動活動</u>体制を速やかに確立する。</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) <b>災害対策本部</b></p> <p>市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。 ※活動体制は、第2編第2部第1章第1節「活動体制の確立」を参照。</p> <p>(3) <b>非常配備態勢の発令基準・参集基準</b></p> <p>非常配備態勢は第2編第2部第1章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」を準用するが、被害の状況等に応じ、副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含む)を発令する。</p>	語句の適正
4	3	1	234	<p><b>2 東京都の体制</b></p> <p>(1) <b>東京都本部の活動体制</b></p> <p><u>知事</u>は、東京都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び<u>本計画</u>の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。 <u>そのため、必要がある場合は災害即応対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。</u></p> <p>(2) <b>現地災害対策本部の活動体制</b></p> <p><u>本部長(知事)</u>は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。</p> <p><u>ア 構成員</u></p> <p>(ア) <u>現地災害対策本部長は、本部長(知事)が指名する副本部長又は本部員とする。</u></p> <p>(イ) <u>同副本部長は、本部長(知事)が指名する本部の職員とする。</u></p> <p>(ウ) <u>現地災害対策本部員は、本部長(知事)が指名する者とする。</u></p> <p>(エ) <u>現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。</u></p> <p><u>イ 分掌事務</u></p> <p>(ア) <u>被害及び復旧状況の情報分析に関すること</u></p> <p>(イ) <u>区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること</u></p> <p>(ウ) <u>現場部隊の役割分担及び調整に関すること</u></p> <p>(エ) <u>自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること</u></p> <p>(オ) <u>本部長(知事)の指示による応急対策の推進に関すること</u></p> <p>(カ) <u>各種相談業務の実施に関すること</u></p> <p>(キ) <u>その他緊急を要する応急対策の実施に関すること</u></p> <p><u>ウ 設置場所</u></p> <p><u>災害現場又は区市町村庁舎等</u></p> <p>(3) <b>災害即応対策本部の活動体制</b></p> <p><u>ア 災害即応対策本部の設置</u></p>	<p><b>2 東京都の体制</b></p> <p>(1) <b>東京都本部の活動体制</b></p> <p><u>東京都</u>は、東京都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び<u>東京都地域防災計画</u>の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。</p> <p>(2) <b>現地災害対策本部の活動体制</b></p> <p><u>東京都</u>は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。</p> <p>(3) <b>災害即応対策本部の活動体制</b></p>	語句の適正 東京都地域防災計画との整合

部	章	節	頁	現行	修正案	理由															
				<p>突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p> <p>災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。</p> <p>(ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき</p> <p>(イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき</p> <p><u>イ 災害即応対策本部の組織</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>構成員</th> <th>設置要件</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理監</td> <td>(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等</td> <td>(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき</td> <td>(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	構成員	設置要件	主な役割	危機管理監	(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討	<p><u>東京都は</u>、突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p> <p>災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。</p> <p>(ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。</p> <p>(イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。</p>								
本部長	構成員	設置要件	主な役割																		
危機管理監	(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討																		
4	3	1	235	<p><b>4 緊急対処事態対策本部への移行</b></p> <p><u>東京都の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から東京都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、福生市及び東京都は、直ちに緊急対策会議又は災害対策本部（東京都においては災害即応対策本部又は災害対策本部）を廃止し、緊急対処事態対策本部（緊急本部）へ体制を移行する。</u></p> <p>〈図略〉</p> <p><u>緊急対処事態対策本部の設置前に、災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じた場合は、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を講ずるなど必要な調整を行う。なお、体制の移行に伴い、調整を行う主な措置は次のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置名 (国民保護法上の措置名)</th> <th>災害対策基本法等に基づく措置</th> <th>国民保護法に基づく措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難の指示</td> <td>福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)</td> <td>国の指示に基づき、知事が福生市長を通じて避難を指示 (第54条) 緊急時には知事による避難の指示が可能 (第14条)</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td>福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)</td> <td>福生市長が設定 (第16条) 緊急時には知事による設定が可能 (第14条)</td> </tr> <tr> <td>救助(救援)</td> <td>福生市長が救助 (災害救助法が適用された場合は、知事が救助) (第62条)</td> <td>知事が救援 (第75条)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の派遣要請</td> <td>知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第83条に基づき要請 (第68条の2)</td> <td>知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請 (第15条)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※災害対策基本法上の警報（自然災害等）と国民保護法上の警報（武力攻撃事態等は取り扱う内容が異なるため、事態の誤認等を除き、措置の連続性は原則としてない。）</u></p> <p><u>市の地域において発生した事故災害がテロ等によるものであっても、政府による事態認定が行われなかった場合、市は、緊急対策会議又は災害対策本部の設置を継続し、事案に応じて必要な措置を行う。</u></p>	措置名 (国民保護法上の措置名)	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置	避難の指示	福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)	国の指示に基づき、知事が福生市長を通じて避難を指示 (第54条) 緊急時には知事による避難の指示が可能 (第14条)	警戒区域の設定	福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)	福生市長が設定 (第16条) 緊急時には知事による設定が可能 (第14条)	救助(救援)	福生市長が救助 (災害救助法が適用された場合は、知事が救助) (第62条)	知事が救援 (第75条)	自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第83条に基づき要請 (第68条の2)	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請 (第15条)	削除	国民保護計画の内容のため削除
措置名 (国民保護法上の措置名)	災害対策基本法等に基づく措置	国民保護法に基づく措置																			
避難の指示	福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)	国の指示に基づき、知事が福生市長を通じて避難を指示 (第54条) 緊急時には知事による避難の指示が可能 (第14条)																			
警戒区域の設定	福生市長が避難を指示 (福生市長が措置できない場合、知事が指示) (第60条)	福生市長が設定 (第16条) 緊急時には知事による設定が可能 (第14条)																			
救助(救援)	福生市長が救助 (災害救助法が適用された場合は、知事が救助) (第62条)	知事が救援 (第75条)																			
自衛隊の派遣要請	知事その他政令で定める者が、天災地変、その他の災害から人命又は財産を保護するため、自衛隊法第83条に基づき要請 (第68条の2)	知事が、国民保護措置を円滑に実施するため要請 (第15条)																			
4	3	1	235	<p><b>5 現地連絡調整所</b></p> <p>市は、東京都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所及び災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者</p>	<p><b>4 現地連絡調整所</b></p> <p><u>福生市は</u>、東京都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所及び災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者</p>	語句の適正															



部	章	節	頁	現行	修正案	理由																																												
				<p>を早期に救出・救助・搬送・避難させる。</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 現地連絡調整所の組織</p> <p>災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には次のものが考えられる。</p> <p>〈略〉</p> <p>エ <a href="#">消防機関</a></p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 連絡調整事項</p> <p>現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。</p> <p>〈略〉</p> <p>ク 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む）</p> <p>〈略〉</p>	<p>る者を早期に救出・救助・搬送・避難させる。</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 現地連絡調整所の組織</p> <p>災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には次のものが考えられる。</p> <p>〈略〉</p> <p>エ <a href="#">東京消防庁</a></p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 連絡調整事項</p> <p>現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。</p> <p>〈略〉</p> <p>ク 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）</p> <p>〈略〉</p>																																													
4	3	2	236	<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b></p> <p>事故災害時に各関係機関は、情報連絡<a href="#">体制</a>をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。</p>	<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b></p> <p>事故災害時に各関係機関は、情報連絡<a href="#">態勢</a>をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。</p>	語句の適正																																												
4	3	2	236	<p><b>1 情報連絡<a href="#">体制</a></b></p> <p>〈略〉</p> <p><b>【大規模事故等に係る通報経路図】</b></p> <p>〈<a href="#">図略</a>〉</p> <p><a href="#">NBC</a>災害等に対しては、関係機関との連携を密にし、情報連絡を行う。また、東京都<a href="#">福祉保健局</a>では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係機関や災害拠点病院等に対し通報する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生市</td> <td>(3) <a href="#">地域</a>防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。</td> </tr> <tr> <td>その他の関係機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統の<a href="#">もと</a>、無線通信等により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	福生市	(3) <a href="#">地域</a> 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。	その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の <a href="#">もと</a> 、無線通信等により通信連絡を行う。	<p><b>1 情報連絡<a href="#">態勢</a></b></p> <p>〈略〉</p> <p><b>【大規模事故等に係る通報経路図】</b></p> <p>〈<a href="#">図略</a>〉 <a href="#">修正</a></p> <p><a href="#">CBRNE</a>災害等に対しては、関係機関との連携を密にし、情報連絡を行う。また、東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係機関や災害拠点病院等に対し通報する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td>〈略〉</td> </tr> <tr> <td>福生市</td> <td>(3) 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。</td> </tr> <tr> <td>その他の関係機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統の<a href="#">下</a>、無線通信等により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	〈略〉	福生市	(3) 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。	その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の <a href="#">下</a> 、無線通信等により通信連絡を行う。	語句の適正																				
機関名	内容																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
福生市	(3) <a href="#">地域</a> 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。																																																	
その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の <a href="#">もと</a> 、無線通信等により通信連絡を行う。																																																	
機関名	内容																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
〈略〉	〈略〉																																																	
福生市	(3) 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。																																																	
その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の <a href="#">下</a> 、無線通信等により通信連絡を行う。																																																	
4	3	2	237	<p><b>2 被害状況等の報告<a href="#">体制</a></b></p> <p>〈略〉</p> <p><b>【報告の種類、提出期限、様式一覧】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	<p><b>2 被害状況等の報告<a href="#">態勢</a></b></p> <p>〈略〉</p> <p><b>【報告の種類、提出期限、様式一覧】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び<a href="#">東京</a>都が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び <a href="#">東京</a> 都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括	語句の適正
報告の種類	入力期限	入力画面																																																
発災通知	即時	発災情報																																																
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																
要請通知	即時	要請情報																																																
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																																															
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																															
災害年報	4月20日	災害総括																																																
報告の種類	入力期限	入力画面																																																
発災通知	即時	発災情報																																																
被害措置概況速報	即時及び <a href="#">東京</a> 都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																
要請通知	即時	要請情報																																																
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																																															
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																															
災害年報	4月20日	災害総括																																																
4	3	2	238	<p><b>3 災害時の広報及び広聴活動</b></p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 避難指示等の情報伝達</p>	<p><b>3 災害時の広報及び広聴活動</b></p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 避難指示等の情報伝達</p> <p>東京都及び<a href="#">福生市</a>は、都民等に対し報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。</p>	語句の適正																																												

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																																								
				<p>東京都及びは、<u>本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも</u>、都民等に対し報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 広聴活動</p> <p>市は、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 広聴活動</p> <p><u>福生市</u>は、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。</p>																																									
4	3	3	238	<p>1 住民対応</p> <p>(1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに<u>避難所</u>を開設する。</p> <p>(2) <u>避難所</u>は災害現場から安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前にあつては、緊急対応班が当たる。)</p> <p>(3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。</p>	<p>1 住民対応</p> <p>(1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに<u>公共施設を避難施設として</u>開設する。</p> <p>(2) <u>避難施設</u>は災害現場から安全な距離を取り、開設する(災害対策本部設置前にあつては、緊急対応班が当たる。)</p> <p>(3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。</p>	語句の適正																																								
4	3	4	239	<p>第4節 事故種別ごとの各機関の対応</p> <p>1 危険物事故の応急対策</p> <p>石油類、高圧ガス、鉄道事故、道路・橋梁事故、ガス事故、NBC災害等の事故災害時にその事故に關係する防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。ここでは事故種別ごとに關連する機関の対応を示す。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 高圧ガス保管施設の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生市</td> <td>           事故時において必要に応じ次の措置を行う。            ア 住民に対する避難指示            イ 住民の避難誘導            ウ 避難所の開設            エ 避難住民の保護            オ 情報提供            カ 関係機関との連絡         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鉄道事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>           事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧<u>体制</u>を整備していく。            &lt;略&gt;         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路・橋梁事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方整備局相武国道事務所</td> <td>           相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。            ア 関係機関への連絡            イ 応急措置・復旧<u>体制</u>の確保            ウ 応急・復旧措置の実施            また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。         </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生市</td> <td>           所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧<u>体制</u>を確保する。            &lt;略&gt;         </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡	機関名	内容	<略>	<略>	鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧 <u>体制</u> を整備していく。 <略>	機関名	内容	関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧 <u>体制</u> の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。	<略>	<略>	福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧 <u>体制</u> を確保する。 <略>	<p>第4節 事故種別ごとの各機関の対応</p> <p>1 危険物事故の応急対策</p> <p>石油類、高圧ガス、鉄道事故、道路・橋りょう事故、ガス事故、<u>CBRNE</u>災害等の事故災害時にその事故に關係する防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。ここでは事故種別ごとに關連する機関の対応を示す。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 高圧ガス保管施設の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福生市</td> <td>           事故時において必要に応じ次の措置を行う。            ア 住民に対する避難指示            イ 住民の避難誘導            ウ 避難所の開設            エ 避難住民の保護            オ 情報提供            カ 関係機関との連絡         </td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <u>ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。</u>  <u>イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</u>  <u>ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鉄道事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>           事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧<u>態勢</u>を整備していく。            &lt;略&gt;         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路・橋梁事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方整備局相武国道事務所</td> <td>           相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。            ア 関係機関への連絡            イ 応急措置・復旧<u>態勢</u>の確保            ウ 応急・復旧措置の実施            また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。         </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>福生市</td> <td>           所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧<u>態勢</u>を確保する。            &lt;略&gt;         </td> </tr> <tr> <td>福生消防署</td> <td> <u>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡	福生消防署	<u>ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。</u> <u>イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</u> <u>ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</u>	機関名	内容	<略>	<略>	鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧 <u>態勢</u> を整備していく。 <略>	機関名	内容	関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧 <u>態勢</u> の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。	<略>	<略>	福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧 <u>態勢</u> を確保する。 <略>	福生消防署	<u>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</u>	語句の適正
機関名	内容																																													
福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡																																													
機関名	内容																																													
<略>	<略>																																													
鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧 <u>体制</u> を整備していく。 <略>																																													
機関名	内容																																													
関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧 <u>体制</u> の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。																																													
<略>	<略>																																													
福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧 <u>体制</u> を確保する。 <略>																																													
機関名	内容																																													
福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡																																													
福生消防署	<u>ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。</u> <u>イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</u> <u>ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</u>																																													
機関名	内容																																													
<略>	<略>																																													
鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧 <u>態勢</u> を整備していく。 <略>																																													
機関名	内容																																													
関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に關する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧 <u>態勢</u> の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。																																													
<略>	<略>																																													
福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧 <u>態勢</u> を確保する。 <略>																																													
福生消防署	<u>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</u>																																													

部	章	節	頁	現行	修正案	理由														
				(5) <b>NBC</b> 災害 NBC災害等の被害を最小限に留めるため、第2章第3節「NBC災害」で定めた計画に基づき、関係機関が連携して応急対策を行う。なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。	(5) <b>CBRNE</b> 災害 CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第2章第3節「CBRNE災害」で定めた計画に基づき、関係機関が連携して応急対策を行う。なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。															
4	4	1	242	<b>2 市の体制</b> <b>(1) 組織体制</b> <table border="1"> <tr> <td>航空事故緊急対策会議</td> <td>市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、福生市周辺市町への航空機からの落下物の事故であって、福生市内に直接の被害がない事故については、防災係及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、福生市周辺市町への航空機からの落下物の事故であって、福生市内に直接の被害がない事故については、防災係及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u>	<略>	<略>	<b>2 福生市の組織体制</b> <b>(1) 組織体制</b> <table border="1"> <tr> <td>航空事故緊急対策会議</td> <td>市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </table>	航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u>	<略>	<略>	語句の適正						
航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、福生市周辺市町への航空機からの落下物の事故であって、福生市内に直接の被害がない事故については、防災係及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u>																			
<略>	<略>																			
航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第一報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 <u>※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。</u>																			
<略>	<略>																			
4	4	1	242	<b>(2) 航空事故緊急対策会議の組織</b> 航空事故緊急対策会議の組織は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>緊急対策会議部</td> <td>緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、<u>安全安心まちづくり</u>課長及び消防団長とする。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>緊急対応班</td> <td>ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、<u>安全安心まちづくり課</u>とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、<u>安全安心まちづくり課</u>の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。</td> </tr> </table> ※緊急対策会議設置時には市役所第 <u>二</u> 棟2階を活動拠点とする。	緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、 <u>安全安心まちづくり</u> 課長及び消防団長とする。 <略>	緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、 <u>安全安心まちづくり課</u> とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、 <u>安全安心まちづくり課</u> の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。	<b>(2) 航空事故緊急対策会議の組織</b> 航空事故緊急対策会議の組織は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>緊急対策会議部</td> <td>緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、<u>防災危機管理</u>課長及び消防団長とする。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>緊急対応班</td> <td>ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、<u>防災危機管理課</u>とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、<u>防災危機管理課</u>の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。</td> </tr> </table> ※緊急対策会議設置時には市役所第 <u>1</u> 棟2階を活動拠点とする。	緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、 <u>防災危機管理</u> 課長及び消防団長とする。 <略>	緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、 <u>防災危機管理課</u> とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、 <u>防災危機管理課</u> の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。	組織名の変更						
緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、 <u>安全安心まちづくり</u> 課長及び消防団長とする。 <略>																			
緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、 <u>安全安心まちづくり課</u> とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、 <u>安全安心まちづくり課</u> の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。																			
緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、 <u>防災危機管理</u> 課長及び消防団長とする。 <略>																			
緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、 <u>防災危機管理課</u> とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、 <u>防災危機管理課</u> の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。																			
4	4	1	242	<b>(3) 参集基準</b> <table border="1"> <tr> <td>市内に航空機が墜落した場合</td> <td>緊急対策会議の<u>すべて</u>の職員が参集する。</td> </tr> <tr> <td>周辺市町に航空機が墜落した場合</td> <td>緊急対策会議部メンバー、<u>安全安心まちづくり課</u>及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。</td> </tr> <tr> <td><u>周辺市町に航空機から落下物があった場合</u></td> <td><u>総務部長、秘書広報課長、安全安心まちづくり課長は参集する。</u></td> </tr> </table>	市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の <u>すべて</u> の職員が参集する。	周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、 <u>安全安心まちづくり課</u> 及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。	<u>周辺市町に航空機から落下物があった場合</u>	<u>総務部長、秘書広報課長、安全安心まちづくり課長は参集する。</u>	<b>(3) 参集基準</b> <table border="1"> <tr> <td>市内に航空機が墜落した場合</td> <td>緊急対策会議の<u>全て</u>の職員が参集する。</td> </tr> <tr> <td>周辺市町に航空機が墜落した場合</td> <td>緊急対策会議部メンバー、<u>防災危機管理課</u>及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。</td> </tr> <tr> <td><u>市内に航空機からの落下物があった場合</u></td> <td>企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・渉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。</td> </tr> <tr> <td><u>周辺市町又は落下箇所が不明である航空機からの落下物があった場合</u></td> <td><u>防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長及び防災危機管理課長へ情報共有を行う。</u></td> </tr> </table>	市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の <u>全て</u> の職員が参集する。	周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、 <u>防災危機管理課</u> 及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。	<u>市内に航空機からの落下物があった場合</u>	企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・渉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。	<u>周辺市町又は落下箇所が不明である航空機からの落下物があった場合</u>	<u>防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長及び防災危機管理課長へ情報共有を行う。</u>	語句の適正 組織名の変更
市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の <u>すべて</u> の職員が参集する。																			
周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、 <u>安全安心まちづくり課</u> 及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。																			
<u>周辺市町に航空機から落下物があった場合</u>	<u>総務部長、秘書広報課長、安全安心まちづくり課長は参集する。</u>																			
市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の <u>全て</u> の職員が参集する。																			
周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、 <u>防災危機管理課</u> 及び緊急対応班のうち企画調整課基地・渉外担当は参集する。																			
<u>市内に航空機からの落下物があった場合</u>	企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・渉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。																			
<u>周辺市町又は落下箇所が不明である航空機からの落下物があった場合</u>	<u>防災危機管理課及び企画調整課基地・渉外担当が通常態勢により情報収集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長及び防災危機管理課長へ情報共有を行う。</u>																			

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																										
4	4	1	243	<p>(4) 緊急対策会議が設置された場合の活動</p> <p><b>【所掌事務】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">航空事故緊急対策会議</td> <td>正副議長 副市長 教育長</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり課長</u> 消防団長</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>緊急対応班 企画調整課 秘書広報課</td> <td>ア 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣し、情報収集に当たる。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の課</td> <td>ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに<u>防災係</u>に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、<u>連絡体制を確認し</u>、対処できる態勢をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	組織		対応	航空事故緊急対策会議	正副議長 副市長 教育長	<略>	会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり課長</u> 消防団長	<略>	緊急対応班 企画調整課 秘書広報課	ア 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣し、情報収集に当たる。 <略>	その他の課		ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに <u>防災係</u> に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、 <u>連絡体制を確認し</u> 、対処できる態勢をとる。	<p>(4) 緊急対策会議が設置された場合の活動</p> <p><b>【所掌事務】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">航空事故緊急対策会議</td> <td>正副議長 副市長 教育長</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>防災危機管理課長</u> 消防団長</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>緊急対応班 企画調整課 秘書広報課</td> <td>ア <u>必要に応じて</u>横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣する等、情報収集に当たる。 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の課</td> <td>ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに<u>防災危機管理課</u>に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、<u>事故情報等に留意し即座に</u>対処できる態勢をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	組織		対応	航空事故緊急対策会議	正副議長 副市長 教育長	<略>	会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>防災危機管理課長</u> 消防団長	<略>	緊急対応班 企画調整課 秘書広報課	ア <u>必要に応じて</u> 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣する等、情報収集に当たる。 <略>	その他の課		ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに <u>防災危機管理課</u> に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、 <u>事故情報等に留意し即座に</u> 対処できる態勢をとる。	組織名の変更 語句の適正
組織		対応																														
航空事故緊急対策会議	正副議長 副市長 教育長	<略>																														
	会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>安全安心まちづくり課長</u> 消防団長	<略>																														
	緊急対応班 企画調整課 秘書広報課	ア 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣し、情報収集に当たる。 <略>																														
その他の課		ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに <u>防災係</u> に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、 <u>連絡体制を確認し</u> 、対処できる態勢をとる。																														
組織		対応																														
航空事故緊急対策会議	正副議長 副市長 教育長	<略>																														
	会議部 各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 <u>防災危機管理課長</u> 消防団長	<略>																														
	緊急対応班 企画調整課 秘書広報課	ア <u>必要に応じて</u> 横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣する等、情報収集に当たる。 <略>																														
その他の課		ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに <u>防災危機管理課</u> に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、 <u>事故情報等に留意し即座に</u> 対処できる態勢をとる。																														
4	4	1	243	<p>3 東京都の体制</p> <p>(1) 東京都の活動体制</p> <p><u>知事</u>は、福生市及びその周辺地域において航空事故が発生した場合、法令及び<u>本</u>計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。</p> <p><u>そのため、必要がある場合は災害即応対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。</u></p> <p>米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。</p>	<p>3 東京都の体制</p> <p>(1) 東京都の活動体制</p> <p><u>東京都</u>は、福生市及びその周辺地域において航空事故が発生した場合、法令及び<u>東京都地域防災</u>計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。</p> <p>米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。</p>	語句の適正																										
4	4	1	244	<p>(3) 現地災害対策本部の活動体制</p> <p><u>知事</u>は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地災害対策本部を置く。</p> <p><u>ア 構成員</u></p> <p><u>(ア) 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。</u></p> <p><u>(イ) 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。</u></p> <p><u>(ウ) 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</u></p> <p><u>(エ) 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。</u></p> <p><u>イ 分掌事務</u></p> <p><u>(ア) 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。</u></p> <p><u>(イ) 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(ウ) 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(エ) 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。</u></p> <p><u>(オ) 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。</u></p> <p><u>(カ) 各種相談業務の実施に関すること。</u></p> <p><u>(キ) その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。</u></p> <p><u>ウ 設置場所</u></p> <p><u>災害現場又は区市町村庁舎等</u></p>	<p>(3) 現地災害対策本部の活動体制</p> <p><u>東京都</u>は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、災害現場又はその近辺の市区町村に現地災害対策本部を置く。</p>	語句の適正 東京都の組織の詳細のため削除																										
4	4	1	244	<p>(4) 災害即応対策本部の設置</p> <p>ア 災害即応対策本部の設置</p>	<p>(4) 災害即応対策本部の設置</p> <p>ア 災害即応対策本部の設置</p>	東京都地域防災計画との整合																										

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																								
				<p>航空事故においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p> <p>災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し、都危機管理監が必要と認めたときに設置する。</p> <p>(ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき</p> <p>(イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき</p> <p><u>イ 災害即応対策本部の組織</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部長</th> <th>構成員</th> <th>設置要件</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都危機管理監</td> <td>(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等</td> <td>(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき</td> <td>(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	構成員	設置要件	主な役割	都危機管理監	(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討	<p>航空事故においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。</p> <p>災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し、都危機管理監が必要と認めたときに設置する。</p> <p>(ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。</p> <p>(イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。</p>																	
本部長	構成員	設置要件	主な役割																											
都危機管理監	(ア) 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 (イ) 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	(ア) 大規模事故やテロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき (イ) 火山活動による突発的な災害発生のおそれがあるとき	(ア) 危機に対処するための対応策の策定 (イ) 対応局の役割分担総合調整 (ウ) 災害情報の共有設置 (エ) 他局、区市町村のする本部等との連携 (オ) 自衛隊に対する災害派遣要請の検討																											
4	4	2	245	<p>1 航空事故における通報経路</p> <p>(1) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図（東京都大規模災害資料編第19による）</p> <p>ア 目撃者等からの通報経路</p> <p>&lt;図略&gt;</p>	<p>1 航空事故における通報経路</p> <p>(1) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図（東京都地域防災計画大規模事故編資料編）</p> <p>ア 目撃者等からの通報経路</p> <p>&lt;図略&gt; 修正</p>	語句の適正																								
4	4	2	245	<p>イ 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路</p> <p>&lt;図略&gt;</p>	<p>イ 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路</p> <p>&lt;図略&gt; 修正</p>	語句の適正																								
4	4	2	245	<p>(2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図（東京都地域防災計画大規模事故編資料編による）</p> <p>&lt;図略&gt;</p> <p>東京都福祉保健局では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>その他の防災機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。	<p>(2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図（東京都地域防災計画大規模事故編資料編より）</p> <p>&lt;図略&gt; 修正</p> <p>東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>その他の防災機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	<略>	その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。	語句の適正
機関名	内容																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。																													
機関名	内容																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
<略>	<略>																													
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。																													
4	4	2	246	<p>2 情報連絡体制</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平日勤務時間内</td> <td>(1) 第一報入手部署は安全安心まちづくり課防災係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災係長は、総務部長及び安全安心まちづくり課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第一報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 安全安心まちづくり課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。</td> </tr> <tr> <td>休日夜間</td> <td>(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、安全安心まちづくり課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第一報を入れる。 (3) 安全安心まちづくり課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災係長に参集連絡を取る。</td> </tr> </tbody> </table>	平日勤務時間内	(1) 第一報入手部署は安全安心まちづくり課防災係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災係長は、総務部長及び安全安心まちづくり課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第一報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 安全安心まちづくり課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。	休日夜間	(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、安全安心まちづくり課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第一報を入れる。 (3) 安全安心まちづくり課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災係長に参集連絡を取る。	<p>2 情報連絡態勢</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平日勤務時間内</td> <td>(1) 第1報入手部署は防災危機管理係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災危機管理係長は、総務部長及び防災危機管理課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第1報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 防災危機管理課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。</td> </tr> <tr> <td>休日夜間</td> <td>(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、防災危機管理課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第1報を入れる。 (3) 防災危機管理課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災危機管理係長に参集連絡を取る。 (4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。</td> </tr> </tbody> </table>	平日勤務時間内	(1) 第1報入手部署は防災危機管理係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災危機管理係長は、総務部長及び防災危機管理課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第1報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 防災危機管理課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。	休日夜間	(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、防災危機管理課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第1報を入れる。 (3) 防災危機管理課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災危機管理係長に参集連絡を取る。 (4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。	組織名の変更																
平日勤務時間内	(1) 第一報入手部署は安全安心まちづくり課防災係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災係長は、総務部長及び安全安心まちづくり課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第一報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 安全安心まちづくり課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。																													
休日夜間	(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、安全安心まちづくり課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第一報を入れる。 (3) 安全安心まちづくり課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災係長に参集連絡を取る。																													
平日勤務時間内	(1) 第1報入手部署は防災危機管理係に事故に関する情報連絡を取る。 (2) 防災危機管理係長は、総務部長及び防災危機管理課長に事故に関する情報連絡を取る。 (3) 総務部長は、市長に第1報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。 (4) 防災危機管理課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。																													
休日夜間	(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、防災危機管理課長に連絡を取る。 (2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第1報を入れる。 (3) 防災危機管理課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災危機管理係長に参集連絡を取る。 (4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。																													

部	章	節	頁	現行	修正案	理由																																																						
				<p>(4) 各対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。 (5) 防災係長は防災係員に参集連絡を取る。</p> <p>緊急対策会議が設置された場合、次の活動を行い、情報は<a href="#">安全安心まちづくり課防災係</a>に集約する。</p>	<p>(5) 防災<a href="#">危機管理</a>係長は防災<a href="#">危機管理</a>係員に参集連絡を取る。</p> <p>緊急対策会議が設置された場合、次の活動を行い、情報は<a href="#">防災危機管理課</a>に集約する。</p>																																																							
4	4	2	246	<p>(1) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機が墜落した場合 〈略〉 エ 防災係は現地確認を、広報広聴係は可能な限りの写真撮影を行う。 オ 防災係は、東京都災害対策本部との連絡を緊密に取る。</p>	<p>(1) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機が墜落した場合 〈略〉 エ 防災<a href="#">危機管理課</a>は現地確認を、広報広聴係は可能な限りの写真撮影を行う。 オ 防災<a href="#">危機管理課</a>は、東京都災害対策本部との連絡を緊密に取る。</p>	語句の適正																																																						
4	4	2	247	<p>(2) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機からの落下物被害があった場合 企画調整課基地・渉外担当及び防災係は関係機関からの情報収集に努める。</p>	<p>(2) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機からの落下物被害があった場合 企画調整課基地・渉外担当及び防災<a href="#">危機管理課</a>は関係機関からの情報収集に努める。</p>	語句の適正																																																						
4	4	2	247	<p><b>3 被害状況等の報告体制</b> 〈略〉 【報告の種類、提出期限、様式一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類		入力期限	入力画面	発災通知		即時	発災情報	被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知		即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報		4月20日	災害総括	<p><b>3 被害状況等の報告態勢</b> 〈略〉 【報告の種類、提出期限、様式一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時及び東京都が通知する期限内</td> <td>災害総括、被害状況、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類		入力期限	入力画面	発災通知		即時	発災情報	被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報	要請通知		即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報		4月20日	災害総括	語句の適正
報告の種類		入力期限	入力画面																																																									
発災通知		即時	発災情報																																																									
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																									
要請通知		即時	要請情報																																																									
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																																																									
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																																									
災害年報		4月20日	災害総括																																																									
報告の種類		入力期限	入力画面																																																									
発災通知		即時	発災情報																																																									
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報																																																									
要請通知		即時	要請情報																																																									
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																																																									
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																																																									
災害年報		4月20日	災害総括																																																									
4	4	3	247	<p><b>1 住民対応</b> (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに<a href="#">避難所</a>を開設する。 (2) <a href="#">避難所</a>は災害現場から安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前にあつては、緊急対応班が当たる。) (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。</p>	<p><b>1 住民対応</b> (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに<a href="#">公共施設を避難施設として</a>開設する。 (2) <a href="#">避難施設</a>は災害現場から安全な距離を取り、開設する。(災害対策本部設置前にあつては、緊急対応班が当たる。) (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。</p>	語句の適正																																																						
4	4	3	248	<p><b>3 消防団活動</b> 市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。 <u>※</u> 航空機への消火活動は行わない。</p>	<p><b>3 消防団活動</b> 市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。<u>(航空機への消火活動は行わない。)</u></p>	語句の適正																																																						